

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
83

2020.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 ミャンマーと私のかかわりー法整備支援の経験からー

弁護士 三村 量一

寄稿

6 コロナ危機下の法整備支援のあり方について

JICA長期派遣専門家 小松 健太

外国法制・実務

14 [ベトナム] ベトナム弁護士職務倫理規程の改正とJICAプロジェクトの協力

JICA長期派遣専門家 枝川 充志

22 [ラオス] ラオスにおける弁護士制度の概要と現状

JICA長期派遣専門家 入江 克典

36 [中国] 中国民法総則の制定について(6・小括)

JICA長期派遣専門家 白出 博之

51 [ウズベキスタン] ウズベキスタンにおける新しい行政法改革ー行政手続法の新原則である信頼保護の原則の適用を例にー
法学博士, タシケント国立法科大学准教授 ネマトフ ジュラベック

活動報告

【会合】

59 第21回法整備支援連絡会

国際協力部教官 小谷ゆかり

【海外出張】

128 [カンボジア] カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結について

国際協力部教官 小島麻友子

132 [ラオス] ラオス首相府共同セミナー

国際協力部教官 前田 佳行

【国際研修】

140 [スリランカ] 第1回スリランカ本邦研修(刑事司法実務改善~刑事訴訟の遅延解消に向けて~)

国際協力部教官 高梨 未央

144 [インドネシア] インドネシア法整備支援第13回本邦研修

国際協力部教官 下道 良太

【研修等実施履歴】

157

国際専門官 本間 基之

専門官の眼

159 国際専門官の世界

国際専門官 本間 基之

各国プロジェクトオフィスから

165

ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵
元ラオス長期派遣専門家 佐竹 亮
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂

編集後記

168

国際専門官 本間 基之

ミャンマーと私のかかわり — 法整備支援の経験から —

元知的財産高等裁判所判事

弁護士（三村小松山縣法律事務所）

三 村 量 一

1 はじめに

手許のパスポートを見ると、2016年2月から2019年12月まで合計9回ミャンマーを訪問している。そして、毎回の訪問で訪れているのは、首都ネピドーである。

ミャンマー（ミャンマー連邦共和国，Republic of the Union of Myanmar）は1989年に採用された新たな国名であり、多くの人にとっては旧国名ビルマの方がなじみ深いであろう。中国，タイ，ラオス，インド及びバングラデシュと国境を接し，南北に伸びる長い国土を有する。経済の中心は，旧首都ヤンゴン（Yangon，旧名称ラングーン）である。ネピドー（Nay Pyi Taw）は2006年に首都とされた新設都市で，ヤンゴンの北方約300キロメートルの地点にあり，ヤンゴンから空路で約50分，陸路（自動車）で約4時間30分を要する。日本からネピドーへの直行便はなく，ヤンゴン又はバンコク等の空港で乗換えを要する。国会議事堂，連邦最高裁判所（以下「最高裁」という。）や連邦法務長官府（以下「法務長官府」という。）等の中央官庁はネピドーに所在する。ネピドーは，ブラジリア等の都市と同様に，首都としての機能を果たすために計画的に建設された人工都市であり，20車線の広い道路が張り巡らされた広域のなかに政府機関の大規模な建物といくつかの大規模ホテルが散在するが，商店や飲食店はわずかしかな存在しない。ちなみに，20車線道路は有事の際には軍用機の滑走路として用いられるものと推測されている。最高裁は，法廷のほか職員の執務室や会議室等も備えた大規模な建物である。最高裁には，業務予算部，国際関係・研究部，民事部，刑事部等の複数の司法行政部局が置かれており，幹部職員は下級審の裁判官と同じ法曹資格者である。この司法行政部局の位置付けは，我が国における最高裁事務総局と同様ということができる。



【最高裁の建物】

2 ミャンマーにおける知的財産法の整備と我が国の支援

ミャンマーは英国領であったことから、独立後も基本的には英国系の法制が維持され、知的財産法分野においても、商標等につき英国系の法律が一部存在したが、不十分なものであった。

そのようななかで、GATTの加盟国であったミャンマーは、1995年のWTO設立によりその加盟国となり、これに伴ってTRIPS協定の規定に従った知的財産法制を導入する必要性に迫られた。TRIP協定上の開発途上国に対する移行措置の猶予が2005年末から2013年、更に2021年に延長されるなか、知的財産法の整備は必ずしも進展していなかったが、2015年11月の総選挙により成立した民主政権の下、科学技術省（後に教育省に移管）を中心に検討が進められ、2017年7月には知的財産4法（商標法、意匠法、特許法、著作権法）の法案が連邦議会に提出された。その後、上院（民族院）・下院（人民院）での審議を経て、2019年1月30日に商標法及び意匠法が、同年3月11日に特許法が、同年5月24日に著作権法が、それぞれ成立した。これらの法律は2020年夏頃までに施行することが予定されていたが、コロナ禍の影響により施行が遅れている。2021年夏頃までには知財庁が開設されて商標法が全面的に施行されることを期待したい。

これらの新たに制定された知財法に基づく権利の登録手続や無効手続における知財庁の決定に対しては、裁判所に取消訴訟を提起して司法審査を求めることができることとされており、取消訴訟及び権利侵害訴訟の管轄裁判所や訴訟手続については、広く最高裁の規則に委ねられている。これを受けて、最高裁においては、各知財法の施行に間に合わせるべく、知財関連の訴訟規則の制定作業を行っており、現在、商標関係訴訟規則の制定作業が佳境にさしかかっている。

このようにミャンマーにおいて知財法の制定作業が行われ、その施行に向けての体制整備が進むなか、我が国は、知的財産4法の法案作成については、世界知的所有権機関（WIPO）と共に特許庁及び文化庁が支援を行っていた。2013年には、特許庁は、ミャンマー知的財産制度整備支援チームを結成して、知財法案を含む知的財産制度構築に向けた援助を始めた。また、同年から、JICAの技術協力プロジェクトとして、ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始され、これまで現地セミナーの開催や本邦研修等を含め、様々な形態で知的財産法関連分野における協力が行われている。また、これに対応して、ミャンマー側においても、最高裁にワーキンググループが設置されている。

私は、当初、特許庁のミャンマー知的財産制度整備支援活動に携わっていたが、2016年に熊谷健一教授（明治大学）、小野寺良文弁護士（森・濱田松本法律事務所）と共にJICAのミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）における知的財産法アドバイザリーグループのメンバーとなり、以来、本プロジェクトを中心にミャンマーにおける知的財産法整備の支援に携わっている。

本プロジェクトについて特筆すべきなのは、一つには、日本側・ミャンマー側の双方とも、省庁の垣根を超えて連携して活動していることである。すなわち、日本側では、法務省、JICAと特許庁が連携して活動しており、ミャンマー側では、最高裁、法務長官府、教育省のみならず連邦議会議員を含む議会関係者、税関、警察等を含んだ形で活動を行って

いる点である。もう一つの点は、本プロジェクトが知的財産4法の議会での審議の段階から開始されたことと、ミャンマーでは最高裁が訴訟手続に関しては広範な権限を有していたことから知的財産4法の内容に関わる関与ができた点である。ミャンマーでは、議会における審議の過程において法案の内容を訂正することが日常的に行われている。今回も、議会における法案の訂正を想定して、知的財産4法について知財庁の決定に対する取消訴訟や権利侵害訴訟を見据えた形で、議会関係者への働きかけ等を行うことができた。この点に関しては、我が国では、実体法の立法作業の段階から当該法律の司法を通じての実現を想定しての議論がされることは稀である。私は、最高裁事務総局民事局に籍を置いていた1980年代当時、「株券等の保管及び振替に関する法律」の法案作成作業に際して法案作成時から関与して、株式等に関する権利に対する強制執行の手続を最高裁判所規則に委任する条項を同法に設けてもらった経験があるが、このように実体法の法案作成作業の段階から、司法を通じての権利実現の観点からの裁判所の意見が反映されることは我が国では稀である。

3 現地セミナー

知的財産法アドバイザーとしての私の活動の中心をなすのは、ミャンマーにおける現地セミナーへの参加であり、今までの私のミャンマー訪問はいずれも同セミナーに関連するものである。

現地セミナーは、JICAと最高裁の共催に係るものであり、日本側の参加者は、アドバイザーグループすなわち熊谷教授、小野寺弁護士と私のほか、JICA法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家及び現地スタッフである。ミャンマー側は、セミナーのテーマによって異なるが、原則として、最高裁ワーキンググループのメンバーを中心として、ヤンゴンに所在する高裁・地裁の裁判官であり、合計20名前後である。2日間にわたって行われる。



【現地セミナーの風景】

テーマとしては、①議会で審議中の知財法案の内容についての検討（審議中の内容訂正の可能性を含めての検討）、②審議中の知財法案を前提としての訴訟規則案の作成、③知財

訴訟を担当する裁判官向けの解説書の作成，④想定事例に基づく研修などである。現地セミナーは，現地のミャンマー人通訳を介して，日本語とミャンマー語で行われるが，日本側アドバイザーグループと参加者の間で英語で直接やりとりを行うこともある。知財法案の内容の検討や訴訟規則案の作成等に際しては，当初は，日本側アドバイザーが日本や欧米諸国の法制の内容を説明する場面が多かったが，回を重ねるにつれて，ミャンマー側参加者からの積極的発言が増えていった。知財法案の内容検討や訴訟規則案の作成の場面では，ミャンマーにおける他の法律や一般的な訴訟法（民事訴訟法，証拠法）との整合性について，ミャンマーの裁判官メンバーの間で議論の応酬がされることもあった。ミャンマー語での法案の表現や一般的な訴訟法との整合性については日本側に知識が乏しいため，ミャンマー側参加者間での討論の結果を示されて，それに対するコメントを行うという形になることも多かった。訴訟規則案の作成や想定事例に基づく研修を行う場合には，セミナー会場においてミャンマー側参加者がいくつかの小グループに分かれてグループごとの検討結果を発表するというグループワーク形式をとる場合もあった。



【グループワークの風景】

数回にわたる現地セミナーの実施を通じて感じたことは，最高裁ワーキンググループをはじめとするミャンマー側の裁判官には，共通意識として英国法的な考え方，すなわちコモンロー的思考や法の支配を重視する考え方が浸透していることである。今回の知財法案において知財庁の決定に対する取消訴訟に関する条文が，省庁間での大きな対立もなく取り入れられたのも，このような背景があったためと理解される。

ちなみに，今回の支援作業を通じて気付いたことは，一つは，最高裁のワーキンググループをはじめとする裁判官等には，日本の大学への留学経験者が多いことである。これは，長年にわたって続いた軍事政権下では欧米の大学への留学が困難であったことが理由であるが，結果的に親日的な裁判官や官僚が多いという好ましい状況を生み出している。早稲田大学等の在京大学のほか，名古屋大学，広島大学，新潟大学等の地方の大学への留学経験者も少なくない。本プロジェクトに関して，終始ミャンマー側の責任者として参加し，ミャンマー側参加者を指導してきたティン・ヌエ・ソー（Tin Nwe Soe）女史（最高裁司法監

督局長)も、広島大学への留学の経験者である。また、最高裁のワーキンググループをはじめ教育省等も含めて、幹部職員に占める女性の割合が多いのも特色である。幹部職員への女性の進出という面では日本よりはるかに進んでいるが、この背景としては、軍事政権下において男性が軍部の役職に就くことを希望していたといった事情が存在したのではないかと推測される。

このような裁判所メンバーを参加者としての現地セミナーに加えて、検討結果を他の関係者と共有する趣旨で、いわば拡大セミナーとして、裁判所メンバーに法務長官府、教育省、税関、警察や議会関係者を加えてのセミナーも実施されている。

4 本邦研修

上記のような現地セミナーのほか、日本での研修も行われている。裁判所メンバーのほか法務長官府、教育省、税関、警察や議会関係者を日本に招いての研修である。参加者は15名程度であり、期間は2週間である。プログラムは、ミャンマー語の通訳を介しての日本や欧米諸国の法制に関する講義のほか、裁判所、官庁や各種施設の訪問等を内容としている。ミャンマー側関係者に日本への理解を深めてもらうという点で、貴重な研修である。

5 今後の活動等

本年(2020年)は、3月上旬に本邦研修、同月下旬に現地セミナーを実施することが予定されていたが、コロナ禍の影響により日本・ミャンマー間の渡航が制限されたことなどから、予定されていた本邦研修及び現地セミナーは中止された。今後のコロナ禍の状況及び渡航制限の緩和次第であるが、事態が改善して、我が国やミャンマーでの研修・セミナーの実施が可能となれば、本プロジェクトの活動に引き続き参加していきたい。

コロナ危機下の法整備支援のあり方について

ミャンマー法整備支援プロジェクト長期専門家
独立行政法人 国際協力機構 国際協力専門員 / 弁護士
小松 健太

1 はじめに

新型コロナウイルス（COVID-19）によるパンデミックは、世界中の人々の生命、健康だけではなく、経済や社会の大きな脅威となっている。世界中の感染者数は、440万人、死者数は、約30万人を越えている¹。経済活動にも深刻な打撃を与え、国際通貨基金（IMF）は、2020年の世界の実質GDPの成長を-3.0%（2019年は、2.9%成長）と予測し²、国際労働機関（ILO）は、世界の就業者33億人の半数が生計手段を失う危険に直面していると発表している³。加えて、緊急事態措置の導入によって社会におけるリモート化が否応なく進んでいる。また、権威主義的な国家は、この危機を利用して、緊急事態措置による不当な人権の制限や人々に対する監視を強めると同時に、感染症に対する能力を誇示するなどし、自由主義、民主主義を標榜する国家を揺さぶっている⁴。このようなパンデミックの人々、経済、社会に対する影響は、数年に及び、人々の生活や社会を根本から変容させるものと予測されている。

国際協力機構（JICA）が途上国で実施している法整備支援プロジェクトも、当然、大きくこのパンデミックの影響を受けている。本稿では、パンデミックが法整備支援活動に与える影響に触れた後、この危機下における法整備支援のあり方について考えていきたい。もとより、このパンデミックについては、収束の見通しも立っておらず、社会に対する影響など解明されていない段階での暫定的、限定的な考察ではあること、また、筆者が赴任しているミャンマーの状況に影響されていることに留意されたい。なお、本稿の意見に渡る部分は、筆者個人の意見であり、所属する組織や特定の団体を代表するものではない。

¹ Johns Hopkins University, Coronavirus Resource Center（2020年5月15日アクセス）, <https://coronavirus.jhu.edu/map.html>

² International Monetary Fund（2020年4月）, “World Economic Outlook, April 2020: The Great Lockdown”, <https://www.imf.org/~media/Files/Publications/WEO/2020/April/English/text.ashx?la=en>

³ International Labour Organization（2020年4月29日）, “COVID-19 and the world of work. Third edition”, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/briefingnote/wcms_743146.pdf

⁴ The Economist（2020年4月23日）, “Autocrats see opportunity in disaster” <https://www.economist.com/leaders/2020/04/23/autocrats-see-opportunity-in-disaster>; 高須幸雄（2020年4月19日）, 「新型コロナウイルス危機で民主主義は後退するのか？」 <http://democracy.jcie.or.jp/wp-content/uploads/2020/04/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E3%81%A8%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9%E3%81%AE%E6%9C%AA%E6%9D%A5%EF%BC%88%E9%AB%98%E9%A0%88%E5%B9%B8%E9%9B%84%EF%BC%89.pdf>

2 法整備支援プロジェクトに対するパンデミックの影響

JICA は、本年 3 月 1 日時点で 6 ヶ国に 22 人の長期専門家を派遣し、法整備支援プロジェクトを実施していたが、パンデミックの影響により、現地に派遣されていた専門家のほとんどが、ミャンマーに派遣されている筆者を含め、日本に一時帰国している。帰国した全ての専門家が東京に滞在しているとは限らず、一カ所に集まることも困難な状態である。また、カウンターパート機関を含む政府機関が外国人との対面での面談を制限したり、政府が、そもそも集会を禁止したりしているため、日常的に行ってきた協議やセミナーを実施することができなくなっている。

日本の法整備支援は、法律専門家が現地に長期滞在し、カウンターパート機関の職員との間で日常的、密接にコミュニケーションをしながら活動を行う相手国の主体性を重視した「寄り添い型」の支援と位置づけられているが⁵、上記のとおり、カウンターパート機関とのコミュニケーションが難しくなるなか、「寄り添い型」の支援の長所を維持することができるかが問われている。

また、この危機下では非接触型の社会が一層進展すると予想され、そのような環境に合わせた支援のあり方を考える必要もある。例えば、ミャンマーでも、連邦最高裁判所（最高裁）など一部の裁判所では、オンライン会議などを利用した手続を実施しているようであり、また、最高裁は、全ての裁判所に対して、Facebook を開設し、人びとに対して期日等の情報の提供をするように求めていると聞いている。他方、裁判所には、インターネット設備が十分に整備されておらず、オンライン会議などを開きたくてもできないという課題も抱えているようである。

それでは、以上のような状況において、法整備支援事業としてどのような活動ができ、また、すべきであろうか。本稿では、以下のとおり、①法整備支援のデジタルトランスフォーメーション（DX）⁶、②短期的なコロナ関連支援、③長期的なビジョンに基づく活動の提案の 3 点について述べて行きたい。

3 コロナ危機下における支援のアプローチ

(1) 法整備支援の DX

既述のとおり、現在、対面でのコミュニケーションが難しくなっており、長期的にみても、そのような非接触型の社会は進行すると予想されることから、更に DX を推進することは必須だと思われる。これには、オンライン会議システムなどの導入による法整備支援に関する体制や手続など業務の変革だけでなく、非接触型社会を見すえた支援の内容の変革も

⁵ 自由民主党政務調査会（2019 年）、「司法制度調査会 2019 提言 司法システムの新たな展開～3つの視点と4つの柱～」25 頁、https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/139701_1.pdf

⁶ 従来型の ICT 技術の利活用は、既に確立された産業を前提に、ICT 技術を事業の補助ツールとして利用し、その産業の効率化や価値の向上を実現するものに過ぎないとされているのに対し、デジタルトランスフォーメーションは、事業のコアとして ICT 技術を利用し、その産業のビジネスモデル自体を変革するものと捉えられている。（総務省（2019 年）、「情報通信白書」138 頁 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/pdf/01honpen.pdf>）。つまり、国際協力の分野でいえば、ICT 技術によって業務の改善だけでなく、支援の内容についても変革を求めるものといえる。

必要である。

(a) 法整備支援の内容に関する DX

まず、新たな支援の内容として考えられるのは、紛争解決のオンライン化である。これには、裁判手続の IT 化、Online Dispute Resolution (ODR) の導入が含まれる。日本でも本年 2 月からオンライン会議システムを用いた争点整理の運用が一部の裁判所で開始され、コロナの影響により、裁判の IT 化の動きが加速している⁷。ODR についても、諸外国が先行して導入しているが⁸、日本でも政府の「成長戦略フォローアップ」の一つとして設置された ODR 活性化検討委員会が、本年 3 月に「ODR 活性化に向けたとりまとめ」を発表している⁹。また、コロナ感染拡大の影響を受けた飲食店に対し、テナント料に関する無料のオンライン調停サービスを提供する企業も現れている¹⁰。このように紛争解決のオンライン化は、日本でも導入の途上であり、現在、様々な法的、実務的な課題を検討しているところであるが、そこで得られた知見を活用し、途上国の裁判の IT 化や ODR の導入を支援することができると思われる。当然、オンラインでの書面の提出、期日の実施を可能とするための法令案起草などの支援も考えられる。

また、法律専門家の人材育成は、開発途上国で「法の支配」を確立するために必要なものであるが、これからは、研修員が一か所に集合して研修を実施することが困難になるかも知れない。カウンターパート機関による Web 会議を活用したオンライン研修の導入が予想されるが、このような分野の支援も検討する必要があるだろう。オンラインで講師と参加者を繋いで双方向的な研修を効果的、効率的に実施するためには、どのような点に留意すべきかなど様々な検討事項があろう。また、既存の研修映像をアップロードしていつでも視聴ができる e-Learning の導入支援も有用であり¹¹、それぞれの特徴を生かした研修制度の構築を支援することが重要である。

既に述べたとおり、開発途上国には、インターネット設備が十分に整っていない政府機関もあり、当然、機材の供与を通じたネット環境の整備も十分に意義があると思われる。

(b) 法整備支援の体制や手続に関する DX

まずは、プロジェクトの専門家、スタッフが各地に散らばっていること、かつ、カウンターパートとの間でもリモートでコミュニケーションを取る必要があることなどを考慮し、オンライン会議システムのほか、プロジェクト間での情報共有がスムーズに行われるような体制作りをする必要がある。現在、ミャンマーの法整備支援プロジェクトでは、

⁷ 日本経済新聞 (2020 年 5 月 12 日)、「裁判ウェブ会議が急増 コロナ影響か、導入拡大」、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58982790S0A510C2000000/>

⁸ 例えば、カナダの Civil Resolution Tribunal (<https://civilresolutionbc.ca/>)

⁹ ODR 活性化検討会 (2020 年 3 月)、「ODR 活性化に向けた取りまとめ」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odrkasseika/pdf/report.pdf>)

¹⁰ 日本経済新聞 (2020 年 4 月 9 日)、「テナント料猶予などネットで調停 ミドルマン、新型コロナで」、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57889950Z00C20A4TJ2000/>

¹¹ ベトナムの法整備プロジェクトでは、ベトナム弁護士連合会 (VBF) に対して、日弁連の e-learning の経験を共有しようとしているところであり、これを踏まえ、VBF は今後の展開について検討することとなっている (担当している枝川充志専門家よりヒアリング。2020 年 4 月末現在。)

プロジェクトメンバー間の情報共有のために Slack というビジネスチャットソフトを導入し、また、カウンターパートとの間では、Skype や Zoom を用いたオンライン会議を実施している。また、これに加えてプロジェクトでは、以前からデータの共有がスムーズにできるようクラウドサービスも利用している。これらのソフトは、それぞれを組み合わせ、連携させることにより、一層の業務の効率化が期待できる。

また、これまでのようなカウンターパート機関との間で緊密なコミュニケーションをとりながら、漸進的に活動を進めるいわゆる「寄り添い型」の支援が、オンライン会議を用いてもできるかどうかについては、もう少し回数を重ねる必要があるとは思うが、丁寧な準備や進行の工夫をすることにより十分可能だと思われる。ただ、オンライン会議には、接続が悪く音声や映像が突然切れるなど不安定な要素もあり、また、対面でのコミュニケーションに比べると伝えられる情報量が少なくなり、心理的な違和感が生じないわけではない。上手に進めるためには、会議の準備、資料の準備、アジェンダの設定、進行の方法には工夫が必要だろう。例えば、事前に会議で何を議論し、何を合意したいのか、達成目標は何か、どのような優先度で議論をするか、まずはプロジェクト内で意思統一をしておく必要があるし、それを書面にするなどカウンターパートが分かりやすい形で共有する必要がある。また、相手方の意見を聞いて決めるような場合は、反応しやすいように、Yes か No で答えられるようにしたり、複数の選択肢を示したりする必要がある。また、サブスタンスに関して作成する資料についても、議論の短縮のため、できるだけ完成版に近いものを示すべきであり、また、議論が横道に外れたり、細部にこだわるようなことになったりしないようストーリーの流れを追いやすく、要点をしっかりと押さえたものにすべきであろう¹²。

また、オンライン会議を成功に導くためには、現地に残っているスタッフの力によるところもより大きくなってくると思われる。これまで法整備支援の現地スタッフは、活動の中身に関する側面よりは、ロジ面や人間関係面でのサポートを中心に業務を行ってきたと思われるが、これからは、現地でのサブスタンス面でのサポートにも関与してもらう必要がでてくるのではないかと思われる。そのためには、そのような法的知識を持った現地スタッフの採用も検討すべきであろう¹³。

加えて、カウンターパートに様々な助言をするにあたっては、法的なリサーチが欠かせない。現在、法整備支援プロジェクトの専門家は、判例や雑誌記事についてのデータベースを利用することができるが、これに加えて法律専門書などについての Web 上での利用についても検討を進めるべきであろう¹⁴。

JICA としても上記のような内容面及び体制・手続面の DX をサポートすべきである。内容面の DX については、国内外の動向や支援の方法などを確立するための研究が必要

¹² これらの注意事項は、もちろん対面でコミュニケーションを行う場合でも同様であるが、特にリモートで協議をする場合は、留意すべきである。

¹³ 現地の法律事務所に関与してもらうことも一案である。

¹⁴ 例えば Legal Library(<https://legal-library.jp/>) はこのようなサービスを提供している。

になるだろう。また、体制・手続面のDXについては、プロジェクトが必要とするソフトウェアの導入をサポートしたり、カウンターパートとの間の合意文書のデジタル化などを検討したりすべきだと思われる。

(2) 短期的なコロナ関連支援

まず、コロナ危機から生じる法的な問題に関する支援というものが考えられる。例えば、シンガポールは、新型コロナウイルス暫定措置法（The COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020）¹⁵を制定し、コロナの影響によって債務が履行できなくなった者や経済的困窮者に対して救済を与えるとともに裁判所や各種会議をオンラインで実施できるような法制度を整えている。このような制度について情報提供し、法令、命令などのドラフト支援を行うことが考えられる。

また、コロナの影響による契約の債務不履行に関しては、不可抗力条項（Force Majeure）などが適用され、履行期限の延長や契約の解除が認められるか、追加コストの負担をいずれの当事者が負うかなどは、建設業界、観光業界などにとっては、非常に関心の高いトピックとなっている¹⁶。ミャンマーのプロジェクトのカウンターパートの一つである連邦法務長官府は、政府機関（国営企業を含む。）に対する法的助言を与える役割を担っており、近い将来、大規模なインフラ整備の事業を実施している官庁や国営企業からこの種のアドバイスを求められることが予想される。これに備えて、事前に連邦法務長官府の職員に不可抗力条項などコロナ危機から生じる法的問題についてインプットをしておくことはタイムリーかつ意味がある¹⁷。

もっとも、不可抗力条項が使われるような状況下では、契約で定められたとおりにリスク分配してしまうと当事者そのものが経済的に立ちゆかなくなってしまう場合も考えられる。その場合には、話し合いによって紛争を解決する調停は有効であろう。

また、コロナ危機下では、既に述べたようなインフラに関連する大規模な案件だけでなく、事業所閉鎖によって賃金を受け取ることができない労働者、貸金の返せない借入人、賃料を払うことができなくなった零細事業者など、小規模だが、一人ひとりの生活に直結する法的な問題も数多く生じることになるだろう。このような場合に簡易で安価な調停の整備は、有用である。既にミャンマーでは調停制度の導入に関する支援をしているが、オンラインでの調停を含め、必要な場所でタイムリーに調停サービスが提供されるように支援することも必要だろう。加えて、調停の利用者向けに、今後多く発生することが予想される事例についての解説を載せたパンフレットを作成することも考えられる。

¹⁵ 法律は、<https://sso.agc.gov.sg/Act/COVID19TMA2020>

¹⁶ 例えば国際建設契約のスタンダードを発行している国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）も不可抗力を含む法的問題につき、ガイドラインを発行し（<https://fidic.org/sites/default/files/COVID%2019%20Guidance%20Memorandum%20-%20PDF.pdf>）、Webを通じたセミナーを実施している（<https://fidic.org/node/29213>）。

¹⁷ なお、インフラの整備を支援しているJICAにとっても、開発途上国政府が、コロナ危機から生じる法的問題を国際的にも広く受け入れられている基準で処理することはメリットがあると思われる。

(3) 長期的なビジョンに基づく活動の提案

(a) コロナ危機による社会の変容を視野にいたした提案

コロナ危機が引き起こす政治、経済、文化の混乱は、長期に渡り、我々の社会や国際秩序を変容させていくことが予想されている¹⁸。既に示したような非接触型社会の到来もあるが、危機が社会等に突きつけている問題について、将来を見ずしてカウンターパートを含む先方政府に示し、議論を行うことは、将来の法整備支援のあり方を考えるうえで重要なことだと思われる。

例えば、コロナ危機は様々な問題を引き起こしているが、特に重要なのは、人種¹⁹やジェンダー²⁰の問題を顕在化させ、非正規雇用者²¹、外国人²²など社会的に弱い立場にある人々を更に窮状に追い込んでいることである²³。このような社会的脆弱層への支援の必要性は、国際機関や二国間援助機関も訴えているところである²⁴。ただ、必ずしもこのような問題に取り組む必要を十分に認識している開発途上国は多いとは思われず²⁵、まずは、問題提起をして必要性を認めてもらうところから始める必要があるだろう。社会的脆弱層への配慮を怠ることが国全体に重大な影響を及ぼすことを示すことは必要だろう²⁶。また、差別禁止を訴えたり、社会的脆弱層への情報提供をしたりしている法務省など日本政府の取り組みを紹介することも一案である²⁷。

また、パンデミックに対応するための緊急事態措置や市民に対する監視体制に対しては、市民のエンパワーメントが必要であろう。そのためには、政府の意思決定への市民の参加、政府による情報公開などの透明性の確保、政策に対する説明責任の確保が必要

¹⁸ The Pathfinders for Peaceful, Just and Inclusive Societies (2020年4月), “Justice for All and the Public Health Emergency” 8頁, https://bf889554-6857-4cfe-8d55-8770007b8841.filesusr.com/ugd/6c192f_1e8d8e91cfec4098b7b26db9cd296d30.pdf

¹⁹ The Economist (2020年4月11日), “Covid-19 exposes America’s racial health gap”, <https://www.economist.com/united-states/2020/04/11/covid-19-exposes-americas-racial-health-gap>

²⁰ The Economist (2020年4月22日), “Domestic violence has increased during coronavirus lockdowns”, <https://www.economist.com/graphic-detail/2020/04/22/domestic-violence-has-increased-during-coronavirus-lockdowns>

²¹ 共同通信社 (2020年4月28日), 「コロナで非正規労働者26万人減」, <https://this.kiji.is/627806036332233825?c=39550187727945729>

²² The Economist (2020年4月25日), “The Gulf states should take better care of their migrant workers”, <https://www.economist.com/leaders/2020/04/25/the-gulf-states-should-take-better-care-of-their-migrant-workers>,

²³ ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク (2020年4月), 「新型コロナウイルス感染症拡大の人権への影響と企業活動における対応上の留意点 (第1版)」, https://ea219aa4-d320-4dde-9856-9733561c7aeb.filesusr.com/ugd/875934_2bcd2cfe612a40c5b41b34aaf9a2cc20.pdf

²⁴ United Nations (2020年4月), “COVID-19 and Human Rights: We are all in this together”, https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/un_policy_brief_on_human_rights_and_covid_23_april_2020.pdf; USAID (2020年4月), “COVID-19: DEMOCRACY, HUMAN RIGHTS, AND GOVERNANCE ISSUES AND POTENTIAL USAID RESPONSES”, https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1866/COVID_USAID-DRG-Issues-and-Potential-Responses.pdf

²⁵ 例えば、ミャンマーでは、コロナ対策として COVID-19 Economic Relief Plan (<https://www.moi.gov.mm/moi:eng/?q=news/28/04/2020/id-21511>) という経済政策は出されているが、社会的脆弱層に対する社会福祉政策に関しては出されていないようである。

²⁶ 日本経済新聞 (2020年5月6日), 「シンガポール、コロナ感染2万人超 外国人寮で「3密」」, https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58795130W0A500C2EAF000/?n_cid=SPTMG002

²⁷ 法務省「新型コロナウイルス感染症に関連して - 不当な差別や偏見をなくしましょう -」, http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

である。もっとも、開発途上国にこれらの政策の必要性を認識してもらうのは、一筋縄ではいけないと思われる。これらの政策が持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のターゲット 16.6 及び 16.7 に含まれていることは説得材料の一つになると思われるが、まずは、議論を始めることが重要だと思われる。

もっとも上記のような提案は、プロジェクトのカウンターパートや活動内容といったプロジェクト枠組み、技術協力の枠組みを越えるところもあるため、現地大使館や JICA 事務所などの理解を得ながら、あるいは他の技術協力プロジェクトなどと連携して実施する必要がある。

(b) 現行プロジェクトの将来の活動に関する提案

コロナの影響によって短期的にプロジェクト活動が停滞することも考えられるので、このような期間に 2、3 年先の将来の活動について考え、カウンターパートと議論することも有用だと思われる。例えば、ミャンマーでは、昨年、知財 4 法が成立し、今年、これらの法律の施行が予定され、来年には知財事件などを扱う商業裁判所の設立が計画されている。また、これらの法律の施行や商業裁判所の設立に合わせ、裁判官などに対しては、十分な研修がプロジェクトからも行われる予定である。他方、ミャンマーには日本のような弁理士資格は存在せず、また、商業裁判所の代理人資格についても議論が行われていない。商業裁判所が成功するためには、代理人などの関係者が十分なスキルを有していることが必要とされている²⁸。そこで、このような機会に、商標等の登録申請から商業裁判所での代理を広くカバーする人材の育成及びそのような人材に関する資格制度について最高裁などと議論をすることを考えている。実現可能性はひとまず置くとして、現時点でカウンターパートに問題意識を伝え、議論しておくことは、将来の活動を考えるうえでも有用だと思われる。

4. おわりに

以上のように本稿では、暫定的ではあるが、コロナ危機における法整備支援のあり方を検討してきた。専門家の帰国などにより、活動を制約する要素もあるが、ICT 技術を賢く活用することによって十分な活動を続けることは、可能ではないかと思われる。また、コロナ危機は、持続可能な開発目標が提唱する「No one will be left behind —誰一人取り残さない」というスローガンの実現にとっても、法整備支援が目指している法の支配の確立にとっても、長期に渡って深刻な影響を及ぼしそうである。全体主義に基づく監視社会、ナショナリスティックな考え方に基づく孤立主義に警鐘が鳴らされているが²⁹、法整備支援を含む開発協力は、「一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠」であることを前提に、「自由、民主主義、

²⁸ The World Bank (2016 年), “Good Practices for Courts : Helpful Elements for Good Court Performance and the World Bank’s Quality of Judicial Process Indicators” 10 頁, <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/25101/108234.pdf?sequence=4&isAllowed=y>

²⁹ Yuval Noah Harari (Financial Times, 2020 年 3 月 20 日), “the world after coronavirus”, <https://www.ft.com/content/19d90308-6858-11ea-a3c9-1fe6fedcca75>

基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値の共有」を国際社会と協力して実施していく必要があることはいうまでもない³⁰。

本稿で示したとおり，この危機下においても，法整備支援として実行できることは多岐に渡っているし，ここで触れることができなかつたものも多くあるだろう。コロナ危機の状況は，流動的であり，予断を許さないが，このような未曾有の危機は，世の中の仕組みを変革する契機にもなりうるだろう。筆者は，法整備支援の関係者との間で，今後の支援のあり方について議論し，よりよい法整備支援を作り上げていきたいと願っている。本稿がその一助となれば幸いである。

³⁰ 開発協力大綱（2015年）5頁，<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

ベトナム弁護士職務倫理規程の改正と JICAプロジェクトの協力

JICA 長期派遣専門家, 弁護士

枝川 充志¹

1 はじめに

(1) 2009年5月に設立されたベトナム弁護士連合会（以下「VBF」という。）は、2011年に初の「ベトナム弁護士職務倫理規程」（以下「旧倫理規程」という。）²を制定した³。

VBF設立の根拠となる2006年制定の弁護士法5条には「弁護士業務の原則」として「ベトナム弁護士職務倫理規程の遵守」（同条2項）が規定されている。また同法65条3項には、VBFの任務として「ベトナム弁護士職務倫理規程の作成」が掲げられている。このような規定を根拠として旧倫理規程が制定された⁴。

2018年に入りVBFでは、弁護士人口の増加⁵や社会経済の発展、弁護士をめぐる法的サービスにまつわるトラブルを巡り、旧倫理規程の改定が最重要課題として指摘されるに至った。何よりベトナムにおける弁護士の社会的地位が高まり、その挙動に注目が集まってきたこともまた背景にあるといえよう。

(2) このような中、JICA「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）は、改訂されたプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）⁶及びVBFの要請に応じ、2018年から2019年の約2年をかけて日本弁護士連合会の協力を得ながら旧倫理規程の改定に協力した。

そして2019年12月13日、旧倫理規程の改定版である「ベトナム弁護士職務倫

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」派遣専門家。本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や同プロジェクトの見解でないことを申し添える。

² ベトナム語は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư」である。漢字を当てると「Quy tắc（【規則】≒規程）Đạo đức（【道徳】⇒道徳≒倫理）và（及び）Ứng xử（【応処】⇒状況に応じて対処する）nghề nghiệp（【職業】⇒職業）luật sư（【律師】⇒弁護士）」である。直訳すると「ベトナム弁護士業の倫理及び適切対応規程」となる。【 】内の漢字及び「⇒」における日本語は「川本邦衛編「詳解ベトナム語辞典」（株）大修館書店、2011年」を参照した。「≒」の後の日本語は、文脈に応じて筆者が訳出したものである。

³ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_56.pdf 参照。「JICA ベトナム弁護士職務倫理」で検索可。新倫理規程の翻訳も同ページに掲載予定である（2020年4月28日現在）。

⁴ なお、ベトナムでは、2018年7月4日付けで「裁判官職務倫理規程集（87/QĐ-HĐTC）」が制定されている（BỘ QUY TẮC ĐẠO ĐỨC VÀ ỨNG XỬ CỦA THẨM PHÁN）。検察官についても制定が予定されているようである（2020年4月現在）。

⁵ 旧倫理規程が制定された2011年当時の弁護士の人数は6,723名であるが、2017年までに1万1,942名となり、概ね倍増している。人数の変化やVBFの発展の軌跡については、ICDNEWS「ベトナム弁護士連合会10年間の発展の軌跡（2009年－2019年）（仮訳）（第82号2020年3月号）」参照のこと。同11頁に人数の記載がある。

⁶ 改訂PDMについては、ICDNEWS「プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の改訂」（第78号2019年3月号）にあるサブ・プロジェクトの成果2－d参照（8頁）

理規程集」⁷（以下「新倫理規程」という。）がVBFの全国弁護士評議会において承認・発行されるに至った。

そこで本稿では、新倫理規程の概要及び日本側の協力内容について報告を行うものである。

2 新倫理規程の内容

(1) 経緯

ア VBFの起草過程

VBFは2018年7月から改定草案の検討を開始した。VBF内に旧倫理規程改定に係る起草チームを設置し、旧倫理規程制定に携わったグエン・ミン・タム（Mr. Nguyễn Minh Tâm）弁護士をヘッドにして起草案の作成作業が進められた。

起草作業は旧倫理規程を逐条で検討し、起草チームのメンバーが改定案を持ち寄り議論を進めた。この過程でハノイやホーチミン市を中心に、改定案のドラフトについて意見聴取、つまり公聴会を開催し意見を募った。また全国63の弁護士会にもドラフトを送り、意見を求め、集約を図った。

このような作業を第一次ドラフトから第七次ドラフトまでの累次のドラフト起草段階で行い、VBF内部で検討を重ねた。またこの過程で、アメリカや日本等の倫理規程が参考にされた。

イ プロジェクトの協力

プロジェクトの協力としては、起草チームの第1回会合や各ドラフト段階での意見聴取会の開催や、同会に出席し意見を述べるなどして関与した。また第三次・第四次ドラフトの段階でコメントを提出し、第七次の段階でも意見を述べた。

その内容は、大要、規定間の重複についての指摘や、弁護士法ですでに規定されている行為（法9条「禁止される行為」、25条「情報の秘密厳守」、26条「法律サービス契約に基づく法律サービスの実施」等）と調整がなされていないと思われる条項に対する指摘、さらに利益相反の規定を網羅的に規定しようとしていることについて、ガイドラインや解説書等を作成し最小限の規定に留めるべきとの指摘、加えて「権利を持つ」との表現について、内規で「権利」を定めることはできないといった指摘などを、内容によっては繰り返し行った。

また2018年度（2019年1月実施）の本邦研修⁸において、日弁連の弁護士職務基本規程（以下、便宜上「倫理規程」という。）の制定・整備に長く関与している高中正彦弁護士や谷真人弁護士の協力を得た。高中弁護士からは日本の倫理規程の概要と近時の動向を、谷弁護士からはベトナムの倫理規程第三次ドラフト（当時）についてコメン

⁷ 新倫理規程は、上記注1の名称に「BQ（集）」という言葉が付加された。そのため「ベトナム弁護士職務倫理規程集」としている。

⁸ この本邦研修には、VBFのティン会長の他、起草チームのヘッドであるグエン・ミン・タム弁護士も参加した。

トを得るとともに、両弁護士からそれぞれ日弁連が作成した解説書の意義や作成方法、その構成、活用方法について説明がなされた⁹。日弁連の「解説 弁護士職務基本規程 第3版」については、その後、日弁連の許諾を得て越語に翻訳しVBFに提供している。

ウ 他団体の協力

なお、2018年以降の過程で、2019年1月にはホーチミン市でIBA（国際法曹協会）による倫理規程のセミナーが、同年10月にはEU JULEプロジェクト¹⁰のファンドによりUNDPがハノイで同様のセミナーを開催していた。

(2) 内容

旧倫理規程は全6章・27の規則からなっていた。これに対し新倫理規程は全6章・32の規則からなる。第一次ドラフト段階では43の規則からなり、各規則の中に多くの規定が盛り込まれていた。そのため「規定が多すぎて徹底されない」「遵守されない」との指摘がなされていた。

この点については「細かく規定しないと規律が保てない」との指摘があったのに対し、逆に「細かく規定しすぎると弁護士の自由な活動を阻害する」「あらゆることまで規定しなければならないが不可能である。むしろ諸外国のようにガイドラインや解説書を作成すべき」との議論がなされていた（ちなみに参照された日弁連の倫理規程は解釈指針まで含めると13章82条からなる。このような条文数の違いは、VBFの規程と異なり、日弁連の規程に刑事弁護、組織内弁護士、共同事務所、弁護士法人に関する規程が設けられていることに起因する。）。

新旧規定について、目次だけを比較すると次のとおりとなる。

| 旧倫理規程 | 新倫理規程 |
|----------------------|-------------------------|
| 前書 | 前書 |
| 第一章 総則 | 第一章 総則 |
| 規則1 正義及び法治国家の擁護 | 規則1 弁護士の使命 |
| 規則2 独立、誠実、客観的事実の尊重 | 規則2 独立、誠実、客観的事実の尊重 |
| 規則3 依頼者の利益を第一に擁護すること | 規則3 名誉・威信の維持及び弁護士の伝統の発揮 |
| 規則4 無料法律扶助の実施 | 規則4 公共活動への参加 |
| 規則5 社会の信用にふさわしいこと | |

⁹ この内容については、拙稿ICDNEWS「第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要」（第78号 2019年3月号）82乃至84ページを参照のこと。

¹⁰ EUによる法司法分野のプロジェクト（2018年～2020年。延長予定との話もある）。「JULE」とは、「Justice and Legal Empowerment Programme in Vietnam」の略称である。

| | |
|--|--|
| <p>第二章 依頼者との関係</p> <p>規則 6 依頼者の業務¹¹の引受</p> <p>規則 7 報酬</p> <p>規則 8 依頼者の業務の実施</p> <p>規則 9 依頼者の業務の引受及び実施の拒否</p> <p>規則 10 一方的法律業務終了</p> <p>規則 11 利益衝突¹²の解決</p> <p>規則 12 情報の秘密保持</p> <p>規則 13 依頼者の不服申立の受領</p> <p>規則 14 依頼者との関係において弁護士が行うことができない業務</p> | <p>第二章 依頼者との関係</p> <p>第1節 基本原則</p> <p>規則 5 依頼者の合法的権利・利益の最善の保護</p> <p>規則 6 依頼者の尊重</p> <p>規則 7 秘密情報の保持</p> <p>規則 8 報酬</p> <p>規則 9 依頼者との関係において弁護士が行い得ない行為</p> <p>第2節 事件の受任</p> <p>規則 10 依頼者からの事件受任</p> <p>規則 11 弁護士が依頼者の事件受任を拒否しなければならない場合</p> <p>第3節 事件の処理</p> <p>規則 12 依頼者の事件処理</p> <p>規則 13 依頼者の事件処理の継続の拒否</p> <p>規則 14 弁護士が法律サービス契約の履行を一方的に終了する際の解決</p> <p>規則 15 利益相反</p> <p>第4節 事件の終了</p> <p>規則 16 事件処理結果の通知</p> |
|--|--|

¹¹ 「業務」と訳出されているベトナム語は「vụ việc」である。新倫理規程ではこれを、日弁連の倫理規程を参考に「事件」と訳出した。なお、注1で掲載した「詳解ベトナム語辞典」では「公けの仕事、行政機関の事務」とされている。

¹² 「利益衝突」と訳出されているベトナム語は「xung đột về lợi ích」である。新倫理規程ではこれを、規定の内容や日弁連の倫理規程を踏まえ「利益相反」と訳出した。細かく見ると「xung đột (衝突) về (について) lợi ích (利益)」となる。

| | |
|--|--|
| <p>第三章 同業者¹³との関係</p> <p>規則 15 弁護士界の名誉，威信の擁護</p> <p>規則 16 同業者の尊重及び協働</p> <p>規則 17 弁護士界における同業者への情¹⁴</p> <p>規則 18 職業競争</p> <p>規則 19 同業者との権利，利益の紛争が生じた時の適切な対応¹⁵</p> <p>規則 20 同業者との関係において弁護士が行ってはいけないこと</p> <p>規則 21 弁護士と弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織との関係</p> <p>規則 22 弁護士修習性との関係</p> | <p>第三章 他の弁護士との関係</p> <p>規則 17 他の弁護士への情</p> <p>規則 18 他の弁護士の尊重と協働</p> <p>規則 19 職業競争</p> <p>規則 20 他の弁護士と権利・利益の紛争がある時の対応</p> <p>規則 21 他の弁護士との関係で弁護士が行い得ない行為</p> <p>規則 22 弁護士営業組織における弁護士の振る舞い</p> <p>規則 23 個人資格で業務を行う弁護士の振る舞い</p> <p>規則 24 弁護士実務修習生との関係</p> <p>規則 25 弁護士と弁護士の社会・職業組織との関係</p> |
| <p>第四章 訴訟進行機関¹⁶との関係</p> <p>規則 23 訴訟進行機関との関係における弁護士の適切な対応</p> <p>規則 24 訴訟進行機関との関係において弁護士が行えないこと</p> | <p>第四章 訴訟進行機関・訴訟進行人との関係</p> <p>規則 26 訴訟参加における一般原則</p> <p>規則 27 公判期日における振る舞い</p> <p>規則 28 訴訟進行機関，訴訟進行人との関係において弁護士が行い得ない行為</p> |
| <p>第五章 その他の国家機関との関係</p> <p>規則 25 その他国家機関との関係における弁護士の適切な対応</p> | <p>第五章 他の国家機関・組織・個人との関係</p> <p>規則 29 他の国家機関との関係における弁護士の振る舞い</p> <p>規則 30 他の組織・個人との関係における振る舞い</p> |
| <p>第六章 その他の規則</p> <p>規則 26 マスメディアとの関係</p> <p>規則 27 広告</p> | <p>第六章 他の規則</p> <p>規則 31 情報，通信</p> <p>規則 32 広告</p> |

¹³ 「同業者」と訳出されているベトナム語は「đồng nghiệp」である。新倫理規程ではこれを，日弁連の倫理規程を参考に「他の弁護士」と訳出した。

¹⁴ 「情」と訳出されているベトナム語は「tình」である。「情」「思いやる心」「情け」といった意味がある。

¹⁵ 「対応」と訳出されているベトナム語は「ứng xử」である。注1で記載したとおり，「状況に応じて対処する」という意味合いになる。「対応」「素行」「言動」「行儀」「所作」といった訳が当てはまるが，結局，弁護士が場面・場面でどう立ち振るうかが問われている考え，新倫理規程では「振る舞い」と訳出した。

¹⁶ 「訴訟進行機関」は，他の翻訳において「訴訟執行機関」と訳されている場合がある。ベトナム語は「cơ quan tiến hành tố tụng」である。



左が旧倫理規程の小冊子，右が新倫理規程の小冊子

(3) 特徴

ア 新倫理規程の大きな特徴としてはまず、「第二章 依頼者との関係」を整備した点にある。これは紛議の中で多いのが依頼者との関係だからである。特に報酬を巡る争いが多いとされている。

従前は、依頼者との関係で想定される問題を網羅的に規定していた。新倫理規程では「基本原則」を立てた上で、事件のライフサイクルにあわせ「事件の受任」「事件の処理」「事件の終了」との整理を行った。この整理の仕方は日弁連の倫理規程の項目立て（「通則」「職務を行い得ない事件の規律」「事件の受任時における規律」「事件の処理における規律」「事件の終了時における規律」）を参照している。

また日本でもよく問題となる依頼者との委任契約書の締結について、ベトナムでいう「法律サービス契約」¹⁷の締結が明記された（新倫理規程規則10の5項）。弁護士法にも書面による法律サービス契約の締結条項はあるが（弁護士法26条）、締結義務までは記載がない。依頼者との契約、特に報酬を巡る紛争を回避する上で行為規範として明記されたのは大きい。

さらに利益相反（新倫理規程規則15）については、どこまで細かく定めるべきかについて最後まで議論がなされた。特に、規定内容を見た場合に具体的にどのようなケースが想定されるのか、また規定が想定している行為が現実的に起こりうるのかが議論された。この点については、包括的な規定であるのはやむを得ず、最終的には日弁連の解説書を参考にガイドラインを作成することで議論の収束が図られた。そして規定の仕方

¹⁷ 「法律サービス契約」はベトナム語で「hợp đồng dịch vụ pháp lý」である。

として、定義、解決方法、どのような場合が利益相反に該当するかという形で規定内容が整理された。また利益相反が解除される場合についても規定された。この内容及び整理の仕方についても、日弁連の倫理規程が参照されている。

イ もう一つ大きな特徴は、他の弁護士との関係や、裁判所や検察院等の訴訟進行機関との関係に関する規定の整理である。このことは、弁護士の役割や地位が大きくなるにつれて、その振る舞いが注目を浴びてくるようになったこととも関連している。刑事弁護において指定弁護人¹⁸（日本でいう国選弁護人）になっているのに連絡もせず出廷しない、弁護人が勝手に法廷から出ていく、裁判官や検察官に罵声を浴びせる、他に裁判に関連する事項についてSNSで根拠のない言動を行う、といったことがVBF内で問題視されていたようである。

旧倫理規程では、訴訟進行機関との関係での禁止行為を列挙していた。しかし、これでは網羅できず、規定するのに限界がある。新倫理規程では規定を最小限に留めるべく、原則を定め（新倫理規程規則26）、あるべき行為を規定し整理を図った。

これらの内容については日本ではあまり議論されていない点である。ベトナム弁護士特有の行為規範と言えよう。

（4）課題及び今後

ア いうまでもなく、規程を改定すればそれで終わりではない。内容の周知と違反した場合の懲戒処分を実効的に行うことが重要となる。懲戒処分については、抜本的な改正ではないものの、並行して行われている定款の改定作業の中で検討されている。

イ 他方、周知について、新倫理規程の制定を受け2020年度はその解説書を作成することが予定されている¹⁹。

その作業の参考用に前述した日弁連の「解説 弁護士職務基本規程」を越語に翻訳し、すでにVBFに提供済みである。同解説書は、概ね、条文の趣旨・沿革、条文の文言の意義、違反事例について、条文ごとに解説がなされている。

誤解を恐れずに言えば、ベトナムでは解説書の類は条文を書き連ねているものが多いという印象を持つ。法律の場合、解釈権の問題と絡み、趣旨や文言の意義を措定するのは難しいのかもしれない。しかし新倫理規程は内規にすぎない。そのためVBF独自の解説書を作成することは可能と考える。

また様々な行為態様が想定されることから、利益相反に言及した際に記載したように、網羅的な規定を置くことはできない。ゆえにこのような規定の趣旨や文言の意義、事例を記載した解説書の役割は不可欠である。日本において弁護士や弁護士会の懲戒委員会、具体的な事件において倫理規程違反か否かを検討するに当たり、同解説書を参考にしている。このように解説書は実務上不可欠なものとする。

ウ また同時に、研修においても解説書の存在は意味を持つ。現在、VBFでは倫理規程の研修が毎年全国的に行われている。これは例えば、ダナン市などに周辺弁護士会の弁

¹⁸ 2015年ベトナム刑事訴訟法76条。

¹⁹ 2020年4月末現在、COVID-19の影響を受けその作業は一旦止まっている。

護士を集めて、大きな会場で実施する方式で行われている。その内容は事例問題²⁰を中心に²¹、VBFの講師がその事例問題について参加者に質問し答えさせるというやり方である。議論が白熱する場合もある。日本でも想定される事例がいくつも指摘されるので興味深い。

しかし議論の仕方の特徴的なのは、当該事案の問題点及び結論を答えることになってはいるものの、たとえば当該事案が倫理規程のどの規則の問題で、当該規則の何に違反するのか、という思考を辿らないことである。また守秘義務や利益相反などの事例で典型的にあらわれる、その規定の趣旨目的を紐解かないと考えられない事例においても、必ずしもそのような思考経過を辿らない。問題となる事例を倫理規程に網羅的に規定せよ、という意見が出る所以である。

こうした中、解説書が規定の趣旨目的から解説するような内容となれば、これら議論を導入する一助になるとと思われる。

3 最後に

VBFの発展や組織形成の過程で中心においている組織的課題は、社会や市民との間の信頼の確保である。そのための手段として信頼される行為規範を確立し実践する必要があることは、VBFの幹部も痛感している。その一助となるのがまさに倫理規程である。このことは、起草過程の中でもVBFのティン会長が強調していた。

もちろん、これを改定したからといってただちに信頼が確立されるわけではない。時間のかかる試みであるが、研修や懲戒事例の蓄積を通じ、新倫理規程の浸透を図っていく必要がある。まずは解説書の作成が急務であるところ、必要な協力を行っていきたい。

²⁰ 「依頼者」との関係における事例問題として、VBFから次のような問題が参加者に提示される。「依頼者と契約した後に、弁護士Mはその依頼者の血縁のある兄から電話を受け、弟（妹）である依頼者の事件について意見交換するために弁護士に会いたいということであった。続けて、その人（依頼者の兄）は弁護士Mに対して、依頼者を助けて下さい、もし勝訴したら弁護士は賞賛に値すると述べた。同人は弁護士に対して、当該事件の解決のために再び裁判所に行く時には車を貸します、と言い、もし弁護士が金銭に関し何か困ったことがあったら快く援助することを約束した。この場合において、弁護士はどのように対処するか？」（私の前任者である塚原正典専門家（弁護士）が仮訳したものをもとに多少日本語を修正した。）

²¹ そもそも弁護士になるための最終試験において「弁護士倫理」は試験科目となっている。この点は拙稿ICDNEWS「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」（第76号、2018年9月号）44ページ参照。

ラオスにおける弁護士制度の概要と現状

JICAラオス長期派遣専門家

弁護士 入江克典

本稿は、ラオスにおける弁護士制度の概要として、執筆現在（2020年4月末）の状況を踏まえ、①弁護士会の沿革、②弁護士会の組織、③弁護士関係法令、④弁護士になるための要件、⑤訴訟制度における弁護士の役割、⑥法律扶助における弁護士の役割、⑦国際機関等による弁護士・弁護士会に対する支援について整理するとともに、⑧ラオス弁護士・弁護士会の課題を考察するものである。

第1 ラオス弁護士会の沿革¹

ラオス弁護士会（Lao Bar Association：LBA）は、1989年3月30日付弁護士に関する政府決定（24号／政府）に基づき、同日付で設立された（弁護士法73条参照）。それ以前に、ラオス（人民民主共和国）に弁護士制度は存在しない²。

翌1990年5月30日、司法大臣が、司法大臣令（134号／司法省）を發布し、当時の法律家4名を第一期の弁護士として任命し³、同弁護士らに対し、ヴィエンチャン首都弁護士グループを設立するように命じた。

続けて、1991年7月22日、司法大臣が、司法大臣令（166号／司法省）を發布し、新たな弁護士を任命した結果、上記グループは、21名の弁護士（11名の見習い弁護士を含む）が所属する組織となった。同年8月9日の第1回弁護士総会では、会長、副会長を含む経営委員会委員3名と、監査委員会委員3名が選任されている。

1996年になると、ラオス弁護士会の組織及び業務に関する首相令（64号／首相）に従い、司法大臣は、司法大臣令（355号／司法省（1996年）・153号／司法省（1997年））を發布し、29人の弁護士を新たに選任したうえ、上記弁護士グループに対し、ラオス弁護士会との名称を付与した。

その後、2011年12月21日に、初めての弁護士法（10号／国会）が成立し、上記首相令（64号）や関連する規則に代わるものとなった。同法は、2016年11月9日に改正された（06号／国会）。

2019年3月30日、ラオス弁護士会設立30周年を祝う式典が国際会議場において大々的に開催され、司法大臣をはじめ、法・司法関係者が一斉に集い、弁護士会の30周年を祝した。

¹ 「ラオス弁護士会」（設立30周年資料）、The International Conference on “Access to Justice in Asia”（2014年2月10日・11日）におけるInformation Sheet-Lao PDRなどを参照。なお、ラオス弁護士会の活動は、現在、主としてフェイスブックにより広報されている（<https://www.facebook.com/LaoBarAssociation/>）。

² フランス植民地時代には、フランス人のみが弁護士となれる弁護士制度があった（柳原克哉「ヴィエトナムの弁護士制度について」ICDNEWS第2号〔2002年3月〕156頁）。

³ 本稿執筆現在、第一期弁護士の4名のうち1名のみ存命であり（ピワット氏）、同氏は、弁護士会の相談役（第2,1（9）ウ参照）を務めている。

第2 ラオス弁護士会の組織⁴

1 組織体制

ラオス弁護士会は、①弁護士会会員、②弁護士総会、③経営委員会、④常任委員会、⑤監査委員会、⑥弁護士会事務所、⑦県及び首都弁護士会事務所、⑧郡、特別区及び特別市弁護士会ユニットの8要素により組織される（弁護士法31条）。以下、順にみていく。

(1) 弁護士会会員（弁護士法32条・33条、弁護士会内部規則21条－24条）

ア 弁護士会会員とは、弁護士会に登録した弁護士のことをいう。20年以上弁護士登録し、賞を受賞した弁護士会会員は、内部規則に従って名誉弁護士となる。弁護士会会員の権利と役割として、弁護士総会への参加、弁護士会等が実施する研修への参加、市民に対する広報と指導、市民への法律無償支援、弁護士会会費の支払等がある。

イ 2019年3月30日時点において⁵、ラオス弁護士会に所属する弁護士（会員）は、243名（内女性は59名）である。ラオス弁護士会設立以来所属した弁護士（会員）の総数は、317名（内女性は69名）であり、退会原因について、死亡が41名（内女性は0名）、脱退が12名（内女性は1名）、除名が21名（内女性は9名）である。所属弁護士243名のうち、ヴィエンチャン首都に所属する弁護士が211名、それ以外の地方に所属する弁護士が32名である。

以上のとおり、弁護士の多数がヴィエンチャン首都に属し、地方に弁護士が行き届いていないことから、弁護士の偏在が課題となっている。また、ヴィエンチャン首都事務所所属する弁護士を含め、弁護士業のみで生計を立てている弁護士は半数程度であり、それ以外の者は家業などで生計を立てている。現在の弁護士業務の中心は、企業内弁護士として行うコンサルティング業務と公判活動である。弁護士会は、10年後の2030年には、弁護士（会員）が1000人に達することを目指している。なお、弁護士資格の取得の要件・手続については後述する。

(2) 弁護士総会（弁護士法35条・36条、弁護士会内部規則25条－29条）

ア 弁護士総会とは、弁護士活動と組織に関する重要な問題を決定する弁護士会の最高機関である。弁護士総会は、全弁護士会会員の半数が参加できる場合に開催される。年に最低1回の開催が必須とされるほか、必要かつ緊急の場合は、経営委員会、監査委員会ないし全弁護士会会員の4分の1以上の会員からの提議に従って、臨時総会をいつでも開催することができる。

弁護士総会の権限と役割として、弁護士会の活動・経理報告の検討と承認、活動計画と予算計画の承認、弁護士会内部規則等の検討と承認、経営委員会及び監査委員会の一人ないし全員の任命解任、その他重要な問題の検討等がある。

⁴ ラオス弁護士・弁護士会からの聴き取りの他、「ラオス弁護士会」（設立30周年資料）・前掲脚注1、松尾弘＝深沢瞳「ラオス民法関連法の実施状況に関する現地調査報告」（2016年4月21日）などを参照。

⁵ 本稿執筆現在（2020年4月）までに、30名程度、2020年2月前後に登録した新規弁護士が増加していると思われる。

イ 1989年の弁護士会設立以降に開催された弁護士総会のうち、弁護士会会長、副会長、経営委員及び監査委員等の選任が行われた総会は、1991年8月9日に開催された最初の総会のほか、1996年9月30日総会、2002年6月14日総会、2006年3月27日総会、2010年1月6日総会、2013年6月27日総会及び2015年12月16日総会の7回のみである。

(3) 経営委員会（弁護士法38条-40条、弁護士会内部規則30条-36条）

ア 経営委員会とは、弁護士総会の開催から次の開催に至るまで、弁護士総会に代わって、弁護士会の業務の執行、調整等を行う機関であり、少なくとも3か月に1回は開催される。

経営委員会の権限と役割として、弁護士総会の準備と招集の指導、弁護士会の活動計画と予算計画の弁護士総会への提案、弁護士会内部規則等の弁護士総会への提案、懲戒委員会の設置、監査委員会の提案に基づく弁護士の奨励又は懲戒処分、司法省への定期的な活動報告等がある。

イ 現在、経営委員会は、2015年12月16日弁護士総会により選任された、弁護士会会長1名、副会長3名及びその他経営委員4名の計7名によって構成されている。

(4) 常任委員会（弁護士法41-43条、弁護士会内部規則37条-39条）

ア 常任委員会とは、弁護士会が決定した計画に従って、日常業務について管理する機関である。個々の常任委員は経営委員会によって任命される。

常任委員会の権限と役割として、個々の弁護士活動の指導・監督・監視、弁護士会の活動及び財政計画の立案、弁護士養成制度、弁護士倫理、弁護士会内部規則等の改訂の経営委員会に対する提案等がある。

イ 現在、常任委員会は、2015年12月16日弁護士総会により選任された、弁護士会会長・副会長等経営委員7名を含む計21名の常任委員によって構成されている。

(5) 監査委員会（弁護士法44条-46条、弁護士会内部規則40条-47条）

ア 監査委員会とは、経営委員会、常任委員会、弁護士会及び弁護士の活動を監視監督する任務を負う機関である。監査委員の任期は5年であり、弁護士総会により任免が行われる。

監査委員会には、経営委員会に対し、問題事項の決定、弁護士会及び弁護士に対する支援及び処罰を求め、弁護士総会に対し、監査結果を報告し、問題事項の改善及び解決を提案する等の権限があるものとされている。

イ 現在、監査委員会は、2015年12月16日弁護士総会により選任された、3名の監査委員によって構成されている（常任委員との兼任はない）。

(6) 弁護士会事務所（弁護士法47条・48条、弁護士会内部規則53条）

ア 弁護士会事務所とは、常任委員会を支援し、弁護士会と弁護士の国内活動に関する日常業務を管理する組織である。

イ 弁護士会事務所は、ヴィエンチャン首都裁判所4階の一部を賃借し、執務室及び会議室等を置いている。賃料や光熱費等は弁護士会負担となっているとのことである。

(7) 県・首都弁護士会事務所（弁護士法49条・50条，弁護士会内部規則63条－65条）
ア 県及び首都弁護士会事務所は，県及び首都の弁護士会活動及び個々の弁護士活動に関する日常業務を管理する組織である。

イ 現在，ヴィエンチャン首都及び8県（ルアンパバーン県，シェンクワン県，ヴィエンチャン県，カムムアン県，サワンナケート県，チャンパサック県，サラワン県及びウドムサイ県）に弁護士会事務所を設置している。弁護士会は，残り9県を含む全県に事務所を設置することを課題としている。なお，県及び首都の弁護士会事務所は，地方単位会という構成ではなく，あくまでラオス弁護士会の一要素である。

(8) 郡・特別区・特別市弁護士会ユニット（弁護士法51条・52条，弁護士会内部規則63条－65条）

ア 弁護士会ユニットは，郡，特別区及び特別市に設立された管轄内の弁護士の活動を管理する組織である。

イ 現在，ヴィエンチャン首都内全9郡に弁護士会ユニットが設置されている。ヴィエンチャン首都以外の県に属する郡及び特別区・特別市における弁護士会ユニットは存在しない。

(9) その他（弁護士法に規定がないもの）

ア 懲戒委員会（弁護士会内部規則48条－52条）

懲戒委員会は，個人または組織より特定の弁護士に対する不服が申し立てられた場合に，経営委員会の提案により弁護士会会長が任命する非常任の合議体であり，その者の懲戒処分を判断する。同委員会は5名の委員で構成され，弁護士及び弁護士でない者も含まれる。

懲戒委員になるためには，弁護士である場合，10年以上の登録があること，懲戒処分を受けたことがないこと，他の弁護士から信頼を受けていることが必要であり，他方，弁護士でない場合は，経験豊富な法律家であること，社会から信頼されていることが必要である。

イ 弁護士会関連補助体制（弁護士会内部規則53条－62条）

弁護士会関連補助体制として，弁護士法に規定がある弁護士会事務所（前述）のほか，弁護士会の業務を補助する部門が置かれている。具体的には，組織及び政策部門（54条），国家機関及び民間機関連携部門（55条），社会組織及び活動部門（56条），法律部門（57条），計画経理部門（58条），普及啓蒙部門（59条），弁護士職務開発部門（60条），国際協力部門（61条）及び法律無償援助部門（62条）が置かれ，各部門の権利及び役割，部門員の構成などが規定されている。

ウ 相談役会

弁護士法及び弁護士会内部規則上規定はないが，相談役会が存在し，元司法省副大臣，元最高人民検察院副長官など6名の弁護士が所属している。

2 強制加入制

司法大臣より任命を受けた弁護士は，弁護士会に登録して弁護士になることができ（弁

護士法16条)、弁護士登録を外した場合には弁護士を辞することとなる(17条)。弁護士会は、その公共性、倫理性から、組織面、運営面及び財務面で独立性が認められ(3条1号、30条)、懲戒処分が認められるなど(80条)、自律的な規律により運営されている。

3 司法省等による監督・検査

(1) 弁護士会は、前述のとおり、組織面、運営面及び財務面で独立性が認められると規定される一方で(3条1号、30条)、司法セクター(司法省、県・首都司法局及び郡・特別市司法事務所の司法促進部門)により弁護士活動を管理・監督される(66条)。司法省は、弁護士会と協力の上、弁護士に関わる戦略計画・方針の策定・実施、法律規則の草案検討・公表、弁護士の任命・育成・除名、弁護士倫理規則の認可を行う等、広範な権限と役割を有している(67条)。

(2) また、司法セクター以外の機関(国民議会、県議会及びラオス国家開発戦線等)による弁護士活動の検査も実施され(70条2号)、その方法は、事前通知を行うもののほか、抜き打ち検査も可能とされている(72条)。

4 予算

(1) 弁護士会は、自らの独立した予算を有し、その財源は、弁護士会費の他、弁護士会会員の資産の一部、研修料その他サービス料、国内外の組織等からの寄付とされている(74条)。その予算は、弁護士会の運営業務、各委員会の活動、総会の開催、職業訓練、福利厚生などに使用される(75条)。

(2) 監査委員会による2019年3月30日付財務報告によれば、弁護士会の年間予算は231,687,580キープ(約25,000ドル)である。また、現在の弁護士の年会費は150万キープ(約165ドル)である⁶。

第3 弁護士法及び弁護士・弁護士会関連規則

1 弁護士法(2016年06号/国会)

弁護士法は、2011年12月21日(10号/国会)に成立し、2016年11月9日に改正された。その内容は、第1編「総則」、第2編「弁護士」、第3編「弁護士職業活動」、第4編「弁護士会」、第5編「法律企業体」、第6編「法律扶助基金」、第7編「禁止事項」、第8編「弁護士活動の管理と監督」、第9編「弁護士会の設立日、予算、紋章、印鑑」、第10編「貢献に対する表彰及び違反に対する措置」及び第11編「最終条項」の全82か条からなる。

第1編として、目的(1条)、弁護士に関する国家の方針(4条)、弁護士業務活動の原則(5条)等が定められた後、第2編として、弁護士になるための要件・手続が定められている(後述第4参照)。第3編として、刑事訴訟への参加(19条)、民事訴訟への参加(21条)、法律相談(23条)などの弁護士業務が列挙され、第4編として、弁

⁶ なお、弁護士登録前であり業務を実施できない「見習い弁護士」からも会費が徴収されているとのことである。

護士会の組織体制が規定されている（前述第2，1参照）。第5編は，企業法に従った法律業務の提供を業とする企業の設立及び外国人弁護士の業務活動に関する事項が規定されている（53－59条）。第6編として，弁護士会が行う法律扶助に対して基金が設定されることが規定され，第7編では，弁護士の禁止事項として，過度の能力喧伝，社会的地位等に基づく差別，勝訴の約束，双方当事者の代理，守秘義務違反等が規定されている（63条）。第8編として，司法省等の機関が弁護士会の監督にあたること（前述第2，3参照），第9編として，弁護士は，法廷での審理に際しては公式の制服を着用しなければならないことなどが規定されている（77条）。

2 弁護士会内部規則（2017年472号／司法省）

弁護士会内部規則は，2016年弁護士法に基づき，2017年5月11日司法大臣により発布された。第1編「総則」，第2編「弁護士」，第3編「法律業務の提供」，第4編「弁護士会の組織体制」，第5編「法律企業体」，第6編「法律無償支援」，第7編「弁護士会の財務経理」，第8編「弁護士カード及び制服」，第9編「弁護士会及び弁護士の業務に関する原則及び方法」，第10編「貢献に対する表彰及び違反に対する措置」及び第11編「最終条項」の全98か条からなる。

第2編では，ラオス人弁護士，長期在留外国人弁護士，外国人弁護士及びラオス国弁護士の定義，権利及び役割等について述べる。第3編で，弁護士は関係法令規則の定めに従い法律業務を提供すること，法廷での弁護活動には委任状と弁護士会の許可が必要であること等が定められている（19条・20条）。第4編で，弁護士法に定める組織体制の詳細を規定し（前述第2，1参照），第6編で，法律扶助政令とは別の，弁護士会独自の法律扶助活動について規定している（71条－73条）。第7編では，弁護士の財務管理及び収支の費目に関して詳細が定められている（74条－89条）。第9編においては，弁護士としての活動原則として（92条），計画的な業務を行い，常に確認を怠らず，報告を実施すること等が規定され，業務を遂行する方法として（93条），民主的な方法で方針を決定し，結果に対して責任を負うこと，関連法令規則及び党の方針に従うことなどが規定されている。

3 弁護士倫理規則（2012年635号／司法省）

弁護士倫理規則は，2011年弁護士法に基づき，2012年11月12日に司法大臣により発布された。第1編「倫理の目的及び意義」，第2編「顧客の保護及び支援」，第3編「案件管理と顧客の財産」，第4編「弁護士報酬と案件移管」，第5編「関連機関との協力」，第6編「管理，検査及び禁止」，第7編「功績者への方針及び違反者への方策」及び第8編「最終条項」の全24か条からなる。

第2編では，弁護士業は自由業である（ことが本質である）とし（3条），案件受任（4条），契約（5条），契約解除（6条），契約結果（の説明）（7条），顧客代理業務（8条）及び守秘（9条）について規定している。第3編では，案件管理（10条）として業務資料の保管に関し詳述するとともに，顧客財産の保管（11条）につき規定している。第4編では，弁護士報酬（12条）は顧客との契約に基づき請求することが規定されると

ともに、他の弁護士への案件の移管又は顧客の移管（13条）に際して、契約の定めのない限り移管を受けた弁護士が報酬を請求してはいけないことが規定されている。第5編では、民事・刑事手続において警察及び司法セクターとの協力（14条）を求めるべきとされるとともに、あらゆる場面において第三者との協力（15条）が必要である旨規定されている。第7編では、功績者への方針（18条）として、倫理的に模範的な行為をした弁護士に表彰等がされると規定される一方、違反者への方策（19条）として、再研修、行政罰、刑事罰等が課され得ることが規定されている。また、司法省、弁護士会常任委員会又は監査委員会等に対する違反者への懲戒申立（20条）の規定や、弁護士会による倫理規則に違反した弁護士に対する懲戒処分（21条）の規定が存在する。

第4 弁護士になるための要件・手続⁷

- 1 弁護士になるためには、20歳以上、ラオス国籍保有、法学士以上の学歴等の要件を満たしている必要がある（弁護士法9条）。その上で、司法省が定めたカリキュラムに則り弁護士職業研修を受けた後（10条）、いわゆる「見習い弁護士」として、最低1年間の弁護士職業実習を受け（11条）、弁護士会において実施される弁護士試験に合格し、司法大臣から任命を受ける必要がある。
- 2 実際の運用としては、2015年1月より法曹三者を統一的に育成する法曹養成制度が開始したことを受け、同制度開始の前後において、「見習い弁護士」になるための手続が異なっている。すなわち、2015年1月以前の法曹養成制度においては、大学法学部卒業後、ラオス弁護士会が実施する6週間の研修を経て、「見習い弁護士」となることができた。これに対し、同月以降の法曹養成制度においては、国立司法研修所（National Institute of Justice: NIJ）の入所試験に合格し、同研修所の約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後⁸、「見習い弁護士」となることができる⁹とされている。
- 3 しかしながら、かかる統一法曹養成制度は、ラオス弁護士会が描く弁護士数の増加の要請に応えるものとならず、国立司法研修所修了生のうち「見習い弁護士」となった者は、第一期（2015年度）は18名（修了者数125名）、第二期（2016年度）は8名（修了者数170名）にすぎなかった。そこで、ラオス弁護士会は、2017年度より、統一法曹養成制度と並行して、司法省の承諾の下、独自の弁護士養成研修を開始した。現在まで、毎年約30人前後の「見習い弁護士」を輩出している。

この独自研修は、毎年11月ころに実施され、選抜試験を通過した者だけが、18日

⁷ ラオス弁護士・弁護士会、国立司法研修所からの聴き取りのほか、須田大「ラオスの法曹養成制度改革」ICDNEWS第72号（2017年9月）75頁以下を参照。

⁸ 2018年12月31日付司法大臣決定（1711号／司法省）によれば、2020年から修習期間は1年6か月となる。

⁹ なお、弁護士の要件として法学士（Bachelor）が要求される一方で、国立司法研修所法曹養成コースには法律分野のHigh Diplomaがあれば入所でき、法学士が求められないことから、同研修所を修了しても弁護士になれない場合が生ずるとい問題がある。弁護士法を改正して法学士の要件を撤廃する案、同研修所法曹養成コース修了者に法学士を付与する案等があったが、いずれも実現されておらず、問題は解消されていない。

間で15教科を受講し、面接等の最終試験を経て、見習い弁護士の資格を得られるものである。研修の受講条件は、法学士取得者は2年以上の実務経験が必要となる一方、修士取得者は実務経験が不要とされる。また、研修受講生としては、法律事務所の事務員や企業の法務スタッフなどが多いようである。

研修講師は、国立司法研修所の講師とは重ならないように配慮され、元司法大臣、元司法副大臣、元国会法務委員会委員長、シニアの弁護士等が務めている。国立司法研修所の研修との違いは、法学的な素養があることを前提に、社会貢献、ボランティア精神、弁護士倫理、党の方針等の指導に力点が置かれているところである。

第5 訴訟制度における弁護士の役割¹⁰

1 民事訴訟制度

(1) ラオスの民事訴訟制度においては、本人訴訟を前提にしつつ、弁護士代理を原則としていると考えられる。

すなわち、民事訴訟法(2012年13号/国会)86条は、1項において、弁護士に加えて保護者が訴訟手続に参加するものとし、2項において、保護者とは、組織、企業の代表、夫又は妻、父母、後見人又は近親者をいうものとしている。また、同91条は、2項において、委任による代理人として、弁護士のほか、近親者を挙げている(同項5号)。これらの条項からすると、近親者に代理人としての訴訟参加を認めている点で、弁護士代理の原則を徹底していないようにも読める。しかしながら、2012年改正民事訴訟法は、社会問題化していた親族を名乗る無関係者、いわゆる事件屋の関与について、一定の近親者に限り代理人となることを認めるものと明文化し、運用の厳格化を図ったものである。同法起草者及び裁判所も、将来的には、弁護士代理の原則をより一層徹底していくことが望ましいと考えている。

(2) もっとも、実際には、地域差があるが、民事訴訟のほとんどが本人訴訟である(代理人が付く訴訟は10%から30%程度とされ、そのうち弁護士が代理人となる訴訟はさらに少ない)。弁護士数の乏しさに加えて、民事訴訟法における職権主義的色彩を反映しているものと思われる。

2 刑事訴訟制度

(1) 憲法(2015年63号/国会)96条2項は、被疑者は、訴追された事件に対し、自身または保護者もしくは弁護士によって争うことができると規定し、同3項は、弁護士は、当事者または被疑者に対し法律的な支援を行う権利を有する、と規定している。これを受け、刑事訴訟法(2017年37号/国会)71条でも、弁護士に加えて、保護者が弁護人となることが認められている(人民裁判所法〔2017年22号/国会〕3条8号参照)。

¹⁰ ラオス弁護士・弁護士会からの聴き取りのほか、石岡修「ラオス民事訴訟法(2012年改正)(1)」ICDNEWS76号(2018年9月)103頁脚注164、松尾弘「法整備における弁護士の役割—法整備支援の観点から—」2014年12月15日弁護士会館における講演を参照。

弁護士と保護者は、原則として同様の権限を有するが、法律により死刑が規定された犯罪においては、弁護人が必要であるうえ、弁護士のみが弁護人として選任される（刑事訴訟法71条3項・4項・8項）。被疑者・被告人が18歳未満の場合、障害者である場合、ラオス語に通じない場合等の必要的弁護事件において、弁護人がいない場合は、弁護士会を通じて選任手続が実施される（同条8項）。

(2) 刑事訴訟法の要請があることから、刑事訴訟において弁護人が付く頻度は民事訴訟より高いものと思われるが、筆者がこれまで傍聴した数回の刑事裁判において弁護人が付いたものはなかった。なお、刑事事件で弁護士の選任が必要な事件において、裁判所により弁護人として任命された場合、報酬（20万キープ：2500円程度）が付与されるとのことである。

第6 法律扶助（リーガルエイド）における弁護士の役割¹¹

1 2018年2月28日付で発布された法律扶助政令（77号／政府）は、弁護士法において、法律扶助を貧困者や恵まれない人々に対して、法の前の平等と司法への公平なアクセスする権利をラオス市民に保証するための法的支援である旨規定され（3条7号及び26条）、また、法律扶助基金は、司法省の管理と監査の元に設立された、国家予算等を資金源とする、法律扶助を受ける市民のための基金である旨規定されていることを受けて（60条－62条）、法律扶助に関する実際の運用を定めるべく制定されたものである。

同政令は、第1編「総則」、第2編「法律扶助業務」、第3編「法律扶助の申請」、第4編「法律扶助機関及び法律扶助担当官」、第5編「法律扶助手続」、第6編「法律扶助基金」、第7編「禁止」、第8編「法律扶助の監督」、第9編「法律扶助の検査」、第10編「功績者への方針と違反者への方策」及び第11編「最終条項」の49か条からなる。

同政令は、法律扶助の種類として、①法情報の提供、②法的助言、③法的文書の作成、④訴訟代理の4つを規定している（7条）。法律扶助の主体は、法律扶助機関と法律扶助員の二者であり（8条－11条）、前者は、各司法セクターの司法促進部門、弁護士会の下に設置される法律扶助事務所及びラオス女性同盟等（15条）、後者は、弁護士会によって任命された弁護士である（16条）。法律扶助の上記①から④のうち、①から③は、法律扶助機関・法律扶助員（弁護士）のいずれもが実施できるのに対し（8条－10条）、④は法律扶助員（弁護士）のみが実施できる（11条）。

弁護士が任命される場合の法律扶助の手続（20条－24条）は、まず、法律扶助を求める者から申請を受けた法律扶助機関が、審査を経て、申請受理から5日間以内に、申請者との間で法律扶助に関する契約を締結する。そして、同機関が、弁護士会に対し、法律扶助を担う弁護士を任命するよう要請し、これに対し、弁護士会が3日間以内に担当の弁護士を任命するとともに、法律扶助基金委員会に対し基金の申請を行う。申請を受けた同委員会は3日以内に申請を承認することになる。

¹¹ ラオス弁護士会及びアジア財団（TAF）からの聴き取り等に基づく。

法律扶助基金は、国家予算法及び関連法令に基づき、法律扶助員となり訴訟活動等を行う弁護士の日当・旅費等に使用され、その管理は、司法省副大臣を議事役とする法律扶助基金委員会が行うとされる（26条－29条）。これを受け、財務省は、国家予算の管理に関する決定を發布し（2018年12月12日4000号／財務省）、①法律扶助員となる弁護士の日当、現地調査費及び法律扶助受益者のための費用、②ヴィエンチャン首都内またはその近郊の交通費、③その他法律扶助のための必要経費（申請費用、裁判費用、印刷費用等）が、法律扶助基金により補助されるものとした。

2 法律扶助政令が發布されたことを受け、関連法令の制定を含む法律扶助に対する運用整備が加速している。後述第7のとおり、主にUNDP、TAF、LUX-DEV及びMCCの支援を受け、地方の法律扶助事務所の設立が進んでおり、現在、ヴィエンチャン首都及び13県（サイニャブリー県、シェンクワン県、ウドムサイ県、サワンナケート県、チャンパサック県、セコン県、ヴィエンチャン県、フアパン県、カンムアン県、アタプー県、ボッケオ県、ルアンナムター県、ボリカムサイ県）に加え、3郡（サイニャブリー県シェンホン郡及びカエンカオ郡、アタプー県サナムサイ郡）に法律扶助事務所が設立されている。実際、法律扶助基金として、国家予算は存在しないに等しい状況とのことであるが、TAF等が法律扶助基金の対象（上記①から③）とならない弁護士費用の支払いも含めて支援を提供している。

なお、国立司法研修所の弁護士研修では「法律扶助」の受講が必修となっている。また、弁護士となった後は、政令に基づく法律扶助とは離れて、弁護士会内部規則（72条）により、年40時間の無償援助活動が義務付けられている。

第7 弁護士及び弁護士会に関する国際機関・NGO等による支援

1 日本弁護士連合会（日弁連）

日弁連は、2000年5月にラオスにおいて司法調査を実施し、弁護士の不足と市民の司法に対するアクセス障害を認識した。これを踏まえ、従前より培ってきた司法アクセス改善に関する経験を生かし、ラオス弁護士会に対する支援を開始した。

近年では、東芝国際交流財団より支援を得て、2012年9月、東南アジア各国の有識者を招き、「ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題と解決提言」と題する国際会議をヴィエンチャン首都で開催した。2013年4月には、ラオスにおける法の普及として、一般市民を対象とした法律相談会及び若手弁護士を対象とした法律相談スキルに関する会議をヴィエンチャン首都で開催した。さらに、ラオスにおける統一法曹養成制度導入を契機とした弁護士養成研修支援として、2014年8月には4名の弁護士を、2016年10月には6名の弁護士を招聘し、東京近郊で研修を実施した。2017年6月には、国立司法研修所の弁護教官に対する教授法改善のためのワークショップをJICAと共催してヴィエンチャン首都で実施している。

2019年末より新たに、トヨタ財団からの資金拠出を得て、ラオス弁護士会、ベトナム弁護士会及びカンボジア弁護士会を対象機関として、法や弁護士へのアクセス保障

の視点から取組みと教訓を共有し、法的サービスを一般市民に届ける具体的な方法の検討と継続的な改善を図るプロジェクト（２年間）が開始されている。

2 国連開発計画（UNDP）¹²

ラオスは、法司法分野における開発政策として、“Legal Sector Master Plan: LSMP”を作成したうえで2020年までに法の支配国家の実現を目指し、法改革、法・司法関係機関の組織能力強化、法・司法関係機関職員の人材育成、法令データベース・情報発信の強化及び市民参加等の改善を目標として掲げている。UNDPは、LSMP実現のため、ラオス弁護士会を通じた司法アクセス向上プロジェクトや、LSMP支援プロジェクト（その柱の一つの活動としてラオス弁護士会を組織強化対象機関とするものを含む）を実施した¹³。

具体的には、司法アクセスに係る地方調査の実施¹⁴、法律扶助による法律相談（リーガルエイドクリニック）、地方での法律相談（モバイルクリニック）、弁護士への英語トレーニングの提供、弁護士法起草・運用支援、弁護士会地方事務所設立支援、弁護士会ホームページ作成支援¹⁵、セミナー・パンフレット作成等を通じた弁護士及び弁護士会の広報・普及¹⁶、弁護士に対する初期研修（主に国立司法研修所設立前）・継続研修、研修実施のための弁護士講師の養成等が実施された。

現在、2017年8月より4年間の期間で開始された後継プロジェクト（Strategic Support to Strengthen the Rule of Law in Lao PDR: 3S-RoL）では、弁護士法条文集の印刷・普及、法律扶助事務所（シェンクワン県、サワンナケート県、アッタプー県及び同県内サナムサイ郡）の設立に対する支援活動等が行われている¹⁷。

3 アジア財団（The Asia Foundation: TAF）¹⁸

TAFは、USAID等から資金を得て、2014年より法律扶助（リーガルエイド）に関する支援をしており（Legal Aid Support Program）、その一つのコンポーネントとして、ラオス弁護士会に対する支援を実施している。

同支援では、第一段階として（2014年から2018年）、法律扶助政令の起草支援、法律扶助マニュアルの開発支援、法律扶助事務所（ヴィエンチャン首都、ウドムサイ県、

¹² UNDPのホームページ（<https://www.la.undp.org/content/laopdr/en/home/democratic-governance-and-peacebuilding.html>）のほか、UNDP主催会合やUNDP関係者との面談での情報に基づく。

¹³ 2011年まで“Enhancing Access to Justice through the Lao Bar Association” Project (LBA Project)、2009年10月から2012年12月までプロジェクト“Support to the Implementation of the Legal Sector Master Plan”、2014年1月から2017年6月までプロジェクト“Support Project for Implementation of the Legal Sector Master Plan of the Lao People's Democratic Republic: SPLSMP”を実施。

¹⁴ “People's Perspective on Access to Justice Survey in Four Provinces of Lao PDR”（2011年11月）

¹⁵ UNDPが作成支援した弁護士会のホームページ（www.laobar.org）は、現在利用が中止されておりアクセスできない。

¹⁶ “WHY CHOOSE TO BE A LAWYER?”と題するパンフレットは、弁護士の使命、倫理、キャリア等を纏めて、弁護士の魅力をアピールするものになっている。

¹⁷ 関連情報を総合すれば、同プロジェクト実施までに、UNDPに対して資金拠出していたEU、フランス及びアメリカからの拠出がなくなり（本文第8、5参照）、同プロジェクトは効果的な活動ができていないようである。

¹⁸ TAF主催会合やTAF関係者との面談での情報に基づく。2000年初頭より弁護士会への支援を開始している。

チャンパサック県、サイニャブリー県及び同県内シェンホン郡及びカエンカオ郡)の設立支援、ポスター等の作成支援を実施してきた。

政令発布前より、司法省及び弁護士会と共に法律扶助を実施し、2017年末時点で、2300人の市民に支援を提供した。対応案件としては、刑事・民事ともに相談があり、薬物、強盗、不倫、交通事故、土地問題、家族問題などが多いとのことである。事務所に来られない者に対しては、(事務所によっては)電話での相談も受け付けている。事務所の課題は、その存在が認知されていないこと(なお、チャンパサック県ではラジオでの広報もしているとのこと)、対応の遅れ、職員の能力不足、職員数の不足、地方における弁護士の不在などが挙げられている。

政令発布後は、法律扶助基金の対象となる①弁護士の日当、現地調査費及び法律扶助受益者のための費用、②ヴィエンチャン首都内またはその近郊の交通費、③その他法律扶助のための必要経費(申請費用、裁判費用、印刷費用等)以外の、調査費用、面談費用及び文書作成費用等の支援も実施している。

上記支援は、今後、第二段階として(2019年から2023年)、弁護士会が実施する法律扶助クリニックに対する支援、法律扶助実施に向けた弁護士への研修の提供、プロボノ弁護士の要請等の活動が本格化していく見込みである¹⁹。

4 独立行政法人国際協力機構(JICA)

JICAの技術協力の枠組みで行うラオス政府に対する法整備支援においては、ラオス弁護士会は、直接の支援対象機関(カウンターパート)とはされていない。しかしながら、2014年7月より開始したプロジェクト(「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」)では、ラオス弁護士3名がサブワーキンググループ(SWG)メンバーとして参加した(刑事関連法SWGにおいて2名、教育研修改善SWGにおいて1名)。同様に、2018年7月より開始したプロジェクト(「法の支配発展促進プロジェクト」)でも、3名の弁護士が参加している(民事関連法SWGにおいて1名、刑事法SWGにおいて1名、教育研修改善SWGにおいて1名)²⁰。

また、2014年8月には、法務省との共催にて実施した「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」の一部プログラムについて、日弁連の招聘事業(前述第7,1)とも連携し、ラオス弁護士も参加しての法曹養成に係る意見交換会を実施した。さらに、2017年6月、前述1のとおり、日弁連と共催したワークショップをヴィエンチャン首都にて開催した。

5 その他の援助機関²¹

(1) ルクセンブルク開発庁(Luxembourg Aid & Development: L U X - D E V) が

¹⁹ 第二段階に対するプログラムの調印があったのは2020年1月27日である。USAIDのウェブサイト上の同調印ニュース記事：<https://www.usaid.gov/laos/press-releases/jan-27-2020-us-launches-new-program-strengthen-rule-law-laos>

²⁰ JICAプロジェクトの活動に参加した弁護士において、その獲得した知見を弁護士会に還元してもらえるよう求め、弁護士会に対して機会の設定を提案しているが、実現できていない。

²¹ 2019年7月30日・31日に司法省主催で開催されたドナーコーディネーション会合での情報、その他各機関関係者からの聴取等に基づく。

2017年から5年間の期間で実施しているプロジェクト（Support Programme for Legal Teaching and Training and to the Promotion of the Rule of Law Concept in Laos: Lao/031）においては、ILSTA（Institute for Legal Support and Technical Assistance）と連携して、法律扶助事務所（カンムアン県、ボッケオ県、ルアンナムター県及びボリカムサイ県）の設立支援を実施したほか、ラオス弁護士会及びラオス国立大学法政治学部の学生に対し、インハウスロイヤー業務に関する支援を計画している。

- (2) メノナイト中央委員会（Mennonite Central Committee：MCC）においても、法律扶助事務所（ヴィエンチャン県及びフアパン県）の設立を支援している。
- (3) ドイツ国際協力公社（GIZ）、EU及びスイス開発協力機構（SDC）が資金拠出して実施しているCEGGA（Citizen's Engagement for Good Governance, Accountability and Rule of Law）プロジェクトは、国立司法研修所の研修改善やリーガルエイド事務所に対する協力支援などを通じて弁護士及び弁護士会と関わりがある。同プロジェクトも全県に対する法律扶助事務所の設置を支援する旨明示している。
- (4) フランス開発庁（Agence Française de Développement：AFD）は、新規プロジェクトである“Justice Project”に関し2019年内に協力文書の署名を完了し、その後早い段階で活動を開始する予定とのことである。その支援の柱の一つとして、弁護士数の増加に向けた活動と弁護士研修の改善に向けた活動を置いている。
- (5) その他、国境なき弁護士団より派遣されたフランス人弁護士が、ラオス弁護士会に常駐し研修改善等の支援をしていたが、2017年までに終了している。

第8 おわりに — 考察：ラオス弁護士・弁護士会の課題²²

以上のとおり、ラオス弁護士及び弁護士会に関する諸制度とその実際を概観した。弁護士には、国家と市民との狭間において司法制度等を通じ両者を媒介する役割があるとともに、熟慮に富んだ市民としての行動指針を示し市民社会の形成に貢献する役割がある。ラオスにおける法の支配を実現し、グッドガバナンス（良い統治）を構築していくためには、ラオス社会における弁護士の浸透、役割の強化が不可欠である。

弁護士及び弁護士会がラオス社会において浸透し、市民の権利・自由の保護の担い手となるために、目下、以下の課題があると考えられる。以下のとおり3つに分類したが、これらの課題は、相互に密接に関連している。

1 弁護士の役割に対する社会的認知の向上

ラオス社会における紛争解決は、伝統的に、村、郡などのコミュニティーに委ねられている。市民において何らかのトラブルが発生した場合は、まず村長のところに相談に行き助言を求め、紛争であれば仲介してもらい、それでも解決しない場合は、村落調停制度により村の調停委員が紛争を調停する。さらに村レベルで問題が解決しない紛争は、郡の司法事務所に持ち込まれる。これらの過程において弁護士が登場することは皆無に

²² ラオス弁護士会からの聴き取り、Information Sheet・前掲脚注1、日本弁護士連合会編『法律家の国際協働―日弁連の国際司法支援活動の実践と展望』（2012年・現代人文社）等を参照したうえでの私見である。

等しい。また、一般の市民が、村長に相談に行く前に弁護士に相談するということがほとんどないと言ってよい。

このように、ラオス社会においては、弁護士が法に基づく公平・公正な紛争解決の担い手であることが社会的に認知されていないため、市民が村長に相談する前に弁護士を利用することは殆どなく、村長らとその紛争解決プロセスにおいて弁護士を巻き込むこともない。弁護士会は、弁護士の人数を増やすことが喫緊の課題であると強調し、前述のとおり独自研修を実施しているが、その試みと並行しながら、首都を中心に弁護士に対する社会的な需要を喚起し少しずつ広げていき、これに伴い弁護士の担い手（供給）も徐々に増やしていくことが必要である（日本での司法改革の議論を想起させる。）。この点は、弁護士の役割を認知させるためのツール作り等、外部からの支援の余地があると考えられる（前述のように、日弁連の活動では、この点に関し、支援していく予定である。）²³。

2 弁護士の質の向上

以上の社会的認知の向上と同時に、現にいる個々の弁護士の質を向上させ、弁護士によって適正に紛争が解決されていく事例を増やし、社会的な信頼を獲得していくことも必要である。弁護士会は、弁護士数が少ないこともあり予算が乏しく、効果的な研修を実施できていない。また、弁護士会は、他のASEAN加盟国からの要請もあり、英語の研修に力を入れていきたいというが、市民社会からの信頼獲得という観点からは弁護士としての基本的な紛争解決スキルの養成こそが重要であり、弁護士を束ねる弁護士会にかかるスキルの涵養に注力すべきと考える。この点は、様々なドナーにより地道な支援がなされてきた点であるが、前述のとおり、法律扶助の機会も徐々に増加していくと思われることに鑑みれば、継続的に実施していく必要がある。

3 弁護士会の組織運営の強化

以上のように、弁護士の社会的認知を向上させるために施策を実施し、弁護士技術向上のための研修等を改善するためには、弁護士会として予算を適切に徴収し、適切に執行するための体制が必要である。対内的に会として弁護士を統治しつつ、対外的に社会的な信頼を獲得していかなければならない。この点、弁護士会は、司法省の監督下にあるが、将来的に政府を離れた独立の組織として運営していきたいとの希望を持っており、そのための知見・経験等を日本から学びたいと要望している。日本政府（JICA）は、ベトナムにおいて、日弁連と協力しながら、ラオスと同様に司法省傘下にあるベトナム弁護士会を長きに渡り支援し、またベトナム弁護士会も、弁護士会の組織運営について日本から多くを学んできた。これらの知見・経験が、日本やベトナムから、ラオス弁護士会に対して還元できる取組みが実施されると効果的と考えられる。

²³ さらに、地方における弁護士の活用、アクセスの向上または弁護士の偏在の解消も、重要な解決課題であることは疑いがない。しかしながら、地方においては、ラオ語以外の言語を用いる少数民族が多い、文書の読み書き能力が低い、交通インフラが貧弱で司法事務所や裁判所まで出向くには相当の時間がかかる、通信インフラも貧弱なためコミュニケーションも難しい、といった問題が山積している。そこで、まずは首都レベルで弁護士に対する社会的需要を醸成すべきと考える。

中国民法総則の制定について（6・小括）

JICA 長期派遣専門家

弁護士 白 出 博 之

※プロジェクト近況等

現行中国法整備支援プロジェクトで起草支援を行っている中国民法典編纂については、これまで二段階方式、すなわち第一段階として民法総則を成立させた後、第二段階として各分編起草を行う方針で進められてきた。もっとも、新型肺炎問題の発生により2020年2月から当プロジェクトの活動も事実上停止することとなり（当職も一時帰国）、同3月開催予定であった全国人民代表大会での最終審議も延期状態が続いていた。その後、4月末開催の全国人大常務委員会会議では、新型肺炎対策に必要な一連の関連立法（公共衛生法治保障立法）の整備を優先事項とする年次立法計画が決定されているが¹、同計画中にも民法典が積極的に位置づけられていることを特に指摘しておきたい。中国民法典編纂については、最終審議を目前に控えながらも、なお多くの課題を内包する状態にあるといえるが、ここで本稿も軌道を修正して、本号では民法総則第六章以下の要点のみを概観して小括としたい。

II 中国民法総則の条文について

第六章 民事法律行為

民法総則の第六章「民事法律行為」では、民法通則（以下「通則」と略称）、契約法等の関連規定を基礎として、主に、以下の点について改善整備を行っている。すなわち1）民事法律行為の内容を調整、2）意思表示ルールを新たに追加、3）民事法律行為の効力ルールの整備である。

第一節 一般規定

第133条【民事法律行為の定義】民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事法律関係を設定、変更、終了する行為である。

※²第134条【民事法律行為の成立】民事法律行為は、双方又は多方の意思表示の一致に基づいて成立することができ、一方の意思表示によって成立することもできる。

2 法人、非法人組織が法律又は定款に規定する議事方式及び表決手続に基づいて決議を行う場合、当該決議行為は成立する。

第135条【民事法律行為の形式】民事法律行為は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。法律、行政法規の規定又は当事者の約定で特定形式を

¹ 2020年4月17日「十三期全国人大常委強化公共衛生法治保障立法修法工作計画」につき全国人大HPの下記URL参照。<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202004/eacce363c350473f9c28723f7687c61c.shtml>

² 条数の前に「※」を付した条文は民法総則による新設規定であることを示す。

採用する場合は、その特定形式を採用しなければならない³。

第136条【民事法律行為の発効】民事法律行為は、その成立時から効力を生ずる。但し、法律に別段の規定がある、又は当事者が別途約定している場合を除く。

2 行為者は、法律の規定に基づかず、又は相手方の同意を得ずに、民事法律行為を無断で変更又は解除してはならない。

1) 民事法律行為の内容を調整：通則第四章以下で定める「民事法律行為」と「民事行為」はいずれも法的意義のある行為ではあるが、これらと無効・取消可能な民事行為が並存する規定方式を合理的に改めて、民法総則では両者を統一した「民事法律行為」の定義規定を置く(133条)。この中には有効な民事法律行為だけでなく、無効、取消可能な行為と効力未確定行為を含み、民事法律行為の範囲が拡大されているが、その趣旨は民事主体が民事活動によって生じる法的結果を予見すべきことを強調して、自己の行為に責任を負い、民事主体の規範意識及び責任意識を高める点、及び強い実践性を具える点にある⁴。

第二節 意思表示

※第137条【相手方ある意思表示の発効】対話方式で行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。

2 非対話方式で行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式で行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方が特定システムによるデータ電文の受信を指定している場合、当該データ電文が当該特定システムに入った時に効力を生ずる。特定システムを指定していない場合は、当該データ電文がそのシステムに入ったことを相手方が知り又は知り得べき時に、効力を生ずる。当事者がデータ電文形式の意思表示の効力を生ずる時間を別途約定している場合には、その約定による。

※第138条【相手方なき意思表示の発効】相手方のいない意思表示は、表示が完成した時に効力を生ずる。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

※第139条【公告方式の意思表示】公告方式で行う意思表示は、公告を発表した時に効力を生ずる。

※第140条【意思表示の方式】行為者は、明示又は黙示により意思表示を行うことができる。

2 沈黙は、法律の規定、当事者の合意又は当事者間の取引慣習に符合する場合に限り、

³ 新法135条は、法律行為の形式につき、通則56条のように特定形式の採用が法律、行政法規に規定のある場合に限らず、当事者の約定による場合も追加している。

⁴ 以下、本号では、全国人大常務委員会による2016年6月27日の草案説明を「草案説明1」、同じく2017年3月8日の説明を「草案説明2」と略称し、また草案審議資料に関する『民法総則立法の背景と観点全集』同編集組編(法制出版社、2017)(以下「文献①」と略称)、李適時主編『中華人民共和國民法総則積義』(法律出版社、2017)(以下「文献②」と略称)、石宏主編『中華人民共和國民法総則条文説明、立法理由及び相関規定』(北京大学出版社、2017)(以下「文献③」と略称)をそれぞれ引用する。民法通則では合法的な法律行為を特に「民事法律行為」と呼び(通則54条)、無効・取消の対象を単に「民事行為」として区別していた(通則58~61条)。草案説明1三(六)・文献①18頁参照。

意思表示とみなすことができる。

※第141条【意思表示の撤回】行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

※第142条【意思表示の解釈】相手方のある意思表示の解釈においては、使用されている語句に従い、関連条項、行為の性質及び目的、慣習並びに誠実信用原則に照らして意思表示の意味を確定しなければならない。

2 相手方なき意思表示の解釈においては、使用されている語句に完全に拘泥してはならず、かつ関連条項、行為の性質及び目的、慣習並びに誠実信用原則に照らして行為者の真実の意思を確定しなければならない。

2) 意思表示ルールを追加：意思表示は法律効果の発生を意図する民事主体の内面的意思の外在的表現であり、民事法律行為を構成する基礎となる。第六章第二節「意思表示」ルールの追加は、民事法律行為の効力確定に重要な役割を果たすところ、新法では意思表示の方式（140条、通則意見66条対照）、効力発生時期（137条、契約法16条参照）、撤回（141条、契約法27条参照）、解釈（142条、契約法125条参照）等の内容について定めている⁵。

第三節 民事法律行為の効力

第143条【民事法律行為の有効要件】次の各号に掲げる条件を具備した民事法律行為は有効である。

- (一) 行為者が相応の民事行為能力を具えること
- (二) 意思表示が真実であること
- (三) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと

第144条【民事行為無能力者の民事法律行為・無効】民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。

第145条【制限民事行為能力者の民事法律行為】制限民事行為能力者が行った単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、智力、精神の健康状況に相応しい民事法律行為は有効である。その他の民事法律行為を行った場合には、法定代理人の同意又は追認を経た後に有効となる。

2 相手方は、法定代理人に対して通知を受け取った日から1か月以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が意思表示を行わない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前、善意の相手方は、取消権を有する。取消は、通知の方式で行わなければならない。

※第146条【虚偽表示・無効と隠匿行為の処理】行為者が相手方と虚偽の意思表示により行った民事法律行為は無効とする。

⁵ 草案説明1三（六）・文献①18～19頁参照。

2 虚偽の意思表示によって隠匿した民事法律行為の効力は、関係法律規定に従って処理する⁶。

第147条【重大な誤解による行為・取消可】重大な誤解に基づいて行った民事法律行為につき、行為者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第148条【詐欺による行為・取消可】一方の詐欺的手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

※第149条【第三者の詐欺・相手方主観により取消可】第三者が詐欺行為を行い、一方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知り又は知り得べき場合、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第150条【強迫による行為・取消可】一方又は第三者の強迫〔脅迫〕手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、強迫〔脅迫〕を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第151条【明らかな不公平】一方が、相手方の危険困難な状況又は判断能力の欠如等の状況にあることを利用して民事法律行為を成立させた時、明らかに公平を欠く場合には、損害を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

※第152条【取消権の消滅】次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、取消権は消滅する。

(一) 当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に、重大な誤解のあった当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から3か月以内に取消権を行使しなかったとき

(二) 当事者が強迫を受け、強迫行為の終了した日から1年以内に取消権を行使しなかったとき

(三) 当事者が取消事由を知った後、取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき

2 当事者が民事法律行為の効力発生日から5年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

第153条【法律、行政法規の強行法規等の違反】法律、行政法規の強行規定に反する民事法律行為は無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合を除く。

⁶ 146条2項ではいわゆる隠匿行為の処理が規定されている。隠匿行為とは、例えば当事者が贈与を仮装しているが実際は売買を行っている例のように、当事者の虚偽表示の背後に真実の法律行為が隠蔽されている場合である（ドイツ民法117条2項参照）。同条によると、虚偽表示と隠匿行為が同時に存在する場合、虚偽表示を無効とするが、隠匿行為はそれを理由としては無効にはならず、その効力は、関連法規定に従って処理される。具体的には、かかる隠匿行為そのものが当該行為の発効条件に適合する場合、効力発生が認められる。例えば贈与名目での売買行為につき、贈与行為は双方共同による虚偽の意思表示で行った民事法律行為として無効だが、贈与形式下に隠された売買は双方による共同の真の意思表示であり、その効力発生はそれが売買契約に関する法律規定に適合するか否かにより決せられる。売買契約の発効要件に関する法律規定に適合する場合は有効、適合しない場合は無効となる（文献③347～348頁参照）。

2 公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。

第154条【悪意通謀による行為・無効】行為者と相手方が悪意をもって通謀し、他人の合法的權益を害する民事法律行為は、無効とする。

第155条【無効、取消の効果】無効の、又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力がないものとする。

第156条【民事法律行為の一部無効】民事法律行為の一部が無効で、その他の部分の効力に影響を与えない場合、その他の部分は依然有効である。

第157条【無効、取消の法律効果】民事法律行為が無効、取り消され、又は効力の不発生が確定した後、行為者が当該行為によって取得した財産は返還しなければならない。返還不能又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償しなければならない。過失のあった一方は、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。各当事者に過失があった場合、各自が相応の責任を負担しなければならない。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。

3) 民事法律行為の効力ルールの整備：第六章第三節「民事法律行為の効力」では、まず民事法律行為の有効要件を規定し（143条、通則55条対照）、次に民事法律行為の効力状態ごとに、①無効の場合として、民事行為無能力者の行為（144条）、虚偽表示（146条1項）、法律・行政法規の強行規定違反と公序良俗違反（153条、通則58条5号対照）、悪意通謀行為（154条、通則58条4号対照）、②取消可能な場合として⁷、重大な誤解（147条、通則59条1号対照）、詐欺（148条、通則58条3号対照）、強迫（150条、通則58条3号対照）、明らかな不公平（151条、通則59条2号対照）、③効力不確定の場合として制限民事行為能力者の行為（145条、契約法47条参照）、④法律規定によりその効力を確定すべき場合として隠匿行為（146条2項）を規定し、さらに取消権の消滅（152条）、無効・取消の法律効果（157条、通則61条対照）について修正・補充している。

第四節 民事法律行為の条件付と期限付

第158条【条件付民事法律行為】民事法律行為には、条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することができない場合を除く。停止条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を失う。

※第159条【条件成就の阻止等と条件成就】条件付民事法律行為は、当事者が自己の

⁷ この点、通則58条3号が詐欺、強迫による行為につき原則として無効とする点を民法総則では直接無効には確定せず、行為者による人民法院・仲裁機関に対する取消請求と改めている。また通則59条1、2号が重大な誤解、明らかな不公平の場合に原則として変更・取消可とする点を、民法総則では変更を認めず、147条、151条の要件を具えた行為者による人民法院・仲裁機構に対する取消請求に改めている。なお、草案段階では通謀虚偽表示の取消につき、善意の第三者に対抗不可とする規定もあったが、民事法律行為の無効取消と第三者に対する法的効果については状況が複雑であり、これを一概に善意の第三者に対抗不可とするのは不適當であり、むしろ民法典各分編の物権編、契約編等において具体的に規定すべしとの指摘を受けて、民法総則には規定されていない（文献①32頁参照）。

利益のために条件成就を不当に阻止した場合、条件が既に成就したものとみなす。条件成就を不当に促した場合、条件が成就していないものとみなす。

※第160条【期限付民事法律行為】民事法律行為には期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することができない場合を除く。始期付民事法律行為は、期限が到来した時に効力を生ずる。終期付民事法律行為は、期限が満了した時に効力を失う。

4) 第六章第四節「民事法律行為の条件付、期限付」では、通則62条を補充修正した条件付民事法律行為の定義・効力（158条、契約法45条1項参照）のほか、条件付法律行為の相手方の保護（159条、契約法45条2項参照）、期限付法律行為の意義・効力（160条、契約法46条参照）に関する規定が新設されている。

第七章 代理

代理制度は被代理人、代理人と第三者との関係を調整する法律制度であるところ、社会主義市場経済の発展に伴い、代理活動はますます広汎かつ複雑化しており、被代理人、第三者の合法的權益を保護し、取引安全を保護するため、代理行為を規範化しなければならない⁸。民法総則は、民事法律行為に関する第四章の中に代理の規定を置いていた通則の方式を改めて代理に関する専門の章を規定し、かつ現行法規定を基礎として代理の一般的ルール及び委任代理制度を改善している⁹。

第一節 一般規定

第161条【代理の適用範囲】民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

2 法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質に照らして、本人が自ら行うべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条【代理の効力】代理人が代理権限内において、被代理人名義で行った民事法律行為は、被代理人に対して効力を生ずる。

第163条【代理の種類・委任代理と法定代理】¹⁰代理には、委任代理〔委托代理〕と法定代理を含む。

2 委任代理人は、被代理人の委任に基づいて代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に基づいて代理権を行使する。

⁸ 草案説明1三（七）・文献①19頁、草案説明2三（五）・文献②686頁参照。

⁹ 商業活動の需要に応えるべく草案段階では非顕名代理制度が含まれており（隠名代理・契約法402条参照）、さらに間接代理（契約法403条参照）の採否も検討された。立法過程ではまず間接代理は真正の代理ではなく、特殊な状況下において法律の特別規定に基づき代理の部分的効力を生じるもので契約法分則に規定すればよく、民法総則に専門規定は不要とされた。また非顕名代理制度も同様に民法総則中への規定は不要であり、契約法中に規定すれば足りるとの意見があり、最終的に非顕名代理は必要ないとして民法総則では採用されなかった（文献③385頁参照）。

¹⁰ 新法163条は代理の種類として委任代理、法定代理の二種類と定め、通則64条による指定代理を含めていない。これは指定代理が法定代理の特殊な形式であり、単独の代理類型として規定する必要性がないとの判断に基づく（文献③387頁参照）。

第164条【代理人の不当行為の法律効果】代理人が職責を履行せず、又は不完全な履行により被代理人に損害を与えた場合、民事責任を負担しなければならない。

2 代理人と相手方が悪意をもって通謀して本人の合法的權益を害した場合、代理人と相手方は連帯責任を負担しなければならない。

第二節 委任代理

第165条【授權委任状の形式と記載事項】委任代理の授權において書面形式を採用した場合、委任状には、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記し、かつ本人が署名又は押印しなければならない。

※第166条【共同代理】複数人が同一の代理事項についての代理人となる場合、代理権を共同して行使しなければならない。但し、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第167条【違法な代理と法律効果】代理事項が違法であることを代理人が知り又は知り得べきでありながら代理行為を行った場合、又は代理人の代理行為が違法であることを被代理人が知り又は知り得べきでありながら未だ反対の表示を行わなかった場合は、被代理人及び代理人は、連帯責任を負担しなければならない。

※第168条【自己契約、双方代理の禁止】代理人は、被代理人名義で自己と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人が同意し、又は追認した場合を除く。

2 代理人は、被代理人名義で自己と同時に代理しているその他の者と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人の双方が同意し、又は追認した場合を除く。

第169条【委任代理の復代理】代理人は、第三者に復任する必要がある場合、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

2 復代理人が被代理人の同意又は追認を経ている場合、被代理人は、代理事務について復代理人たる第三者に直接指示することができ、代理人は、第三者の選任及びその第三者への指示についてのみ責任を負担する。

3 復代理が被代理人の同意又は追認を経していない場合、代理人は、復任した第三者の行為に対して責任を負う。但し、緊急の状況において代理人が被代理人の利益を保護するために第三者に代理を復任する必要がある場合を除く。

※第170条【職務代理】法人又は非法人組織の業務を執行する者が、その職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行うとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

2 法人又は非法人組織が、その業務を執行する職権範囲に対して加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

1) 代理の一般的ルールに関連し、①代理権を濫用して代理人と相手方が悪意通謀した場合の民事責任（164条、通則66条2、3項対照）¹¹、②違法な代理行為とその法律効果

¹¹ 民法総則164条は、通則66条2、3項を基礎として、代理人職責の不完全履行の場合を追加し、「第三者との通謀」を「相手方との悪意通謀」概念に改め、効果も相手方との連帯責任に修正している。

(167条, 通則67条対照)¹²を整備し, ③代理人による自己代理と双方代理の禁止規定を追加している(168条)¹³。

- 2) 委任代理に関連して, ①復代理の要件と責任に関する規定(169条, 通則68条, 契約法400条参照)を調整し, ②法人・非法人組織の業務執行者の行為に関する職務代理原則と職権範囲に対する制限と善意の相手方保護に関する規定を新設している(170条)。

第171条【無権代理の法律効果】行為者に代理権がなく, 代理権を越え, 又は代理権が終了した後, 依然として代理行為を行い, 被代理人の追認を経ない場合, 被代理人に対して効力を生じない。

2 相手方は, 被代理人に対して通知受領日から1か月以内に追認するよう催告することができる。被代理人が意思表示を行わない場合, 追認を拒絶したものとみなす。行為者の行った行為が追認されるまで, 善意の相手方は取消権を有する。取消は, 通知の方式により行わなければならない。

3 行為者の行った行為が未だ追認されない場合, 善意の相手方は, 行為者に対して債務の履行を請求し, 又はそれにより被った損害について行為者に対して賠償を請求する権利を有する。但し, 賠償範囲は, 被代理人が追認した場合に獲得できる利益を超過してはならない。

4 行為者が無権代理であることを相手方が知り又は知り得べき場合, 相手方及び行為者は, 各自の過失に照らして責任を負担する。

※第172条【表見代理】行為者に代理権がなく, 代理権を越え, 又は代理権終了後に依然として代理行為を行い, 相手方において行為者に代理権ありと信じる理由がある場合, 代理行為は有効とする。

- 3) 被代理人の静的安全と代理取引の安全との調和を図るための無権代理行為の規律(171条, 契約法48条参照)と表見代理制度を新設している(172条, 契約法49条参照)。この点, 立法過程では被代理人の過失を表見代理の要件とすべきかにつき見解が分かれ, 当初の草案には表見代理の積極的要件とともに適用除外状況も含んでいた。表見代理制度創設の目的は取引安全の保護にあるが, 行為時に被代理人に過失があったことを相手方が証明するのは困難なこともあり, むしろ行為者に代理権ありと信ずるにつき相手方に正当理由の存在する点こそが表見代理の最も重要な特徴である以上, それを表見代理の積極的要件として, 基本的に被代理人の過失は不問とする考えを民法総則

¹² 民法総則167条では, 通則67条の規定に, 代理事項・代理行為の違法について「知り得べき場合」を追加し, 被代理人が作為義務を負うことを前提に「未だ反対の表示をしていない」場合に改めている。

¹³ この点, 1981年「経済契約法」7条1項3号には自己契約・双方代理の規定はあったが, 民法通則・契約法には関連規定がなかった。被代理人(ないし相手方)の利益保護を図るという民法総則168条の目的から, 同条違反の自己契約・双方代理の効果は原則無効と解されているが, 被代理人等の利益に損害がないか, その不利益を受け入れる場合は法による関与は不要であり, 被代理人等の同意・追認の例外を認める(文献②521頁参照)。

では採用している¹⁴。

第三節 代理の終了

第173条【委任代理の終了事由】 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期間が満了し、又は代理事務が完成したとき
- (二) 被代理人が委任を取り消し、又は代理人が辞任したとき
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (四) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (五) 代理人又は被代理人としての法人、非法人組織が終止したとき

※第174条【被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合】 被代理人が死亡した後、次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合、委任代理人が行った代理行為は有効とする。

- (一) 代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ知り得べきでないとき
- (二) 本人の相続人が承認するとき
- (三) 授權において代理権が代理事項の完成時に終了する旨が明確にされていたとき
- (四) 本人が死亡する前に既に行い本人の相続人の利益のために代理を継続したとき

2 被代理人としての法人、非法人組織が終止した場合には、前項の規定を参照適用する。

第175条【法定代理の終了事由】 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法定代理は終了する。

- (一) 被代理人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (三) 被代理人又は代理人が死亡したとき
- (四) 法律が規定するその他の状況

4) 第六章第三節「代理の終了」では、委任代理の終了事由（173条、通則69条対照）、委任代理終了の例外として被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合（174条、通則意見82条参照）、法定代理の終了事由（175条、通則70条対照）の規定を置いている。

第八章 民事責任

民事主体が民事義務を履行せず、又は完全に履行しない場合の法的効果が民事責任であるが、この責任を明確にすることは、民事主体をリードして法定又は約定の義務を自覚的に履行する意識を強化し、民事義務違反行為を予防、制裁し、権利者の民事上の権利利益を適切に保護することに資する。そこで民法総則は第八章「民事責任」として民事権利が侵害された後の救済ルートと方式を以下のように整備している¹⁵。

¹⁴ 民法総則172条につき文献③404～405頁参照。

¹⁵ 草案説明1三（八）・文献①19頁、草案説明2三（五）・文献②686～687頁参照。

第176条【民事義務と責任】民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に基づいて民事義務を履行しなければならない。

※第177条【責任比率による按分責任】二人以上が法に基づき分担に応じた責任を負い、その責任の大小が確定できる場合、各自は相応する責任を負担する。責任の大小を確定できない場合は、均等に責任を負担する。

※第178条【連帯責任】二人以上が法に基づき連帯責任を負担する場合、権利者はその一部又は全部の責任負担を連帯責任者に対して請求する権利を有する。

2 連帯責任者の責任按分額は、各自の責任の大小に基づき確定する。責任の大小を確定することが難しい場合、均等に責任を負担する。実際に負担した責任が自己の責任按分額を超過した連帯責任者は、他の連帯責任者に対して求償する権利を有する。

3 連帯責任は、法律が定め、又は当事者の約定により定める。

第179条【民事責任の負担方式】民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四) 財産の返還
- (五) 原状回復¹⁶
- (六) 修理、やり直し、交換
- (七) 履行の継続
- (八) 損害の賠償
- (九) 違約金の支払い
- (十) 影響の消除、名誉回復
- (十一) 謝罪

2 法律の規定が懲罰的賠償を定める場合、その規定による。

3 本条の定める民事責任の負担方式は、単独で適用することができ、併せて適用することもできる。

1) まず民事義務と民事責任の負担に関する原則（176条、通則106条対照）、責任比率による按分責任（177条）、連帯責任（178条、権利侵害責任法13、14条参照）の負担ルールが明確にされている。

¹⁶ 民法総則179条1項5号につき、草案一審稿では「原状回復、生態環境の修復」としていたが、原状回復は生態環境の修復を包含するか、両者は完全に異なる責任負担方式なので別号に規定すべきか、「生態環境の修復」概念の内容・程度等について見解が分かれ、その責任も不確定で責任負担形式として普遍的適用が認められない等の指摘を受けて「原状回復」と規定されている（文献①57頁、119頁参照）。なお実務上は、2016年6月3日施行の「最高人民法院・環境侵權責任紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈」14条の「権利侵害を受けた者が、原状回復を請求する場合、人民法院は法に基づき汚染者が環境修復責任を負担し、かつ同時に被告の環境修復義務不履行時に負担すべき環境修復費用を確定する裁判を行うことができる」旨の規定により運用されている。

2) 次に民事責任負担の主な方式を整理補充し（179条1, 3項, 通則134条対照）¹⁷, 法律が懲罰的賠償について特別の規定を置く場合にはその規定によること（179条2項）¹⁸を明記している。

第180条【不可抗力による不履行】不可抗力により民事上の義務を履行することができない場合、民事責任を負担しない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

2 不可抗力とは、予見不可能、回避不可能で、かつ克服不可能な客観的状況をいう。

第181条【正当防衛】正当防衛により損害を与えた場合、民事責任を負担しない。

2 正当防衛が必要な限度を超え、あるまじき損害を生じさせた場合、正当防衛者は、適切な民事責任を負担しなければならない。

第182条【緊急避難】緊急避難により損害を与えた場合、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負担する。

2 危険が自然原因によって生じた場合、緊急避難者は民事責任を負担せず、適切な補償を行うことができる。

3 緊急避難により不当な又は必要な限度を超える措置を講じてあるまじき損害を与えた場合、緊急避難者は適切な民事責任を負担しなければならない。

第183条【他人の民事権益保護による損害】他人の民事権益を保護するため自己が損害を受けた場合、権利侵害者が民事責任を負担し、受益者は適切な補償をすることができる。権利侵害者が存在しない場合、権利侵害者が逃亡した場合又は権利侵害者が民事責任を負担する能力がない場合、損害を受けた者が補償を請求するときは、受益者は適切な補償をしなければならない。

※第184条【緊急救助行為】自己の意思で緊急救助行為を行ったことにより被救助者に損害を与えた場合、救助者は、民事責任を負担しない。

3) まず不可抗力（180条・通則107, 153条参照）、正当防衛（181条・通則128条参照）、緊急避難（182条・通則129条参照）による免責事由を規定し、過剰防衛、過剰避難による損害発生に関する責任負担ルールを定める。次に他人の民事権益保護により損害を受けた場合の責任負担等について規定を整理調整し（183条、通則109条対照）、さらに緊急救助行為により被救助者に損害を与えた場合に救助者は民事責任を負担しない旨を定める（184条）。勇気を持った正しい行為によって損害を受けた者を保護すること、被救助者に損害を与えた場合も救助者を一律免責すること

¹⁷ まず民法総則179条1項7号に「履行の継続」が追加されているが、これは契約約定に基づく履行義務の継続を指す。この点、通則134条3項は「人民法院は、・・・訓戒又は始末書提出を命じ、違法活動による財物・不法所得を没収することができ、かつ法律の規定に基づき、過料、拘留に処することができる。」と規定するが、民法総則179条にかかる規定は置かれていない。

¹⁸ 現行中国法上の懲罰的賠償規定として、消費者権益保護法55条、契約法113条2項、権利侵害責任法47条、食品安全法148条2項、観光法70条、商標法63条等がある。立法過程では、通則には規定がなかった懲罰的賠償を民事責任負担方式として規定すべしとの意見もあったが、懲罰的賠償も損害賠償の特別類型であることが考慮された結果、民法総則179条2項の規定が置かれたものである（文献③421～422頁参照）。

を通じて、正義のために勇気を持って行動をすることを奨励している¹⁹。

※第185条【英雄烈士等の権利侵害】英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共の利益を害した場合、民事責任を負わなければならない。

※第186条【違約行為による損害】当事者の一方の違約行為により相手方の人身權益、財産權益に損害を与えた場合、損害を受けた者は、違約責任を請求するか権利侵害責任を請求するかを選択する権利を有する。

第187条【責任競合時の民事責任優先】民事主体が同一行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負担すべき場合、行政責任又は刑事責任を負担することは、民事責任を負担することに影響を及ぼさない。民事主体の財産が支払に不足する場合、優先的に民事責任の負担に用いる。

4) 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会公共の利益を侵害した場合の民事責任負担（185条）、被害者保護の観点から、当事者の一方の違約行為により相手方の人身・財産的權益に損害が発生した場合における違約責任又は権利侵害責任負担の選択請求権（186条、契約法122条参照）が新設され、民事・行政・刑事責任競合下での責任主体の財産不足の場面における民事責任優先原則（187条、権利侵害責任法4条2項・刑法36条2項参照）が明確にされている。

第九章 訴訟時効

訴訟時効は、権利者が法定期間内に権利を行使せず、その期間満了後はその権利が保護を受けない法律制度であり、権利者の速やかな権利行使を促進し、取引の秩序と安全の保護に資する制度である。民法総則第九章では、司法実務の経験等を取り入れて訴訟時効制度を以下のように整備している²⁰。

第188条【一般的訴訟時効の期間】人民法院に対して民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は3年とする。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

2 訴訟時効期間は権利者が権利につき損害を受けたこと及び義務者を知り又は知り得べき日から起算する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。但し、権利が損害を受けた日から起算して20年を超えた場合、人民法院は保護しない。特殊な状

¹⁹ 「良きサマリア人の法」「好人法（善人法）」とも称される民法総則184条は、正義のために勇気をもって行動した際に被救助者に損害を与えた場合に、良い行いをしたにも拘わらずさらに賠償しなければならない事例が数年来多数発生していることを重視して法律で明確に規定すべしとの提案がなされ、「英雄に流血させた上に涙を流させる」、「人を救助したのに責任を追及される」状況の解決を目指したものである（2017年3月9日法制日報。文献③436～438頁参照）。

²⁰ 草案説明1三(九)・文献①19～20頁、草案説明2三(五)・文献②687頁参照。この点、通則第七章「訴訟時効」の規定は、社会主義法の流れを継承して、消滅するのは実体法上の権利自体ではなく、訴権消滅主義を前提に構成されていたが、民法総則192条では抗弁権発生主義が採用されている（高見澤・鈴木・宇田川・坂口『現代中国法入門（第8版）』（有斐閣、2019）168頁参照）。民法総則188条2項では訴訟時効の起算点について、主観主義モデルによる通則137条を基礎としつつ、さらに義務者が誰であるかを知り又は知り得べき場合であることが追加されており、権利者の権利行使可能性がより考慮されている（文献③447～448頁参照）。

況がある場合、人民法院は、権利者の申請に基づき延長を決定できる。

※第189条【分割履行約定・最後の履行期限満了日から起算】当事者が同一債務を分割履行する旨を約定している場合、訴訟時効の期間は、最後の一期の履行期限が満了した日から起算する。

※第190条【法定代理人に対する請求・法定代理関係終了日】民事行為無能力者又は制限民事行為能力者のその法定代理人に対する請求権の訴訟時効の期間は、当該法定代理関係が終了した日から起算する。

※第191条【性的侵害を受けた未成年者の損害賠償請求・満18歳の日】未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が満18歳となった日から起算する。

第192条【訴訟時効期間満了の義務者に対する影響】訴訟時効の期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁を提出することができる。

2 訴訟時効の期間満了後、義務者が履行に同意した場合、訴訟時効期間の満了を理由として抗弁することはできない。義務者が自由意思で履行した場合は、返還請求をすることはできない。

※第193条【法院は訴訟時効の自発的適用不可】人民法院は、訴訟時効の規定を自発的に適用することはできない。

第194条【訴訟時効の停止】訴訟時効期間の最後の6か月内において、次の各号に掲げる障碍により、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。

(一) 不可抗力

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がない、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したこと

(三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないこと

(四) 権利者が義務者又はその他の者に支配されていること

(五) 権利者による請求権行使を不能にするその他の障碍

2 時効停止の原因が消除された日から満6か月により、訴訟時効期間は満了する。

第195条【訴訟時効の中断】次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、訴訟時効は中断し、中断又は関連手続が終結した時から訴訟時効期間は改めて計算する。

(一) 権利者が義務者に対して履行請求を提出したとき

(二) 義務者が義務履行に同意したとき

(三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき

(四) 訴訟提起又は仲裁申立てと同等の効力を有するその他の状況

※第196条【訴訟時効の不適用】次の各号に掲げる請求権には訴訟時効を適用しない。

(一) 侵害の停止、妨害の排除、危険の消除の請求

(二) 不動産物権及び登記した動産の物権者による財産返還請求

(三) 養親費、養育費又は扶養費の支払請求

(四) 法に基づき訴訟時効を適用しないその他の請求権

※第197条【訴訟時効規定の強行性】訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断事由は、法律が規定し、当事者による約定は無効である。

2 当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は無効である。

※第198条【仲裁時効】法律が仲裁時効について規定する場合、その規定による。法律が仲裁時効について規定していない場合、訴訟時効の規定を適用する。

※第199条【除斥期間】法律の規定又は当事者が合意した取消権、解除権等の権利の存続期間については、法律に別段の定めがある場合を除き、権利者が権利の発生を知り又は知り得べき日から起算し、訴訟時効の停止、中断及び延長の関係規定は適用しない。存続期間が満了したとき、取消権、解除権等の権利は消滅する。

1) 通則135条による2年間の一般訴訟時効期間につき、民法総則では3年間に延長した(188条)。社会生活において新たな状況が不断に現れ、取引の方式・種類ともに絶えず新しくなり、権利義務関係はより複雑化している現実の状況と司法実務に適応し、誠実信用社会の構築と、債権者の合法的権益の更なる保護に資すること等がその理由とされている²¹。

2) 訴訟時効不適用の場合を明確にして(196条)、訴訟時効の強行性を強調している(197条)。

3) 除斥期間及びその法的効果について特に規定を新設した(199条)。

第十章 期間の計算

第200条【期間計算の方法】民事法律にいう期間とは、西暦年、月、日、時間によって計算する。

第201条【年、月、日、時間による期間計算】年、月又は日により期間を計算する場合、開始の当日は不算入とし、翌日から計算を開始する。

2 時間により期間を計算する場合、法律の規定する、又は当事者の合意した時間から計算を開始する。

※第202条【年、月による期間計算の最後の日】年、月により期間を計算する場合、最終月の対応する日を期間の最後の1日とする。対応する日がない場合、月末の日を期間の最後の1日とする。

第203条【期間の最終日】期間の最終日が法定休日である場合、法定休日が終了した翌日を期間の最終日とする。

2 期間の最終日の終了時間は24時とする。業務時間がある場合は、業務活動の停止時間を終了時間とする。

²¹ 草案説明2三(五)・文献②687頁、文献③448～449頁参照。立法過程では、時効期間3年への延長は、実務の状況や諸外国の立法例を勘案してなお不十分とする意見や、近時、中国において民間、企業間の金銭貸借における債務逃れ事例が顕著なことへの対策の必要性等も問題提起されていた(2016年7月5日法制日報参照)。

※第204条【期間の計算根拠】期間の計算方法は本法の規定による。但し、法律に別段の定めがあるか、当事者が異なる合意をした場合を除く。

第十一章 附 則

第205条【期間計算の関連用語】民事法律においていわゆる以上、以下、以内、満期には、当該数を含む。未満、超過、以外には当該数を含まない。

第206条【本法の施行日】本法は、2017年10月1日から施行する。

民法通則と民法総則の適用関係について

1986年制定の民法通則は、中国の民事立法史の節目としての意義を有し、重要な役割を果たしてきた。これに対して民法総則では、通則の定める民事上の基本制度及び一般規則が基本的に採用されるとともに、補足整備され、新たな内容が加えられている。通則の定める契約、所有権及びその他財産権、民事責任等の具体的内容は民法典各編を編纂する際にさらに統一を図り、体系的な統合を図る必要がある。このため、民法総則が成立した後においても、通則は当面廃止されないが、他方で民法総則と通則の規定が一致しない場合には、新法優先原則に基づき民法総則の規定を適用することになる²²。

²² 草案説明2三（五）・文献②687～688頁参照。

ウズベキスタンにおける新しい行政法改革 — 行政手続法の新原則である信頼保護の原則の適用を例に —

法学博士 タシケント国立法科大学准教授
ネマトフ・ジュラベック

New administrative law reforms in the Uzbekistan: in example of application of protection of the trust as a new principle of administrative procedure law

Nematov Jurabek
Doctor of Laws, Associate Professor at Tashkent State University of Law

新しくウズベキスタンの大統領に選出されたシャフカット・ミルジヨエフは、新しいウズベキスタンを建設すべく、戦略アクション 2017-2021[1]に沿って、複数の行政法改革を導入した。その結果、行政裁判所が導入され[2]、行政改革の企画[3]、行政手続法 (the Law on Administrative Procedure 以下「APL」という。)[4]及び行政訴訟法典 (the Code of administrative litigation 以下「CAL」という。)[5]が採択された。かくして、ウズベキスタンは、行政裁判所制度、行政手続法、行政訴訟法の採択により、行政法改革の分野において飛躍的進歩を遂げた。

本稿では、こうした改革が実務で受容されていった経緯および新行政法改革導入にともない生じた困難を行政手続の原則を例にとりて簡単に分析したい。

上記の改革及び法規制の変更は、ウズベキスタン共和国の行政法における大きな突破口を開く基盤を作った。行政法の発展に関する多くの科学的議論や提案は、これまで、実務上実行されていなかった[6]。短期間に挙行された法令改革により長年待望であったこうした提案が生活に取り入れられた。しかし、上記関連法の採択だけでは、ウズベキスタン共和国における近代行政法の発展における主要な突破口を達成することは不可能であることにも留意しなければならない。本稿では、ウズベキスタン共和国における行政法発展の新しいステージにおける行政手続の原則の適用に関する問題を例に、行政法の問題について簡単な分析を試みることにする。

APLの基本的原則は、合法性、比例原則、信頼性、言い分を述べて聞いてもらえる機会、オープンさ（聴聞の機会）、透明性と行政手続の明確性、利害関係者の優先権、官僚的形式主義の不承認、手続の併合、行政手続の“1つの窓口”での実行、平等性、信頼の保護、行政的裁量の合法性、および職権調べである。

APL第19条は、行政行為やその他の行政活動は、行政手続の原則を遵守しなくてはならないと規定している。行政手続原則の非遵守は、行政行為やその他行政活動を取消す

または改訂する原因になると規定されている。

関連省庁職員への聴き取りの結果、上記原則の多くを職員が理解していないことが判明した。とりわけ、比例原則、手続の併合、信頼保護、行政的裁量の合法性、職権調べは、これら原則の意味の理解のみならず、職員が実務を遂行するにあたり生じる多くの疑問も生んでいた。

このような状況から、行政手続の原則の実務的な適用には、そのエッセンスとルールを明確にする必要がある。

以下は、信頼保護の原則に関する分析である。

1. 法律上の枠組および解釈

第16条 信頼保護の原則

第1項 行政行為における善意の利害関係者の信頼は法律により保護される。

第2項 行政当局は、制定された行政実務より生じる利害関係者の正当な期待を尊重する必要がある。制定された行政実務の変更は、公益により正当化されるべきであり、性質において寛大で持続可能であるべきである。

この原則は、ウズベキスタン共和国の法令において初めて導入された。APL 第16条は、2項構成になっている。

第1項には、利害関係者、善意の行為、行政行為における信頼、法律の保護 といった文言が含まれている。

これら文言の意味を明らかにする必要がある。

・利害関係者

採択された行政行為や行政措置を受ける者。また、行政行為や行政措置により、自らの権利や法的利益が影響を受ける、あるいは影響を受ける可能性のある者 (APL 第4条)

・善意の行為

悪意の兆候がないという意味。

すなわち、利害関係者の信頼は、以下の場合、保護の対象ではない。

- ・ 本人が行政行為に関する追加の義務を履行していない場合
- ・ 本人が、行政行為にもとづいて付与された資金、物体、権利を、その意図された目的のために使用しなかった場合
- ・ 本人が行政行為の違法性について知っていた、もしくは、本人のせいでそれを知らなかった場合

行政行為の採択が、不正行為、脅迫、その他行政当局への違法な影響により行われた場合には、法律は、利害関係者の信頼保護を考慮しないで、行政行為の廃止を要求する。(APL 第59条7項)

これは、悪意の兆候は、信頼保護の原則の遂行を拒否する根拠であることを意味している。

・行政行為への信頼

また、信頼保護の原則を適用する際には、公益を考慮する必要もある。

APL 第 5 9 条 9 項は、「当人の信頼に関わらず、法を遵守していないと認められる行政行為は、その保全が公益への脅威となり得る場合には、行政機関により廃止することができる」と定めている。行政行為への信頼とは、利害関係者が当該行為の有効性を新任し、それが合法だと信じて、その行為に従って行動するという意味である。

・法律による保護

行政行為に矛盾や違法性の根拠が存在する場合、法律は、主として、行政行為の法的効力を頼りにした者の善意の信頼を保護するという意味である。公益が名宛人の利益を超える場合や行政行為の保全が公益を害する場合、行政行為は取り消され、名宛人は、損害賠償を受けることができる。このように、行政行為の取り消しにより生じる損害は、公正に補償される。

このようなルールは、APL 第 5 9 条 1 0 – 1 1 項に規定されている。とりわけ、「利害関係者は、行政行為の法的効力への信頼から生じた、またはそのために不可避となった物的損害について補償される。損害賠償は、行政行為の内容について当人が受ける筈であった利益を超えないものとする。物的損害賠償請求は、行政行為の取り消しが利害関係者に通知された時より 1 年以内に行う。」とされている。

ただし、公益が名宛人の利益を超えず、行政行為の保全が公益を害さない場合、行政行為は保全することができ、損賠賠償の必要はない。

II. 事例研究

事例 No. 1[7].

原告である農夫 E は、2017 年 2 月 21 日付 シャロフ・ラシドフ地区当局 No. 340 判決を無効にすることを訴えて、地方経済裁判所に控訴した。事件の資料から、原告農夫 E は、2014 年 1 月 30 日付 シャロフ・ラシドフ地方（前 ジザフ地方）市役所 No. 92 及び 2015 年 3 月 18 日付 No.532 の関連決定にもとづいて、家畜生産用地として 114.1 ヘクタールを取得していたことがわかる。ジザフ地方検察庁の指示にもとづき、ジザフ地方土地資源・国家土地台帳局 は、シャロフ・ラシドフ地区（前ジザフ地方）市庁に、前述の決定をウズベキスタン共和国の法令に則ったものにする提案書 2016 年 3 月 11 日付 No.H/71 を提出した。2016 年 3 月 3 日、提案は地区の市役所総会で協議され、2017 年 2 月 21 日付 No. 340 市長決定は、検討にもとづき、2015 年 3 月 18 日付 No.532 の決定を取り消し、114.1 ヘクタールの土地は、地区土地ファンドに返還された。

2003 年 10 月 30 日付 No.476 ウズベキスタン共和国閣僚命令で承認された「土地区画を農夫に長期リースで付与する手続」規則に従って、事業計画や土地の活動プログラムや関連書類を添付した土地区画付与の申請書が、競争発表日から 1 ヶ月以内に地区の市長に提出される。市民の陳述書は、特殊仕訳帳に登録する対象となる。農夫 E は、すべての関連

書類を提出したと主張したが、特殊仕訳帳には補強書類が存在しなかった。

更に、ウズベキスタン共和国農業・水資源大臣命令により承認(2005年11月19日司法省により登録 No.1523)された「農業用地配分入札当選者決定手続」規則パラグラフ10に従って、農業用地付与手続が制定された。とりわけ、関連委員会は競争を企画し、委員会の実施要項で決定を作成しなければならない。更に、規則のパラグラフ36に従って、単独の申請者しか存在しない場合には、競争失効後、2回目の競争を実施する必要がある。しかし、地区市役所(地区会館)の上記規則パラグラフ36は、実施されなかった。

また、2013年1月31日付 No.22 ウズベキスタン共和国閣僚命令により承認された「農業用地土地区画サイズの最適化および整理手続」規則のパラグラフ6に従って、市長が土地配分の決定をする際、地区委員会を終了する必要があるが、この要件も遵守されていなかった。

土地法令に違反した場合、ウズベキスタン共和国土地法38条に従って土地は押収される。特に、土地法38条は、36条前半6-11項やその他の土地法令に違反した場合は、土地の使用および保護に関する国家支配を行使する機関は、土地の所有者または使用者への警告後、土地区画を付与した機関に対して土地区画押収の提案を提出すると規定している。土地を付与した機関は、提出にもとづき、1ヶ月以内に押収についての決定を行う。

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国(前)経済訴訟法12条に従って、事件検討中に、権限を超えた行為を含め、国や他の機関の行為の法律との矛盾を発見した場合、法律に従った判決を下す。また、(前)経済訴訟法55条に従って、国や他の機関の行為を無効化する争いを検討する際に、これら行為の採択の根拠となった状況を証明する義務がその行為を採択した当局に命じられる。

上記にもとづき、地方経済裁判所は、2017年2月21日付 シャロフ・ラシドフ地方 市役所 No. 34 決定を無効にする請求を棄却した。

事例へのコメント

この事例を熟考する上で、多くの質問が自然と出て来るが、ここでは信頼保護の原則に関する問題だけを考えることとする。事案のすべての状況を想像することは困難であるが、原告農夫 E が善意で行動し、上記事案の状況から明らかであるように、市役所のミスのために土地法令の複数の基準に違反したと仮定した場合、信頼保護の原則にもとづき、農夫 E の利益は尊重され、保護されるべきである。従って、善意の土地を奪われるべきではない。

続いて、司法実務の事例である。

事例 No. 2[8].

申請者 ANOR LLC JV は、タシケント市役所を被告とし、2018年1月18日付 No.85 タシケント市役所決定別紙パラグラフ8を取り消すとしたタシケント市役所 2019年5月27日付 No.763 決定を無効化し、2019年5月27日付 No.763 決定を取り消す決定をする責任をタシケント市長に命じ、前版 2018年1月18日付 No.85 タシケント市役所の決定

を支持するよう裁判所に控訴した。

事案の資料から明らかなように、2018年1月18日付 SAVDO LLC No.85 のタシケント市長の決定は、住所：タシケント市ミラバッド地区、ミラバッドストリート、27/10 の非居住地に隣接する建物を隣接テリトリー (Liter 0001, 0002) と合わせて、国や公的ニーズのために解体された建物に対する補償として配分した。

「SAVDO」 LLC とタシケント市役所建物使用・構造局間で締結された2018年2月15日付 No.427 合意および上記タシケント市役所決定にもとづくと、土地台帳記録単一番号 101101020205900001-letter 0001 の0.3ヘクタールのエリア内ミラバッド通りの No.27/10 の家に近接した建物は、合計面積342平方メートルの1階建て建物であり、letter 0002 は、合計面積91平方メートルの1階建て建物で、所有権が SAVDO LLC に移されており、その証明書が TS0351191 で発行されている。

LLC SAVDO と JV LLC ANOR 間で締結された2018年6月11日付の売買契約によると、指定物件は、JV LLC ANOR に売却された。

更に、2019年5月15日、タシケント市検察庁は、住所：タシケント市ミラバッド地区、ミラバッドストリート、27/10 の非居住地隣接の建物及び隣接テリトリー (Liter 0001, 0002) の配分に関する2018年1月18日付 No.85 タシケント市長決定パラグラフ8の取り消しに抗議した。

抗議に対して、タシケント市長は、2019年5月27日、検察官の抗議を満足させるため、No.763 を採択し、2018年1月18日付 No.85 タシケント市長の決定の別紙パラグラフ8の取り消しを採択した。

事案の資料から明らかなように、タシケント市検察官の2018年1月18日付 No.85 タシケント市長の決定の別紙パラグラフ8の取り消しに関する抗議は、2019年5月27日付 No.763 タシケント市長の決定により満たされた。

2018年1月18日付 No.85 タシケント市長決定の別紙パラグラフ8取り消しの理由は、住所、タシケント市ミラバッド地区、ミラバッドストリートの非居住区にある No.27/10 の家に隣接する建物の面積は、440平方メートルであり、タシケントの国営事業「土地管理及び不動産地籍簿サービス」における国の登録に適合しないためであることを示していた。更に、配分された建物には隣接テリトリーがなかった。建物を隣接テリトリーと合わせて配分する際、与えられるテリトリーに隣接区画が存在しないことは考慮されておらず、配分された土地区画の面積も示されておらず、更には、地下施設「防空壕」が建物との境界に存在していた。かくして、建物を隣接テリトリーと合わせて配分する際、ウズベキスタン共和国大臣会議決議で承認された「都市計画、設計、建築プロジェクト登録の和解および受容としての土地付与手続」規則の要件が、2013年2月25日付 No.54 及びウズベキスタン共和国大臣会議決議 2008年8月22日付 No.189 「タシケント市の土地提供・使用の手続を更に改善する方法」に違反していた。タシケント市長の上記決定に賛同できない申請者は、裁判所に控訴した。訴訟では、2018年4月8日付 No.730 タシケント市緊急管理部のレターに従って、建築作業が防空壕を破壊する可能性に鑑み、SAVDO LLC は、防空

壕上に位置する建物を取り壊すことを禁止されていると述べられた。

2019年5月1日付No.311 ウズベキスタン共和国建築省のタシケント市国家統合事業「都市計画専門技術」の専門家の意見のまとめでは、防空壕付近に建設されるロケーションは、防空壕との境界に接しない建築に障害を生じない。

事例へのコメント

上記の事例では、信頼保護の原則の適用を考慮することができる。公益は、防空壕付近に建物を建設しないことである。名宛人の利益は、行政行為の有効性を維持し、行政行為取り消しの場合には、フェアな賠償を獲得することである。

しかし、上記より、「防空壕の隣に建築中のロケーションは、防空壕との境界に接しない建築に障害を生じない」と言える。

そうであれば、APL 第59条9項を適用する問題が検討されない可能性がある。

次に出てくる問題は、悪意の問題であるが、上記事件の事実を見ると、不誠実の兆候は存在しないといえることができる。

従って、公益に矛盾しない、名宛人の欠陥を伴わない行政行為の保全は、APL 第59条の規則に準拠していると推測することができる。

III. 結びに

APLの原則について、長時間議論し、様々な解釈を与えることはできる。しかし、上記の事例に関しての科学的作業の一環として、関係省庁・部署の職員への聞き取りでいくつかの問題が浮かび上がった。

第1に、APLの規範や原則を解釈するにあたって、政府の役人がどの程度能力を発揮できるのかという疑問である。第2に、「解釈の基準はあるのか?」「APLの規範・原則に関する異なる解釈をどうまとめることができるのか?」「APLの一般的な規範・原則は、当人の不誠実な利益に解釈されるのではないか?」といった問題に関して多くのディスカッションが行われた。

APL解釈の問題は、非常に重大な課題である。しかし、残念ながら、ウズベキスタンにおけるAPLの法学上の理論的基盤はまだ発達していない。

もちろん、今までは、このような問題が生じたのは、法律や行政裁判所の欠如が原因の一つであると指摘できた。しかし、今日では、こうした問題はなくなった。従って、APL規範の問題について、エビデンスベースの基盤を発展させることが必要である。[9]

行政手続の原則の問題に戻ると、行政法が発達した国々では、通常、APL条項解釈のために受容される手続があることに注目したい。すなわち、国家機関の職員は、具体的な例にもとづいてAPL規範・原則を解釈・適用する。そして、これら規範・原則の意味や法的な適用に争いがある場合は、私人が裁判所に訴訟を起こす（上級の行政当局に申立てた後で訴訟する場合もある）。裁判所は、事件を検討し、国家機関の職員がAPL規範・原則の解釈をした決定の合法性にもとづいて判決を下す[10]。更に、一定の期間経過後、最高裁

判所により司法実務が統合され [11], APL の規範・原則の解釈に関する理論や議論にもとづく全過程, 行政法学が発達する。これら全ては, APL の規範・原則の一定の価値を制定するまでには, 多くの時間が必要であることを示している [12]。他国の解釈モデルを盲目的に真似することは不可能であるから, 各国は, とりわけウズベキスタンも, 行政法とりわけ APL 理解の独自のモデルを開発していかなければならない [14]。

参考文献一覧

1. Указ Президента Республики Узбекистан от 07.02.2017 № УП-4947 «О Стратегии действий по дальнейшему развитию Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 16.10.2017. № 06/17/5204/0114).
2. Указ Президента Республики Узбекистан от 21.02.2017 № УП-4966 «О мерах по коренному совершенствованию структуры и повышению эффективности деятельности судебной системы Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 29.09.2017. № 06/17/5195/0033).
3. Указ Президента Республики Узбекистан от 08.09.2017 № УП-5185 «Об утверждении концепции административной реформы в Республики Узбекистан» (Национальная база данных законодательства, 11.12.2019 г., № 06/19/5892/4134).
4. Закон Республики Узбекистан от 08.01.2018 № ЗРУ-457 «Об административных процедурах». Дата вступления в силу 10.01.2019 (Национальная база данных законодательства, 09.01.2018. № 03/18/457/0525).
5. Закон Республики Узбекистан от 25.01.2018 № ЗРУ-462 «Об утверждении Кодекса Республики Узбекистан об административном судопроизводстве». Дата вступления в силу 01.04.2018 (Национальная база данных законодательства, 26.01.2018. № 03/18/462/0626).
6. 参照: 樹神 成 (こだましげる) 「ウズベキスタンにおける行政手続改革および日本の法整備支援」 // 法的観点からみたウズベキスタン行政法改革の経験と問題. セミナーペーパーコレクション 名古屋 2008. P. 5; 市橋 克哉 「ウズベキスタン行政訴訟法に関する日本の法整備支援アプローチ」 // 法的観点からみたウズベキスタン行政法改革の経験と問題. セミナーペーパーコレクション 名古屋 2008. P. 35; 徳田 博人 「行政訴訟法の実行における日本とウズベキスタンの協同」 // 法的観点からみたウズベキスタン行政法改革の経験と問題. セミナーペーパーコレクション 名古屋 P. 47; Muzraf Ikramov. 「日本における行政手続: ウズベキスタンでの立法への実行の機会」 // 法的観点からみたウズベキスタン行政法改革の経験と問題. セミナーペーパーコレクション 名古屋 2008. P. 81.
См.: Пуделька Й., Демпе Й. Общее административное право в государствах Центральной Азии- краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права-2014: Административное право: сравнительно-правовые подходы. М.: Инфотропик Медиа, 2014. С. 4; Хамедов И.А., Цай И.М. Институт административных процедур в свете реформирования административно-процессуального права в Узбекистане. Ежегодник публичного права-2014: Административное право: сравнительно-правовые подходы. М.: Инфотропик Медиа, 2014. С. 395.; Хван Л.Б. Фиктивный административный акт: перспективы регуляции в странах Центральной Азии // Ежегодник публичного права 2016: Административный акт. – М.: Инфотропик Медиа, 2015. – С. 129-130.
7. 筆者の裁判実務に関する資料に基づくものである。
8. 筆者の裁判実務に関する資料に基づくものである。
9. See.: Bernardo Sordi. 革命, 法治国家, 法の支配: ヨーロッパにおける行政法のおこりに関する歴史的反映 Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. 比較行政法: 入門 // 比較行政法 Susan

Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Edward Elgar 2010. P 28.; Пуделька Й. Право административных процедур и административно-процессуальное право в государствах Центральной Азии-краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права-2015: Административный процесс. М.: Инфотропик Медиа, 2015. Стр. 41.; Пуделька Й., Демпе Й. Общее административное право в государствах Центральной Азии-краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права-2014: Административное право: сравнительно-правовые подходы. М.: Инфотропик Медиа, 2014. С. 3.

10. CAL220 条と 244 条は, 第一審裁判所の決定を変更または取り消す理由の一つは, 法や他の立法行為の誤った解釈であるとしている。
11. CAL158 条は, 決定の論拠部分には, ウズベキスタン共和国最高裁判所総会決定の参照を含んでもよいと規定している。
12. Пуделька Й. Право административных процедур и административно-процессуальное право в государствах Центральной Азии-краткий обзор современного состояния. Ежегодник публичного права-2015: Административный процесс. М.: Инфотропик Медиа, 2015. С. 53.
13. 参照: Tom Ginsburg. 成文憲法と行政国家: 行政法の憲法的性格について Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. 比較行政法: 入門 // 比較行政法 Susan Rose-Ackerman, Peter L.Lindseth. Edward Elgar 2010. P 117.
14. 残念ながら公法の争いの判決にあたり, 裁判所は必ずしも行政法のみ原則だけを参照し, 行政法原則のみにもとづいているのではなく, 憲法規範も参照にしている。裁判所はしばしば, 特定の規範や原則の存在のみを述べるにとどまり, それらを解釈に適用しない。См.: Постановление Пленума Высшего хозяйственного суда Республики Узбекистан от 17.06.2016 № 298 «О некоторых вопросах применения актов законодательства при разрешении споров о признании недействительными актов государственных органов и органов самоуправления граждан, незаконными действий (бездействия) их должностных лиц, не соответствующих законодательству, нарушающих права и охраняемые законом интересы организаций и граждан».

活動報告

【会 合】

第 2 1 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第 1 開催状況

- 日時 令和 2 年 2 月 1 4 日（金）午前 1 0 時から午後 5 時 4 0 分まで
- 場所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」
関西会場：J I C A 関西「ブリーフィングルーム」
- テーマ 「Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」
- 式次第 後掲資料「プログラム」参照
- 出席者 1 1 2 名（東京会場 9 3 名，大阪会場 1 9 名）

第 2 第 2 1 回法整備支援連絡会の概要

1 はじめに

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（J I C A）との共催により，平成 1 2 年（2 0 0 0 年）以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として，法整備支援連絡会を開催しています。

年々，法整備支援の重要性は高まり，その活動範囲も広がりを見せていますが，これに伴い，法整備支援連絡会も，関係者間の情報共有・意見交換にとどまらず，法整備支援の在り方，方向性を考える貴重な機会を提供する場となりました。

2 1 回目を迎えた今回の法整備支援連絡会では，「Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」と題し，東京都昭島市にある法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」をメイン会場，兵庫県神戸市にある J I C A 関西「ブリーフィングルーム」をサテライト会場として行なったところ，両会場合わせて 1 0 0 名を超える参加者が集まり，活発な意見交換が行われました。



【東京会場の様子】



【関西会場の様子】

2 第21回法整備支援連絡会のテーマについて

前回の法整備支援連絡会では「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマとし、海外の専門家も参加するなどして幅広く意見交換が行われましたが、掘り下げた議論を行うには時間が足りなかったという印象が残りました。とはいえ、意見交換の中では、法の支配がSDGs達成に向けて中核的な役割を担っていること、法の支配には途上国の貧しい人々に対する司法アクセスの保障を始めとする様々な側面が含まれることなど、SDGsの観点から見た法整備支援の役割・課題が示されました。

そこで、21回目となる今回の法整備支援連絡会では、引き続きSDGsに関するテーマとして司法アクセスに焦点を当て、更に掘り下げた議論を目指すこととしました。

ご承知のとおり、SDGsのゴール16では、すべての人々に司法へのアクセスを提供することが明記されており、世界的に見ても「司法へのアクセス」の関心は高まっています。京都で開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議¹、いわゆる京都コンgresにおいて、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進を全体テーマとして掲げる中で、すべての人々へ司法へのアクセスを提供するための取組について議論される予定であり、当部においても、司法アクセスをテーマとしたパネルディスカッション等の準備を進めているところです。

他方で、我が国の法整備支援は、約四半世紀にわたってその実績が積み重ねられてきましたが、その効果は支援対象国の国民一人一人に行き渡っているのだろうかという新たな問題が指摘されるようにもなりました。このような問題の背景事情として、政府が法整備支援を行う場合、実施機関となるのは対象国の政府・司法機関が中心となり、市民への波及効果や、司法へのアクセスの改善については正面から取り組むことが少なかったこと、また、司法アクセスに取り組む弁護士会などの関係機関との連携も十分ではなかったことが挙げられますが、そのほかにも複雑な問題が絡み合っているのかもしれない。

このように、法整備支援の効果が支援対象国一人一人の国民に行き渡るにはどうすればよいかという法整備支援の問題は、司法へのアクセスを考えることと密接に関わるように思います。

そこで、今回の連絡会では、これまであまり議論してこなかった「Access to Justiceの向上と法整備支援」をテーマとし、その中でも特に、一人一人の立場（能力）に焦点を当てるという観点から、「エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的利用」をサブタイトルとして、法整備支援の役割や課題、今後の方向性について議論することとしました。

3 プログラムについて

プログラムの概要をご紹介します。詳細につきましては、後掲のプログラム及び

¹ 後掲の議事録において、京都コンgresにつきましては今年4月に開催予定である旨告知されていますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、開催延期となりました。今後の予定につきましては、コンgres専用ホームページ（<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>）をご参照ください。

議事録をご覧ください。

(1) 第1部では、当部(ICD)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)、JICA、日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)及びジェトロ・アジア経済研究所から、それぞれ活動報告が行われました。活動報告では、ここ1年の活動状況に加え、司法アクセスの向上につながる取組についても報告がなされたほか、プロジェクトと研究活動の連携、国際機関との連携、ASEANとインドといった地域間の連携など、活動の幅を広げる様々な取組や方向性が示唆されました。また、質疑応答では、会場出席者から、日本インドネシア法律家協会についての活動紹介や、中国における司法アクセスの状況の報告があるなど、全体を通じて有益な情報共有の場となりました。

(2) 第2部では、海外から2人のゲストスピーカーをお招きし、それぞれ講演を行っていただきました。

まず、ワールド・ジャスティス・プロジェクト(WJP)²のエグゼクティブ・ディレクターであるエリザベス・アンダーセン氏から、「Global Insights on Access to Justice (司法へのアクセスに関する世界的洞察)」と題して、ご講演いただきました。WJPは、2017年から2018年にかけて、世界101か国で法的ニーズに関する調査・分析を行い、その結果を「Global Insights on Access to Justice 2019」として取りまとめ、ウェブサイトで公開しています³。

アンダーセン氏の講演では、上記調査の手法として、主に対面によるインタビュー形式で行い、日常の法的問題(ニーズや解決方法)を評価し得る128の質問を用意したことなどが紹介されました。また、調査・分析結果として、グローバルな司法格差や法的ニーズ、取り組むべき課題などが示されました。講演の最後には、法整備支援に求めることとして、消費者問題等最も一般的なニーズへの対応、市民教育や法情報戦略の重視、社会的事業等法律以外のサービス提供者との協力に対する投資、弁護士以外の支援提供者における能力向上といった提言もなされました。

アンダーセン氏の講演は、全体を通じて、上記調査・分析結果を法整備支援に生かすことの重要性が示されており、今後の法整備支援の活動や方向性、評価方法の検討に資する有益な内容でした。

² WJPは、法の支配の促進に向けた取組を行っている学際的な団体(非営利団体)であり、ワシントンD.C.に拠点を置いています。毎年、法の支配の実態調査として「Rule of Index」を発表していることで知られています。

³ <http://data.worldjusticeproject.org/accesstojustice/#/>



【エリザベス・アンダーセン氏による講演の様子】

続いて、JICAプロジェクトの実施機関の一つであるベトナム弁護士連合会より、同会会長のドー・ゴック・ティン氏に、「法整備支援を通じた司法アクセスの実現」と題してご講演いただきました。

ティン会長の講演では、昨年10周年を迎えたベトナム弁護士連合会の沿革⁴に加え、ベトナム弁護士連合会による司法アクセス強化の取組として、弁護士による法律の周知宣伝、訴訟活動の参加、冤罪事件の取組、広報誌やウェブサイトを通じた広報活動が紹介されました。そして、これらの中でも特に、司法格差問題を解消するための広報や、個々の弁護士の能力・責任感を向上するための教育が重要であるとの指摘がなされ、これらの取組に資する法整備支援の必要性が伝えられました。

また、講演の中では、JICAプロジェクトによる協力で完成した3分冊の弁護士ハンドブック（弁護士の業務マニュアル）が紹介されるとともに、我が国の法整備支援に対する感謝の気持ちが述べられました。



【ドー・ゴック・ティン氏による講演の様子】

(3) 第3部では、「Access to Justice の観点から見た法整備支援の課題と展望」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。パネルディスカッションは、パネリスト

⁴ ベトナム弁護士連合会の沿革については、ICD NEWS 82号「ベトナム弁護士連合会10年間の発展の軌跡」（ベトナム弁護士連合会弁護士チャン・トゥイ・ズン、翻訳監修等 JICA 長期専門家枝川充志）をご参照ください（<http://www.moj.go.jp/content/001316918.pdf>）。

として、首都大学東京法学部我妻学教授、釜井英法弁護士、原若葉弁護士、鍋木信行弁護士（日本司法支援センター本部事務局長付）の4名にご参加いただき、モデレーターを務める当部部長の森永太郎による進行で進められました。

冒頭では、まず、森永部長より、「Access to Justice」の意義・範囲が広いこと、本パネルディスカッションでは一般市民が法的問題に直面した際の対応に焦点を当てることなどの説明がなされ、議論の方向性が示されました。

その上で議論は、現場で司法アクセスの問題に関わってこられた釜井弁護士、鍋木弁護士、原弁護士によるプレゼンテーションから始まりました。

釜井弁護士からは、国内の取組として、弁護士過疎・偏在解消のために日弁連が取り組んだ活動や、都市型公設事務所が果たした役割などが紹介されました。発表の中では、これらの取組により、弁護士過疎・偏在の問題は相当程度改善したものの、依然として弁護士にたどり着くことができない市民が多く存在しており、Access to Justiceの実質を埋める必要があること、この実質を埋めるためのキーワードが「連携」であり、都市型公設事務所、法テラス、行政、各種分野の専門弁護士、法律以外のサービス提供者との協力が必要となることなどの指摘がありました。

鍋木弁護士からは、法テラス中津川法律事務所（岐阜県下呂市）での取組を踏まえ、地域における司法アクセスの可能性を伴った司法インフラ整備についてお話いただきました。発表では、下呂市の事例を挙げつつ、ゼロ・ワン地域解消の次の課題として隠れた司法過疎の問題があること、様々な工夫を重ね、市、弁護士会、ソーシャルワーカーと連携しながら相談体制を構築した取組などが紹介され、地域ニーズの掘り起こしやその結果の分析、解決策立案の重要性が指摘されました。

原弁護士からは、法テラスでの勤務やJICA個別案件専門家として支援に携わった経験を踏まえ、コートジボワールにおけるコールセンター立ち上げの取組や、司法アクセス向上に向けた法整備支援の課題などについてお話いただきました。発表では、コートジボワールでの経験として、住民に対するニーズ調査インタビューの実施、コールセンターで用いるQ&A集や市民に周知させるためのリーフレットの作成などをご紹介いただくとともに、司法アクセスに関する日本の知見（特に法テラスをモデルとした司法アクセスの取組）は途上国においても有益であること、司法アクセスの現状及び現地ニーズの的確な把握が重要となる旨の指摘がありました。

このような発表を踏まえて、我妻教授には、研究者としての立場から、司法アクセスの阻害要因や、司法アクセス向上のための法整備支援の役割などについて整理していただきました。発表では、司法アクセスの阻害要因として、距離（都市と過疎地域）、高齢者など家族関係の問題、費用、心理的要因、情報収集、遅延（紛争解決までに時間がかかること）があると指摘された上で、司法アクセス向上に向けた法整備支援の課題については、ニーズに即した法整備支援、関係機関との連携、多様なサービスの提供及びグローバルなネットワークの構築の必要性が示されました。

質疑応答では、持続性の観点から見た我が国の法整備支援の問題点や、垣根を取り

払ったグローバルネットワーク構築の必要性などの意見が会場から示され、活発な議論が展開されました。



【パネルディスカッションの様子】

以上のとおり、本プログラムの概要について簡単にご紹介いたしました。全体を通じて有意義かつ大変興味深い議論が行われましたので、是非、後掲の議事録もお読みいただければと思います。

4 おわりに

本連絡会での議論を通じて、一般市民が司法へアクセスすることのできる環境整備の重要性、そのための法整備支援の役割・課題について確認することができました。これまでの法整備支援連絡会においても、法整備支援の在り方として関係機関との連携の重要性が指摘されていましたが、今回「Access to Justice」をメインテーマとしたことで、より、国内外を含めた関係機関・関係者との幅広い連携、協力の重要性を意識した議論が展開されました。

ご参加いただいた皆様においても、本連絡会は、上記メインテーマ等について活発かつ忌憚のない議論がなされたことにより、法整備支援の在り方についてこれまでとは異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

次回の第22回法整備支援連絡会については、現在、関係各機関との間で開催日を調整しているところです。開催日が決まりましたら、当部ホームページに日程等を掲載しますとともに、開催日が近くなりましたら、改めて詳細な御案内を掲載いたしますので、法整備支援に興味のある方は、是非ご参加ください。

第21回法整備支援連絡会 プログラム

第1 日時

令和2年2月14日（金）午前10時から午後5時40分まで

第2 場所

東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

関西会場：JICA関西「ブリーフィングルーム」

第3 主催・後援

主催：法務省法務総合研究所，独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：最高裁判所，日本弁護士連合会，独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

アジア経済研究所，公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC），国連開

発計画（UNDP）駐日代表事務所

第4 開催趣旨

法制度整備支援関係者の情報交換，支援の在り方に関する意見交換

第5 テーマ

Access to Justice の向上と法整備支援

～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～

第6 プログラム概要 ※敬称略

開会挨拶 10:00～10:05

法務省法務総合研究所長

大場 亮太郎

挨拶 10:05～10:10

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事

天野 雄介

第一部 活動報告 10:10～12:00（休憩10分含む）

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

伊藤 浩之

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

二子石 亮

JICA産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長

澤田 寛之

日本弁護士連合会 / 弁護士

内藤 裕二郎

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

藤本 亮

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アジア経済研究所新領域研究センター・グローバル研究グループ長

今泉 慎也

—— 昼食休憩 12:00～13:20 ——

第二部 講演 13:20 ~ 15:10

(1) 「Access to Justice の現状と分析」 13:20 ~ 14:20

ワールド・ジャスティス・プロジェクト

Executive Director

エリザベス・アンダーセン

(2) 「法整備支援を通じた Access to Justice の実現」 14:20 ~ 15:10

ベトナム弁護士連合会会長

ドー・ゴック・ティン

—— 休憩 (15:10 ~ 15:25) ——

第三部 パネルディスカッション 15:25 ~ 17:35 (会場との質疑応答含む)

* テーマ

「Access to Justice の観点から見た法整備支援の課題と展望」

* モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力部長

森 永 太 郎

* パネリスト

日本弁護士連合会 / 弁護士

釜 井 英 法

日本司法支援センター本部事務局長付 / 弁護士

鏑 木 信 行

首都大学東京 法学部教授

我 妻 学

弁護士

原 若 葉

閉会挨拶 17:35 ~ 17:40

公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 理事 / 弁護士 小杉 丈夫

備考 日本語・英語同時通訳, 日本語・越語逐語通訳

第2 1 回法整備支援連絡会発言録

○下道 ご来場の皆様、大変長らくお待たせいたしました。

ただいまから第21回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます法務省法務総合研究所国際協力部教官の下道良太と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に際しまして、プログラムの一部変更についてお知らせいたします。

第2部でご講演を予定していましたUNDPバンコク地域ハブ、ビジネスと人権専門官のショーン・リース氏ですが、残念ながらご都合により本連絡会を欠席することとなりました。そのため、第2部のプログラムを一部変更させていただきますのであらかじめご了承ください。

なお、ショーン・リース氏が講演を予定していた内容につきましては、配付資料を準備しておりますのでご参照ください。

法整備支援連絡会は、今回で21回目を迎えます。本日は、この会場と関西の会場をテレビ会議システムで結び、関西からも質問やコメントをいただきます。

ここで、関西会場につないでみたいと思います。

関西会場、聞こえておりますでしょうか。

○氷室 はい、聞こえています。

関西会場の進行役を務めます法務総合研究所国際協力部教官の氷室隼人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○下道 関西会場もたくさんの皆様にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長の大場亮太郎より、開会のご挨拶を申し上げます。

大場所長、よろしくお願いいたします。

○大場 皆さん、おはようございます。法務総合研究所所長の大場亮太郎でございます。

まず、本法整備支援連絡会に多くの方々にご出席

を賜りまして、大変ありがたく厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日は、ベトナム弁護士連合会のドー・ゴック・ティン会長、ワールド・ジャスティス・プロジェクトから、エグゼクティブ・ディレクターのエリザベス・アンダーセン様及びアジア・太平洋地域ディレクターのジェラルド・ヴィンルアン様にご参加いただいております。大変お忙しい中おいでいただきありがとうございます。

また、活動報告やパネルディスカッションをお願いいたしております皆様にも、お忙しい中ご準備をいただきまして心から御礼を申し上げるところであります。

そして、今日ご出席の皆様には、日頃、法務総合研究所の行う法整備支援活動に多大なご支援、ご協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

さて、2000年から始まりましたこの法整備支援連絡会も今回で21回目となりました。

日本の法整備支援につきましては、四半世紀にわたって実績を積み重ねてまいりましたが、アジアの国々を中心に、我が国の支援に対する期待は引き続き高く、支援の対象国や対象とする法分野も拡大しております。

そうした中で、法整備支援に関わる関係者が一堂に会し、情報を共有し、意見交換をする場としての法整備支援連絡会の重要性はますます高まっているものと思っています。

今回の法整備支援連絡会におきましては、「Access to Justice の向上と法整備支援」をテーマとしております。

皆様ご承知のとおり、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGs 16は、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築するとされております。

昨年の法整備支援連絡会におきましても、このSDGsと法整備支援をテーマにいたしました。今回は司法へのアクセスに焦点を当てて法整備支援を考えてみたいと思っています。

様々な法整備支援の実績が積み重ねられてきた一方で、果たして支援の効果が対象国の一人一人の国民に行き渡っているかどうか、あるいは行き渡るにはどのようにすればよいかという視点で現状を認識し、その上で法整備支援の役割や課題を検討することは意義があるものと考えています。

本日は、日本司法支援センター、いわゆる法テラスからご出席をいただいております。私自身、2005年から法務省でこの法テラスの設立に関与し、2006年の設立から1年間法テラスに出向して業務開始に向けて尽力しておりました。当時、法テラスの立ち上げに関わった関係者とともに、司法アクセスを勉強し、新しい全国組織の展開に取り組んだことをよく覚えています。本日の皆様の講演やディスカッションを大変楽しみにしているところであります。どうぞ皆様の自由闊達なご議論をお願いいたします。

また、今年4月には、京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆるコンGRESSが開催されます。そこでも、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進が全体テーマに掲げられておりまして、その中で全ての人々に司法へのアクセスを提供するための取組が議論される予定となっています。

国連アジア極東犯罪防止研修所、UNAFEIの参加はもちろんですが、法務総合研究所国際協力部におきましても、JICAの皆様とともに、Access to Justiceをテーマにした講演やパネルディスカッションを実施するためにただいま準備を進めているところであります。この点においても、本日の議論を参考にさせていただきたいと考えています。

最後になりますが、本法整備支援連絡会にご後援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、国連開発計画駐日

代表事務所の皆様に感謝を申し上げますとともに、本日までご出席いただきました皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○下道 大場所長、どうもありがとうございました。

続きまして、同じく主催者であります独立行政法人国際協力機構理事、天野雄介様よりご挨拶を申し上げます。

天野理事、よろしくお願いいたします。

○天野 ただいまご紹介にあずかりました独立行政法人国際協力機構理事をやっております天野と申します。

本日お集まりの皆様方、参加される皆様方並びに本日の法整備支援連絡会の準備に関わられた全ての方々に改めて厚く御礼申し上げます。

JICAのミッションの一つとして人間の安全保障がございます。これは全ての人々が恐怖や欠乏から自由になり、尊厳を持って生きる権利を有し、各国政府や国際社会は、その権利が保障された社会を創る責務を有するという概念です。もっともJICAの理事長でありました故・緒方貞子氏がこの概念の最も強固な推進者のお一人でございましたが、現理事長の北岡もこれを引き継ぎ、昨年、人間の安全保障の今日的な意義を人間の安全保障2.0と再整理いたしました。

その中で、法整備支援も人間の安全保障を実現するための協力として明確に位置づけられておりまして、JICAは人々の基本的な権利が保障される法の支配に基づく社会の促進に向けて、法律の起草支援や法運用組織の機能強化や実務改善に係る支援を進めてまいりました。

法律や司法制度が整備・改善されると同時に、一般市民が問題に直面した際に、法律についての情報や司法制度にアクセスできる環境が整っていなければ、人々の権利の保障にはつながりません。そして、一人一人の個人が自己の権利を享受するためには、各個人が法の趣旨、内容を十分に理解し、そして司法制度を活用できるよう、法・司法分野におけるエンパワーメントも必要であるでしょう。

人間の安全保障の概念と同様、誰一人取り残さない世界を目指すSDGsのゴール16.3におきましては、国家及び国際レベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供するという目標が掲げられています。JICAはこうした目標の達成に寄与すべく、民法や知的財産法等の起草支援に加え、ベトナムやカンボジア等における弁護士会の強化、市民に法律や司法に関する情報提供を行うコールセンターの設立支援、司法アクセスの向上に向けた日本の経験や取組を途上国と共有する研修の実施、市民がより身近に問題解決ができるよう、紛争の迅速かつより適切な解決につながる調停制度の導入支援など、途上国における人々の権利の保障・実現の手段へのアクセス向上に寄与する取組を強化しておるところでございます。

また、法整備支援の視点から、人間の安全保障を見た場合、それは国家のみにとどまるものではありません。近年、株主の利益を最優先する従来の資本主義は、格差の拡大や環境問題という副産物を生んだという問題意識から、社会や環境にも配慮したステークホルダー資本主義への転換という議論も行われるようになりました。このように、ビジネスが社会環境に与える影響の関心が世界的に高まる中、JICAとしても、例えばカカオ産業における児童労働等の課題を民間企業やNGO等との協働で解決するプラットフォームを今年度に立ち上げるなど、新たな取組を進めているところでございます。

本日は、「Access to Justiceの向上と法整備支援」というテーマの下、現在の国際社会における司法アクセスの現状について共有し、どのような取組が必要であるのか、さらにはビジネスの負の影響からの救済の在り方を考える中で司法アクセスをどのように位置づけることができるのか、そして、法整備支援としてどのような活動が適切であるのかについて、皆様と活発に意見交換させていただくことを大変楽しみにしておるところでございます。

本日、この場には日頃よりJICAの事業にご協力いただいている関係者の皆様に多数ご出席いただいております。改めて日頃のJICAのプロジェクト

に対する皆様のご協力に感謝申し上げたいと思います。

また、本日、この連絡会のためにご来日いただきましたワールド・ジャスティス・プロジェクトのエリザベス・アンダーセン様、あるいはベトナムの弁護士連合会会長のドー・ゴック・ティン様に改めて御礼申し上げますとともに、本連絡会に参加されている皆様方と法整備支援に取り組むパートナーとして今後の活動を共に展開できることができればと願っております。

本連絡会の成功と今後の協力の発展を祈念し、私からの挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○下道 天野理事、ありがとうございました。

それでは、第1部に入ります。

第1部では、法整備支援に関わる方々から活動報告をいただきます。

報告者の方を発表順にご紹介いたします。

まず、法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤浩之。

国連アジア極東犯罪防止研修所教官の二子石亮様。

JICA産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長の澤田寛之様。

日本弁護士連合会、弁護士の内藤裕二郎様。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の藤本亮様。

JETROアジア経済研究所新領域研究センター・グローバル研究グループ長の今泉慎也様です。

それでは、伊藤副部長、よろしく願いいたします。

○伊藤 皆様、改めましておはようございます。

本日は、法整備支援連絡会にお越しいただきありがとうございます。

トップバッターを務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部の伊藤浩之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、日頃、私ども国際協力部の業務に多大なるご支援、ご協力をいただきましてありがとうございます。

早速ご説明を始めさせていただきますが、以前に

もこの法整備支援連絡会にご出席いただいた皆様には、今年のプログラムが少し変わったのではないかとと思われる方もいらっしゃるかもしれません。ここ数年は、まずは基調講演をいただいて、活動報告につきましては、午後のプログラムの最初に入ることが多かったかと思えます。今年も海外からエリザベスさん、あるいはティン会長にお越しになっておりまして、早く講演を伺いたいという気持ちはもちろんありますけれども、今年のテーマであります Access to Justice について、午後に連続する形で講演とパネルディスカッションをさせていただきたいということが一つプログラムを変えた理由としてございます。

それから、もともと法整備支援連絡会という名前がついていますように、関係者の皆様の情報共有、情報交換の場でございますので、この活動報告について一番最初にさせていただくということで今年はこのようなプログラムにさせていただいております。

また、この活動報告につきましては、この後、幾つかの機関、組織の皆様からご報告をいただく予定になっておりますが、恐らく多少時間はあるのではないかと考えておりまして、本日ご出席いただいております皆様からも、自分のところでは最近こんな活動をしているというようなご説明があれば、是非ご発言いただきたいと思っておりますので、その点につきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速私どもの国際協力部の活動について、簡単ではございますけれども、説明をさせていただきます。

私どもの活動、大きく分けて J I C A のプロジェクトなどの活動に協力をさせていただくものと、それから、私ども法総研が独自に、独自にといいましても、多くの活動は関係機関の皆様のご協力をいただきながら行っておりますが、こうした活動を大きく2つに分けることができます。

最初に、J I C A のプロジェクト等への協力についてご説明いたしますけれども、これまで行ってきたプロジェクトについて引き続き行っているものがございます。

ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、この5か国につきまして J I C A のプロジェクトが行われておりまして、そこには私ども法務省からも検事、この検事の中には裁判官出身の者も含んでおりますけれども、検事あるいは裁判官が現地に長期専門家として派遣をされて活動をしているというテリトリーでございます。

また、ちょっとこの中には入っていないのですが、もう一つ、中国でも現在法整備支援のプロジェクト自体は行われておりまして、法務省として協力をさせていただいている内容は限定的ではありますが、現地に弁護士の長期専門家、白出弁護士が行っておられて活躍をしておられます。白出先生には、私ども I C D ニュースという機関誌を年に4回発行しておりますけれども、こちらの方に継続的に中国の法制度についてご寄稿をいただいておりますので、この場を借りて御礼を申し上げたいと思えます。

今申し上げました5か国のプロジェクト、ベトナムとラオスにつきましては、後ほどもう少し詳しくご説明いたしますので、それ以外について簡単に先に触れさせていただきます。

カンボジアにつきましては、日本が起草支援をしました民法、民事訴訟法などが施行されているところ、現在、幾つかその運用の改善に向けての活動を行っておりますが、一つ判決の公開に向けた活動というのを行っております。

カンボジアの判決につきましては、まだまだその理由が不明確、内容が不明確であったり、時には法律に従っていない判決も見られる、そういった問題があると承知しております。ですので、その判決自体を正しく理由付けをして判決書を書けるように、裁判官の方たちを対象にしたセミナーを実施しながら、将来的にはその判決を公開できるようにと、こういった準備を進めているところでございます。

それから、ミャンマーとインドネシアについてですが、ミャンマーにつきましては、本日、現地に今行っておられます小松専門家から調停について少しご紹介させていただいて、プロジェクトで作成された、その調停に関するプロモーションビデオもあるということ

ですので、後ほどご紹介していただきたいと思えます。

インドネシアとミャンマーは、それ以外に知的財産権に関して裁判所と活動を行っておりまして、ミャンマーでは裁判所の規則の制定の支援ですとか、裁判官向けの教材の作成支援、インドネシアでも知財事件を扱う裁判官を教育、研修するためのトレーナーズ・トレーニングですとか、知財事件に関する判決集の作成、こういったものを行っております。

それから、バングラデシュとスリランカですが、国別の研修として実施しております。バングラデシュは調停人の養成に関する研修、それからスリランカは、今年度新たに始まったものでして、刑事司法実務の改善、刑事事件が裁判所に滞留しているという状況があるようですので、その改善に向けた研修というのをつい先月から今月の初めにかけて第1回目のものを開始したところでございます。

そのほかにも、ICDの活動といたしまして幾つかの国と協力をを行っているものがございます。東ティモール、あるいはミャンマーなどで土地登記をはじめとする土地関連の法制度に関する共同研究を行っているものや、ウズベキスタンとの協力で行政法、行政事件訴訟法を含みますけれども、新たに制定された法律が円滑に運用されるように日本の知見を提供しつつ共同研究を行うといった活動を行っております。

また、最近、幾つかの国と法務総合研究所は協力覚書、Memorandum of Cooperation, MOCを結んでおります。2018年にラオスの国立司法研修所と結び、その後、こちら写真にありますように、現地で刑法をテーマとした現地セミナーを両機関の間で開催しております。

それ以外にも、ウズベキスタンの検察アカデミー、それからカンボジアの司法学院、Royal Academy for Judicial Professions との間での協力覚書を先月ちょうど結んだところでございます。こういった人材育成機関との協力を強化しております。

こういった研修あるいは共同研究を合わせますと年間で約20回私ども協力部では実施しております。

すみません、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、駆け足で参ります。

幾つかご紹介させていただきますが、ちょっと今日のテーマに多少関係があるかなというところを中心にご紹介しますので、全てのプロジェクトの活動などを網羅したものではないという点ご理解いただければ幸いです。

ベトナムにおきましては、裁判所を中心とした活動を幾つか行っておりまして、その一つが争訟原則と、これが憲法、それから刑事訴訟法に規定されて保障されているということで、これについての研究をベトナム側と進めております。

この争訟原則というのは何を意味するのか、まだ日本側にとって十分明らかでない部分もございまして、いわゆる職権主義、inquisitorial system というものと、それから adversarial system, 当事者主義というその概念ともまたちょっと違う意味で争訟原則が使われているのかなと思いますが、いずれにしても被告人の防御を保障し、権利を保障する観点から取り入れられたものという説明を受けておりますが、これは実際に実務にどうやって反映されるのかということについてプロジェクトで研究を進めているようなところでございます。

それから、日本でいえば家庭裁判所に当たる家庭・未成年者法廷、ここの活動の支援として、家庭裁判所の調査官ですとか、あるいはここに書きましたが、子供に対するインタビューの方法、こういったものについて日本の知見を提供するセミナーなどを実施しております。

それから、ラオスにおきましても、裁判所ばかりではないですが、事実認定をするときにきちんと説明がされていないという現状があります。そういったところから民事、刑事共に、この事実認定を適切に行い、それをきちんと論理的に文章にもして説明できると、こういうことを目指して資料になるものを、あるいはテキストというか、参考書とも言えますが、そういったものをつくる活動を行っております。

例えば、一つだけ例を挙げれば、ラオスの刑事事

実認定について情況証拠、間接証拠というものです。直接の自白ですか、直接の目撃証言がないような事件でも間接証拠から事実認定をできる、そのために証拠構造というものをきちんと理解して説明できる、こういった能力を身につけられるようにという活動をしております。

また、判決書、以前マニュアルを作りましたが、これの改定といった活動もしております。

次に、ネパールにつきましても様々な活動を行っております。2018年から、それより前にムルキアインという形で民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等、全部一緒になった法律がありましたが、それを5つの法律に分けて改正をいたしました。これが円滑に運用されるようにということで現地でのセミナーを繰り返し行っております。

テーマにつきましては、ここに幾つかこれまでに扱ったテーマというのを書きましたけれども、こういったものが基本的にネパールで新たに導入された概念、あるいは制度ということですので、これについて日本の制度がどうなっているのかという紹介をしながら、ネパールで新たに取り入れられたもの、法改正されたものについて法曹関係者の皆さんが理解して運用できるように推進をしております。こちらの写真はセミナーの様子、それから大学で模擬裁判というものも年末に現地で行っております、そういった活動を行っております。

それと、私どもICDがもともとは大阪にありました関係で、大阪での活動も引き続き行っているものがございます。その柱の一つとなっているのが、司法アクセスとはちょっと離れていきますけれども、法整備支援へのいざないというタイトルで若手の方々、大学生、法科大学院の方々、若手の実務家の方々に法整備支援の魅力を知ってもらいイベントを毎年行っております。これは昨年も6月に大阪で開催をいたしました。

また、アジア・太平洋法制研究会というものを3年スパンで一つの研究会ということで繰り返し行っていますが、これも大阪の研究者の先生方、あるいは弁護士の実務家の方々、それから調査の方にも加

わっていただいております。現在はジョイントベンチャー契約をテーマに、ベトナム、インドネシア、マレーシア、タイ、これを対象国として研究会を行っております。今年の夏頃には、その成果としてのシンポジウムも開催する予定になっております。また一部の研修などは大阪で行っているものもございます。

最後になりますが、京都 kongress、先ほど大場所長のご挨拶にもありましたけれども、4月に開催予定になっております。その京都 kongress におきまして、私どもの方もサイドイベントとしてJICAの皆様と企画をさせていただいております。

京都 kongress の詳細につきましては、インターネットで京都 kongress で検索していただきますと、すぐにアクセスできますので、もしご関心がある方はご参照いただければと思います。

以上、国際協力部からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 伊藤副部長、どうもありがとうございました。

続きまして、UNAFEIの二子石様、よろしくお願いたします。

○二子石 国連アジア極東犯罪防止研修所の教官を務めます二子石と申します。皆様、おはようございます。

今日は、この場をお借りして、通称アジ研またはUNAFEIと呼んでおります我々の研修所の活動について皆様にご紹介したいと思います。

今日お話しする内容でございますが、皆様の中にはまだUNAFEIについてご承知でない方もいらっしゃるかとも思いますので、まず、UNAFEIの概要についてご説明し、その後、UNAFEIのメインの業務であります研修内容について具体的に説明いたします。

また、UNAFEIは今年4月に開催されます京都 kongress でも幾つか役割を果たしておりますので、この点についても併せてご説明差し上げたいと思います。

まず、UNAFEIの概要であります。

先ほど、私、UNAFEIまたはアジ研ということでお話しさせていただきましたが、もともと我々の研修所の正式名称は、日本語では国連アジア極東犯罪防止研修所となっております。ただ、これは長いので、通称で皆様からはアジ研というふうに呼ばれております。また、海外名で言いますと、この下に書かれてあるとおり、United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offendersと、こちらが正式名称なのですが、こちら非常に長い名称となっているため、頭文字をとって、ユナフェイと呼ばれております。

名称に「国連」とありますので、国連に何か関わりある業務なのかということで、国連との関係などについてご説明したいと思います。

もともと、UNAFEIは、国連と日本国政府との間の協定、こちらが1961年になりますが、この協定によって設立されたものとなります。協定が結ばれて翌年に、当時はここではなく府中に研修所が設立されました。当初は名前のおり国連と日本国政府でUNAFEIを共同運営しておりまして、最初の所長は国連の会議にも関与する有名な方が任命されたりとか、そういった関与もありました。ただ、1970年から日本政府で予算を全額負担し、事実上単独で運営することとなりまして、現在の形となっております。

実際には、日本政府の法務省の法務総合研究所の中の国際連合研修協力部が運営を担当していることとなります。具体的な組織としては、検事出身の所長、検事出身の次長、教官が、裁判官教官が1名、私を含めて検事教官3名、矯正教官2名、保護教官3名、あと警察が非常勤教官1名の体制となっております。また事務部門についても、検察事務官、矯正、保護、入国管理庁と、様々な分野からこちらに派遣されて勤務しております。さらに、基本的に国連業務などで英語を用いた文書のやり取りや実際の会議のやり取り等もありますので、語学顧問としてアメリカの弁護士有資格者を採用しております。

続いて、UNAFEIの国連との関わりですが、

UNAFEIは、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関、通称PNIと呼ばれるものですが、こちらの機関の一つとなっております。この機関は国連の犯罪防止とか刑事司法に関する政策やプログラムに協力する機関という位置付けであります。具体的には、京都で今年開催されるコンGRESSや国連犯罪防止・刑事司法委員会とって国連の犯罪防止や刑事司法の政策決定などを任務とする委員会にUNAFEIからも参加をして一定の貢献を果たしているといえます。国連の政策やプログラムに協力する機関ということでもありますので、国連で関心の高い犯罪防止分野や刑事司法分野について特に研修活動を行っています。この研修活動に当たっては、主にODA予算による途上国支援という形で我々は研修活動を行っているため、主にJICA様のご協力を得て研修活動を行っております。

先ほど申し上げましたこのPNI機関ですが、UNODCを中核として、それ以外、世界各国に、18機関あります。UNAFEIはそのうち最も古いPNIとなっております、約55年以上の歴史を持っています。

今ご説明したとおり、UNAFEIには2つの顔がありまして、いわゆる国連の関連機関、国連の政策やプログラムに協力する機関という側面、また、法務省の途上国支援の実施機関という側面、この2つの顔を持ち合わせているというのがUNAFEIのユニークな特徴と言えると思います。

これは、UNAFEIの運営がどのようになっているかというのを示した概念図であります。

上に示されているとおり、国際連合と日本国政府の協定によってもともとUNAFEIが設立されており、法務省の法務総合研究所の国際連合研修協力部がUNAFEIを運営しているという形になります。

先ほど申し上げたとおり、現在は日本政府が実質的には単独で運営しておりますが、現在でも、UNAFEIは年次活動報告をUNODC、国連薬物・犯罪事務所に提出していますし、所長の任命については国連からの承認を得ております。

続いて、具体的にどんな研修をやっているかということについて説明いたします。

基本的に、我々の研修は刑事司法分野の研修がメインとなっております。途上国を対象とした能力向上支援ということで、メインとして国際研修と呼ばれるものが年4回、また地域研修として東南アジアを対象とした汚職対策を内容とするセミナーなどを行っているほか、国別研修として、ここに書いてあるような研修を、2週間などの短期間ではありますが行っております。その他小規模研修や講師派遣も行っている状況です。

メインの国際研修ではありますが、年4回ありまして、4～6週間の研修で、春は捜査・公判、秋が矯正・保護をテーマとする研修、そのほかは、高官の方々を対象としたセミナー、また汚職対策をテーマとした汚職研修を行っております。対象となる研修参加者は世界中の途上国各国1名から2名、プラス日本人の方々も刑事司法分野から5、6名程度研修参加者を募っております。実施言語は英語で、研修参加者はこの建物の隣にあります寮棟に住み込む形で研修を受けております。

国際研修でどんなテーマを扱っているかということですが、基本的にはSDGsや国連条約・準則等の推進を念頭に置きつつ、国際社会や日本の重要関心事項をトピックに掲げて研修を実施しております。令和元年度は、ここに書いてあるとおりの研修テーマで研修を実施し、来年度については、ここに書いてあるような内容で研修を行うことを予定しております。

今回、司法アクセスがテーマとなっておりますが、司法アクセスはSDGsにも掲げられているテーマですので、こちらについてもUNAFEIでも扱うべきトピックということで、令和2年度の春の国際研修や、平成29年の高官セミナーでは、刑事法分野の司法アクセスをトピックとして扱わせていただいております。

こちらが大体の研修風景となっております。

UNAFEIには、50年を超える歴史の中で139の国や地域の方6,000人以上の研修同窓

生がおりまして、一定の国・機関、特にASEAN諸国の方々とは非常に良好な関係を結んでおります。また、研修に当たって、客員専門家として招へいた方々とも良好な関係を築いており、研修を通じた人的ネットワークというものが一つのUNAFEIの重要な資産となっております。今、この人的ネットワーク維持のための取組として、アラムナイリストやメルマガ配信、さらには同窓会といったことを企画しております。

最後に、京都コンGRESSとの関係で若干説明させていただきます。

もうご案内のことと存じますが、4月20日から京都コンGRESSが開催されます。言うまでもなく、コンGRESSは、国連最大の会議ということで、5年に一度開催されるものですが、UNAFEIはPNIとして公式ワークショップを企画・運営しており、京都コンGRESSでも再犯防止に関するワークショップを企画・運営することになっております。

そしてまた、このワークショップ以外にも、特に50年ぶりの京都でのコンGRESSということですので、UNAFEI卒業生の活動報告や同窓会も併せて企画させていただいて、UNAFEIの重要な資産である人的ネットワークの強化に努めたいと考えている次第であります。

以上、簡単ではありますが、UNAFEIの説明をさせていただきました。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 二子石様、どうもありがとうございました。

続きまして、JICAの澤田様、よろしく願いいたします。

○澤田 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました独立行政法人国際協力機構JICAの産業開発・公共政策部ガバナンスグループ長をしております澤田と申します。

本日はJICAを代表いたしまして、2019年度の法整備支援分野における活動と2020年度の取組についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

二子石教官、それから伊藤副部長は、立ってビビッ

ドにプレゼンテーションをされたんですが、私はそういう用意をしてこなかったんで、ちょっとこの後座って続けさせていただきたいと思います。

まず最初になりますけれども、JICAの事業運営に当たりまして、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会、特許庁、さらに大学等の研究機関、研究者の方々に多大なご協力をいただいておりますことを改めて御礼を申し上げたいと思います。

2015年11月に閣議決定をされた開発協力大綱では、重点課題の一つとして、普遍的な価値の共有、平和で安全な社会の実現というものが掲げられております。こうした課題をより具体化し、かつSDGsのゴール8や16ともアラインする形で事業を実施すべく、JICAでは法整備支援における重点取組課題として、人間の安全保障のための基本的権利の保障・実現、公正かつ透明なビジネス環境、国際関係の安定という3つの柱を打ち出しております。2019年度はこうした課題を意識しながら、各案件の実施を進めてまいりました。

先ほど、国際協力部、伊藤副部長の方からご報告をいただきましたこの部分、多少重複するところもございますけれども、JICAでは2019年、12か国で15件の技術協力プロジェクト、個別専門家派遣、第三国研修、国別研修、そして過去に実施をいたしました案件のフォローアップというものを実施いたしました。こちらに実施をいたしました案件の一覧を掲載しております。このうち、インドネシアの競争法のプロジェクト及びケニアの競争法の国別研修は2019年度をもって終了ということになっております。インドネシアの競争法のプロジェクトにつきましては、残念ながらプロジェクトで想定をしておりました競争法の改正という上位の目標は達成できませんでしたが、競争法の改正後の実務に当たる人材の育成ということにつきましては一定の成果を挙げたものというふうに認識をしております。

続きまして、プロジェクトの主な活動状況を報告させていただきたいというふうに思います。

2019年に実施をいたしましたプロジェクトの活動を大きく分けると、こちらにもありますように、起草に関する支援と法の運用のための組織の強化の支援というものに大別できるというふうに考えております。

起草に関する支援といたしましては、直接の立法ではございませんけれども、インドネシアにおきまして法制執務参考資料というものが完成をいたしまして、インドネシアの法務大臣にもご出席をいただいて、大々的に引渡し式を実施したと承知しております。

また、中国につきましても、昨年末の全国人民代表大会常務委員会にて証券法の改正が成立するとともに、今年の春の全国人民代表大会で民法典分篇、それから専利法の制定に向けた協力を引き続き行っているところでございます。残念ながら中国の現在の状況に鑑みまして、この部分については遅れてしまうかもしれませんが、遅れつつもここはしっかり協力を続けていきたいというふうに思っております。

こちらにあります不動産登記法令の起草支援にしましては、カンボジアでの支援を継続しておりますし、担保法制に関しましては、ベトナムでの取組を継続して実施をしております。

次に、法運用のための組織強化に関する支援でございますが、インドネシアやミャンマーにおきまして知的財産に関するガイドブックや教科書の作成を行っております。また、ベトナムにおきましては、先ほどもご紹介のありました刑事訴訟の争訟原則の定着に向けた取組、ラオスでの事実認定に関する人材育成の取組、カンボジアでの書式例の作成、判決公開の取組、ラオス、ネパールでの民法逐条解説、普及教材の作成、現地セミナーの開催といったような活動を実施いたしました。

続きまして、課題別研修でございます。

先ほど、UNAFEIの二子石教官からもご紹介ございましたけれども、UNAFEI、それから日本弁護士連合会、公正取引委員会のご協力をいただきまして、こちらにも記載をしております6コース

を昨年度実施いたしました。

次に、2019年度に新規に着手をした案件につきまして簡単にご紹介をしたいと思います。

2019年は5件の案件につき新規に開始をいたしました。このうちモンゴルとベトナムにつきましては、新たな技術協力プロジェクトでございまして、いずれも公正取引委員会のご支援を得て競争法を対象とした案件を実施したものでございます。

それから、国別研修につきましては、いずれも刑事司法分野での能力強化を目的とするものでございます。

スリランカの研修でございまして、こちらにも掲載をしております研修コースのタイトルからもお分かりいただけますように、もともとはスリランカ内戦に伴う国民の和解を促進するために、内戦期間の犯罪を適正に処罰するというを旨としたものでございました。しかしながら、現時点のヒアリング等を通じて、刑事司法手続全般に課題があるということが判明したことから、当局の捜査・訴追能力の強化を目指すということで、つい最近まで第1回目の研修を実施したところでございます。

次に、仏語圏アフリカ対象の研修でございまして、こちらは各国の刑事司法における課題を把握し、改善策の検討を図るとともに、各国の刑事司法に関する組織間の連携、さらには参加7か国の連携を図ることを目的としております。2019年度は、アビジャンで現地セミナーを開催し、現地の課題の洗い出しを行い、今後の日本での研修実施に向けた検討を進めたところでございます。また、公正取引委員会にご支援をいただいております競争法の研修につきまして、また今年度から3年間さらに継続して実施をするということで、こちらの方に記載をさせていただきます。

JICAにおきましては、短期の課題別研修に加えて、長期研修というものを実施しております。

法整備支援分野では、これまでも無償資金協力「人材育成奨学計画」いわゆるJDSと呼ばれているものを通じて、修士課程の留学生の受入れを図って人材育成を行ってまいりました。また、2017年か

らこちらにも記載をしております長期研修、法制分野の中核人材育成コースというものを開始いたしまして、博士号取得を目指した研修員の受入れを行っております。本コースの実施に当たりましては、名古屋大学及び九州大学から多大なご協力をいただいております。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

他方、法整備支援分野における留学のニーズというのは大変高いものがございまして、2020年以降、長期研修、法制分野の中核人材育成のコースにおきましても、これまでの博士レベルの留学生に加えまして、修士レベルの留学生の受入れを行う方向で現在検討、準備を進めているところでございます。

留学生に関しましては、以上ご説明をいたしました従来からの取組に加えまして、新たにJICA開発大学院連携というものを開始いたしております。これは開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見を学ぶ機会を提供するというものでございます。

もちろん、このプログラムにおきましても、それぞれの専門分野の教育・研究というのが行われるわけでございますが、一つの見玉といたしまして、共通プログラムとしての日本理解プログラム、各大学における独自のプログラムとして近代の日本の開発経験に関する授業科目を開講いただくということになっております。こうしたプログラムの中で、法学を専門分野として専攻する学生に対して、日本の法整備支援の取組を講義するとともに、法曹関係者以外の行政官等、将来各国のリーダーとなる人材に対しても法整備支援の意義や法の支配の重要性を共有するプログラムを実施していくところでございます。

次に、本日の連絡会のテーマであるAccess to Justiceに関連するJICAの取組について説明をさせていただきます。

国内では、日弁連のご協力をいただきまして、課題別研修「司法アクセス強化」を2018年度から開始をいたしております。

この研修では、日本における法情報の提供、法律相談等のサービス、法律扶助制度、開発途上国におけるコールセンターの導入事例等を紹介し、日本の取組・経験を共有し、今後の検討のための材料を提供していきます。

また、海外では、ベトナムにおける弁護士会強化や調停制度導入支援、バングラデシュにおける調停人養成、ミャンマーにおける調停制度の試行導入支援等の取組を行っております。

また、新たな取組といたしまして、昨年開催をされましたTICAD7における平和と安定という取組の一つといたしまして、制度構築とガバナンス強化というのが政府の中でも特に注力する分野となっておりますので、今後の協力可能性を検討すべく南スーダンでの調査というものを実施しております。

また、昨年の連絡会でもご紹介いたしました書籍でございますが、現在、英語版の出版に向けて準備を進めておりまして、今年上半期には出版ができる見込みとなっております。

最後になりますが、2020年度に向けた取組について簡単にご紹介したいと思います。

2020年度も、冒頭ご紹介いたしました重点取組課題を意識しつつ、既存のカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国、モンゴルの案件の実施に取り組んでまいりたいと思います。

他方、既にご承知のように、対中国のODAは現行案件の協力期間をもって終了するというものになっておりますが、ODA以外での枠組みにおいて、法・司法分野での協力関係を構築するということで、2021年3月まで案件の延長をする方向で現在検討、準備を進めておりますし、ODA以外での枠組みの構築に向けて準備を進めてまいりたいと思いますので、関係者の皆様とご議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、2020年度の新たな取組といたしまして、こちらに書いてあるような案件が現在要請を受けてございます。現在、政府で検討中かと思っておりますが、いずれも前向きに検討いただいているという

ふうに承知をしておりますので、2020年度はこういった案件に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、JICAといたしましても、2020年度も引き続きSDGsの目標達成への貢献を目指すとともに、4月に京都で開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議、京都コンGRESSの議論、成果を各国に展開していくことを意識しながら、法整備支援事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

ちょっと長くなりまして恐縮ですが、どうもありがとうございます。(拍手)

○下道 澤田様、どうもありがとうございました。

続きまして、日本弁護士連合会の内藤様、よろしく願います。

○内藤 皆さん、おはようございます。日本弁護士連合会国際交流委員会から参加させていただいております弁護士の内藤裕二郎と申します。

今回、私は際立って恐らく経験の浅い発表者、報告者だと思いますが、その点ちょっと含みおいていただければ大変ありがたいです。

資料がありますので、着座にて報告させていただきます。

一応題名としては、この1年間、2019年度の活動と今後の活動予定といただいております。報告内容として目次というか、5つの点、研修について報告させていただきます。

短く最初に説明をさせていただくと、カンボジアに対する支援、これはカンボジアの弁護士に対する現地セミナーなどの支援です。テーマについてはその都度というか、相手方のニーズをお聞きしてテーマを選んで行っているものです。

次がベトナムに対するもので、これは2009年から毎年10年間JICAからご依頼いただいて、ベトナム弁護士連合会(VBF)に対する本邦研修の支援、日本に来日していただいて、各年度のテーマごとに研修をさせていただくという内容です。

その次がモンゴル。モンゴルについては、モンゴルの弁護士さんが自費で来日して研修を受けていた

だくという内容です。

次がマルチ本邦研修。これは正式名称ではないのですが、先ほどJICAの方からの報告にもありましたが、2018年から始まった司法アクセスの向上に関する3年間の連続研修です。

最後、これが今一番新しいというか、これから作り上げていくものなのですが、トヨタ財団助成プロジェクト、トヨタ財団から資金を頂きまして、ベトナム、カンボジア、ラオスとの4か国で共同のプロジェクトとして司法アクセスの向上を図るという支援内容です。

最初、カンボジアについてです。

これについては、先ほど申し上げたとおり、現地セミナーの開催、現地弁護士を対象として行います。毎回、前後ありますが100名程度の弁護士さんに参加していただいております。

テーマについては、最初2018年1月には遺産分割、同じ年の3月に離婚について、同じ年の8月に民事執行について、去年になって2019年3月には民事保全及び訴状作成について、セミナーを開催いたしました。

この各セミナーの講師は、日弁連の弁護士を派遣というか、渡航して講師をさせていただいたり、あとICDの教官にご協力いただいて講師をしていただいたり、あとは現地の弁護士さんに講師をしてもらうというような内容です。

このカンボジアのプロジェクトについては、日弁連の国際交流委員会の現地セミナーの開催準備のためのプロジェクトチームの会合にも教官に出席いただいて、継続的に協力をしていただいているので非常に助かっております。欲を言えば、括弧に記載されていますが、他のプロジェクトにもご協力いただければ大変ありがたい、慢性的な人手不足に悩んでおりますので、是非よろしく願います。

今年は、来月、3月の下旬に要件事実と立証に関するセミナーを実施予定です。

次、ベトナムについて、JICAの法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、2009年度から弁護士会の能力強化を目的とする本邦研修を实

施させていただいています。

昨年の報告ということなので2019年度に絞りますが、2019年度は「弁護士会の組織運営の改善、弁護士の実務能力向上（判例制度・刑事法人処罰等）」をテーマに12月に、3か月前ぐらいですか、実施させていただきました。これは毎年の準備のやり方が下に書いてありますが、大体半年前ぐらいから現地のJICA専門家、今は枝川弁護士を通じてVBFと協議を重ねていただいてニーズの調査をして、それでテーマを設定して、そのテーマに関してどんなことが知りたいのかという詳細な質問項目をVBF側に質問して、その回答をもらって講義を具体化させていくというような流れで準備しております。

今回、2019年度の研修については森永部長にも講師していただいて非常に盛り上がった内容になっておりましたし、また、2019年度はティン会長はいらっしゃいませんでしたが、複数回ティン会長には代表としていらしていただいて、皆さんをまとめていただいてありがとうございます。

次にかせていただきます。

モンゴルです。モンゴルは、昨年の活動としては書いてあるとおりなのですが、2015年まではJICAプロジェクトとしてモンゴルに対して調停に関する支援をさせていただいて、それが終わった後も、モンゴルの弁護士会と日弁連で友好的関係を継続できておまして、モンゴルの弁護士さんが自費で来日して研修をするというのを毎年開催しています。

2019年3月、去年の3月には証券取引市場の規制について証券取引所に訪問したりですか、講義を受けたりとか、そういう研修を開催しました。

その研修と同時に、同じ機会に調停制度に関する日本とモンゴルのシンポジウムも開催いたしました。調停制度は2015年から始まっている、すみません、正確な年数は私把握できてはいないんですが、前後から始まっていると思うんですが、去年3月のシンポジウムでは、モンゴルにおける調停が現在年間1万件以上の申立てがあるという報告もなされま

して、日本の調停は平成29年度で民事について年間約3万5,000件、家事について約20万件ということなので、もちろん日本の方が多いんですが、モンゴルの人口は日本の約40分の1ということからすれば、比率でいったら日本よりもより多く利用されているんじゃないかというような発表がモンゴル側からなされました。また、成立率も約80%と高く、多くの調停が一日で終わるという報告もなされていました。

最後のところですけども、2019年10月、2019年度の自主来日研修として日本の離婚制度ですとか、少年事件に関する研修を行いました。

次にいかせていただきます。

司法アクセス強化に関するマルチ本邦研修ということですが、こちらも2018年度からJICAにご依頼いただいて実施しているもので、2019年11月には第2回を実施いたしました。8か国から司法アクセス改善の制度設計に関与できる人材8名を招へいして司法アクセス強化に関する研修を行いました。

8か国というのは書いてあるとおり、カンボジア、コートジボワール、インドネシア、ラオス、マラウイ、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムから来ていただきました。

3番目のポチですが、日本の司法アクセスに関する施策の現状把握、法テラス訪問ですとか、宮城の過疎地域事務所を訪問したりですとか、東京の都市型公設事務所、あと東京ウィメンズプラザなどを訪問して、そこの方にどういうふうに運営しているのかとか、どういう趣旨で例えば公設事務所ができたんですとか、そういったお話をして、例えば都市型公設事務所を作りたいなと考えている参加者からは細かい質問が、細かいって悪い意味じゃないですけども、具体的な質問が寄せられたりとか、各訪問や講義は盛り上がっていたと思います。

最後のポチですが、2020年度も一部招へい国を変えて実施予定となっています。今はもう準備も始まっております。

最後ですが、トヨタ財団助成プロジェクト、これ

は日弁連が自主的というか、国際交流委員会がトヨタ財団の公募に応募して資金をいただいて法整備支援のプロジェクトを行っていくという経緯なんですけど、その内容としては、ベトナム、カンボジア、ラオスを対象にして各国の経験を共有し、この3国に日本をプラスして4国の経験を共有し、相互に学び合いながら司法アクセスを向上するということが目的となっています。

2019年、去年の11月からプロジェクトは開始しまして、2020年2月以降に、各国との個別ワークショップを開催して、今年の6月に4国合同セミナーをカンボジアで開催する予定です。

今週か、昨日までカンボジアに私も出張してまして、カンボジアで6月に開催するための準備とか、カンボジアの弁護士会との協議をしてきました。

これは、Access to Justiceを一応こういうふうにかけているという映像、図にしたものです。一番上のところにJICAその他のドナーとなっていて、その下の層に、ベトナム司法関係者とベトナム弁護士連合会とか、カンボジアも同じように司法関係機関、カンボジア弁護士連合会、ラオスも関係機関と弁護士会、ここの上の部分、例えばベトナムでいうとJICAその他ドナーから、下にベトナム弁護士連合会に下りてくる矢印で組織能力、強化支援、その左側の法令整備支援、制度構築支援については、今まで日弁連としても協力させていただいたところですが、これからトヨタ財団の助成をもって行うことは、その下の段階、ベトナムの弁護士連合会からベトナムの人々へとアクセスする、逆ですか、ベトナムの人々がベトナムの弁護士さんにアクセスするための支援を行っていききたいと思っております。

細かいところを話し始めるとちょっときりがありませんが、黄色い枠の中が主に今構想している支援内容です。この黄色い枠の中に日弁連という丸が書いてありますが、日弁連プラス、プランナー/クリエーター、日弁連を媒介にして、他の3か国の教訓等の共有ですとかをしなが、各弁護士会が各国の人々にどういうふうにアプローチしていくかというのを検討し、目的というか、成果としては何かしら

の成果物を作りたいなど。それは例えば法律相談アプリですとか、まだそこまで、これから各国と協議しながら決めていくものなので、これというものではないんですが、そういった法律相談アプリを運営できるようにしていくとか、コールセンターまで行かなくても、電話番号を用意して、それを周知して、担当の弁護士さんを用意して、その弁護士さんいつでも法律相談できますよというふうな制度を小さくてもいいから作っていくとか、そういったことを考えております。

すみません、ここについてはまだ作り込み中なので、説明についても大分ごちゃっとしていますが、お許しください。

それでは、以上で日本弁護士連合会国際交流委員会の今年の活動とこれからの活動についての説明、報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○下道 内藤様、どうもありがとうございました。

続きまして、名古屋大学の藤本様、よろしくお願いたします。

○藤本 すみません、お時間もあると思いますので、資料が配付してありますので、それに従って始めさせていただきますと思います。

名古屋大学法学研究科、藤本でございます。法政国際教育協力研究センターのセンター長を務めさせていただいております。この通称私どもCALEと呼んでおりますけれども、このCALEというところを通じて、名古屋大学あるいは他の大学と協力して法整備支援の事業を展開しているということでございます。

法政国際教育協力研究センター、CALEのご紹介をさせていただきたいんですが、まず2002年に国際協力を推進するセンターとして名古屋大学に設置されておりまして、この時点で名古屋大学の独立というか、共同利用施設というふうに呼んでおりますけれども、そんな形で設置されておりました。前身となる事業体というのも幾つかございました。ですので、2002年からスタートというわけではございませんで、90年代からの個別の国際的な研

究の協力、あるいは教育の展開といったような法整備支援の活動は、今日もいらっしゃっていますが、森脇先生あるいは鮎京先生が始められたものが現在まで続いているということでございます。

内容といたしましては、アジア市場経済移行国に対して法整備支援事業を実施、ということになっておりますが、こういう長い先輩たちの人徳によりまして、大学関係ではアジア法整備支援、あるいは国際的な法整備支援における屈指のセンターとして評価をいただいているところでございます。

次のスライドに移りまして、CALEの役割というところでお話しさせていただきたいと思います。

3つの柱がございます。1つはアジア法の研究、あるいは法整備支援という事業、あるいはプログラムについての研究ということであります。また、そういった国際的な研究をコーディネートしていくといったようなことが私たちの1つ目の課題となります。

2つ目は、法学教育支援という形で、アジア諸国で求められている、自国の法律を自ら作り、運用できる人材の育成ということが2つ目の柱でございます。

3つ目が、国内の人材育成ということで、アジアに精通し、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成ということで、これは私どものこういうプロジェクト、あるいはこうした様々な機関、団体の皆様が長い間展開してきている法整備支援事業、未来を担っていく、人材を育成していくということが3つ目の課題であります。

本日は、このうち2あるいは3ですけれども、主に2について中心として現在の活動状況について少しご紹介させていただきたいと思います。

この法学教育支援ということで、大学でございますので、研究、教育、これは一つの大きな役割、社会にも委託されている役割だというふうに考えております。ですが、この教育、あるいは人材育成といったようなものは一体何を指すのかということであり、やはり教育機関として何を教えるのかということについてはきちっと反省をして、反省をすると

いうのはリフレクションして、そのこと自体を問い直すことも必要だろうと考えます。

また2つ目に、誰が教えるのかということであり、これは教育の分野ではよくあることですが、よくスポーツの世界で言われますが、名選手が必ずしも名コーチになるわけではないということであり、教育というのは、やはり一定の独自の専門性を持っているのだということが大学の機関としてきちっと捉えていく必要があるだろうと考えています。

3つ目です。これがやはり大きく、大学としても遅れている部分だというふうに私個人としては考えておりますが、どのように教えるか、すなわち教育方法、あるいは教育方法論と言われるものです。近時、ここ二、三十年の間、大学でも、高校と大学の教員の接続である、あるいは大学での一方的なレクチャーではなく参加型の学習をする、アクティブラーニングと言いますが、このようなものについての問題意識というのはかなり共有されてきたところであります。

しかしながら、こうした先進的な教育方法論に基づいた教育実践というものは、現在のところまだ散発的なところにとどまっているということが言えると思います。

そういったことが一つ大きな枠組みではありますが、そういうことを踏まえて、少し私どもがやっている国際的な教育支援の話を見せていただきたいと思っております。

日本法教育研究センター（CJL）、これの法整備支援の各地に行かれています方はご縁があって、訪問していただいたり講師をしていただいたりしたことがあるのでご存じだと思いますけれども、基本的なコンセプトは日本語による日本法の教育であります。教育対象は法学部の学部生ということになります。これはまさに各国の法整備、あるいは法律の専門家の育成ということを手伝うということでもありますが、これに加えて、やはり日本語という一つの言語を通じて、かつ日本語についての一定の知見を持った人材を育てていくということがこのセンターの課題であります。

ステップとしては、初年次、あるいは2年次に日本語の教育を行い、徐々に日本事情であるとか、あるいは日本の歴史、先ほどJICAの方でも日本の近代化の特殊性ということが書籍として出版されていますけれども、それに準ずる内容になります。それから、憲法の入門、あるいは民法の入門という講義を提供しております。修了につきましては、モンゴル以外は日本と同じように4年間の標準修了年限でありますし、また、モンゴルでは5年間で学部を修了するということになります。その後、優秀な学生につきましては奨学金の提供をしたりして日本へ留学してもらおうと、名古屋大学へ入学してもらおうというのが多いですけれども、それだけではなくて、できるだけ多くの方に日本に留学して、この場合の留学というのは大学院へ行くということになりまして修士課程ということになります。

現在、留学生を何十万人にするという政策がございますので、留学生の数がどんどん増えておりますが、名古屋大学でも1990年代の末から英語による教育課程を提供し、留学生の数を増やしてまいりました。この日本法教育研究センターが2005年にウズベキスタンを最初として開設されて以降、本修了生がやはり留学生として日本に来るわけですが、この場合は日本語教育課程に入る学生ということになります。これも極めてユニークなものでありまして、十全な協力を受けた上で、日本で日本語教育課程の中で修士論文も日本語で書く、進学すれば博士論文も日本語で書くというような教育プログラムとなっております。

ここで、このCJLのコンソーシアムというのを2017年に設立しております。これは名古屋大学だけでこういう優秀な人材、この人たちを受け入れるというのはキャパ的には難しいものですから、また他の大学でも様々な教育プログラムを提供しておりますので、多くのこの出身者に日本に留学してほしいと。もちろん英語による大学院教育課程というのはやはり限られておりますので、日本語ができて日本語で普通に教育課程に入るということであれば受入れ大学もたくさん増えてまいります。そういう

ことがありまして、この左にありますような日本法教育研究センターのコンソーシアムというのを作りまして、国内大学の各法学部、法学研究家が団体の正会員、個人正会員として賛同される皆さん、それから協賛会員というような形で会員を募っております。名古屋大学の海外拠点を中心にではありませんけれども、ここにありますタシケント、モンゴル、ハノイ、ホーチミン、カンボジアのロイヤル、それからヤンゴン、ラオス、インドネシア・ガジャマダといったような大学の修了生、この人たちをコンソーシアムの中でいろいろと留学への道を開いてあげる、あるいはそれぞれの大学での法学教育、あるいは日本法の教育についての教材を提供したり、あるいは教育方法の研修を行ったりということをしております。

こうした中で、教育や研究事業というものを展開していくわけですが、先ほどCALEの役割のところでお話いたしましたような、教育と研究、これを標準として関係性を深めていき、その中でこうした人材育成ということにしっかりと貢献していきたいというふうに考えているところであります。

この2005年、先ほど申しましたようにウズベキスタンは2005年に最初のCJLがスタートいたしました。ですので、学部が変わって4年です。ですから2010年ぐらいにだんだん留学生が来るようになります、その後、順調に修了して博士課程を終えて戻って来ている学生たち、あるいは日本で研究者として就職していく、実務家として就職していく、こういったような人たちも増えてきています。このいわゆるCJLの拠点は、先ほど言いましたウズベキスタン、モンゴル、それからベトナムのハノイ、カンボジアのプノンペン、ここが現在の学生の受入れを継続しております。ハノイにつきましては、学生の受入れは諸般の理由で中止になっておりますけれども、4拠点などです。この4拠点、あるいはこれまでも受け入れてきた拠点からCJLの課程を修了した者がもう合計しますと200人以上おります。それぞれ皆各国のトップ校の正規の法学部生であります。この法学部生として卒業するのと同時に、課外の課程にはなるんですけれども、CJL

4年間の教育課程を修了しているということになります。このうち多くの者はそのまま現地で就職をするということになります。また日本に留学してきた後、各国に帰ったり、あるいは日本でそのまま就職をしたりするというような形になっています。どういところに就職するかといいますと、現地政府、企業、法律事務所、大学、研究機関、あるいは日系企業の事務所、あるいは日系の法律事務所、また中にはJICA、JICEで働いている修了生もおります。

こうしたような人材が量的にも蓄積してきているというところでもありますので、最後のスライドでございまして、こうした修了生等活躍する人材とのネットワーク、これをきちっと維持拡大していくということが教育研究機関としての大学の役割だろうというふうに考えている次第であります。これを通じて自立的な法治国家へということが達成できていくんではないかと。具体的には、現在様々なプロジェクトを展開しておりますが、大きな柱といたしましては、国際共同研究への積極的取り組み、取り組みというのは、先ほどの修了生のネットワーク、これを最大限生かして、もう研究者として自立している修了生もたくさんおります。名古屋大学留学生博士号を取って戻って准教授をやっているような研究者もおりますので、こうしたネットワークを最大限生かして共同研究を推進していくということでもあります。

また、これに加えまして、大学の先ほど教育方法論のところでも申しましたけれども、大学教育の方法の改善ということで、現役の大学教員を短期ですけれども受け入れました。日本の大学で、社会人ディベロップメントですけれども、大学教育、教員として研修、これは短期のもので散発的ではありますが、実施しております。具体的には昨年ウズベキスタンのタシケントの法科大学の教員3名を10日間ほど招きまして様々なALTの研修を行いました。これは大変好評を得まして、先日、学長から、タシケントのは大変これはよかったと、もっと規模を拡大してやってくれというふうに言われたものです。そういったものもありますし、それから、CJL、現地

での教育について、修了生に積極的に管理してもらおう、講演してもらおう、あるいは講義を担当してもらおうということも進めております。

こうした人材を育成した結果として、さらに後に続く人間たちにとってみれば、こうした先達たちというのは立派な一つのロールモデルとなりますので、こういう形でよい意味での循環がこれから充実していけばいいなというふうに考えているところでございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)
○下道 藤本様、どうもありがとうございます。

資料の映写につきまして、いろいろトラブルがありましてお見苦しいところがございました。大変失礼いたしました。

続きまして、ジェトロの今泉様、よろしく願いたします。

○今泉 ジェトロ・アジア経済研究所の今泉でございます。

アジア経済研究所も、実は通称アジ研でございます。ちょっとUNAFEIと紛らわしいので今日は封印させていただきたいと思っております。

アジア経済研究所は、第1回の法整備支援連絡会議からの後援機関として名前を連ねさせていただいているんですけれども、直接的には法整備支援事業の実施機関ではございません。むしろアジアに関する知見などの研究者の集団として、そういう知見の提供ということでご協力させていただいております。第1回の頃は、初期にこの事業を立ち上げられた野口元郎さんがアジ研の方にいらっしゃっていただいたりして、ディスカッションをしたのを非常に今は懐かしく覚えておりますけれども、このように盛大な事業になりまして、努力しまして後援機関として名前を連ねさせていただいていることは非常に光栄に思っております。

今日は、若干どういう研究をしているのかということをご紹介していきたいと思っております。

アジア経済研究所は、日本貿易振興機構、ジェトロの研究部門でございます。若干ジェトロの方も法

整備支援に関わるような事業がございまして、例えば、日経企業に対するそういう現地の投資情報であります、法整備の情報の提供というのはウェブサイトなんかで行っております。

それから、あと知的財産関係でございまして、模倣品対策なんていうのが非常に重要な事業になっておりまして、例えば途上国の国境地帯にある関税事務所に対する研修事業というのを行ってございまして、なかなか現地の人だけだと模倣品を見つけないので、日本の企業の方を派遣して、それでどうやって模倣品を見つけたらいいのかとか、それから見つけたらどう対応したらいいのかということを研修したり、そういう事業も行ってございまして。

それに対しまして、アジア経済研究所の方は、ここに書いてありますように、開発途上国の政治経済の研究を主にしてございまして、アカデミックに行っております。

現在、研究者は120名ほどございまして、大きく地域研究、それと開発研究という2つの部門に分かれております。地域研究の研究者につきましては、やはり現地の言葉を勉強すること、現地で長期で滞在するという、それから現地の資料を用いることといった現地主義ということを原則として話し、研究者の育成も行ってございまして。

研究所の活動は、研究会という仕組みを使ってございまして、個々のアジア経済研究所の研究者ももちろん研究するんですけれども、外部の大学の研究者の方をお招きして一緒に研究チームを作るという形で行っております。海外の方も入ってございまして、年に50件ほど研究テーマがございまして。ちょっと数が多くて細かいので一つ一つはご紹介できませんが、また後ほど幾つかご紹介したいと思っております。

それから、私どもも今現在、海浜幕張の幕張に本部がございまして、そこに図書館がございまして、そこは日本での開発途上国の資料収集の一つの拠点となっております。

また、研究成果につきましては、全て公開となっておりますので、ウェブサイト等で閲覧することが

できるようになっておりますので、是非活用ください。

では、幾つかの事業のご紹介をしたいと思います。

ここ数年しておりますのは、ビジネスと人権についての研究事業でございます。

ご存じのように、国連でビジネスと人権に関する原則というものが採択されていまして、そういったものの普及と、あるいは日本国内におけるアクションプランの策定、そういう事業を行っております。

主な内容は、細かいところは次のスライドに書いてありますが、日系企業に対する聞き取り調査ですとか、それから、そうした調査結果に基づくセミナーの開催などの件の活動も行っております。日本だけでなく、海外でもセミナーは行っておりまして、バンコクとバングラデシュ、ダッカでの会合に私自身も参加しました。

若干、所管としてちょっと幾つかご紹介したいと思いますのですが、もともとはサプライチェーンの中で日本企業の子会社とか取引先で人権侵害に遭ったり、あるいは環境規制を守っていなかったりといったことが見落とされていると、それがリスクになりますよというのを日本企業の方に知っていただくというのがこの活動の趣旨なんです。実際に現地で操業されている日本企業の方たちと話をしていると、実は非常にしっかりとやっている。バングラデシュで操業されている中小企業の方にお話ししたんですけども、従業員の福利厚生もそうですし、従業員たちのコミュニティーとの関係を深めるために日本で運動会を開催したりして。ところが、それをうまく宣伝するということにあまり無関心なんです。しっかりできているのに、SDGsとか、国連のそういうインデックスに合致しているんだということを対外的に宣伝すべきことに非常に得意ではないということが分かった。これはしっかりできているのに残念なことです。

それに比べると、実はアジアの企業の方がそうした点がうまくできています。例えば、スリランカの企業ですと、あるアパレルメーカーなんですけれども、やっぱり取引先は主にヨーロッパの企業なんで、

非常にそういう認証とか取組を重視しています。例えば工場に行くと、企業を訪問しますと、うちの工場の敷地内にできたココナッツですとか言ってサービスをしたりして、その環境への取組を確認することができます。

それから、モルディブの事例なんですけれども、水産業の会社なんですけれども、モルディブは実は全て一本釣りです。カツオもマグロも本当に一本釣りなんです。それについて環境に優しいということを非常に強調している。その企業の方がおっしゃっていたんですけども、やっぱりヨーロッパの消費者はそういうストーリーに対してお金を払っている。環境に優しい方法で魚を捕っていると、そういうことに対してお金を払っているんだというふうにおっしゃっていました。やはり日本企業としてそういうところにもう少し関心を持ってくださいというのが私たちの一つ事業のメッセージであります。

もう一つ、私たちの事業のご紹介をしますと、アジア諸国の障害者法に関するプロジェクトというのを10年ほど続けております。これはご存じのように障害者権利条約というものが成立しまして、各国で障害者法の見直しというのが今進められております。そうした状況について比較研究を行っております。

幾つか個別のテーマを決めておりまして、例えば差別禁止でありますとか、教育制度、女性の問題、それからアクセスビリティ、バリアフリーといった問題についても取り上げています。

こういった成果の一部は既に出版されておりますので、是非ご関心のある方はウェブで入手できますのでご参照ください。

それから、そのほかにも私たちとしましては、法とLabor Migration、法と移民の問題で外国人労働の問題でありますとか、人身売買の問題についての研究、それから国別の法制度の研究というものも実施しております。私自身はタイを中心に東南アジアの法制度を見ておりまして、ちょっと数年前ですけども、タイの立法過程についての研究というものをまとめております。

あと、最近では少し書いておりますけれども、フィリピン人の船員の問題について、法制度も含めた研究をしておりまして、今ちょうどダイヤモンド・プリンセス号の問題が出ておりますけれども、感染者の中にフィリピン人であるとか、インド人もその船員の中にいらっしゃるという話が出ております。さらに今グローバルな、商船世界でそういう外国人労働者、外国人船員のことが非常に重要になっていまして、そういう問題に対しても教育もやっております。

今後の私どもの課題としましては、ここにも書きましたように、アジア以外の地域です。だんだん日本の企業活動は西へ西へと進んでおりまして、今関心は中東とかアフリカのいわゆる新興国に対してどういうふうに進出していくかということが課題になっています。

それからもう一つの課題は、地域間の連携です。例えば、今まではASEANだけを見ていればよかったですけれども、今度ASEANとインドの関係がどんどん深まりつつある、そういうときに、そういう地域的な協力の枠組みというものをどんどん還元していくことが私たちの課題になるんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、ちょっとお時間をお借りしまして、アジア法学会という学会活動についてご紹介したいと思います。

アジア経済研究所とは直接関係はないのですが、たまたまアジア経済研究所の研究者が事務局を務めております。アジアを視野に入れた本学会活動というのは日本の法学者なんかでいろいろ取り組まれていて、アジア法学会以外のアジア国際法学会でありますとか、労働分野の学会ですとか、いろいろ活動がございます。私が今回ご紹介いたしますアジア法学会といいますのは、やはりアジア全般に見ている研究者であるとか、実務家の方が今参加していただいております。中にはもちろん法整備支援で現地で駐在経験した方もいらっしゃいますので、是非今後この法整備支援に対する知見を提供する場として、このアジア法学会というものも活用していただければ

というふうに思っております。

以上で私の報告を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 今泉様、どうもありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間に入りたいと思います。

会場の皆様から活動報告に関するご質問、ご意見を伺いますが、先ほど伊藤からも申し上げましたとおり、特に活動報告に関連して、自分たちはこのような活動を行っているというものをもしご紹介いただけましたら幸いです。

ご発言される際は、お名前とご所属を言っていただいてからご発言ください。

ご質問の場合は、どなたに対する質問なのかを明らかにしていただけると助かります。

それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

活動の報告というふうにはさき申し上げましたけれども、それに限らず、何でもご質問、ご意見いただければ幸いです。

○伊藤 そうしましたら、ちょっとご検討いただいたり、ご質問などをお考えいただいている間に、国際協力部の伊藤の方から少しコメントをさせていただきます。

活動報告をしていただきました皆様方、大変ありがとうございました。

改めて、各機関の活動をこうやって報告をしていただいて、それぞれの活動がいろんなところに関わりを持っているという、そして大変参考になる活動であって、我々としても非常に学ぶことができる内容であるというふうに改めて感じました。引き続き、各機関の皆様、関係者の皆様と連携をさせていただければと思っております。

それと、日弁連の内藤先生の方からも、各国に関するプロジェクトチームがあって活動されているというお話をいただきました。以前から、私どもICDとしまして、日弁連の特に国際交流委員会の先生方と協力をいろいろな場面でさせていただいております。そういった各国ごとに我々の担当者と日弁連の担当者との間で定期的に情報交換等もさせて

いただけたらというお話をさせていただいたこともあるんですけども、カンボジアの協力、現地でセミナーを行うといったことは非常にうまくいっている例かなと思います。それ以外の国につきましてもご提案をいただきましたので、今後、どういった協力ができるかということについて、お互いにいろいろ情報を交換し合うというのは非常に大事だと思いますので、引き続きご相談させていただければと思います。ありがとうございました。

○下道 ありがとうございました。そのほか、どんなにかいちゃいますでしょうか。ご質問、ご意見、コメントでも何でも結構です。

それでは東京会場はないようですので、もし関西会場の方でご質問、コメント等ありましたらお願いいたします。関西会場よろしく申し上げます。

○氷室 それでは関西会場の皆様、いかがでしょうか。ご質問、ご意見のある方はカメラの関係上、大変恐縮ですが、中央の質問者席までご移動いただくようお願いいたします。

ご所属とお名前をおっしゃってからご発言いただくようお願いいたします。

○身玉山 大阪観光大学の身玉山宗三郎といたします。

インドネシアの法整備支援に関わっていたことがありました。日弁連の国際交流委員会の内藤先生に対してご提案なんですけれども、インドネシアの法整備支援についてですが、矢吹元国際交流委員会の委員長や草野元高裁判事がその後、調停の授業が終わった後に日本インドネシア法律家協会というのを立ち上げて地味にインドネシアの法曹の人々と協力関係を続けております。私は、私たちのやっていることの紹介なんですけれども、先ほどの内藤先生の発表の中では、カンボジアとベトナムとモンゴルと出てきておりますので、是非インドネシアも含めていただいて、今申し上げた日本インドネシア法律家協会という法整備支援に携わったOG、OBのグループなんですけれども、そちらとの協力も考えていただけたらというご提案です。

以上です。

○氷室 ご質問ありがとうございました。

大変失礼しました。今、通信上のトラブルがございまして、大変お手数なんですけれども、もう一度質問等、要点をおっしゃっていただけないでしょうか。申し訳ありません。

○下道 ちょっと関西会場の音が聞き取りにくいので、一旦東京会場で引き取りますね。

先ほどの関西会場からのお話は、インドネシアの日本インドネシア法律家協会、法整備支援のOB、OGのグループがあるというお話で、カンボジア、ベトナム、モンゴルに限らず、インドネシアも含めて協力関係を検討していただきたいという内藤先生に対するご提案でしたけれども、これに対して内藤先生の方から何かコメント等ありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○内藤 ありがとうございます。

もちろん、是非お願いしたいところですが、すみません、前半の方がほとんど私、聞き取れませんが、ご意見いただいた方の所属ですとかもちょっとわからなかったんですが、後で連絡させていただければと思っております。どういう手段をとるか、後でICDの方に教えていただきます。ありがとうございます。

○下道 内藤先生ありがとうございます。関西会場聞こえますでしょうか。

○氷室 はい、聞こえております。それでは白出先生、お願いいたします。

○白出 中国の法整備支援プロジェクトの長期専門家の白出博之です。

2週間前から日本に戻っており、観察期間も十分クリアしていると思いますが、北京からこの法整備支援連絡会のために参りました。

Access to Justice と、あと活動報告との関連で中国での取組について、若干ご紹介申し上げます。

この中国への法整備支援では、中国の立法機関である全国人大に対して2008年から民訴法の改正、あと2012年から行政訴訟法の改正の支援を実施し、それぞれ改正法が成立しております。ただ、中国の場合には訴状を出しても裁判所が直ちに受け付けてくれないという立案難あるいは提訴難と

いう問題がありましたが、この2012年改正民法、あと2015年の改正行訴法及び関連司法解釈によって手続が改善され、2015年下半期での全国受理件数は994万件強となり、前年度同期比で約30%の増加、即日に訴状が受理された件が約95%に上っています。内訳で見ますと、民事事件で26%、行政事件で66%、また中国には被害者自身が刑事訴訟を起こすことができる刑事自訴事件があり、その受理が58%といずれも大きく改善していることが最高人民法院の統計で報告されています。

したがって、このように訴訟が非常に受理されやすくなっているということ自体、裁判を受ける権利がより保障されてきていると評価できると思いますが、今後の課題は、さらに訴訟の中身、実質審理に関連する部分をどのような形でフォローするのかという点に重点が移っています。

現在の継続中である「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」では、2013年の法制度整備支援に関する基本方針改訂版における方針における、中国については日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のため協力を行っていくという趣旨に従って、それぞれ対象法令や活動方針を協議・決定していますが、2015年度には「犯罪被害者の権利保障制度及びその関連司法制度」に関して日本法の知見を提供しております。この点、日本の場合には強行犯等による被害を念頭に置いた犯罪被害者の救済が中心ですが、中国ではそれに限定せず、例えば先ほどジェトロ様からもご指摘のあった知財模倣品被害なども実務上非常に大きな問題であるため、そういった知財権侵害等による経済事犯も広くカバーする犯罪被害救済制度の起草研究をしています。

また、これらの問題は、具体的には刑事裁判手続を中心として展開されることから、一緒に関連司法制度、これも中国における司法改革関連の論点と絡めて調査研究を行いました。

現時点ではまだ犯罪被害者救助法制については審議待ちの状態ですが、プロジェクトで提供した日本

法の知見は、2018年の刑訴法の改正及び司法改革関連での人民法院組織法と人民検察院組織法の改正、また2019年4月に裁判官法、検察官法の改正ということで、それぞれの受皿になるハード面や裁判官や検察官の人的リソースをどのように合理的に配置するのか、こういった点も勘案された新法ができています。これについては、今年1月に当プロジェクトの終了時評価に関する調査を行った際に、カウンターパートである全国人大法制工作委員会及び関係機関に対してヒアリング調査等を実施しましたが、最高人民検察院の関係者からは、2015年にプロジェクト日本のトップレベルの先生方や関係機関からご提供いただいた知見が法改正作業に非常に役に立ったとして高い評価と感謝が示されました。特に本邦研修及び現地セミナーで大変お世話になったICD関係の皆様、直接現地セミナーに来ていただいた森永部長及び当時ご担当の渡邊教官と関係者の皆様にくれぐれもよろしくお伝えくださいというメッセージを賜ってきましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

以上申し上げたのは、手続的正義の実現が中心ですが、現在、法整備支援プロジェクトではさらに実体的正義の部分、実体法の改善についても協力を継続しています。

先ほど、澤田次長の方からお話のあった中国民法典編纂ですが、これは昨年12月に総則と合体した全部で1,260条の草案に関する審議と4回目のパプコメがちょうど終わったところです。当初の予定では3月5日開始の全国人民代表大会で最終審議され、3月15日に表決・成立という見込みでしたが、昨今の新型肺炎問題との関係から、最終審議等は遅れるもようです。

最後に、この民法典ができてからの課題として、これを実現する強制執行手続についても、さらに日本から学びたいというリクエストが中国側から示されているのが現状です。

早口ですみませんでした。ありがとうございました。

○氷室 白出先生、詳細なご報告どうもありがとう

ございました。

それでは東京会場の方にお戻ししたいと思います。
○下道 白出先生、中国での多岐にわたる取組のご報告、どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、これで第1部を終了いたします。ご報告者の皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

これより昼休憩となりますが、皆様にご案内がございます。午後の部は午後1時20分から開始しますので、お時間までにこの会場にお集まりください。昼食につきましては、大変恐縮ですが、1階の食堂はご利用いただけません。1階にございますラウンジAを開放しておりますので、昼食や休憩にご利用ください。ご案内が必要な方はお近くのスタッフにお申し付けください。また本日この会場入口横に展示スペースを設けています。法整備支援成果物やICDニュースなどを展示していますので、是非ともご覧ください。なお、この会場は施錠いたしませんので自由に入出入りすることができますが、ご飲食はご遠慮ください。最後にお帰りになられる方は着用いただいている入場券を受付にご返却願います。再入場される方につきましては、そのままご着用ください。それでは昼休憩に入ります。

(休 憩)

○下道 ご報告の後、関西会場が一番最初に発言された方のご所属とお名前が聞き取りにくかったと思います。大変失礼いたしました。大阪観光大学の身玉山様からのご発言でございました。

○伊藤 それでは、これから第2部を始めさせていただきますが、開始の前に私、伊藤の方から簡単にコメントをさせていただきます。

ご出席の森脇先生からも貴重なアドバイスをいただきましたので、短くコメントをさせていただきますが、本日のテーマが Access to Justice の向上と法整備支援、この Access to Justice についてでございます。

皆様ご承知のように、これを日本語に訳した場合に、Justice を正義へのアクセスと訳すのか、あるい

は司法、一般的に今日はむしろこちらで司法アクセスと使っていますけれども、狭い意味では裁判所へのアクセス、裁判所による権利救済という意味で使われることも多いかと思えます。ただ、もちろん意味としては、この Access to Justice といったときに、そればかりではなくて、裁判所以外の機関ですとか、インフォーマルな手続とかも含まれると思えます。

そういったことについて、今の段階で何か一つに絞ってというわけではありませんで、いろいろな場面、あるいは意味がありますけれども、それについてはこれから第2部、第3部の中でその点も明らかにしながら話が進められていくものと思えますので、その点をご理解いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○下道 それでは、これからワールド・ジャスティス・プロジェクト、エグゼクティブ・ディレクターのエリザベス・アンダーセン様、それからその後、ベトナム弁護士連合会会長のドー・ゴック・ティン様からご講演をいただきます。

なお、予定しておりましたUNDPバンコク地域ハブ、ビジネスと人権専門官のショーン・リース氏は、冒頭にお伝えいたしましたとおり、急遽欠席となりました。講演を予定されていた内容につきましては、発表用の資料を配付しておりますので、これをご参照ください。

それでは、最初にご講演をいただきますエリザベス・アンダーセン様をご紹介します。

エリザベス・アンダーセン様は、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所ロー・クラーク、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷リーガル・アシスタントを経て、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチのエグゼクティブ・ディレクター、米国国際法学会エグゼクティブ・ディレクター、米国弁護士会アソシエイト・エグゼクティブ・ディレクターを歴任されました。2018年からは、データの収集、分析、調査等を通じて、法の支配の促進に貢献するワールド・ジャスティス・プロジェクトで現職を務められています。

また、冒頭、大場所長からもご紹介ありましたが、

本日はワールド・ジャスティス・プロジェクト、アジア太平洋地域ディレクターのジェラルド・ヴィンルアン様にもお越しいただいておりますので、ここで簡単にご紹介させていただきます。

ジェラルド・ヴィンルアン様は、シンガポール政府にて14年間以上にわたって国際関係やコーポレート・コミュニケーションの問題に取り組まれた後、2016年からワールド・ジャスティス・プロジェクトに所属し、主にASEAN地域の問題を取り扱っておられます。

それでは、エリザベス・アンダーセン様より、「Access to Justice の現状と分析」と題してご講演いただきます。

エリザベス・アンダーセン様、どうぞよろしくお願いたします。

○アンダーセン 大場さん、ティンさん、そしてご来賓、ご参集の皆様、このような機会をいただきまして本当に嬉しく思っております。

皆様方から学びたい、そして世界のワールド・ジャスティス・プロジェクトについて知っていただきたいというふうに考えております。連絡会の担当者の皆様方に、このようなテーマを選んでくださったことを本当に嬉しく思っております。

司法へのアクセスに関しましては、司法へのチャレンジであるというふうに考えています。政治的、経済的に安定性を保つために必要です。ワールド・ジャスティス・プロジェクトはグローバルな学際的な組織です。そして知識を共有し、注意を喚起し、アクションを起こすということを、法をもって実行していきたいと思っております。法の支配に関する世界126か国で実施した調査をまとめた Rule of Law Index を毎年発行しています。次は3月に出ることになっています。

我々は、我々自身を法の支配のコミュニティのリソースとして考えており、それこそが本日私がここで果たす役割と考えております。私は、皆様方に対してワールド・ジャスティス・プロジェクト(WJP)の調査方法の詳細を紹介し、その幅、特性、そして司法において今まで十分に解決されていな

かったどのような問題があったかということを知っていただきたいのです。

本日の講演については、特に5つの目標があります。1つ目として、WJPの研究調査結果から、世界における司法の格差に関する分析を見ていただきたいと思っております。世界の司法においてどのような差異があり、我々がどのような課題に対峙しているかということを見ていただきたいと思っております。

そして次には、この司法アクセスの格差の中でも、特に民事法の分野においてどのようなニーズがあるかについてこれまでWJPが行ってきたことを皆様方にご紹介したいと思っております。この調査結果については皆様方のお手元にあると思っております。もちろんそれを今開いていただいて私の話を聞いていただかないということはちょっと困りますが、講演の中でこの調査結果についていくつか触れようと考えています。3つ目には、その分析結果を知っていただきたいと思っております。そして、貧困の撲滅や、公衆衛生といった他のSDGsのゴールとの関係性についてお話し、この分析を通じて、世界的な開発課題のさらなる発展において司法の占める重要性を強調したいと思っております。

4つ目には、この調査結果が法整備支援においてもつ意味について考察したいと思っております。このデータが何を我々に示しているのか、我々は法整備支援においてどのようなことをしていかなければならないのか、といったことです。

そして、最後に、我々がまだ気付いていないどのような問題があるか、リサーチのその後どのような課題があるのかということを見ていきましょう。そして、我々はこのリサーチの課題を次にどの高みに持っていくかということも聞いていただきたいと思っておりますので、是非、そのリサーチに皆様方参加してください。

国連のSDGsは、世界が2030年までに世界が達成すべき意欲的な目標を制定しました。その中には、ゴール16.3として制定された、「全ての人のための司法アクセス」を含む16のゴールがあります。SDGsは我々に発展のための取組や、デー

タを集積して年ごとの進捗に注目させる役割を果たしています。

また、司法が実行されていない、正義が実現されていない状態の本質や規模を理解することは、適切な政策立案や投資目標の設定、司法の格差の是正のために不可欠です。

2008年には、国連の「法律によって貧困層の権利を守る委員会」により世界で約40億の人々が法の支配から遮断されていることが判明しました。これは、「司法 (Justice)」の定義がまだ限定的で、しかも限られた国々に対する調査に基づいて出されたものです。それから10年が経過し、我々には当時より相当程度多くのデータがあります。また、司法 (Justice) という言葉もより多層的なものとして理解されるようになりました。

この2年間で、ワールド・ジャスティス・プロジェクトはこのデータに取り組み、充足されていない司法分野におけるニーズについて、データを集積し、分類しました。そして我々は、意思決定者らの中でSDGsのゴール16.3を実現することの重要性に対する理解を高めるためのフォーマットを作りました。

我々は、現在も世界で51億の人々が司法の問題を抱えているという結論に至りました。

このような人々は3つのカテゴリーに分類できます。

まず、民事、行政、刑事などの問題を抱え、日常生活上の正義の実現を得られない人々です。ここには、犯罪の被害者や、行政上、民事上の救済を必要としながら、既存のシステムではこれを充足できないような人々です。

2つ目は、法により提供される機会から排除されている人々です。彼らは、身分証明書、土地や建物の保有権、正式な労働上の取り決めなどの法的なツールを持たない人々のことです。このようなツールの欠如により、彼らは自分たちの資産を守ったり、経済的な利益を得たりすることができないでいます。

そして3つ目として、不正義の極限状態で生活している人々がいます。彼らは生きるために最も基本的な人権を否定され、制度自体の深刻な機能不全に

より司法の仕組みにアクセスすることがほぼ不可能になっています。このようなグループには、無国籍の人、現代の奴隷状態にある人、非常に脆弱な国家の中に住んでいる人々たちなどがあります。

ワールド・ジャスティス・プロジェクトでは、これらの異なったカテゴリーの人々について、1年かけて司法上の格差を分析しました。この作業は、司法格差に関するワーキンググループや、オランダ、シエラレオネ、アルゼンチンの政府が関与するタスクフォースと共に行ってきました。

この分析は、概念的な枠組みを充足されていない司法上のニーズの分類の中に変換したものです。ニーズの分類に際しては600以上の世界的、あるいは国別のデータソースの考察から導かれた基本の質問事項とこれに対応するデータを検討しました。

このスライドは、主要な我々の司法における格差を示しています。15億の人々が民事、行政、刑事司法から排除されています。また45億の人々が法の提供する機会から疎外されています。そして4530万人が司法が実行されない極限状態中で暮らしている人々です。複数の問題を抱えている人がいるため、人数が重複してカウントされている部分もあるかもしれませんが、51億人がこの司法からの断絶の中にいると推定されます。

明らかに、我々は、SDGsのターゲット16.3の実現に向けた大きな挑戦の中にいます。

そして、この司法格差についての概観を前提として、我々の活動の詳細、格差の一面をどのように測定したかということに話を進めていきたいと思えます。

これは、民事、刑事司法、そして法的なニーズを満たされていない世界中の人々、51億人の人々がいるという状態の中で、これらを政策や法整備支援に反映していくには、司法格差に関する異なる分析が必要です。

そして包括的な司法アクセスを証拠に基づき評価する手法を深化させるために、WJPは司法のニーズと司法アクセスに関する調査のためのモジュールを開発しました。

調査のモジュールは、一般的な人々が法的な問題をどのように対処しているか、データを把握できるよう設計されました。これは人々の間で最も一般的な法的問題、人々の自らの法的な能力や助けを求める相手の対応に対する評価などに着目しています。これに加えて、このモジュールでは、人々が直面している問題の状況、彼らがたどった解決のプロセス、そして法的な問題が彼らの生活に与えた影響などについてのデータを収集しています。

我々は2016年に61か国でこの調査を行い、改訂を加えながら2017年、さらに2018年に101か国で再度調査を実施しました。

その調査結果はGlobal Insights on Access to Justiceとして皆さんのお手元にあります。これは史上初の世界的規模で民事分野における司法アクセスに関するデータを記録しようという試みです。

司法アクセスモジュールは128の質問から成り立ち、質問者が、日常生活の中で法的にどのような問題を経験したかということを中心に分解して質問ができるようになっています。

インタビューはメキシコ、ネパール、モザンビーク、ブルガリア、アフガニスタンなどを含む様々な国で実施されました。ほとんどの国々では対面でその国の言語を使って行いました。また、高いレベルのインターネットシステムを持っている国々では、オンライン調査もできるようにしました。しかし、ほとんどの場合は対面方式で個別にインタビューを実施しました。そして、日常的に使用されている言葉で、あなたは法的な問題がありますかというような質問ではなく、例えば、あなたは住居について問題がありますか、あなたの子供たちが学校でいじめに遭っていませんかというような質問方法を採用しました。そうすることによって、法的な問題がどのようなものであるか、法的なニーズで測定するということをしたと考えていました。

調査方法に関してご関心のある方々には、我々のウェブサイトにより詳細な調査手法に関する記載がありますので、そちらを御覧ください。調査の結果もその中に記載されています。

各国での調査結果については、国別のプロフィールがあり、人々がどのような日常の司法の問題に直面しているかということがわかります。

プロフィールは6つのパートで構成されています。1つめのパート、左の上のところですが、これはどれだけの人々がどのような法的問題を抱えているかということを示しています。これは、直近の2年間で全体としてどれだけの人々がこういった法的な問題を経験したかということを表しています。

2つめに、我々は調査の回答者の法的な能力、彼らにどのような手段があったかということに目を向けました。彼らは情報にアクセスすることができたか、専門家の手助けを得ることができたか、彼ら自身が自らの問題解決能力にどの程度自信があったか、といったことです。

3つめとして、右上のところに、彼ら自身の法的能力に対する認識は置いておいて、彼らが何らかの援助にアクセスしたか、そしてその援助が公の司法あるいは非公式の助言者であったかという点を調べました。

4つめには、その問題を完全に解決できた割合が示されています。それ以外は問題が未解決ということになります。

5つめは、問題解決過程への評価、それが公平であったか、どの程度時間がかかったか、といった点です。

そして最後に、法的問題の結果がどのような点かという点です。法的問題を抱えた人々のうち何%が困難を経験したか、この「困難」には身体的なもの、人間関係の崩壊、雇用の喪失などを含みます。

全てのデータがこの報告書に記載されているわけではありませんので、是非皆様には我々のウェブサイトで地図をクリックしてより詳細なデータを見ていただき、より深く知っていただきたいと思えます。

ウェブサイトでは、各国、地域での司法の現状について比較することも可能です。また、ここでは、特定の国への法整備支援に有益なデータ、どのような種類の法律上の問題があるのか、司法プロセスに要する平均的な時間、人々が司法プロセスの公正さ

をどのように考えているか、司法プロセスにアクセスする際に直面する困難といったことを提供しています。

皆様は様々異なる国のプロフィールを見て分析したいと思われているのではないかと思います。これらを通して、ある一定の世界的なトレンドを見出すことができます。

5つ主要な点を挙げます。

まず第1に、法的な問題というのはどこにでも存在するという事です。問題の内容は国によって異なりますが、法的な問題は経済的な発展のレベルを問わず全ての国に見られました。SDGsは、まさにそれに対する世界的な挑戦であり、全世界で適用されることになっています。

全体を見ると、全ての人々の49%、回答者の約半数は過去2年間に法的な問題を経験したという平均値が出ました。当然のことながら、司法制度は地域、国によって異なるため、法的な問題の内容は国によっても様々です。最もよく見られる法的な問題は消費者関連、住宅、金銭、借金の問題などです。

ここで左側には国名が記載されており、右側にはどのような問題があるかが書かれていて、色が濃いほどより問題の発生率が高いということになります。人々は様々な障害に直面しており、これはすなわち人々の抱える法的な問題は、彼らが持つ法的救済を得るための能力から始まっているということです。

これは法整備支援に携わる者にはとても重要な所見です。自身の抱える問題が、運やコミュニティーの問題ではなく、法的な性質の問題と理解していた人は29%、全体の3分の1未満でした。

我々は公的な法的サービスを提供する施設や、経験を積んだ弁護士らの拠点を造ることはできますが、人々はそもそもこれらの法的サービスを知らないのであり、このような支援は的外れだといえます。

3つ目の所見は、低所得者層の人々はより多くの法的な問題を経験し、そして司法による救済を得ることにより多くの困難を伴っているということです。このグラフは政府からの給付金の受給の有無による法的成果の違いを示したものです。青のドットは公

的給付金を受給している人、紫の方は給付金を受給していない人を示していて、ほとんど全ての国において公的給付金の受給者の方がより多くの法的な問題を有していることが分かります。この所見は、失業者においても、収入が低い人においても同様でした。

貧困層というのはより多くの問題を抱え、その問題を解決することにもより多くの困難を有し、そして法的問題からより悪い結果を得ているといえます。

このように、司法格差は、貧困と不平等の症状であり、これらをさらに悪化させるのです。

もう一つの所見というのは、ほとんどの人たちは弁護士だとか裁判所に行って法的問題を解決しようとしていないということです。私自身弁護士でありますので、この所見というのは本当に気になるものです。

3分の1未満の人たちというのが法的な問題を何らかの助言を得て解決しようとしています。何らかの助言を得ようとする人々は、家族や友人に頼ることを好みます。全体の約17%は権力者や第三者の所へ行き、調停などで問題の解決を図っています。或いは当事者間で直接交渉を行います。

このような手段を採ることは、もし人々が問題を解決できその結果に満足しているのであれば問題ではないと言えるかもしれません。

しかし、我々は、実はそうではないということを知っています。

皆様に注目していただきたい最後の所見は、司法の問題というのは人々の生活に影響を与えるということです。

回答者の43%が司法の問題が生活に悪い影響を与えたと答えています。さらに29パーセント、4分の1以上の回答者が、法的な問題により身体的・精神的な病気を法的な問題の結果として経験したと答えています。また、5分の1以上の人々が失職、転居を余儀なくされたと答えています。

このチャートでは、上にどのような種類の問題があったか、横にどのような種類の結果に至ったかが書かれています。例えば47%が法的な問題の結果

により健康上の問題が生じたと答えています。

ここで、本日の会議のテーマ、法整備支援に対してこの調査にどのような意味があるかという点について見解を述べたいと思います。

まず、このようなデータ収集は、世界規模での法整備支援において、ターゲットを決める際に非常に重要だということです。つまり、消費者関連や住宅、借金の問題などがニーズの多い分野ですが、これは国によって異なる部分もあるため、法整備支援を提供する方々によって、我々のニーズに関する仮説が正しいかどうかを検証していただきたいと思います。極めて重要なのは、我々が活動している地域におけるデータ収集をサポートし、危機的な状況にある地域がどこであるかを明確にすることです。

ワールド・ジャスティス・プロジェクトでは、比較的明確な方法で多くの国々において世帯調査を実施しています。

我々は、国連がSDGsに関して民事の司法アクセスを評価するための指標16.3を新たに採用することを期待しています。これによりさらに多くのデータ収集が可能になります。そのためには皆様のご支援やご協力が必要です。

2点目として、我々が調査の中で最も驚いた発見について述べます。第一に、問題は機関や制度にあるのではないということ、すなわち、裁判所とか弁護士がいないということが問題ではないということです。

これに加えて、我々は人々が法的な権利や救済についての情報を欠いているという点に取り組んでいかななくてはなりません。多くの人々は、自身が抱える問題に法的な救済手段があるということを知らなため、公的機関に目を向けることをしないのです。

この発見は、我々の法整備支援に対して核心的な意味を持っています。特に、法教育と法に関する情報の重要性、さらには公的教育に関する政策と提携することの重要性を示しています。

一般の人々が携帯電話や、AIといった科学技術を使って法的な解決策を使えるようにすることも可能です。午前のセッションで日弁連からお話があっ

た、コールセンターやベトナム、カンボジア、ラオスにおいて実施されている法的な情報発信を一般市民に対して提供するといったことも、司法格差のこのような側面においては非常に重要です。

3つ目として、様々な分野との横断的な協力の重要性です。法的なニーズとその他の開発の成果との関連性があるということです。WJPとOECDが行った調査では、法的な問題のコストは多くの国においてGDPの0.5%から3%を占め、司法格差の問題に取り込むことは、あらゆる包括的成長戦略の根本的な要素の一つといえます。JICAの皆さんが午前のセッションで、法整備支援で司法格差に対応していくためには、これを他の開発戦略と結びつけて統合しなければならないと発言されていたことをとても嬉しく思いました。

例えば住宅、土地、雇用、公衆衛生といった分野の担当者と協力し、これらを通して、人々がこのような分野で直面する法的な問題について解決することができます。また、公衆衛生の担当者を通して法的サービスを提供するということもできます。公衆衛生の問題というのは法的な問題の中核であったりするわけです。実際に4分の1の回答者が法的な問題によって不健康になったということを言っています。法的なニーズに対応するということが、健康への悪影響を予防する重要な手段となるのです。

最後に、人々を法的過程に導くために、弁護士以外のサービスが非常に重要だという点です。人々が弁護士以外のものに目を向けていても、十分に訓練されたパラリーガル、先端テクノロジーより多くの司法格差を埋めることができます。

そして我々は、法的サービスと法的機関に対して、並行して支援を提供していかなければなりません。

今日の講演の締めくくりとして、我々が今回の調査・研究過程で得た法的な課題についてお話しします。

WJPの司法格差と司法アクセスに関する世界的な調査は、すべての人への公正の実現、非常に巨大で複雑な挑戦だということを示しています。我々の調査は人々が日常的に抱える問題を強調しています

が司法アクセスの問題に取り組むにはより多くの情報が必要です。

今回の調査は問題の表面をひっかいただけに過ぎません。我々は答えることを待ち望んでいるより多くの質問を考えなくてはなりません。特に、我々は今人々の法的なニーズについてある程度認識しているのですから、これらのニーズにどのような対策が効果的であるか評価していきたいと思います。また、我々が作成した地図に、その国の制度や皆様が実施している支援に関する要素なども加えていきたいと思います。また、質的、量的データ両方を収集することによって、なぜ未だ人々の司法アクセスに困難が存在するのか、そして司法アクセスの改善のために我々に何ができるかということをもさらに理解していく必要があります。

これに関連して、我々は、さらに厳密な費用対便益分析やそれに関連する戦略を問わずに影響評価の範囲を広げ、司法に投資をするということには見返りがあることを明確にしなくてはなりません。

WJ Pは、ここにいらっしゃる皆さまのお仕事との関連でも、このような調査・研究で共同して取り組む機会があれば大変嬉しいです。

さらに我々は、各国政府と協力して、様々な司法制度に対する評価、法的なニーズや行政のデータの調査、SDGsの目標達成の進捗の測定をしていきたいと思っています。

我々のデータは司法アクセスの現状を示すもので、このような多面的な協力は我々の目標を達成することに役立つと信じています。

最後になりましたが、このような機会をいただき、我々の司法アクセスに関する活動についてお話をする機会を得ましたことに対して今一度御礼を申し上げます。今回の会議、それから夕方にも皆様と質疑応答できることを楽しみにしております。是非私たちのホームページを御覧いただき、詳しくデータを御覧ください。是非色々な質問をお願いいたします。特に、皆さんと今後の私たちとの協力を楽しみにしており、それによって世界的な司法格差をなくしていきたいです。ありがとうございました。

○下道 アンダーセン様、どうもありがとうございました。

それでは、ここでアンダーセン様のご講演につきまして、会場の皆様からもご質問とコメントをいただければというふうに思います。

発言される場合はご所属とお名前をお伝えください。

それでは、まず東京会場からお聞きしますが、どなたかございますでしょうか。

○森脇 森脇でございます。

すばらしいプレゼンをいただきまして、ありがとうございました。

私のコメントですが、概念、正義、司法、司法アクセスの概念について、あなたはコモンローの国からいらっしゃっています。コモンローの国々では、正義、司法、これは裁判所における法律ということになりましょう。我々は大陸法の国ですから、法律、立法があるということになるわけですから、あなたのアプローチ以外に、マテリアリサーチをされていましたが、法律扶助のプロジェクトの中で留意していかなくちゃいけないのは、普通の人々がどのように保護をされているのであろうか、人権はどのように守られているのかということを知らなくてはなりません。人権の保護のみならず、どのようにしたならば裁判所へのアクセスをとることができるのか、また、その前に、あなたのおっしゃっていることに異議を申し立てているのではありませんが、伊藤さんがおっしゃいましたように、法的な法律扶助の話をするときには、途上国に対して人権を守るための法律を提供するための援助をするべきだというふうに思うのです。多くの国々にはそういうふうな人権を守るための法律がないからです。ありがとうございました。

○アンダーセン 応答していいですか。

ありがとうございます。考察をいただきまして本当に重要なことだと思います。本当に私も全くそのとおりだと思います。私はコモンローの国から来ているということは事実です。私が弁護士としての訓練を受けたのもそこでした。もっと普遍的なユニバーサルなアプローチをとるべきだというふうに考えて

います。特に手法についてですが、各国の住宅を回って人々に対してどんな問題がありますか、それをどのように解決しましたかということを質問していったわけですが、これは、先生がおっしゃったような懸念を払拭し、そして単に国家機関としての裁判所であるとか、何件訴追されたかとか、どういうふうで処理されたか、何件だとかという統計だけではなくて、人々の声を聞こうと思ったからです。そうすることによって、人々がどういう問題に直面し、そしてそれらを解決しているのか、もっと基本的な人権、そして正義というところを深掘りしたいというふうに思ったからです。この調査が今後さらに進んでいき、先生のおっしゃったようなアイデアがもっと進展し、そして皆様にフィードバックできるようになればと思っています。

○森 畠 あと二、三コメントいいですか。

例えば、民事裁判所の方で住宅を持っている所有者を保護することができていないとしますと、高い家賃を請求されるというふうな状況になってしまいますと、日本では借地法がありますので、借りている方を保護するということはできるのです。でも、途上国でそのような法律がなければ、保護法がなければ十分な保護が提供されていないということになります。

○アンダーセン 非常に恣意的な形で住宅を持ってしまうということに関しては、おっしゃったように、日本は法的な問題が一番少ないのではないかとされています。それは法的な枠組みがこういった主要なところでは充足しているからではないかと思います。そこで、次の段階の研究で我々はデータのマッピングをしたいと考えています。いろいろ制度的な枠組みの中で、例えばデータの中でコモンロー系と大陸法系の国々の間で差がないかということを見て、考察したいと考えています。そうすれば、この司法格差がどの国で高いかということが分かると思います。先生は非常に重要な点をご指摘くださいました。ありがとうございます。

では、次の方どうぞ。

○金子 金子です。神戸大学の教授です。非常に価

値ある調査結果を示していただきありがとうございます。

ちょっとテクニカルな質問になります。方法論、方法についてなんです。

脚注の6、これは5ページですが、この報告書の5ページの脚注を見ますと、サンプルはそれぞれの諸国の3つの最大都市の1,000名の方々から当初選んだということでした。こういったような大都市を選んでいらっしゃるということなんですけれども、この点は日本においてちょっと問題になってきたんです。というのも、弁護士の人口が大都市に集中しているため、地方の方々、地方在住の日本の方々というのは大都市在住の人に比べるとなかなか司法アクセスを得られないのです。ということで、もし皆さんの調査がもっと幅広い対象地域、対象都市、例えば地方も含んでなさったんであったとしたら、恐らくこのパーセンテージや数字というのが随分変わってくるのではないかと思います。少なくとも日本においてはそうだと思うんです。

ということで、各国においてなぜ3つの大都市だけを対象に調査されたんでしょうか、というのが私の質問です。

○アンダーセン すばらしいご質問ありがとうございます。

報告書の116ページを御覧いただけましたらば、全ての参加諸国が入っております。そして、どのように調査を行ったのか、回答者だとか、あるいはその回答者の数、サンプルサイズも示されています。そして、3大都市というのは確かにそうです。あるいはその国を代表するような都市となっています。私たち、このような国の半分におきましては、国全体を代表するようなデータがありました。残り半分につきましては、3大都市を対象にしています。ということで日本においての調査は国全体を評価できる、代表するようなデータとなりました。この方法なんですけれども、なぜ選んだか、一つはリソースの問題です。このやり方が大半の国で最も安価であった、つまり3大都市だけで行う方が低コストだったということなんです。調査に充てる十分なりソース

があったわけではないので、最初の45国につきましては国全体を代表するようなデータとし、そしてその後、十分に資金が集まったらもう少し広げていくという方法を採用しました。このような2種類のデータというのは、今先生がおっしゃったような理由から、比較可能ではありません。つまり、国全体を代表するようなデータがあった国と3大都市しか調査をしていない国とでは、データが比較可能ではないことになってしまいます。しかしながら、もっと突っ込んだデータ調査もルーマニアやアフガニスタンでは実施しています。こういった諸国におきましてはサンプルサイズも非常に大きいですし、国全体の代表性のあるデータとなりました。これらを3大都市それぞれと比較してみますと、驚いたことにこの2つの国におきまして、ルーマニアとアフガンは全然違うわけです。ここの2つの国においては、この国全体を代表するデータと3大都市だけで集めたデータの間で法的な問題の数や問題の性質に大きな違いが見られませんでした。地方都市と大都市でそれほど変わらなかったということです。皆さん驚かれることではないかと思えますし、私たちはこのような調査を今後も続けていかなければならないと思っています。

一つ、このような調査のいいところというのは、世界規模の調査として、101か国が参加したという点です。これは非常に特別な結果だと思います。ただ弱点もあります。それは101か国という広範囲で調査を実施する代わりに、各国の1,000世帯だけしか調査できなかったということです。ほかの調査を見てもっと深く突っ込んだデータもありますので、もし皆さんにリソースがあるようでしたら、このような突っ込んだ調査もしてみてください。より多くのデータが集まれば集まるほど、より価値のある情報が問題の性格などについて得られると思うからです。

○下道 ちょっとまだ質問、東京会場からはあるみたいなんですけれども、一旦ちょっと関西会場にも振らせていただきます。

関西会場の方からご質問ありますでしょうか。お願いします。

○氷室 それでは、お願いいたします。

ご質問される際には、大変恐縮ですが、ゆっくりとマイクに向かって、大きな声でご発言されるようお願いいたします。

○身玉山 身玉山宗三郎です。大阪大学観光学部で教えております。金子先生がおっしゃったことについて私2つ質問があります。

まず、第1の質問は次のようになります。

法整備支援をするということについて、例えば日本政府のような先進国の政府が税金を使って、この問題について援助をしていくということについてどのように正当化することができるのでしょうか。私はインドネシアにおいての法律扶助、特に調停の施設の設置に関与してきましたが、その後政府、JICAが政策を変えまして、もっと知財であるとか、それから独禁法関係の話をするということに移ってしまったのです。先進国がこのような形で税金を使って司法の扶助、援助をするということについてどのような方法が一番いいのでしょうか。

2つ目は、簡単な質問になります。

WJPの資金源はどこでしょうか。

○アンダーセン ご質問分かりましたか。最初のは聞かえたんですが、2つ目が聞かえませんでした。まずは最初のご質問からお答えしたいと思います。

どのようにすれば投資を正当化することができるか、法整備支援であるとか、そのような援助をある国からある国に対して提供するとき、それらを正当化することができるかということですが、強力なツールがあるのです。投資のケースを正当化するために、そして法的、また技術的なものを提供するとき、司法格差が存在する国に提供します。法的なニーズが人々の生活において満たされていないような国々に実行することによって、その影響が健康面に対してはどうであったか、経済発展に対してはどうであったか、また社会の不均衡に対してどのであったかということ測定します。そして、不安定な環境にあったような状況であったならば、SDGsの

目標を十分に達成することができるのかどうかということ、これらがちゃんと分かれば、これこそ法整備支援の効果があるということの証左ではないかと思えます。ほかの開発の援助もそうですけれども、経済発展に資することができるのか、また労働問題を解決することができるのか。是非我々のデータをこのように使っていただきたいと思えます。

2つ目のご質問は、繰り返していただけますか。

○身玉山 私の2つ目の質問は資金源です。あなたの組織をサポートしているのは経済的にどこですか。

○アンダーセン ありがとうございます。

資金源ですが、このリサーチと我々の作業ですが、様々な資金源があります。レポートの後ろのところにリストアップしています。個人の方もいらっしゃいますし、企業もあり、政府当局もあり、米国政府が主要なサポーターになりましたし、それから財団も入っています。最初のそもそものデザインをするところ、司法アクセスのデザインのところですが、このリサーチですが、オープンソサエティファウンデーション、それからマークファウンデーションの方の資金を受けています。ありがとうございます。

○氷室 東京会場、いかがでしょうか。

○下道 ありがとうございます。

東京会場に来ております。

すみません、まだ東京会場からもご質問いただいているんですけれども、申し訳ありません。ちょっと時間が来てしまいましたので大変申し訳ありません。

それでは、質疑応答の時間はこれまでとさせていただきます。エリザベス・アンダーセン様どうもありがとうございます。(拍手)

○アンダーセン ありがとうございます。

○下道 それでは、ここでミャンマーの具体的な取組についてご紹介させていただこうかと思えます。

ミャンマーのJICA長期専門家の小松健太様からご紹介いただきます。

小松様、よろしくお願いたします。

○小松 ご紹介頂きました小松と申します。私は、

JICA本部の専門員をしながら、ミャンマーの法整備支援プロジェクトの専門家として、ミャンマーの首都であるネピドーで勤務をしています。これから、エリザベスさんのプレゼンなど司法アクセス全般についてもコメントをしながら、ミャンマーのプロジェクトについてご紹介をしたいと思えます。専門家としての発言と本部の専門員としての発言とが少し交じる場合もあると思えますけれども、ご了承ください。

午前中、澤田の方から紹介があったとおり、2018年からJICAは日弁連の協力を得て、司法アクセスに関する課題別研修を実施しています。その内容とJICAが今後、どのように司法アクセスについて取り組むべきかについては、昨年6月のICDニュースに寄稿させていただきました。それは英訳されて近々発行される予定だと聞いています。その記事の内容は、先ほどのエリザベスさんのプレゼンとも重なるところはあるのですが、おおよそ、以下の2つではないかと考えています。

まず、1つ目ですが、問題に直面している人が紛争解決に至るためのステップを具体的にイメージしながら案件を形成していく必要があるというのが一つ目です。特に、エリザベスさんの報告にもあったとおり、問題が見つかったから裁判所で解決に至るまでの各ステップでドロップアウトしていく人がたくさんいます。そういう人のことを考えながら案件の形成をしていった方がいいのではないかと。そうすることによって人々に身近な問題が解決でき、アクセスしやすいような紛争解決制度をつくることができ、それは裁判所の中でもあっても構いませんし、外につくってもいいのではないかと思います。ただ、それはやっぱり各国の状況によって変える必要があると思えます。例えばその調停に関してはバングラデシュとミャンマーの両方でJICAプロジェクトにより行っています。バングラでは、司法省の下にNational Legal Aid Services Organization（国立法律扶助機関）という組織があります。それは全国に60か所以上もオフィスがあり、ある程度の予算がつけられているわけですが、そのような組

織がありますので、裁判所の外の調停を支援しています。ミャンマーは、一応リーガルエイド法という法律はできているのですが、法律扶助機関が、組織的に動くまでの体制というのが十分に整っておらず、予算もつけられていません。そういう意味でミャンマーのプロジェクトでは、裁判所の中で行われる調停に対して支援をしています。

調停の話のついでですが、調停に対する途上国の期待は非常に高いと感じています。人々に身近な紛争、例えばお金の貸し借りであったり、離婚や遺産分割などの家事紛争であったり、そのような紛争を調停が扱っていて、Access to Justice の向上に大きく役立つことができるのではないかと考えています。ただ、調停については、公正に紛争を解決できるかどうかというのが、調停人の資質にかかっていて、調停人の研修が一番重要だと思います。調停人が村の村長さんであったり行政機関であったりすると、あるバイアスを持っていることが多く公平な解決ができない場合があります。そこで、公正な調停人を育成する研修を計画する必要があります。例えばバングラデシュの調停人の研修にはジェンダーの専門家の方にも参加していただき、ジェンダーの視点をバングラデシュの方々に伝えているということもあります。今調停の話をしてきましたけれども、もちろんフォーマルな制度、裁判所の機能強化なども非常に重要だと思います。ただ、途上国に行くと手続が複雑で、しかも、昔の法律がそのまま残っていて時間がかかってしまったり、上訴が容易でさらに時間がかかったりということがあります。そこで、その裁判の手続の簡素化や少額訴訟の制度の導入なども Access to Justice の側面からは考える必要があるのではないかと思います。それが1点目です。

もう一つの点は、問題を抱えている人々に支援や協力がちゃんと届くかどうかという、そういう視点を持ちながら案件をつくっていくべきではないかと。先ほどのプレゼンで紹介いただいたニーズ調査というのは、どういうことをやっていけばいいのかということを示していただく上で非常に有用なものだと思います。

加えて、こちらで協力をしたことをどのように人々に知ってもらって使ってもらおうか、そういう視点も必要なのではないかなというふうに思っています。いい制度をつくれば、それに自然に普及しているものでもないの、例えばコールセンターを設置して情報提供をするというようなことも必要なのではないかなというふうに思っています。その一例として、今朝、伊藤副部長からも話にありましたミャンマーのプロジェクトでつくったプロモーションのビデオをちょっとご紹介したいと思います。

ミャンマーでは去年、調停制度のパイロット事業として、4つの裁判所で調停が始まっています。一般の人たちにこのような調停制度を紹介するためにどういう視点でつくった方がいいのか、できるだけ分かりやすい言葉にするとか、分かりやすい事例を使うとか、そのようなことからミャンマーの最高裁判所の職員とも議論をして作成をしました。英語で申し訳ないのですが、スクリプトがお手元、最後の方についているので、そちらを御覧になりながら見ていただければと思います。ストーリーの内容としては、まず、調停の紹介から始まるのですが、2人の女性がお金の貸し借りの問題で争いになっていて裁判所に来ました。原告の方が被告に向かって、私から借りたお金でいい服を着ちゃって、といった話から始まります。その後、黒い服を着ている裁判官、ミャンマーの裁判官というのは黒いタイボンと呼ばれる民族衣装を着ているのですが、それを着ている裁判官が、調停の制度について、つまり調停とはこういうもので、こういうメリットがありますというような説明をし、その後、白い服を着た女性、この人は実際の調停人ですが、当事者を連れて出てくるのですが、そこで調停と裁判の違い、あと調停室と法廷の違いといった説明をしてくれます。その後、弁護士、実際の弁護士ですが、弁護士が出てきて調停の評価があり、その後、最高裁幹部が調停制度をこれから広めていくというようなコメントをしています。当事者や、調停人、制度を紹介している人たちは、みんなミャンマーの実際の裁判官が演じています。

すみませんけれども、ビデオの方をよろしく願います。

○下道 ご紹介いただきましたミャンマーの調停のプロモーションビデオをこれから流しますので御覧ください。

(ビデオ上映)

○下道 小松様、このビデオにつきましてコメントいただけますでしょうか。

○小松 いかがでしたでしょうか。

いろいろ改善点などはあると思いますが、分かりやすく、調停の内容を説明しているビデオではないかなと思っています。具体的にこのような広報的な活動をやっていかないと、人々に対してサービスをデリバリーすることはなかなか難しいのではないかなと思っています。引き続き、このような活動に注目して、また、できるだけ身近な紛争にアドレスできるようなことを我々のプロジェクトはやっていきたいと思っています。お時間いただき、ありがとうございました。(拍手)

○下道 どうもありがとうございました。

先ほど、法務省の義家弘介副大臣がこの会場に到着いたしました。

後ほど、義家副大臣からは皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは続きまして、次にご講演いただきますドー・ゴック・ティン様をご紹介します。

ティン様は、ベトナムにおいてハノイ法科大学の講師、司法学院での職務を経て、共産党中央組織委員会で要職を務められた後、2009年からベトナム弁護士連合会において役職を務め、2016年からは同会の会長を務められています。また、同年から国会議員としても活動されています。

なお、このご講演は日本語とベトナム語の逐語通訳で行います。

それでは、「法整備支援を通じた Access to Justice の実現」と題しましてご講演をいただきます。

ドー・ゴック・ティン様、よろしくお願いいたします。

○ティン まず、日本の法務副大臣、義家弘介様、

法務総合研究所長、大場様、そしてご出席の皆様、私個人、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）は、今回の第21回法整備支援連絡会にご招待いただき本当にうれしく光栄に思っています。

今日、私が皆様にお話しするテーマは、法整備支援を受けてベトナム弁護士連合会（VBF）が実施した司法アクセス改善への貢献ということでお話をする予定です。

まず、この法整備支援連絡会に出席の機会をいただいたことについて、法務総合研究所の所長、そしてJICAプロジェクトの皆様感謝を申し上げます。

本日の私の講演は、三部構成となっています。

第1部は、ベトナム弁護士連合会（VBF）の設立について、第2部は、司法アクセスにおいてベトナム弁護士連合会（VBF）が過去に行ってきた取組、そして現在行っている取組についてです。第3部は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が司法アクセスを行うに当たっての法整備支援の役割についてお話しします。

まず、第1部ですが、ベトナム弁護士連合会（VBF）の設立についてです。

皆様もご存じのとおり、ベトナムは、長い間実施してきた計画経済からの改革ということで、1986年にドイモイ政策が始まりました。集中計画経済の下では、弁護士という仕事の存在感は非常に薄かったといえます。なぜならば、生活の全ての工程において、例えば生産、物流などにおいては全て国が統制しています。社会の中の全てのファクターが国の指揮下で動いていました。

ベトナムでの弁護士という仕事は、1987年の弁護士組織に関する国会常務委員会令がありますが、これによって再生されました。その後、2001年に弁護士に関する国会常務委員会令が制定され、2006年には弁護士法が成立しました。これらの法律は、市場経済における弁護士法の方角づけとなりました。

2006年では、ベトナムの全国64省のうち62省において、弁護士会が設立されました。そ

して、弁護士の数その後徐々に増えています。1987年では弁護士は約400名しかいません。しかし、2001年には2,100名、2006年には2,871名、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）が設立した2009年5月には5,300名、2019年12月31日現在では、全国の延べ弁護士数が1万3,860名にまで増加しました。この設立10年間のうちにベトナムの弁護士の数が8,560名増加したということになります。平均して1年間に800名が増加しています。これらの数から読み取れることとしては、ベトナムにおける弁護士業が今勢いのある仕事であるということです。この発展する潜在力がある弁護士は、社会、そして依頼人に対し法律のサービスを提供しています。ここから社会のファクターに対して司法権の分譲が行われるプロセスに貢献することと、この数の増加から読み取れるもう1つの内容は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が、弁護士数の増加において大きく貢献したことであります。

そのため、ベトナム弁護士連合会（VBF）の誕生は、弁護士だけでなく、弁護士という職業が社会全体に対する貢献を記す大きな出来事になります。そしてベトナム弁護士連合会（VBF）の誕生は、弁護士たちの団結する、集結する、必然的なニーズに基づいたものというふうに言えます。弁護士が団結して正義を守る、法制を守る、そして今後の弁護士の発展のために貢献するといった必然的なニーズがあります。

では、第2部、ベトナム弁護士連合会（VBF）が過去、そして現在行っている司法アクセス強化の取組についてです。

正義と司法へのアクセスは、全ての法治国家が尊重すべき人類の共通価値であるというふうに認識しています。私たちの認識では、正義とは、人権、個人や社会経済の組織の権利及び合法的な利益を保護することを目的とした司法機関によって規定された法律規定の通分であるということです。権力機関が法律に不適切な決定、法律に違反する決定を行った場合、正義はゆがめられ、ねじられることになり

ます。個人、組織及び社会の利益が侵害されることとなります。人権侵害を起こす冤罪などが阻止されず、またはその被害が克服されなかった場合、正義は傷つけられることとなります。

司法アクセスは国民や社会弱者のニーズであり、法律に規定された権利、義務を果たすことができるように、国家や弁護士による司法援助を受ける必要があります。国民の司法アクセスを実現するためには、司法機関、公的機関は法律に規定された任務を厳粛に実行しなければいけません。同時に、国家機関は、国民が法律規定に従って権利と義務を遂行できるように支援している弁護士を支援する責任があります。

そして、ベトナムの状況は特殊なものであり、国民の司法アクセスについてのニーズは、ベトナムが計画経済から社会主義市場経済へ移っていく中で、そしてベトナム社会主義法治国家を建設していく中で発生することは必然的であります。そして、この計画経済から市場経済へ変わっていくモデルの移行の間においては、民主的・文明的・近代的な司法を作っていくためには社会の全てのファクターの努力と時間が必要になります。この中で弁護士の役割は大きくなります。全ての社会の人々だけでなく、社会弱者への支援を行うことにより司法アクセスに貢献する、また社会の公平性を持つ司法を作ることに向けても、弁護士は大きな役割を果たしていきます。

この設立された10年間で、ベトナム弁護士連合会（VBF）は組織として、そしてベトナムの弁護士たちは司法アクセスへの強化に貢献してきましたが、しかしながら、実際のニーズが大きく、我々の貢献はまだそのニーズに対して小さなものです。

4つの成果をご紹介します。

まず、1つ目の成果aです。新しく制定された法律、法規などの宣伝・周知に弁護士が参加するようになりました。この司法援助を行うことは、弁護士法、地方の弁護士会、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）が毎年行う計画になっています。この活動は、貧困者、あるいは奥地に住む人々への司法アクセスの改善に貢献しています。

そして、2つ目の成果bですが、この10年の間に弁護士が刑事裁判、民事裁判、経済裁判、労働裁判、行政裁判の訴訟活動に参加しています。この参加する弁護士数が毎年増えています。この裁判に参加することによって、国民の合法的な権利を守るだけでなく、公的機関と一緒に正義を守るという役割も果たしてきました。弁護士が参加した事件の数はお手元の資料にも書いてありますが、合計13万3,000件以上、弁護士が参加した事件があります。

3つ目の成果cの内容ですが、近年、裁判所によって冤罪の判決が出た事件についてです。これらの事件は、特に終身刑あるいは死刑などの判決が言い渡されたのですが、弁護士が根気よくこの事件と共に歩んできています。弁護士が被告人の家族と一緒に、裁判所、そして訴訟執行機関に対して冤罪であるというアピールを続けてきました。その結果として、皆様のお手元の資料にも書いてありますように、幾つかの事件の冤罪を晴らすことができました。例えば、ハン・ドック・ロン氏、死刑の判決が出されています。その罪名は殺人と強姦です。そのほかにはグエン・タイン・チャン氏の事件もあります。刑が終身刑で罪名が殺人罪、この方は既に10年間刑務所に収容された後、冤罪を晴らすことになりました。また、チャン・ヴァン・テム氏の事件もあります。こういった冤罪を晴らすような事件は、弁護士の正義を守るという観点から、根気よく弁護士活動を通じて行った結果であります。こういった事件の潔白を証明することによって、弁護士が訴訟執行機関と共に正義を守るということにも役割を果たしています。

このように典型的な例を皆様に説明しましたが、これらの事件の冤罪を晴らすためには、弁護士が訴訟機関に対して専門的に働きかけ、要望を出すことにおいて大変根気よく取り組んできました。それ以外には、マスコミ、メディア、ウェブサイトなどを通じて、こういった情報があることを国民、世間に広く知らせるといことも同時に行っています。訴訟機関が尊重しなければいけない、明確にしなければ

いけない点は何なのかということ世間に対して働きかけを行ってきました。これらの取組により世間から賛同を受け、事件の解決に結びつきました。そして訴訟執行機関に対しては、事件解決においてはさらに慎重になるように求める取組にもつながっています。

4つ目の成果dです。ベトナム弁護士連合会（VBF）は広報活動の強化も図っています。ベトナム弁護士雑誌やベトナム弁護士連合会（VBF）のホームページを通じて、訴訟活動、法律相談、司法支援について発信を行っています。この取組により、国民は、弁護士が行っている正義を守るための活動、司法アクセス強化への取組について更に関心を示してくれています。これらの活動における弁護士の役割を、社会、そして国家に対してアピールするという効果もあります。

そして、これから第3部に移りたいと思います。

ベトナム弁護士連合会（VBF）が行っている司法アクセスの取組における法整備支援の役割についてです。

そして、この3.1では、これまでの法整備支援が行ってきた役割についてです。この中ではaという項目があります。

ベトナムにおける法律の作成に参加する活動についての法整備支援の役割についてです。ベトナム弁護士連合会（VBF）は、法案が国会に提出される前、法案を作成する政府機関、あるいは最高人民裁判所、最高人民検察院から意見を求められます。例えば、2015年の刑事法、そして2015年の刑事訴訟法、勾留・暫定留置の執行に関する法律、刑事判決執行法などが挙げられます。こういった意見を求められる場合、ベトナム弁護士連合会（VBF）のメンバーであります弁護士、そして弁護士会から意見を聴取するセミナー、懇談会を開くことがあります。そして、こういったセミナー、懇談会において、JICAプロジェクトからは、その開催に当たる費用、技術的な支援、あるいは専門家を派遣していただき、日本で行われている経験を共有していただいています。この取組を通じてベトナム弁護士連合会（VBF）

F)は、重要な提案を行うことができました。例えば、2013年憲法103条5項の中に、争訟原則というものが国会に採用されました。

2013年憲法31条4項の中には、逮捕・勾留中などの人は自己を弁護する、あるいは弁護をするための弁護士を依頼する、そのほかの人に対して弁護を依頼することができるという規定がありますが、これも争訟原則の例の1つであります。こういった原則は、刑事訴訟法第26条にも述べられています。弁護人、そしてその他訴訟参加人は、証拠の提出、証拠の評価、そして事件の客観事実を明確にするための要求を出すことにおいては平等である、というふうに規定されています。

また、そのほかの規定としては、裁判所が出した判決・決定は、証拠の確認、証拠の評価、そして公判における争訟の結果に基づいて作成されなければならないという決まりもあります。

こういった例は、JICAが行う法整備支援の下で、ベトナム弁護士連合会(VBF)が法作成機関に対して質の高い意見を述べることができ、また、述べられた意見が反映された形で法案が国会に提出され、国会を通過したということの結果になっています。

ベトナム弁護士連合会(VBF)は、JICAプロジェクトの支援を通じて、法律作成だけでなく、ベトナム弁護士連合会(VBF)の組織自体を強化する支援も受けています。例えばベトナム弁護士連合会(VBF)の定款、あるいは弁護士の職業倫理規定の作成においても、JICAプロジェクトの支援を受けています。これらの支援を受け、ベトナム弁護士連合会(VBF)は、組織の強化、またはベトナムの弁護士職業における基準を作ってきました。

では、次の内容bについてお話しします。

これは、弁護士同士の経験の交換、また弁護士のスキルの向上、資料の提供などです。JICAの支援の下で、ベトナムの弁護士に対して研修・セミナーなど、経験を共有する場が設けられています。この機会を通じて、ベトナム弁護士連合会(VBF)に所属するたくさんの弁護士が、日弁連から経験を聞

く、あるいは職業スキルを向上する機会を得ることができました。日本の弁護士が行う各地の住民に対する法律支援が、大変貴重な経験になっています。これを見習って、ベトナムの弁護士がベトナムの状況に即した形で法律支援を行っています。

2018年、2019年の2年間を通じて、JICAプロジェクトは、ベトナム弁護士連合会に対して、弁護士ハンドブックの作成を支援してくださりました。このハンドブックは3冊立てで、今ここに手元に持っています。この3冊がハンドブックです。

JICAの専門家の皆様と話し合った結果、この3冊をどういうふうに分けるかということで意見がまとまりました。3冊のうちの1冊目は、弁護士に関する法律、弁護士の職業倫理規定などが内容になります。2冊目は、刑事、民事、労働、経済、行政裁判における弁護士として必要なスキルが書かれています。そして3冊目は、コンサルタント、知的財産権など、ビジネスなどに関するコンサルタントの内容が盛り込まれています。

このハンドブックは、弁護士のためのハンドブックですけれども、弁護士以外としては、弁護士への見習いの方々、あるいは法学部の学生、大学で法を勉強する学生からも関心が寄せられています。

3つ目の役割、cの部分ですが、JICAからの法整備支援、技術支援は、常に深みのある戦略的な視野を持って、実質的な効果をもたらしているということを皆様に述べたいと思っています。ベトナム弁護士連合会(VBF)が受ける外国からの支援の中で、10年間切れ目なく連続して行われる支援は、JICA案件のみです。JICAの支援は常に計画的であり、そして、その準備が詳細に行われています。ベトナム弁護士連合会(VBF)は、常に、責任を持ってこのような支援を受け入れるという姿勢で、プロジェクトのいろいろな取組を効果的に実施しています。

それから、ベトナムの弁護士の質が明らかに向上した、そして弁護士が司法アクセスへ貢献する機会が増えたということが言えます。

では続きまして、2020年までのベトナム弁護

士連合会（VBF）の発展における法整備支援の役割、そしてその先の期待される役割について、お話しします。

まずは、これまでの継続的・全面的な、全面的というのはベトナム弁護士連合会（VBF）の組織の構築、そして弁護士の能力構築を含めて全面的というふうに申し上げたいのですが、この支援が10年間継続されたことによって、ベトナム弁護士連合会（VBF）の成長、そして成功に欠かせないものになっています。

しかしながら、ベトナムの住む地域によっては、つまり都市部と農村部の住民の間には、法律の知識、認識に差があります。一部の人々において法律的な知識が不足していることによって、整備された法体制がもたらす利益にアクセスすることができません。この状態を解消するためには、弁護士の責任感、能力、責任、意識を高める必要があります。

ベトナム弁護士連合会（VBF）は、さらに広報の活動を強化して、人々の認識、そして知識を増やしていきたいと思っています。一方では、弁護士に対しては、社会への貢献、そして正義への貢献ということで、さらに意識を高める教育も行っていく必要があります。

そして、今後のベトナム弁護士連合会（VBF）としては、是非各国のドナー、そして日本、JICAから、全面的な効果のある支援を引き続き期待しております。これらの支援を通じ、ベトナムの弁護士の集結を図ることによって司法を守り、人権を守り、国民の自由、民主に向けた取組を守り、またベトナム弁護士連合会（VBF）が理念として持っている民主的な社会の構築などを実施するために、ご支援を引き続き受けたいと考えています。

今日の連絡会というこの大事な場をお借りして、JICAプロジェクトの皆様、そしてJICA、または日弁連、日本法務省にお礼を申し上げたいと思います。これまでの技術的な支援、財政的な支援を行っていただき、誠にありがとうございました。皆様のご支援を受ける側として、ベトナム弁護士連合会（VBF）はその支援が効果的であるように頑張っ

てまいりたいと考えています。皆様から寄せられた支援に応えられるよう、更に努力してまいりたいと考えています。どうもありがとうございました。（拍手）

○下道 ティン会長、どうもありがとうございました。

ここで、義家法務副大臣より、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

○義家 本日は、大変多くの皆様に、第21回法整備支援連絡会にご出席いただきありがとうございます。

お忙しい中、海外からお越しいただいた、ただいまスピーチを行っていただいたベトナム弁護士連合会（VBF）のドー・ゴック・ティン会長、ワールド・ジャスティス・プロジェクトのエリザベス・アンダーセン様、ジェラルド・ヴィンルアン様には改めて感謝申し上げます。

所用により、本日一部のプログラムにしか出席できませんでしたが、ただいまティン会長からは、ベトナム弁護士連合会（VBF）における司法アクセス強化に向けた具体的な取組に関するお話や、我が国との国際協力について、大変貴重なお話を伺うことができました。

本日のテーマでもある司法アクセスの向上は、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでも取り上げられている重要なテーマであり、各国が取り組んでいる課題でもあるところ、国際機関やほかの国々などと知見を共有し、連携することで着実に目標に向かって前進することができると思います。そうした点でも、本日の法整備支援連絡会が有意義なものになると確信しております。

法務省においては、これまで四半世紀にわたり、関係者の皆様のご協力をいただきながら法整備支援を行ってまいりましたが、引き続き各国における法の支配の浸透、持続的な発展に向けた取組を支援するものとして積極的に進めてまいります。引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○下道 以上で第2部を終了いたします。

ここで義家副大臣はご退場されますが、その前に、先ほどご講演いただきましたティン会長から義家副大臣に記念品をお送りいただけるということです。

(拍手)

それでは、これで第2部を終了いたします。

ここで10分ほど休憩時間をとらせていただきます。

(休憩)

○下道

それでは、時間になりましたので、これより第3部のパネルディスカッションを開始いたします。パネリストとモデレーターをご紹介します。

まず、パネリストですが、日本弁護士連合会から、弁護士の釜井英法様。

日本司法支援センター本部事務局長付でいらっしゃいます弁護士の鏑木信行様。

首都大学東京(現・東京都立大学)法学部教授の我妻学様。

元JICA個別案件専門家で弁護士でいらっしゃいます原若葉様。

以上でございます。

パネリストの皆様のご経歴の詳細につきましては、席上配付しましたフライヤーの2枚目をご参照ください。

モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎が務めます。

それでは、森永部長、よろしく願いいたします。

○森永 たいだいまご紹介にあずかりました国際協力部長の森永でございます。

そろそろ皆様もかなりお疲れのこととは存じますし、もうあまり堅苦しい話にはしたくないのですが、第3部ということで、このパネルディスカッション、タイトルとしましては、「Access to Justiceの観点から見た法整備支援の課題と展望」ということでございます。

昨日、ちょっと皆様と打合せをしたのですが、そもそも Access to Justice、先ほど副部長の伊藤からも若干申し上げましたし、ご指摘も多々いた

だいておりますけれども、Access to Justice ということ自体が多義的といいますか、非常に範囲が広いものである、ということであります。ですから、ここに参集されている皆様が Access to Justice といった場合にそれぞれ何をイメージされるのかというのは、人によって微妙に、あるいはどうかすると大きく異なるというようなことが、当然のことながら発生するわけでありまして、その点については、今日はこのパネルディスカッションに、主に弁護士の先生方に来ていただいております。それから、もちろん我妻先生にもおいでいただいているわけですが、どちらかというと、一般市民が、何らかのトラブルが起きた、あるいは何か悩みを抱えている、生活の中で問題が起きたというときに、その解決方法、あるいはその解決手段に対して常に接触を持てるのか、というようなことがメインになってくるのだらうと思います。

ほかにも Access to Justice と申しますと、広い意味で捉えれば立法そのものがそうだったりすることもありますし、それから、従来非常に言われておりましたのは、刑事の弁護のアベイラビリティといいますが、そういったものも Access to Justice の問題として非常に大きく議論された時代もございました。

それから、そもそも、もう少し遡りますと、恐らくこれは1960年代からだったと思いますけれども、この Access to Justice というのは、あくまでも Access to Court だった、つまり裁判所へのアクセス、正式司法へのアクセスだった。そしてもっと厳密に言いますと、Access to Litigation だったというようなこともあります。しかし、時代とともにそれがどんどんどんどん、言わば範囲を拡大してまいりまして、今ではもうあらゆるところで、例えば行政の行為によって何か不当な損害を受けた人が救済を求められるのかとか、そういったいろいろな面で、あるいは、もっと広がりますと、例えば市民がちょっと困り事があったときに市役所の窓口でどんなサービスが受けられるのか、というようなことまでも含んでくる可能性があるわけです。

しかし今回は、先ほど申し上げましたように、どちらかという一般市民が法的な問題、さきほどエリザベス・アンダーセンさんのお話の中にもありましたけれども、例えば、あのデータですとハウジングの問題が非常に大きかった。割と世界共通でハウジングの問題、そういったところに非常に大きなニーズがあるというようなことでした。そういった一般的な生活の面でリーガルサービスがきちっと受けられるのかどうかという観点で、そういう点を中心に議論は進むというふうにお考えください。

それから、もう1つ申し上げておかなければならないのは、自戒を込めてということなんですけれども、私は割とこの法務省の中で法整備支援に携わって経歴の長い人間なんですけれども、当初私も法務省のやっております法整備支援のことについて説明をする際に、まずよく起草支援、つまり法律を作る支援、それから法律を運用する体制を作る支援、そしてそれらを運用する人たち、その能力向上の支援だと、この3つというふうによく説明しておいたわけです。

ここでお気づきになると思いますのが、実はそのリーガルサービスを受ける側のことについては割とあまりカバーしてこなかったというのが正直なところであります。ただ、その後、実は日本も言わば官民共同で、まさにここに当所の大場所長がおりますけれども、まさに官民共同で、司法支援センター、法テラスというふうに呼んでいますけれども、そういったものができました。法務省もそれまで、言わば、悪く言えばもう弁護士さんに丸投げしていたといえますか、お任せしていたといえますか、そういった Access to Justice の分野にも、一応法務省も遅まきながら参画してくるということになりました。それに平仄を合わせるようにしまして、法務省の行っている法整備支援の中でも、この Access to Justice の問題を取り上げつつある、まだ進化途中という感じなのですけれども、そのような時代状況でこの議論が行われるというふうにご理解いただきたいと思えます。

今日の流れといたしまして、まず、そもそもその

Access to Justice、まさに以前は我々がこれは弁護士さんの仕事だというふうに考えていた部分、つまり日弁連の取組、これは1番長いと思いますし、そちらの方からお話をいただいた後に、それから次に、今度はようやく官民共同の事柄が始まった、法テラス、日本司法支援センターのお話につきまして、そして、まずこの国内の状況についてお話しいただいた後で、さて、それではこれが法整備支援の、つまり外国クライアントのいる世界に入ってきたときにこれがどういうふうにかかされるのか、あるいはどういうアダプテーションをしなきゃいけないのかということで、その点では大変輝かしい成果を上げておられます原若葉先生にお話しいただき、そして最後に、我妻先生に、ややコメンテーター的な役割を押しつけてしまって申し訳ないのですけれども、理論的な整備、あるいは特に我妻先生が着目されておられるこの Access to Justice の阻害要因というのは一体何だろうと、それをどういうふう克服していくべきなのか、そしてそれが今度は法整備支援のコンテキストでどういうふう考えていくべきなのかという、こんな感じで進めていきたいというふうに考えます。

それでは、ちょっと前置きを長くしてしまいましたけれども、大変恐れ入りますが、トップバッターですみませんけれども、日本弁護士連合会から釜井先生にお願いいたします。大体お一人15分ぐらいずつを予定しております。

それでは、お願いします。

○釜井 弁護士の釜井です。

私の方は、一応パワーポイントを作りました。15分程度で終わると思います。

この後、簡単に自己紹介をしますけれども、都市型公設事務所長の経験が私にはあります。その経験と、事件としては消費者問題とか環境問題に取り組んでおりますので、そのような弁護士の立場から考える Access to Justice と法整備支援というような形で少し考えをまとめてみたところです。

(2枚目のスライドを示す) 私は、ちょうど弁護士になって今年で満32年になります。池袋で弁護士

5人の事務所を共同経営していると、そういう者です。主に取り組んできたことが消費者問題というふうにありましたが、具体的には多重債務、自己破産とかの問題、悪質商法とかクレジットなどの被害の問題、そういうことに取り組んできました。

もう1つの環境問題というところでは、廃棄物処理の煙が出たり、不適正な処理をして環境が汚染されるとか、また火葬場とか墓地の建設、森が壊されるとか、そういうようなことに関する問題、このあたりも扱ってきました。

そういう事件を扱う中で、これはこの後お話ししますけれども、日弁連が2000年から、ちょうど20年前ですけれども、全国の弁護士がいない地域に弁護士を派遣してゼロの地域をなくすという動きを始めました。そこに若い人を育てて送り出すというところが都市型公設事務所というところなんです、全国で2番目にできた、ちょうど2002年にできた都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所の所長を2007年から2009年までの2年間と、2015年から2019年の4月までの4年間、計6年間務めたという経験があります。そういうところでの経験からお話をさせてもらいたいと思います。

(3枚目のスライドを示す)「都市型公設事務所とは？」というところですが、現在は全国に12か所あります。1番多いときには16か所ぐらいあったんですけれども、これは先ほども少し言いましたが、弁護士過疎や偏在の解消をするために、過疎地型の公設事務所、これはひまわり基金法律事務所と言っていました。それや、その後できた法テラス法律事務所、過疎地型の事務所もありますし、刑事対応の事務所もありますが、そういうような法テラスの常勤弁護士を育成するというような役割を1つ持っているところなんです。そして、そこはただ育成だけではなくて、やっぱり若い人たちが地方に行って、弁護士経験年数が1年から2年ぐらい、2年弱ぐらいの弁護士が1人で地方に行っているような問題に対応するわけですから、そもそも養成の段階からその事務所が同じような形で一般市民の方の悩みや相談をき

ちんと受けられるような、そういう事務所にしなればいけないということで、もう1つの目的というのは都市の中の法的駆け込み寺というような機能を果たそうということできておったところです。具体的には社会的、経済的な理由で弁護士へのアクセスが困難な都市、地域、住民のための法的支援をすると、この2つを主要な役割としていた事務所です。その他として、刑事弁護の体制を整備して専門性を高めようというような目的を持った公設事務所もありますし、弁護士任官や裁判官、検事などの弁護士職務経験の支援をするところもありますし、法科大学院、ロースクールの学生の臨床教育支援などを目的とする事務所もあります。しかし、この上の黄色のマーカーをしている2つのところが大体各事務所に共通した目的と言ってよいと思います。

(4枚目のスライドを示す)ここにある地図は、ゼロ・ワンマップという、弁護士がゼロのところ、これは裁判所の支部と本庁という、そういうその地域の中に弁護士がいるかというところで分けていますが、これは1993年の時点、27年前ですか。ゼロの支部が50か所、そして弁護士が1人しかいないところが24か所ありました。全部で74か所と。弁護士が1人だとうとうとう何が起るかという、その地域である人が1人の弁護士に頼んだら、相手方が同じ地域の住人であったとき、その相手方が弁護士に頼みたいなと思ったときには違う地域の弁護士に頼まなければいけないという、距離が遠いところの弁護士に頼まなきゃいけないということになる。だから、弁護士が1人のところも解消しなければいけない、そういうような考え方に立っております。

(5枚目のスライドを示す)この弁護士過疎解消のために日弁連が取り組んだことというのは、最初に取り組んだのが、このひまわり基金法律事務所というものを過疎地に作る、作るときに開設費用や運営の費用、売上が上がらなかったときに最低限の所得は保障してやるとか、そういうような援助や、また今度は金銭面、財政面だけではなくて、困難な事件が来たときにそれを一緒に考えてやる支援委員会というものを作ったりしてこれを支えていくと、そん

な体制を作ったわけです。

このひまわり基金というのは、国からお金をもらったりしたものではなくて、日弁連が全ての弁護士から集めている会費の中からそれを積み立てて一定金額を充てるといふことで、会費を集めて作った基金が元になっております。これをウィキペディアで何かうまい言葉で書いていないかなと思って見たところ、「このような仕組みは他の国や他の業界ではほとんど見られず、この点に最大の特徴がある」と。N G Oですね、官ではなくて非政府的な組織といふところがこういう仕組みを作って、国民、市民の要望に応えようといふような仕組みを作った、こういうところに特徴がありますといふことで説明されておりました。

(6枚目のスライドを示す) ひまわり基金法律事務所は、現在は39か所です。しかし、2000年からずっと今までの間に延べで120か所できています。そのうち廃止になったところが数か所ありますが、あとのところは、ひまわり基金法律事務所に行つて、そこで定着をして、その地域で弁護士をしている。だから39か所しか残っていないといふことで、80か所のところは、また弁護士がいなくなったのかといふと、そうではなくて、そこに弁護士が定着をしたといふふうに捉えてもらいたいかなと思います。

ここに地図があつて、本当はもうちょっときれいな地図だと、ここに北海道とか東北とか、こういうところに一つ一つの今ある事務所のマークがあつておるんですが、ちょっと見えにくくて申し訳ないです。

(7枚目のスライドを示す) この部分(注:左側の赤線部分)が2000年のところです。この時点ではゼロが35で、1人の地域が36でした。71か所ゼロワンのところがあつたといふことです。ちょっと文字が潰れていますが、ゼロが解消したのが2008年6月です(注:右側の赤線部分)。まだこの時点ではワンの地域が24あつたんですが、ちょうどこの地点(注:2011年12月)、ゼロワンが解消したのが2011年、このときにゼロの地域と

ワンの地域も一旦はなくなつたと。ちょうどできてから11年たつて、日本全体における地域の過疎の状態を最低限度克服したといふところなんです。その後はやはり、弁護士にも寿命もありますし、いろんな事情もありますから、またせつかく1人いたところがゼロになつたりすることもありながら、しかし、このグラフの流れを見てもらうと、ほぼゼロワンはなくなつていふような状況が分かつてもらえなかなと思います。

(8枚目のスライドを示す) 都市型公設事務所がこういう弁護士過疎の問題を克服することについて果たした役割と現在の課題といふところなんです。

これは司法アクセス障害、法的情報の欠如といふような観点から考えるのが良いかなといふふうに思っています。

先ほどもありましたように、都市型公設事務所は、ひまわりや法テラスに派遣する弁護士を養成するといふ任務があつたわけですが、これで日本全体の過疎、偏在状況は相当程度改善しました。また一方で、都市の中での法的駆け込み寺といふ役割のところでは、これは都市の中での行政などとの連携による司法アクセス障害の解消に向けたいろんな試みを実践してきました。これまでの個人の事務所ではなかなかできない試みをここでは実践ができ、相当程度積み重なつていふ。これは都市型公設だけではなくて、今は法テラスの弁護士たちがこれに加わつて、実践をさらに蓄積し、いろんなトライをしているといふような状況にあります。

しかし、まだまだ課題はあるといふところですが、日本全体の過疎・偏在状況等が改善したといふことはそうですが、それはまだ形式的な物理的な条件がクリアできたと、近くに弁護士はいると。そういうものですね。そういうことができたにすぎない。やっぱり実質的にその地元の人が困つたときに弁護士のところに来るのかといふのは、こういう困つたときには弁護士のところに行けばいいんだといふ、先ほどエリザベスさんから報告がありましたが、本来ならば相談に行つていい人たちが、自分たちが行かないで自分で処理をしたりしてしまう。裁判制度な

んかを利用しないでやってしまう、そういうような状況はまだ日本にもあります。ゼロワンが解消したからといって、そこで手を休めてはいけなくて、いかにして地域の人たちが困ったときに相談に来れる、事件を頼みたいときにはそれを受けることができる、そういうようなことをやっていかなければいけないということです。これからはさらに Access to Justice の実質を埋めていく必要があるんだと。弁護士が近くにいても弁護士にたどり着かない市民はたくさんいます。そのためのキーワードは連携というところですかね。これもエリザベスさんが指摘されていましたが、そういう状態を克服するために法律以外のサービス提供者との協力ということをご報告されていましたが、まさにそういう意味での連携というところが必要なんだろうと。私が実感しているところでは、やっぱり困ったなというときには行政の窓口に行く人の割合の方が法律相談に来る人の割合よりは高いです。ところが、行政の方は、そこに来てもやっぱり直接つなぐところがないんですね。法律相談が必要なんじゃないかと思っても、じゃあ具体的にどこに行きなさいというと、弁護士会とか法テラスがやっているところに電話をかけなさいというような情報は提供するんですが、なかなかその電話をかけること自体に大きな壁がある人にとっては、そこで止まってしまいます。たどり着ける可能性がすぐそこまで来ているんですが、そこでもやっぱり、もうまた閉じ籠もって自分のところに帰ってしまう。そういう方が非常に多いというのは実際公設事務所の弁護士をしていて思いました。

個人の事務所を行政が紹介することは難しいんですが、都市型公設であれば比較的紹介しやすいということで、東京パブリックでは行政の方用の専用の番号というのを作って、今窓口でこういう人がいますが、そこまで連れて行っていいのでしょうかとか、この人は外に行けないので、ここまで出張の相談に来てくれないですかと、そういうようなケースは非常に多くありました。だから、こういうところこれから実質を埋めていかなければならないところがあるのかなというふうに思っています。

あとは、やっぱり公設事務所は基本的にもう役割を終えたんじゃないかという議論が一方ではあります。しかし、最前線の中で救急病院的に、救急の状態にある方の事件を個人の事務所、小さい事務所が継続的に受けることはできません。市民の方に、あそこに行けば人数が一定程度いて受けてもらえるんだという、そういう安心感を与えて、いつでも来てくださいという状況を作っておくことが重要だというふうに考えております。

(9枚目のスライドを示す) 最後になりますが、またその Access to Justice の実質を埋めていくために必要だと思っていることがもう1つあって、これはソフト面の必要性です。今私が言ったのは、都市型の公設事務所があった方がまだいい、まだ役割はある、法テラスの事務所もあったほうがいい。でも、それだけではまだまだちょっと足りないところもあるだろうということです。司法アクセスの最前線には公設事務所と法テラスのスタッフ、弁護士だけでなく、各種分野の専門の弁護士集団というのがあります。このような弁護士は、先ほど言った困難な事件も受けている。でも、継続的にその人に10件来たらちょっとお手上げになってしまうから、専門分野の仲間の弁護士を作る、そうやってできている弁護士の集団が各種分野にある。その集団は、救急病院的な対応を継続することは苦手だけれども、委員会とか研究会とかの活動で実践を蓄積して、研究して、トラブルの対策の集団的検討をし、それに基づく実践を積み重ねると。そして最新の情報に基づいて対処法を考え、被害救済システムを考え出して、それを実践すると。その上で法自体に欠陥がある、今の時代に合わなくなっているというときには、弁護士会を挙げてやっぱりこの制度は改善すべきではないか、また新たな制度を作るべきではないか、そういうような動きができる集団です。そういう専門弁護士集団と最前線にいるもう一つの公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士という弁護士集団、ここがやっぱり協働してお互いにそれぞれの情報を補い、救済のレベルを上げていく、これが必要なんじゃないかと。

それから、公設事務所や法テラスというところは、制度の整備的な面があります。こういう制度はまず作って、それで動かしていかなければなりません、それを動かすためにはただ制度を作っただけでは駄目で、それを動かすソフトといますか、他の弁護士集団などからの情報や研究成果などを取り入れ、そこに自分たちの実践に基づく成果を付加してやっていく、これは車の両輪ではないのかというふうに考えているところです。

(10枚目のスライドを示す) 最後、これは私が今回発表するために「市民の被害・トラブル」と、行政とか弁護士とかの関係はどうなるんだろうなというところで考えたところ、ちょっと横長、ひしゃげていますけれども、この左の方にあるのが、赤い部分が専門的な弁護士集団というところで、そこには災害とか犯罪被害者や刑事、外国人、消費者、高齢者、環境、女性、LGBT、子供の問題、こういう分野で委員会とかでたくさんの弁護士が動いております。

一方で、右の方には公設事務所、法テラスの法律事務所がある。ここは救急的な、かつまた研究の最前線にもいる、新しい情報が発見できる一番の最前線にいる。

この2つの部分が、連携・協力しながら、市民のために、まさに Access to Justice を実現する活動をしていくべきなのだろうと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○森永 ありがとうございます。

それでは次に、日本司法支援センター、通称法テラスですけれども、そちらのお話を籙木先生からお願いいたします。

○籙木 日本司法支援センター、いわゆる法テラスの常勤弁護士(スタッフ弁護士)の籙木と申します。

先ほど、釜井先生のお話の中に「養成事務所」というお話が出てきました。私も養成事務所 で養成を受けました。弁護士会に育てていただき、法テラスのスタッフ弁護士としての歩みを始めました。

私からは、「地域における司法インフラ整備」というテーマでお話をさせていただきます。まず、国で

はなくて地域であるということ。地域というもう少し狭い範囲の司法アクセスについて話題にしてみたいと思います。それから、テーマにある「司法インフラ」というのは、司法アクセスの可能性を伴った司法インフラという意味です。

それでは、お話をしたいと思います。

話の舞台は下呂温泉です。人口は約3万2,000人。日本三名泉の1つ。市内には温泉宿が立ち並びます。一体何が問題なのか。ある1枚の写真を見ていただきます。

これは約60年前の下呂市の写真です。写っているのは温泉宿に住み込みで働く仲居さんです。下呂市というのは温泉街です。地方から出稼ぎに来て、温泉宿に住み込みで働く労働者というのが非常に多いのです。さあ、時は流れます。あの頃若かった仲居さんが今どうなっているのか。身寄りのない独居高齢者になっているのです。これが下呂市の象徴的な問題です。それでは、下呂市に司法アクセスは確保されているのか。

岐阜県です。このピンクで色をつけたところ、これが下呂市です。ちなみに、東京都はこのぐらいの大きさです。岐阜県というのは結構大きいんですね。私が赴任していたのは、この下呂市の下にある中津川市というところでした。

初めに見ていただくのは、本庁・支部管轄あたりの弁護士人口(2017年7月21日当時)です。先ほど、釜井先生のお話の中に「ゼロ・ワン地域」という言葉が出てきました。日本弁護士連合会は、地裁の支部管轄あたりの弁護士人口がゼロ又は1の地域を「ゼロ・ワン地域」と呼んで、その解消に取り組んでまいりました。その指標で見ると、下呂市というのはどうなっているのか。こうなっております。下呂市があるのはピンクのところ、岐阜県高山支部です。高山支部には7人弁護士がいます(当時)。つまり下呂市というのは「ゼロ・ワン地域」でも何でもないのです。それでは、本当に司法アクセスが確保されていると言えるのか。

次に見ていただくのは、同時期の地域別の弁護士人口です。見ていただければ分かるように、下呂市

というところには1人も弁護士がいないのです。隣接市に弁護士はいます。けれども、下呂市から隣接市に通うのに車で片道1時間半弱かかるのです。高齢、障がい、生活困窮。こういった問題を抱えている人たちが現実的に司法にアクセスできるかと言えば、その可能性が乏しいのです。地裁支部管轄あたりの弁護士人口という指標からは見えてこない「隠れた司法過疎」の問題が下呂市にはあるのです。

先に結論を申し上げます。現在、下呂市では、こんな取組をしています。自治体である下呂市、岐阜県弁護士会、法テラス。この三者で協力してコストを負担し合って、高齢者、障がい者、生活困窮者の専門相談（出張相談）を行っています。

相談担当。相談は弁護士しかできませんので弁護士会が派遣します。

予約受付。法テラスの民事法律扶助という制度があります。資力が一定基準以下の方に無料で法律相談をしたり、事件を依頼する際の弁護士費用を立て替えたりするという制度です。この制度を利用できる方かどうか資力をチェックした上で、相談日を決める予約受付ですね。これはその事務に慣れている法テラスが担当します。

会場費用。相談会場の使用にはお金がかかります。これについては、下呂市が無償で会場を提供してくれました。

相談料。民事法律扶助の対象者については法テラスの制度を使います。非対象者については、直接ご本人に負担いただいています。

交通費。相談担当者が相談会場まで行くための交通費です。民事法律扶助の対象者については、同制度から交通費を支出します。非対象者については、下呂市の方が予算を組んでくれました。

ケース会議。福祉関係者と弁護士が、福祉関係者の担当するケースについて会議をすることがあります。このケース会議の予算は、現状、民事法律扶助では手当されていません。これについては回数に上限がありますが、下呂市の方が予算を組んでくれました。現在は、こういう制度が動いています。

ただしです。この制度が動き始めたのはつい最近のことです。私は2013年に岐阜県中津川市に赴任しました。そこから1年、2年、3年経って自分の任期を同じ岐阜県中津川市で更新します。この最初の3年間、下呂市に司法アクセス障害があるということはもちろん分かっていました。何とかしたいと思っていました。でも、全く進展はありませんでした。それが任期を更新した2017年に突然制度として動き始めます。なぜか。それはこの直近の1年間でやり方を変えたからです。その話をさせていただきます。

なぜ地域の司法インフラの整備に失敗したのか。原因が2つありました。

1つは、自治体側、下呂市側の問題です。下呂市の方でも、弁護士とつながると何が良いのか。司法のサービスを受けられると何が良いのか。この実益が必ずしも理解されていませんでした。

もう1つは、弁護士側の問題です。特に地域の弁護士の先生方の理解をどのように得ていくかという点でした。もし、自分が弁護士業を行っている地域で、自分以外の誰かが、今までなかった新しい法律サービスを始めるとしたら、誰だって抵抗があるはずで、私がその地域で活動する弁護士だとしたら、やはり抵抗があると思います。弁護士も事業者である以上、自然な感情です。この誰でも持つ当たり前の抵抗感をどうやって和らげていくか。これが課題でした。

最も重要なことは、利害関係者へのアプローチ方法でした。スタッフ弁護士の私から、単に地域の弁護士の先生方や岐阜県弁護士会に呼びかけをするだけでは、なかなか事態の進展が見込めません。そこで次のようなアプローチを考えました。まず、下呂市に司法サービスの実益を理解していただく。その上で、下呂市から岐阜県弁護士会に声をあげていただく。下呂市には弁護士がいません、法律相談を受けるサービスが必要だと。そして、岐阜県弁護士会から地域の弁護士の先生方に対して、下呂市の司法アクセス障害に取り組む必要性を説明していただく。こうすることで、地域の司法インフラ整備に失

敗した2つの原因を乗り越えることを目指しました。問題は、下呂市にいかにか声を上げてもらうかという点です。ポイントは、下呂市の福祉関係者の司法ニーズを顕在化することでした。下呂市の市民の司法ニーズを直接顕在化するのはあまりにもコストがかかります。けれども、その市民の隣にいる福祉関係者の司法ニーズを顕在化するのであれば、1人でもできるのではないか。そう考えました。

ただ、ここにも壁があります。市民と弁護士の間には司法アクセスの壁があるように、福祉関係者と弁護士の間にも司法アクセスの壁があるのです。大きくは2つです。1つは、「情報の壁」。弁護士にアクセスすると福祉にとって何がいいのか。福祉の何の問題が解決するのか。これが情報として共有されていない。もう1つは、「心理の壁」。やはり弁護士というのは何か近寄りがたい、敷居が高い、そういう存在だと思われている。この2つを解消しなければ福祉関係者の司法ニーズは顕在化されません。それをいかに短期間に、マンパワーがない中で、お金もない中でやることができるか。これがポイントでした。私がとったのは、ある意味で古典的な方法です。2つのことをやりました。

1つは、「福祉関係者向けの連続法律講座」の開催です。これは、講座の中で扱ったモデルケースです。お母さんがいます。認知症で要介護3です。年金が月20万円あるのですが、全部次男の借金返済に消えています。それから、認知症の影響で悪徳業者の被害に遭ってしまった。布団代300万円を請求されている。こんな状況です。次男。この人には今収入がありません。会社を解雇されたからです。しかも、借金が1,500万円ある。住宅ローンの残りです。妻と2年間別居しています。1年前から子供を連れて実家に帰ってきました。こんな家です。

弁護士の視点ではなく、福祉関係者の視点で問題点を整理しました。何に困っているのか。お母さんの介護サービスが使えないことです。なぜなのか。それは年金が使えないからです。なぜ年金が使えないのか。それは、布団の問題が、次男の借金の問題が、生活費の問題が、福祉関係者だけでは解決すること

ができないからです。では、弁護士は、司法は一体何ができるのか。それを講座の中で話しました。

生活困窮者自立支援の分野から4分野。高齢者、障がい者の分野から5分野。最初にイントロダクションを設けて、「弁護士も福祉の一部」であることを知ってもらうための連続法律講座を開催しました。講義をやって、毎回必ず発言をしてもらいました。時にはグループワークを、時には寸劇もやりました。ちなみに、このアマゾンで買ったおばあさんのカツラをかぶってくれているのは法テラス中津川法律事務所の事務員さん(当時)です。そんな工夫をしながら、「弁護士も福祉の一部」であることを伝えました。

もう1つやったことがあります。新聞を自分で作りました。これは実際に発行していた広報誌の紙面です。本日の資料の中にも現物を印刷してあります。よろしければ後ほど御覧ください。紙面の割りつけを簡単に紹介します。表面の下に先ほどの法律講座の案内が出ています。裏面には、福祉の方が利用できる司法サービス。どんなものがあるのかということ、アイコンを添えて説明しています。さらに、弁護士会がやっている法律相談、法テラスがやっている法律相談、今月の実施予定を整理して説明しています。そして、1つ工夫をしたのはここです。今までの情報だけだと、ただの宣伝になってしまいます。そこで、表面の冒頭に記事を書きました。何の記事か。既に私もこの時点で3年間地域で活動していました。信頼できる福祉関係者というのが何人かいました。この人たちに「弁護士と連携したらこんなにいいことがあったよ」ということを語ってもらったんです。口コミですね。私が自分で言うよりもずっと説得力があります。

その結果、全く関係のなかった下呂市の福祉の方たちと、極めて短期間にこういう信頼関係を持つことができました。そして、この信頼関係を基礎に下呂市に声を上げてもらったのです。下呂市に弁護士の法律相談が必要だと。そして、冒頭で紹介した下呂市、岐阜県弁護士会、法テラス、三者協働の司法インフラ整備が実現しました。

下呂市での仕組みづくりの経験を踏まえて、考え

ていることがあります。それは、これです。「地域戦略」と書きました。地域の司法アクセス、司法インフラの整備。これを、マンパワーがない中で、資源がない中で、また利害関係が対立する中で、実際に前に進めていくためには、ある意味での戦略、司法インフラを整備する戦略が必要なのではないかということでした。

今、法テラスでは、地域戦略に基づく司法インフラ整備を試行として実施しています。全ての地方事務所でやっているわけではありませんが、一部の地方事務所でこんなことを試行しています。

ステップ1は、地域ニーズの分析です。アンダーセン先生のお話の中にもありました。まずこれをきちんと把握することが大事だと思います。御覧いただいているのは、法テラスの民事法律扶助の利用実績、例えば、相談件数が市町村ごとに何件ぐらいあったのかを地図上にマッピングしたものです。資料の中にももう少しきれいに印刷したのがあります。よろしければ後ほど御覧ください。こういったものをまず出発点にしてみる。その上で、弁護士の分布状況を重ねてみる。さらに、地域の地形、交通はどうなっているか。高齢化率とか貧困率はどのような状況か。地域的特性は何かあるか。例えば外国人の方が多いとか。自分のこの地域ではどこでどのような法律サービスが今供給されているのか。こういうのを全部地図上にマッピングしてみる。そうすることによって、地域のニーズというのをデータによって見える化、可視化することができるのではないかと考えています。

ステップ2は、解決策の検討です。その際には次のようなことを考える必要があると思います。第1に、誰の協力が必要か。これは、あくまで法テラスの目線で書いているからこういう絵になりますが、自治体、弁護士会、支部の弁護士、誰のどんな協力が必要になるのかを検討する。第2に、利用し得る資源。地域にどのような利用する制度があるか。どんな人に協力してもらえそうか。キーパーソンは誰か。第3に、コスト。その解決案に予算はどのぐらいかかるのか。実現するのに時間はどのくらいかかるの

か。以上を踏まえて、具体的、現実的、持続性のある解決策を考える。これが必要だと思います。

ステップ3は、行動計画の検討です。先ほどの下呂市の仕組みづくりを例に考えてみます。1年後に下呂市で出張法律相談を三者協働で行うことをゴールに設定した。では、その半年前はどのような状態になっている必要があるか。少なくとも弁護士会の中で制度についての議論が始まっていなければならない。では、そのためには何が必要か。下呂市から声が上がっていないと困る。では、声が上がるためには今何をやる必要があるか。下呂市の福祉関係者の司法ニーズを顕在化する必要がある。今はそのことに集中する半年間なのだ。こういうスケジュールを意識しながら動くということが必要であると思います。

最後に一言申し上げます。この会に参加をさせていただいて、日本というのが法整備という点で非常に恵まれているのだということを改めて感じました。ただ、本当の意味での司法アクセスということで考えれば、この恵まれている日本でさえも、まだまだそのアクセスが確保されているとは言えない状況です。それを実質的に確保するという事は決して簡単なことではないと思います。けれども、限られたマンパワー、資源でも、きちんとニーズを見据えて、その中で具体的、現実的、持続性のある解決策を見つけて、利害関係を超えて取り組んでいく。そうすることで、何とかこの司法アクセス障害を解消していけないかと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○森永 鎬木先生、どうもありがとうございました。本当に工夫と努力の連続という感じがいたしますけれども。

さて、今お聞きいただきましたのは、我が国日本の状況でありまして、それぞれに苦心を重ねながら現在の状況まで何とかたどり着いてきているような状態でございます。

さて、この経験が果たして法整備支援の世界でも生かすことができるのか、あるいは生かせるとしたらどのような場面なのか。そういったことについて、

それを実際に法テラスにもいたご経験がおありになって、この日本の司法アクセスのノウハウ、知見を実際に本当に使っちゃって、西アフリカで八面六臂の活躍をなさいました原先生に、さあ、コートジボワールはどうだったのかというようなお話に、突然インターナショナルな話になりたいというふうに思います。

原先生、お願いします。

○原 ただいまご紹介にあずかりました弁護士の原でございます。

私は、2010年から2017年までJICAの法整備支援に非常勤の客員専門員として関わらせていただいております。その間、2012年度と13年度は法テラスの本部で第一事業部長を務めておりました。法テラスでは、情報提供業務、それから民事法律扶助業務などが所轄の分野でございました。

その頃、ちょうどアフリカで司法アクセス分野の支援をすることになって、原さんたしかコールセンターもやっていたよねとJICAからご連絡をいただき、私自身が専門家として2014年12月から2017年3月まで、西アフリカのコートジボワールに赴任いたしまして、結論から言うと、法テラスをモデルにした情報提供サービスを立ち上げてまいりました。

その後、午前中に紹介がありましたけれども、JICAで今取組んでおられ、日弁連が実施主体として引き受けております課題別研修に責任者として関わらせていただいております。さらには、Global Access to Justice Project というものにも関わらせていただいております。法整備支援と司法アクセス関係にこれでもかというほど関わってしまっていて現在に至っております。

今日は、法整備支援のご関係者のほか、法テラスの皆様も大分おいでいただいております。JICAでお世話になった皆様には、この機会に改めてお礼を申し上げたいと思います。そして、今日の発表の機会を与えてくださったことに大変感謝しております。

では、始めさせていただきます。

よく日本の法整備支援というのは「日本の経験を共有する」支援だと言いますけれども、自分の経験から申し上げて、「日本の経験共有をベースにした司法アクセスの改善支援」というのも、十分にやってゆけるし、実施できるし、それは法制度の違い、文化の違いを超えて、恐らく世界のどこでもやっていけるんじゃないかという、そういう感覚を自分では持っております。

それから、これも自分の経験から、今の日本では総合法律支援法の下に法テラスを中心とした司法アクセスの支援を行う制度になっておりますけれども、これは途上国に対するモデルとしても有効で使いやすいという印象を持っております。今日は、なるべく具体的にコートジボワールでの経験と、それがそれなりにうまくいったと思われるその鍵は何かという観点から、まとめてみました。

コートジボワールはどこにあるかということ、西アフリカでございます。フランス語圏の国です。まずは、どんなところか、何がどうなったのかをご紹介するために、現場の映像を見ていただこうと思います。これは現地の国営放送で、コールセンターの開所式が放送されたときのものです。大体1分ぐらいの映像です。

(映像の説明) こちらはコールセンターのオペレーターです。オペレーターは2人で、場所は司法省の中です。小さい部屋をひとつ、コールセンター用に改装しました。オペレーターは男性1人、女性1人。次に出てくるこの人はスーパーバイザーです。彼は裁判所の書記官の経験のある人です。「Q&Aを使って回答する」と、これも法テラスに倣ってそういう仕組みなんですけれども、そのことを説明したところです。次の場面で、真ん中にいるのが司法大臣、隣が日本の大使です。こういうふうに華々しく開所式もやっていただいて、「しっかり使います」というようなことを司法大臣が言いました。そして番組の最後に、これが電話番号なのですが、この電話番号が一瞬流れただけで、次の日に25本電話がかかってきまして、そういうふうにコールセンターが始まりました。

(法テラスのコールセンターのスライド) こちらが法テラスのコールセンターです。法テラスのコールセンターにはオペレーターが大体100名弱くらいいて、最大に稼働させるときで60人くらい着台しています。電話は大体1日1,000件かかってきます。40秒に1件くらいです。1日1,000件ですから年間30万件になります。このコールセンターをモデルにしました。

さて、今日は、コールセンターの経験から、司法アクセス改善に向けた法整備支援が成功するためのポイントとして、3つ考えてまいりました。

まず成功のポイント1は、正しい支援対象の選択、「何をやるかということを選択する」ということだと思えます。そしてこのベースになるものが3つあります。1つ目は、司法アクセスの現状把握をきっちりすること。2つ目は、現地のニーズの把握。今日も何度も出てきておりますけれども、ニーズをしっかりと把握すること。3つ目は、何を支援するかということの的確に見極めて出来ることをやる、ということなのです。

1つ目の司法アクセスの現状ですが、こちらのスライドがコートジボワールにおける司法アクセスの概要です。裁判所や管轄がどうなっているか、法曹、弁護士の現状はどうか、リーガルエイドの現状はどうか、その他の取組がどうなっているかという、現地の司法アクセスの現状と、それから各ドナーがどんなことをやっているかということ、これについてはもう初めの一歩としてしっかりと把握する必要があります。

ちなみに、コートジボワールは日本の大体5分の1ぐらいの人口の国ですが、弁護士は1,000名おりませんでした。そして、そのほとんど全員が東京のような大都市に集中しているというすさまじい偏在の状況でした。こういう状況についてはまず第一歩として、ちゃんと把握する。

2つ目のニーズ把握に関しては、住民に対するニーズ調査インタビューを実施したことをご紹介したいと思います。アビジャンという大都市の郊外にある下町のようなところで、その住民の皆さんに集まっ

てもらってやり取りするミーティングを開きました。このとき用意したのは質問票で、そこに、コートジボワールでよくある法律問題をリストアップしておきました。実は先ほど、アンダーセンさんのお話を伺って、自分もほとんど同じことをやっていたと思ったのですが、最初の質問は、「あなたには今以下のような問題がありますか、家族や周りの方はどうですか」というもので、「仕事について、お金について、家族について、住まいについて、暴力被害について、土地関係について、市民権について、相続について、その他」というふうに項目をあげました。この質問票も日本のものがモデルにあって、項目のラインナップは地元の状況に合わせて修正してあります。具体的には、法社会学の専門家の方が監修された法テラスの被災地でのニーズ調査の質問票をベースに、それを一度フランス語に訳し、特に質問項目は地元の法律相談の現状の分かる人に書き直してもらって作りました。さて、そうしたところ、ほとんどの人に問題状況があるのですけれども、それをどうやって解決しているか尋ねたら、誰も法律家には相談していない。なぜかという、お金がない、裁判所が嫌い、長老の意見の方がいい、時間がかかるなどという、そういう返事が返ってきます。そして一番大事なこととして、そもそも誰も、「それが法律問題だ」ということに気がついていなかったのです。ということは、すなわち、人々に法律情報のニーズがあるということです。

3つ目の、何を支援するかという選択との関係では、この法律情報に対するニーズの存在が、コールセンターを作ることにした最大かつ最も基本的な理由です。

なぜコールセンターを作るかという理由の2つ目は、電話というチャンネルの有効性です。司法アクセスの改善についてやることは沢山あります。どんな国でも司法アクセスの課題がないなどということはないのですが、コートジボワールにも課題はいっぱいありました。では、そういう状況下でなぜコールセンターを作るのかというと、電話による情報提供がなかなか効果的だからです。司法アクセスの障害

としてよく挙げられる地理的障害、経済的障害、心理的障害のどれにも有効に作用します。それからアフリカでは携帯電話が爆発的に普及しておりまして、特にコートジボワールの場合は、今や都市だけではなく農村まで、全国ほぼ津々浦々どこでも、男性だけではなく女性もほぼ必ず携帯電話を持っているという状況でした。

コールセンターを作ることにした3つ目の理由は、これは現地専門家としては非常に重要だったのですが、コールセンターなら一つ作れば全国に支援ができることでした。ちなみに、当時ドナーのうち、例えばUSAIDは全国の裁判所に情報提供のデスクを作ったりしていましたが、そのような大規模なことはワンオペで活動する専門家には無理です。でも、この小さなコールセンターを作るだけだったら大丈夫だろうと、予算的にも何とかかなりそうだとすることでコールセンターを作ることにしました。

さて、成功のポイント2、これは現地化です。日本のアイデアやモデルを持っていたとしても、現地で受け入れられるような形にしなければなりません。コールセンターの場合は、まずはサイズが全然違うものを作りました。既に映像で見ていただいておりますけれども、小さくていい、現地でやってくれること、できることをやろうということで、ミニマムなコールセンターにいたしました。

Q&Aによる情報コンテンツも現地化しました。日本の場合は、法テラスでは情報コンテンツとしてQ&Aを大体5,000問ぐらい作ってあるのですが、現地では結果として約700問になりました。初めに法テラスのQ&Aをいくつかフランス語に訳して、こんなものを日本では作っているんだよということを示しました。そして、法テラスの情報提供業務における「よくある質問」として法テラス白書に掲載されているリストをフランス語に訳して、現地の相談経験豊富な弁護士やNGOの関係者に見てもらいました。その上で、Q&Aのドラフトは、現地のそれもまさに相談経験の豊富な弁護士グループとして、具体的には女性法律家協会の法律相談チームに依頼しました。この草案を、司法省のメンバー

と起案にあたった法律相談チームなどから構成されるQ&A委員会がブラッシュアップしまして、コートジボワールでよくある法律の質問については、もうこれだけあればほぼ網羅したといえる形にしました。今日も持ってきていますけれども、大体バインダー1冊分ぐらいあります。

それから、Q&Aを利用してリーフレットを作りました。今日これをサンプルに持ってきたのは、現地の好みを最大限に反映したということが分かりやすいと思ったからです。コートジボワール人は国旗に使われているグリーンとオレンジ色が大好きなんです。そこでリーフレットの背景もグリーンとオレンジ。これはもう全面的にコートジボワール人好みを反映しております。

そして、イラストは当然ながら現地のイラストレーターにお願いしました。それから、現地で私が日本人だと分かるマンガの話をしよとするとする人が多かったことから、日本の支援なのでマンガを入れようとイラストレーターに頼みました。この土地法のリーフレットでは、機能的には一番肝心なのが右側の女性のセリフです。「女性も土地を持てるのかしら、持てるのよ、法律に書いてあるわ」と、そういう内容で、これこそがコートジボワールの土地法の関係で現地の一般市民の方に最も知っていただきたいかったことの一つであります。

家族法のリーフレットでは、実は、私は当初これを離婚Q&Aにしようとして計画していたのです。そうしたら現地スタッフがやめろと反対しました。なぜかというと、本当に離婚しようと思っている女性は離婚のパンフレットと書いたら手に取れないと。でするので、実は離婚しようかなと思っている方に向けた情報は1ページしっかり書いてあるのですが、もっとニュートラルに家族法のパンフレットとして作りました。

犯罪被害者向けのパンフレットには、例えばレイプとか、早過ぎる結婚などは犯罪なのだということが分かるような、「知っておくと役に立つ」というコーナーを設けました。ちなみに同じ犯罪被害者向けの法テラスのパンフレットを見るとこのように日本の

現状に合わせた展開です。事程左様に現地のニーズをなるべく反映していこうと意識しました。コールセンターのPRのためのカードも作りましたが、市民の皆さんにも持ち歩いてもらえるよう、現地のIDカードと同じ大きさにしました。

最後に、成功ポイント3、持続可能・自立可能であることです。おかげさまでコールセンターは、まだ営業を継続しております。2016年12月に開業しまして、私が離任したのは2017年の3月です。その時点での情報提供件数は200件台でした。それが今年の3月、たまたまコートジボワールに出張する機会があって行ってきましたが、2019年3月下旬の時点で累計情報提供件数は約3,000件でした。この間、彼らは日本人専門家の支援も得ることなく自分たちだけで2人のオペレーターだけで何とかやってきたということになります。

そして、昨年アビジャンに行ったときに、さっき申しあげましたニーズ調査をやったユブゴンに、こちらから頼んだわけではないのですが、行ってみますかという話になり、ユブゴンに行って町の人とやり取りし、コールセンターの感想を聞いたりする、そういう機会を得ました。町の人に電話をかけてもらうと、いつもなかなか好評なのですが、今回も非常に好評でした。これはその後送られてきた写真で、ユブゴンの人たちが町の掲示板にコールセンターの情報をプリントして張ったと知らせてきてくれたものです。そういうわけで、コールセンターは今も市民の皆さんのニーズに合っているようです。

こうしてコールセンターがまだ続いている最大の理由は、今も司法省に予算があることだと思います。これはJICAの計画方針の素晴らしいところで、財政支援にあたって立ち上げに必要なイニシャルコストしか負担しないのです。それで、当初から運営に必要なオペレーションコストは司法省側、あなたたちが用意なさいと、非常にしっかり要求しておりまして、現地の司法省はこのときに、これがJICAからの条件なんだと言って、なんとか財務省から予算を獲得したのです。これは世界共通で司法省は財務省に弱いものです。立ち上げのとき財務省か

ら予算を得ていなかったら恐らく無理だったと思いますが、おかげで最低限のオペレーションコストの予算は継続してついているんですね。これが今もコールセンターが続いている第一の理由。それから、やっぱりコールセンターを使う情報提供の取組みが、現地の人々のニーズに合ったんだろうと思います。

というわけで、私の発表はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)
○森永 原先生、ありがとうございました。

日本とは恐らく気候、風土、その他相当異なるところだったんでしょうけれども、意外に人間のニーズというのは似ているなという感じだったんだろうと思います。

それでは、続きまして我妻先生に、申し訳ないんですが、お三方の発表を締めくくるといいますか、講評していただいた上で、ご自身の、特に今回注目されておられます阻害要因の話を中心にお話ししたいと思います。

それでは、我妻先生お願いいたします。

○我妻 首都大学東京(現・東京都立大学)法学部の我妻でございます。後は座ってお話しさせていただきますと思います。

私は、ほかの御報告者と違いまして、研究者の立場から、ご報告したいと思います。具体的な取組みについて述べるということよりは、むしろ今までの議論を整理したいと思います。蛇足に蛇足を重ねているような気もしないではありません。限られた時間ではございますので、お話を始めさせていただきますと思います。

私自身は、法整備支援というよりは、むしろ法律扶助についての国際会議等で報告、あるいは情報交換をしております。

まず初めに、森永部長、あるいは森嶋先生のコメントにございましたように、今回のテーマ表題であります司法アクセスについて述べたいと思います。ここでは特に持続可能な開発目標という国連の目標の16に関し、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供することが規定されております。その際に、

あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する、これは外務省の仮訳でございますが、その中の具体的なものとして本日問題となりますのは、16.3の国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供していくということをまず確認したいと思います。

そうしますと、司法へのアクセスと一口に言いましたも、多様多元的な意味を持っておりまして、どういうものであるのかということで、若干字が小さいのですが、司法へのアクセス、Access to Justice という概念について様々な紛争の解決及び権利の実現を包含するものと考えるのが今回の共通のプラットフォームではないかと思えます。もともと、これは森永部長がおっしゃられましたし、私が学生時代ですと、裁判による権利実現という非常に狭い意味で使用されていたと思えます。これはもちろん意味がないということではなくて、刑事、民事を問わず、人権の尊重とか、あるいは権利の実現というのは今までももちろん重要な意味を持っております。

しかし、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にしていくことも、現在は包含していると思えます。これは総合法律支援法の1条にも規定されているところですが、Access to Justice の概念が、Access to the courts and a judicial system という非常に広い意味で現在では使われているとご理解いただければと思います。

従来の法律相談についても、法律家である弁護士、あるいは我が国でいえば司法書士を含めた法律の専門家による法律の相談、あるいは裁判を中心とした情報提供としての法律相談とか、あるいは裁判を中心とした権利の実現を図るとというのが従来の司法へのアクセスという観念であったわけです。先ほど来言われていますように、法律情報の提供に関して、必ずしも個別具体的な法的助言というよりは紛争解決に関する情報を提供していくとか、あるいはバングラデシュとかミャンマーにおいても調停などのADRを裁判だけではなく活用していくことが紹介されております。司法へのアクセスという概念が非常

に多義多様化していくことにとまなまなま、担い手も多様化していることが重要です。しかし、残念ながら、ただ単に発展途上国であるとか、あるいは先進国という違いを超えて司法へのアクセスを阻害しているいくつかの要因に、現在我々が直面しておりますことも既に皆さんと共有されていると思えます。最初に、距離の問題でございます。これはどういうことかといえますと、中央集権である我が国に典型でありますように、東京などの大都市に裁判所あるいは弁護士が偏在しているとか、あるいは経済活動、社会活動の中心をなしております。これに対して、鍋木先生のご報告にありましたように、下呂市に見られますように、地域の偏在化が顕著になっており、司法のインフラの問題がございます。我が国をはじめとする先進国が共通に抱えている問題としては、高齢化社会がますます進み、特に独居世帯の増加が指摘されております。都市部ではさほど問題がないのかというと、釜井先生のご報告にありますように、都市型公設事務所という形でニーズを掘り起こしていく必要があると指摘されております。高齢化社会、独居世帯の問題がただ単に過疎部ではなくて、東京の都心部でもありますし、各地で問題となっている荒廃した空き地に見られますように、相続、多重債務などに関連した種々の家族の問題が潜在的に存在しております。

次に費用が問題となります。例えば法律相談に行く、さらに弁護士を選任して事件の処理を頼むとか、あるいは裁判所を利用すること自体にも費用がかかります。さらに過疎地であれば、裁判所あるいは弁護士のところへ行くまで交通費もかかります。そのような種々の費用をどのようにして工面していくかは一般人々には大きな障害になっております。法律扶助により、裁判を受ける権利を実質的に保証することが必要であると思えます。

第3に、心理的要因があります。これは先ほどアンダーセンさんのご報告にありましたように、弁護士の数居が高いとか、あるいは裁判制度ないしは裁判所による紛争解決ということについて、なかなか一般人が気軽に相談できるか、あるいは気軽に裁判

手続が利用できるかという、なかなかそういえないだろうと思います。関連する問題として、例えば我々法律家が日常に使っている法律用語というのが一般人にとっては分かりやすいかという、必ずしもそうではないだろうと思います。

第4に、情報に関して、原先生のご報告にありましたように、IT化が進み、インターネットに多量の情報が溢れているとともに、若年層を中心としてスマートフォンとか、あるいはパソコンを自由に駆使できるという若者がいる一方で、他方で、高齢者がパソコンなどのIT機器を利用できるかという、これは必ずしもできないということになります。

IT機器を利用できるからといって、例えば家屋の立ち退きの問題に対して必要な情報を適切に収集できるかが問題となります。イギリスの実態調査がございますが、そうした先進国においても若年層で、家屋の立ち退きとか、自分が直面している法律問題について適切な情報をIT機器により、それこそゲーム感覚で簡単にとれるかという、これはなかなか難しいと指摘されております(P. Pleasence and N. Balmer, *The Legal Problems of Renters: Findings from How People Understand and Interact with the Law*, Legal Education Foundation, June 2015.)。

これらの問題については、既に一橋大学の山本和彦先生が総合法律支援の理念という表題でジュリストの1305号の8ページに論じられておりますが、その他の重要な要因として私が考えておりますのは、遅延の問題です。弁護士に依頼して紛争を解決すること、あるいは裁判所による紛争の解決に時間がかかることも司法へのアクセスの阻害要因になっていくのではないかと考えております。

そうした種々の司法へのアクセスを阻害する要因は、一つ一つが別個に存在するというよりは、むしろ相互に関連しております。司法へのアクセスを阻害する主要な要因だけをピックアップして論じました。

今回のテーマであります Access to Justice の向上と法整備支援をどのように考えるのか、まとめたい

と思います。各報告で既に結論、あるいは方向付けがされておりますが、それらを幾つかまとめたものです。

まず1つは、原先生のご報告にもありましたけれども、ニーズに即した法整備支援というのが必要不可欠であろうと思われます。昨年、一昨年のJICAと日弁連の研修で原先生がモデレーターあるいは講師をされておりましたが、私自身も講師として参加をしました。既にアジアの諸国、例えばネパール、インドネシア、ベトナム、東ティモールなどでは、女性とか子供、あるいは社会的弱者に対して限られた予算の中で特別のプログラムを設けているとの紹介がございました。ただし、制度としては存在しているけれども、マンパワーとか予算不足などで本当に機能しているかというのは今後検証していく、あるいは現地の方々の評価を聞く必要があるという点は注意する必要があるのかもしれませんが、そうした法整備支援を必要とする諸国においても、我々日本が同様に抱えている問題に対しても、自らそうしたニーズを考えて、法律扶助等のプログラムを整備しているというのは注目すべきであろうと思います。

やはりニーズに即した法整備支援であるかに関し、アンダーセン先生のご報告にありましたように、ワールド・ジャスティス・プロジェクトとか、あるいはロンドン大学(University College London)のHazel Genn教授及びPascoe Pleasence教授などの法社会学者によるPaths to Justiceという実態調査が行われております(H.Genn, *Paths to Justice: What people do and think about going to law*, 1999; P.Pleasence, N.Balmer, R.Sandefur, *Paths to Justice: A Past, Present and Future Roadmap*, 2013; P. Pleasence, and N.Balmer, *Legal Needs Surveys and Access to Justice*, 2018.)。実態調査による法的なニーズ調査を、個別に各国だけで行うのではなくて、グローバルに行うことは非常に大事なことだろうと思います。我が国の法社会学者を中心とした種々のニーズ調査も行われております(村山眞維・松村良之編・紛争行動調査基本集計書(2006)など

参照)。日弁連による超高齢化社会における高齢者、障害者の司法アクセスに関するニーズ調査報告書が2018年に公開されております。このように、特定の領域に特化した形での調査も行われております。ただ他方で、昨年、一昨年の研修でカンボジアの方が、自らニーズ調査をするのはマンパワーもないし、費用の手当ても難しいので、実際に自ら行うのは非常に困難であると指摘されました。このような場合に、どのようにして我々あるいは世界で協力していくかというのを考えていく必要があると思います。

次に、関連機関との連携、司法ソーシャルワークが重要となります。従来の司法へのアクセスという概念が、弁護士を中心とした法律家が裁判所による紛争解決モデルを念頭に置いていたものを、より広げ、例えばソーシャルワーカーとか医療制度、あるいは病院等と連携していく方向付けが重要となっております。もちろん、ベトナム弁護士連合会会長のティンさんがおっしゃられたように、人権保護の観点から弁護士によるそうした活動というのはもちろん尊重すべき、あるいは賞賛すべきことです。他方で、今日的な問題としては、具体的な事案に応じて多様な法的なサービス、あるいは関連機関と連携していく必要があると思います。我が国では一般に司法ソーシャルワークと言われたりしておりますが、釜井先生のご報告あるいは鎌木先生のご報告で指摘されていますように、具体的な事案に応じて地方自治体の福祉関係者、医療関係者との連携が必要となります。ターゲットは高齢者あるいは障害者ですので、自ら積極的に、あるいは自発的に法律家ないしは必要な機関に紛争解決を求めていくのは非常に難しいと思われれます。当事者に適切に手を差し伸べる仕組みを整備する必要があると思います。既に幾つかのアジア諸国における女性、子供、あるいは社会的弱者の特別なプログラムも、いかにニーズに合わせて持続発展させていくか、まさに原先生のご報告で指摘されたように、持続性は非常に大事で、予算が限られた中でどのように適正に持続させていくかは一つの大きな問題だろうと思います。

多様なサービスの提供と関連して、弁護士による

訴訟代理だけではなくて、法律相談から法情報という紛争を解決するために必要な情報を提供していく、あるいは裁判制度だけではなく、必要に応じて、裁判以外のADRを整備していく、多様なサービスの提供を関連機関と連携して行っていくことが非常に大事だろうと思っております。

原先生のご報告にありましたように、コートジボワールではコールセンターを開設して、そうしたニーズに合ったサービスを提供して、今でも展開していくというのが一つのモデルとなるのではないかと思います。特に、そうした限られたマンパワーと、それから慢性的に不足する予算というものをどのようにして積極的に活用して、我が国の提供できる最大限の、あるいは最善の法整備支援をしていくかというのは非常に大事だと思います。

最後になりますが、司法へのアクセスの向上と法整備支援において、グローバルなネットワーク化は不可欠ではないかと思います。アンダーセンさんのお言葉によれば、コラボレーションが必要不可欠であると思います。例えば2017年に東京で開催されましたLAWASIA (LAWASIA 東京大会2017 法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割) と関連しまして、法テラスを中心として法律扶助円卓会議 (Legal Aid and Access to Justice round-table Conference in Asia 2017) を開催しました。アジア諸国の方々をお招きして、法律扶助の諸問題に関し、意見交換をしました。

さらに2018年に台湾で法律扶助の国際会議 (International Forum on Legal Aid, Expanding the Horizons of Legal Aid, 2018) が開催され、アジア諸国内の人的交流がより深められております。

京都 kongress が2020年4月23日、24日に開催される予定ですが、国際的なネットワーク及びコラボレーションがより深まることが期待されます。各国の抱えている諸問題を解決するのは、我が国だけでできることではもちろんありません。我が国が抱えている問題をグローバルな視点から見ていくのは非常に大事だと思います。特にアンダーセンさんの Access to Justice プロジェクトに我が国から

も私を含めて多数の学者が協力していくということは今後も必要ではないかと思えます。

非常に雑駁としたお話で申し訳ありませんが、私の報告は以上でございます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

○森永 我妻先生ありがとうございました。

さて、大分時間が押してしましまして、それでもまだ40分ぐらいありますので、パネルディスカッションというぐらいなので、多少ディスカッションを試みようかと思うんですけども、まずはパネリストの方々の中、パネリスト同士で何か特にこれは聞いてみたいことがありましたら挙手の上発言していただきたいと思えます。なければ、もうフロアに振りますが、何かないですか。お互いはもう知り尽くしているから別に要らんということのようですので、それではもう会場、オープンザフロアといきたいと思えますけれども、それでは突然振って申し訳ないんですが、せっかく外国からゲストの方に来ていただいておりますので、アンダーセンさんに今のパネルディスカッションをお聞きになってどんなことを感じられたのか、インプレッションだけでも結構でございますので、ご発言いただければと思えますが、よろしいでしょうか。

○アンダーセン ありがとうございます。

非常に興味深いディスカッションが行われました。皆さんもお気づきだったと思えますが、私と同じようなことをおっしゃっていたと思えます。まるで類似した見方をこういったチャレンジに対して行っているということを感じました。同じ問題について別の見方をしたとしても、同じ経験をしてしまうということになっていますね。そしてソリューションも同じだと思えます。すごく意を強くしました。本当にインスピレーションを受けまして、具体的なソリューションも、皆さん弁護士の先生方が成功裏に行っているということ、日本も世界の各地域におきましてやっぺらっしゃるということを知ってうれしく思いました。ありがとうございました。

私がお聞きしたいのは、いろんな成功例をおっしゃっていますが、関心を持っているのは、どこか

で躓きがあったかということです。このような努力の中で、なかなか難しいと思えますが、でもそういった例から学習効果があるわけですから、失敗例がありましたらお聞きしたいです。

○森永 そうですよ。ついこういふところだと成功した例ばかり出てくるんですけども、実はその裏に結構失敗があるというようなことがあるんですが、何かこれはしまったと思うような、パネリストの中でそういうことを経験された方はいらっしゃいますでしょうか。

○原 自分の最大の失敗は、JICAの支援を継続させるにはどうしたらよいかということに意を払わなかったことです。私の配慮が足らなかったと今も思っています。それから、何かできたのではないかと今も思っています。あらゆる法整備支援には終わりがありますし、いつやめるかという判断は恐らくすごく難しいものですが、当然のことながら、もし専門家がもっと長く滞在すれば、もっと何かできたことがあるのは間違いないです。そういう意味では何をすればよかったんだろう、自分が至らなかったなと思うところが幾つかあります。

○森永 ありがとうございます。

失敗例、私は実はこのAccess to Justiceを正面から取り扱った活動はしたことはないんですけども、いかがでございましょう、ほかにフロアの方でもいいですけども、こんなことをやって、それが失敗しちゃったというのはありませんか。

○鎬木 法テラスの鎬木です。

私の発表の中でも触れたのですが、私の失敗は、まさに最初の何も動かなかった3年間だと思います。一番の原因は、何か関係者と連携をして話していれば、いつかうまくいくのではないかというふうに非常に漠然と考えていたことだと思います。「何となく連携」と言いますか。地域で関係者を巻き込んでいく際に、こういうアプローチでは、協力を得られないかもしれない。でも、こういう事情があれば協力してもらえないのではないか。そのためには何が必要か。そういうことを本当はぎりぎり考えなければならなかったのに、十分考えずにやっていた。これが

自分の失敗だったと思っております。

○森永 ありがとうございます。

それでは、今のような話、あまりこれといった失敗談は出ないみたいですが、アンダーセンさん、今のみみたいな回答でよろしいでしょうか。

○アンダーセン ありがとうございます。

○森永 それでは、お隣に振っていいですか。シンガポールのパースペクティブはいかがでしょう。

○ジェラルド ありがとうございます。コメントします。

日本と同じように、あるいはその他の諸国と同じように、シンガポールは、東南アジア、その他の国と同じように人口が高齢化し、また縮小しています。最も出生率が低い国の一つとなっています。シンガポール人がそのうちもう絶滅しちゃうんじゃないかということが言われています。もちろん、そうならないよう願っているんですが、高齢者への対応、鏑木先生、すみません、お名前正しい発音できていますでしょうか、鏑木先生がコミュニティーで活動なさっていたということなんですが、何か助言があればいただきたいんです。このような要するに高齢者が多いといったようなところ、技術のこともあまりお詳しくないでしょうし、さらにまたその他のインフラ、様々な新しい技術や制度になじみがないと思うのですが。

○森永 それでは、また無茶ぶりかもしれませんが、ティン会長いかがでしょう。この今の議論をお聞きになっていて、何かご意見ございますでしょうか。

○ティン まず、日本国内、そして外国でパネリストの皆さんが実施してきたいろんな経験、そしてクリエイティブな活動のご説明をいただきありがとうございます。

しかし、この司法へのアクセスという活動が持続的にできるためには、持続的な要素をつくる必要があると思います。

まず、どこの国においても言えることですが、司法アクセス強化ができるための法律、この法整備をする必要があります。

2つ目は、各リソースの準備です。人材、あるいは財政面。

3つ目は、計画を立てる必要があります。

そして、効果的な運営の方法が必要です。

そして5つ目は、この司法アクセスのために自分を捧げてもいいと思う人たちがが必要です。

それ以外ですと、課題ということから言いますと、どの国も実施に当たっては多くの課題があるだろうと思います。ベトナムにも課題がたくさんあります。こういった準備が十分でない状況の中では課題に直面することや失敗することも避けられない要因になるかもしれません。ありがとうございます。

○森永 ティン会長、ありがとうございます。本当にあるプロジェクト、何かそういうものをやるときは準備がきちっとしていないと途中で挫折するという場面は多いかと思います。私どもも、この Access to Justice のお話ではないんですけども、準備不足であったために活動の途中で非常に大きな支障が生じるという経験は何度もしております。

そこで、SDGsはNo one left behindという標語を掲げておりまして、ここで関西会場に振らないと関西会場が怒りそうですので。関西会場、何かご意見、ご質問何でも結構です。ございませんでしょうか。

あまり出ませんか。関西会場出ないみたいですので、香川先生がお手を挙げておられますので、一旦香川先生に振ります。お願いします。

○香川 今日、パネリストの方々が話をされた前提としては、日本人に対して行った法的アクセスの問題をテーマにされていたんですけども、日本には随分外国人の方が来ておられます。そして、随分外国人の方々がいろんな問題を抱えているんですけども、今やっておられる中で外国人の問題について扱ったケースというのはないんでしょうかという質問です。

○森永 ありがとうございます。

先生お願いします。

○釜井 私が関わった東京パブリック法律事務所には外国人の部門というのがありまして、一時は三田

の方に別の支所をつくって弁護士5,6人で取り組んでいたことがあり、今は池袋の本所の方に一緒になって弁護士4人かな、ちゃんと事務員も多言語対応ができるような形でやっています。これは全国の公設事務所の中では唯一の部門で、各大使館とか領事館とかと関係を作って、彼らに対し、外国の方が困ったときにここに来れば、こういうことができるんだよという情報を伝えるとともに、日本のリーガルエイドの制度とか、利用できる制度とか、また刑事事件になった場合にどういう手続になるのかとか、生活保護とかはどんな形で利用できるのか、そういう具体的なこともレクチャーしながら、各領事館などに来た自国の方々にそういうことをアドバイスしてもらい、必要であれば弁護士に繋げてもらうというようなことをしています。あとは全国にLNFという、これは任意の弁護士の団体、弁護団みたいな団体で、外国人の方々の相談を受けて事件に取り組むという、そういうものがあって、この東京パブリックの外国人部門はその事務局も兼ねていて、いろんな弁護士向けのセミナーを主催したりしております。件数も大変たくさんといいますが、たくさん電話が来て、基本的には、彼らの事件は日本人の事件は少ないですね。外国人の事件が7割から8割ぐらいと、そういう形で実際に動いてはおります。

○森永 ありがとうございます。

香川先生、よろしいでしょうか。

○原 私もLNFのメンバーですけども、全国で1,500名ぐらいの弁護士、外国人事件を実務で扱っている方の恐らくほぼ全員が入っているのではないかと思います。非常に活発な有用なメーリングリストで、外国人関係の事件に関わるなら入っていないと実務に差し障るのではと思うぐらいの充実したネットワークです。

それから、外国人の方の司法アクセスの関係では、例えば法テラスの民事法律扶助制度は、在留資格があれば外国人であっても国籍に関わらず利用できますけれども、在留資格自体を争っている、例えば難民事件の場合には法テラスは使えません。そうすると日弁連の基金によるリーガルエイドの対象になる

わけですが、これは金額に限りがあります。この点で、最近の試みとしては、コーポレートロイヤーのプロボノ活動に関して弁護士がネットワークを作ったり、チームを組んで対応するということが始まっており、私も個人的に関わらせていただいています。

外国人の方の司法アクセスのために言語対応などもきちんとしなければいけないという問題意識はあって、意外に取組みは進んでもいます。近時、在日コートジボワール人の方のもめごとのご相談をいただいたときは、フランス語対応もしていただけるので、東京パブリックに連絡するのが一番だとお伝えできています。

○森永 ありがとうございます。

○森脇 ここでアンダーセンさんのご質問、つまり何か失敗がないのかということについて、私の方から、私が失敗と思われることについて指摘したいと思えますけれども、今日はパネリストのプレゼンテーションに関わって私は非常に勉強させていただきました。ありがとうございました。

ところが、例えば鎌木さんにしても、原さんにしても、いろいろなさったのは、例えば何年も前なんですね。ところが、その情報が、我々それなりに関わってきた人たちに共有されていないんですね。今日来て、いや、そういうことをやっていたのかと思うんですが、そこで、例えばコートジボワールであれ、下呂であれ、そこの固有のものでなくても、そこでの先ほどの鎌木さんの、どういうふうにして、例えば町をまず説得するとか、そのときには福祉の人からとか、ああいうのはやっぱり実際にやってみてノウハウ、恐らく下呂でなくたってよそだって通用する、あるいはよそでは少し変更するかもしれない。原さんのコートジボワールも別にあれでなくて、ノースナイジェリアだって通用するかもしれん。これは釜井先生も同じなんですけれども、その情報を出していないんじゃないかというのは皆さんの責任じゃないけれども、我々が共有していないというのは非常にもったいない。これはこの問題だけじゃなくて、実は法整備そのもののあれでして、例えばベトナムは二十何年やってきているんですけども、

あそこでのいろんなレクチャーをしたり、研修をしたり、いろんな立法したものは、みんなこの間倉庫から発掘してきたんですけれども、入ったまま、つまり日本側のリソースが sustainable になっていない。そして体系化されていないということなんですね。持続可能でないということがあるので、私は今日のこういうのは非常によかったし、評価するんですけれども、最大の失敗は、せっかくこれだけのことを何年も積み重ねていながら、それを法務総合研究所が悪い、悪いというか、法務総合研究所がしていなかったのか、JICAがしていなかったのか、誰かの責任の問題ではなくて、やはりストラテジックにきちっとあれをして、さっきのあれじゃありませんけれども、何をいつまでにやるのかということをやって、そういうせっかく溜まってきたリソースとか、あるいはインフォメーションをやって、それをどういうふうに情報を伝達していったら最も効果的に伝達できるのかという法整備支援学という、そして法整備支援人材というのを、やはりせっかくこれだけの立派な建物もあることですし、予算も持っておられることでしょうから、JICAもそうでしょうから。是非とも私としてはアンダーセンさんが何か失敗はあるかとおっしゃられたものですから、こういうことをちゃんと sustainable にきちっと体系化してこなかったことは失敗であるということで、それに便乗してこれからちゃんと人材を育てたり、リソースを sustainable にしたらどうかと。そのためには今日来ておられる人を中心に、それから外国の方も入れて早急に、例えば先ほどの鏑木さんのあれでいくと2年ぐらいで早急に作って、そして、さっきのティンさんじゃありませんけれども、日本ではこういうことをやったと。ベトナムの弁護士会が人々に Access to Justice とやら、日本の経験でこのうちで役に立つものはお使いくださいというぐらいのことを言えるようにしてはどうでしょうかということをお話を森永さん、頑張ってください。

○森永 ありがとうございます。

失敗の総元締のICD部長の森永でございますが、今一瞬見ましたけれども、安信先生の方が一瞬早かつ

たです。すみません。お願いします。

○佐藤 東京大学の佐藤安信です。

私も、森永先生のご提言に賛成です。以前、たしかそういうことで何かJICAで研究会のようなことをやり始めたと思うんですけれども、何か立ち消えになっちゃったようでとても残念だと思うので、是非この機会にそういうケーススタディー、事例研究を中心にいろいろそういう現場から学ぶということでやったらいいと思うんですね。

そこで、一つそれに追加的な提案なんですけれども、やっぱり法律家や弁護士含めて、そういう方だけじゃなくて、先ほど鏑木先生のお話にもあったように、いろんな協力していただく専門家の方、福祉のケースワーカーとかソーシャルワーカーとか、あるいは外国人であれば外国人支援のためのいろんなネットワークやNGOがあると思うんですね。それはまさにグローバルな社会ですから、日本の中でも外国人の方の問題があるし、逆に日本から出ていって、海外でいろいろ問題に含まれることもあるし、そういう中で、やはり問題は幾ら法律を作っても、その国の主権に関わることになる、なかなかそこで壁がありますし、もちろん国際法というのはすぐに執行できるわけでもなく、最近ソフトローという意味では、今回残念ながらビジネスとか人権の専門の方は来ておられないようで残念なんですけれども、そういったソフトローの分野にわたって、やはりそれは要するにそれぞれの人々の慣習ですから、まさにそういう法律家以前の現地の慣習とかを学ぶということがないとえらい勘違いするんじゃないかと。それは私自身がベトナムで大変大きな勘違いをして大失敗をしているんですが、実はベトナムでそういうケーススタディーの勉強会をやりようと思ったんですけれども、このコロナウイルスのあれでキャンセルしましたけれども、そういうことで炎上をしている国との間の勉強会でもいいと思うんですが、できるだけそういう壁を取り除いた、いわゆるマルチステークホルダーですよ。そういう形でいろいろ勉強会をしていくということがこれから大切じゃないかと。

その点で一つ、森永さんの方に、日本の法務省の中にも国際課ができて、来月それこそ司法外交ということで国際仲裁センターが東京にできますよね。こういったものともっと連動できないかなと、この法整備支援のこちらのお仕事と。やはりグローバル化の中で、日本企業も非常に困っている部分もあるし、いろいろそういう日本企業はむしろ人権侵害ということで訴えられる場合もあるかもしれない。そういう意味で紛争の解決を通じてやっぱり法の支配というのを実際に実現していくということですから、そういう意味で今回紛争の仲裁、調停、そういうものも単に商事だけじゃなくて、いろんな角度から総合的にやっていく、それが日本の司法外交、先ほど我妻先生が言っておられたまさにグローバルネットワークですね。私も今 Access to Justice のためのグローバルネットワークガバナンスという研究会をやっておりますけれども、そういった形で幅広く対応していくということが大事だと思います。その点、法務省サイドではその司法外交とこの位置付けというのはどうなのかなとちょっとお伺いできればと思いますけれども。

○森永 ありがとうございます。

国際課、よろしく願います。

○菅野 官房国際課の課付の菅野と申します。よろしく願います。

本日は、非常に有益でインスパイアリングなプレゼンテーションをいただきありがとうございます。

私自身は、どちらかといいますと国際協力の分野という、刑事司法の関係で国連のマルチ外交ということでウィーン代表部にいたことから、コングレスの準備などにも携わっていた次第でございます。

こうした司法アクセスの議論というのは、どちらかという国連の中で私の限られた経験ではございますけれども、コングレスだとか、経社理の下にあるコミッションといった分野で会議体の下で政策決定というのが行われてきて、国連における政策形成、データ収集といった活動というのが行われてきたという経緯があるかと思えます。

他方で、こうした民事の分野での司法アクセスと

いう議論は、必ずしも国連の中で議論が深められてこなかったのではないかという印象を持っておりまして、そういった意味ではアンダーセンさんのプレゼンにもありましたように、ゴール16.3の下で新たなインジケーターができたということは大きなグラウンドブレイキングなことなんだというふうに感じております。

こうした民事の分野で、じゃ、国連の議論がどうやって深まっていくのだろうか、そこに法務省、日本としてどういうふうに関わっていくのだろうかというところは国際課においても検討しているところでございまして、このような観点から法務省の検事を1人UNDPに派遣している次第でございます。

この後、じゃ、UNDP、国連においてどういう議論が深まっていくのか、民事の分野でこうした司法アクセスの議論が深まっていくのか、そこにどうやって法務省が関わっていくのかというのは、まさに司法外交として国際課が考えていかなければいけないことだろうと思っております、まさにパートナーシップでコラボレーションというのを深めていきたいと思っております。

こういった観点で、国連において特に民事の分野で、じゃ、どういった議論が深まっていくんだろうかということについては、できればアンダーセンさんからも視野なりパースペクティブをいただけたらと思います。特に、国連におけるポリシー・メイキングであったり、データコレクションといったところについて、今はNGOの方でむしろ行われているところはあると思いますけれども、国連のマルチのインターガバメンタルなポリシー・メイキングといったことについての展望など、もしありましたらお聞かせください。

○森永 ありがとうございます。

すみません。金子先生でしたね。願います。

○金子 神戸大学の金子でございます。

本日、日本の法制度経験の得意分野を生かした法整備支援が展開しつつあるなという印象を受けながらお聞きしておりました。

それで森永先生、また佐藤先生が法整備支援学と

いったものを体系的に立ち上げていくべきときだと強くおっしゃられたのに触発されてなんですけれども、アンダーセンさんから先ほど、日本の成功例が紹介されているけれども失敗例はというご指摘がありましたけれども、私なりに考えると、その成功例、失敗例というよりも、日本の制度経験のうまくいっている成功例の部分と相手国とのマッチングの良し悪しという視点で考えることが有益なのではないかなと思います。もちろん日本にも失敗がいろいろあるわけですが、うまくいっている部分、せっかくだから役立てたいという気持ちは当然生じるわけですが、それが相手国の状況にうまくマッチングするかどうか。しないのに押しつけていっても成功しないはずなので、そこを考えていくことが森嶋先生のおっしゃられたような体系化への一つのアプローチかなと思っておりました。その意味でパネリストの方々の一つお尋ねしたいなと思ったのは、日本のモデルと相手国のモデルのかみ合わせを考えていくとしたときに、日本自身の日本の法社会の特色というものを意識している必要があると思うんですけれども、そのあたりについて何かコメントがあたりかということです。

例えば、鏑木先生、釜井先生をはじめ、今日非常に法テラス、ひまわり等の積極的な成功例を紹介されて、日本の強みだとまさに感じるわけなんですけれども、これは日本が Non-Litigious 社会といえますか、訴訟がなかなか起こらない状況があって、それが実は何か社会的なボトルネックがあって訴訟が十分起こっていないのではないかなというような問題意識があったから、それで展開していった活動であったと思われませんが、そういう意味では、同じような状況、コートジボワールが抱えていたとしたら非常にマッチングがよかったのではないかなと思います。そういったことで、まず日本自身の認識ということ。

それからもう一つは、相手国のニーズ、相手国の社会的な特色をどのように把握していくかというテーマがあるような気がいたします。コートジボワールはマッチングしたのではないかなと思いますけれども、例えば午後、小松弁護士等からご紹介のあった

ミャンマーでは、調停というニーズがわっと上がってきたと。恐らくミャンマーは弁護士の数とか弁護士費用の低さとかいう意味では、ちょっと日本とまた状況違って、Litigious 社会、日本に比べて訴訟が起こりやすい社会なのかもしれないと、そうすると違ったニーズが、むしろ訴訟がたくさん起こり過ぎているのを裁判所が裁き切れていないといったようなニーズから、日本のうまくいっているという調停、これをちょっと教えてくれないかというニーズが出てきたのかもしれないというふうに見ておりました。そういう意味では、相手国社会のニーズをどう把握して日本とのマッチングを考えていくかという論点があるかと思われまして、佐藤先生が先ほどおっしゃったような勉強会を、得てして JICA プロジェクトが相手の機関と 1対1 の非常に密接な関係をつくるのがうまいと言われておりますけれども、そこに加えて、もっと開かれた、例えば調停制度もミャンマーの最高裁を相手にしておりますけれども、もっと例えば学会とか商工会議所みたいなところも取り込んでいったような勉強会が広がっていくとか、そういったような何か工夫があるともっと展開するのかなと思って拝聴しておりました。何かそのあたりにパネリストのコメントをいただけたらと思います。

○森永 さあ、いかがでしょう。もうあまり時間がございませんけれども、それじゃ、釜井先生お願いできますか。

○釜井 日弁連の方の活動で、過疎地に弁護士を送ると、しかも、それを自分たちのお金でやるというようなことを他のところにまねてくれというのはあまりに難しいことだなと思うんですが、こういう試みをする前に試みていたこととしては、Access to Justice という試みの中では当番弁護士という当番を決めて身柄拘束された人から依頼が来れば駆けつけるという制度があります。これはある弁護士会が決めた後、全国の弁護士会に一気に広がったということがあります。

それともう一つは、確かに司法過疎ではあるけれども、そこにちゃんと定期的に弁護士会として法律

相談をちゃんと毎週やるとか、そんな形でやっていたことがあって、しかし、弁護士相談の機会ができて、依頼したいとなると遠い町や遠い市の弁護士に頼まなければいけないというところに限界を感じて、やはりその土地に弁護士事務所をつくらなければという話にはなったんですが、そういう試み(注:法律相談センターの設置)も参考になるかなと思います。

先ほど、ベトナムの報告の中にも当番を決めてというのが少しあったと思いますけれども、これはすごく、まさに当番弁護士と同じような形での試みかなというふうに感じたところですね。私はそんなところですよ。

○森永 ありがとうございます。

時間もそろそろ参りまして、あと数分ですけども、関西会場、本当に何もありませんか、大丈夫ですか。

分かりました。ありがとうございます。

ちょっと長々とやってまいりましたけれども、いかがでしたでしょうか。

まずは、パネリストの皆様本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

これで今回のパネルディスカッションはおしまいにしたいと思います。皆様ご参加ありがとうございました。もう一度パネリストの皆様大きな拍手をお願いします。(拍手)

また、元の司会に戻します。

○下道 皆様、どうもありがとうございました。いま一度、パネリストの皆様盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

以上で第3部のパネルディスカッションを終了いたします。

それでは、ここで公益財団法人国際民商事法センター理事、小杉丈夫様より、閉会のご挨拶をいただきます。

○小杉 皆様、朝10時から5時半まで長い間大変お疲れさまでした。

私は、今ご紹介のあった国際民商事法センターという法務省の法整備支援を民間からお手伝いをする公益財団法人の理事をしております。1996年、

この財団が設立され、またJICAの法整備支援が始まった年から理事をしております、この法整備支援連絡会も第1回というのに出ております。そういう意味では、もう絶滅危惧種かというふうに思うぐらいであります。

本当に今日は、スピーカーの方々、それからパネリスト、加えてフロアから大変活発な質疑がなされて、大変充実した会議になったのではないかというふうに思います。

最初、Access to Justice というこの今日の連絡会のテーマを見たときに、一体どこへ連れていかれるんだろうなと、こう思って今日は始まったわけですけども、プログラムが進むごとに非常に内容が深まってきて、本当に最後はいい形で終わることができたというふうに思っております。

なるほど、私がこの会議の前に考えていたよりは、もう Access to Justice という概念が最近是非常に広く使われているということがアンダーセンさんの話、我妻先生の話、ほかの方々の議論を聞いてよく分かりました。ただ、そう言いながら自分のこの20何年の法整備支援というのを振り返ってみると、Access to Justice ももちろん大事だけれども、ジャスティスをどうやって構築するかということで20年間皆様とともにやってきたわけで、この問題というのがまだまだ大事だと、まだ終わっていないということも改めてそういう感を抱いたわけでございます。

Access to Justice という話になって、やはり新しいことをやるにしても、地元の団体、それから地元の人たちが主体になって日本からやっぱり応援をするという形は、必ずそういうふうになるんだろうなと思います。ベトナムのドー・ゴック・ティン弁護士会長の話も聞いて、いや、素晴らしい発展をしたなと思いました。

2001年という年に、私はハノイに初めて訪問をして、森脇先生なんかとともにベトナムの第2フェーズの調印式というのに出たんですけども、その頃のベトナムの弁護士会というようなものはまだまだ体をなしていなかった。それが20年たって、こういう形で活動していらっしゃるというのは本当

に素晴らしいことだだと思います。その頃のことです。三ヶ月先生、その頃は法務省の特別顧問でいらっしゃると思うんですけども、法務省からの支援、法務省から向こうの司法省だけの支援じゃ駄目なんだと。その当時、日弁連がJICAのプロジェクトで弁護士の支援ということをやるといことを言われたときに、三ヶ月先生は、それは大賛成だと、当時はまだ日本の弁護士会と、それから法務省、裁判所というのはもう少し対立色があった時代なんですけれども、三ヶ月先生が言われたのは、日本は明治以来、西欧の制度を取り入れて、条約改正のためにもう一気に整備を進めたんだけど、そのときにやっぱり弁護士のところをないがしろにしたというか、切り落としてどんどん日本の整備をやったと。それが元で日本で在朝在野の法曹の対立というような大きな傷を残すことになったと。ベトナムの支援を始めるに当たって、そういうことがないように初めから考えてやるのは大事なことなんだということ言われて、ベトナム支援の10周年の記念式典のときもそういうことを触れられたんですね。だからそういうことを今日の皆さんの話を聞きながら思い出しました。やっぱり先人はそういう先を見通したことをやっていたんだなということも改めて思いました。

そういうことで、新しい Access to Justice ということをこれからの法整備支援でどうやっていくかと。新しい選択肢でも議論に出たように、先方のニーズということもあります。予算ということもあります。いろいろな環境の中で新しい時代に即応した方策をこれから考えていくということになると思います。そういう新しい方向に向けて皆さんの力を結集していき、また、海外ともネットワークをつくりながら進めていかなければいけないというお話が出たと思います。

今日の連絡会は、外国からのスピーカーの方々、それから日本でのパネリストの方々、大変ありがとうございました。また、ご参加いただいた方々に厚く御礼を申し上げたいと思います。

それとともに、通訳の方、日米の通訳または日本

語とベトナム語の通訳の方のお力がなければ成功できなかったというふうに思います。改めてお礼を申し上げて、最後の私の言葉といたします。今日は皆様、長い間ありがとうございました。(拍手)

○下道 ありがとうございました。

以上をもちまして第21回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、今日は長時間にわたりましてご参加ありがとうございました。

関西会場の皆様も、今日はありがとうございました。

【海外出張】

カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の 協力覚書締結について

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

2020年1月22日、カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）のプノンペンにある王立司法学院¹において、王立司法学院と法務省法務総合研究所との間で、法・司法分野における相互の友好、理解及び協力を発展させることを目的とする協力覚書を締結しました。

法務総合研究所は、2018年12月にラオス人民民主共和国司法省の国立司法研修所との間で、2019年7月にはウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間で、それぞれ協力覚書を締結しており、王立司法学院との協力覚書の締結は、法務総合研究所にとって3番目の締結となります。

本稿では、その概要を御紹介します。

第2 締結の背景

カンボジアでは、1999年から、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）による民法及び民事訴訟法の起草を支援する法制度整備プロジェクトが始まりました²。そして、2005年11月から2012年3月までの間、それら民法及び民事訴訟法を適切に解釈し、運用することができる人材を育成できるよう、裁判官・検察官養成校において、民事教育改善プロジェクト（フェーズ1、フェーズ2）が実施されました。このプロジェクトでは、民事訴訟法の適切な運用、普及に向けた教材である模擬記録の作成、教官候補生である裁判官や検察官に対する民法草案の講義、民事分野の講義のシラバス作成に対する助言、指導などが行われました³。

また、2012年4月から2017年3月までの間、王立司法学院を実施機関の一つとして、民法・民事訴訟法普及プロジェクトが実施されました。このプロジェクトでは、王

¹ Royal Academy for Judicial Professions(RAJP)。裁判官・検察官養成校、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校で構成され、司法大臣の管轄下にある法律専門家養成する機関である。

² 詳しくは、ICDNEWS第7号（2003年1月）掲載の「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」及び「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援、その画期的な成果」や、第9号（2003年5月）掲載の基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」、第11号（2003年9月）掲載の「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」などを参照されたい。

³ 詳しくは、ICDNEWS第18号（2004年11月）掲載の「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」や第35号（2008年6月）掲載の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1完了報告」に加え、第31号（2007年6月）、第33号（2007年12月）、第38号（2009年3月）、第42号（2010年3月）、第46号（2011年3月）、第48号（2011年9月）、第50号（2012年3月）掲載のカンボジア法曹養成支援研修に関する記事を参照されたい。

立司法学院の教官候補生の育成や教材の作成などが行われました⁴。

現在、これらの支援を受けた卒業生の中から輩出された教官が、王立司法学院で活躍しています。

2017年4月から実施している民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトでは、王立司法学院はカウンターパートとはなっていないものの、それまで日本が実施してきた支援が高く評価されており、2019年1月、王立司法学院から、裁判官や検察官の養成などについて協力関係構築の要請があり、協力覚書を締結することとなりました。

第3 協力覚書の締結

2020年1月23日、王立司法学院において、署名式が開催され、Chhorn Proloeng 学院長と法務総合研究所の大場亮太郎所長（当時）は、意見交換、情報や経験の共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、司法分野での人材育成のための協力関係を推進し、強化することなどを内容とする協力覚書に署名しました⁵。

この署名式には、Chhorn 学院長、大場所長のほか、王立司法学院の Bunyay Narin 副学院長、Chhan Sina 事務局長、裁判官・検察官養成校の Keng Somarith 校長（当時）、国際協力部森永太郎部長などが出席し、また、在カンボジア日本国大使館の別所健一公使、JICAカンボジア事務所の菅野祐一所長、JICA長期派遣専門家（当時）篠田陽一郎氏などに御参加いただきました。

署名式では、Chhorn 学院長から、協力覚書を締結することができることの喜びや感謝の気持ち、この覚書の実現のためには関係者の方々の協力が必要不可欠であることなどが述べられました。

また、大場所長からは、関係者の皆様にお集まりいただき、協力覚書に署名することができることをうれしく思い、この協力覚書によって両機関が知見を共有し、機関相互の友好関係・協力関係を更に発展させるものとなることを確信しており、JICAをはじめ、他機関の協力を得ることにより、広く両国の法・司法分野における協力関係の深化につながることを期待していることなどが述べられました。

さらに、別所公使からは、王立司法学院に対し、日本のカンボジアに対する法制度整備支援活動への協力に対する感謝とカンボジアの司法の発展への貢献に敬意が表され、法整備と法の適切な運用は国民の生活と社会の安定、経済発展に不可欠であり、そのためにも法の運用を担う裁判官・検察官の更なる育成は重要な課題であることから、日本政府は、司法プロセスの透明性や公正性の強化のために引き続き協力していく考えであり、大使館としても、協力覚書の締結を歓迎し、「国民に信頼され、活用される司法制度及び人材の育成」

⁴ カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修に関しては、ICDNEWS第55号（2013年6月号）、第58号（2014年2月）、第60号（2014年9月）、第62号（2015年3月）、第63号（2015年6月）、第65号（2015年12月）、第67号（2016年6月）、第70号（2017年3月）を参照されたい。

⁵ 協力覚書については、<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/housouken20200122.html> 添付の「【英語】日カンボジア協力覚書（MOC）」を参照されたい。

に向けた全ての関係者の努力を支援していく旨のお言葉をいただきました。



【協力覚書に署名する大場所長（左）と Chhorn 学院長（右）】



【署名後の握手の様子】

署名式終了後、Chhorn 学院長は、私たち日本側参加者を講義が行われていた教室へ案内し、学生に対して協力覚書の締結を告知してくださいました。この行動、そして、その際の、Chhorn 学院長を始めとする王立司法学院の皆様の喜びに溢れた、にこやかな表情からも、皆様が、この締結を大変喜んでくださり、また、協力関係の実現に向けて大きな期待を寄せてくださっていることを強く感じました。

第4 おわりに

2020年3月、この協力覚書に基づき、王立司法学院において、裁判官を対象とした第1回目のセミナーを実施することを計画していましたが、COVID-19の影響により、そのセミナーは延期となってしまいました。本来であれば、そのセミナーの実施状況も併せて本誌において御紹介したいと考えていましたが、延期となり本当に残念です。

今は、一日も早くこの事態が収束することを祈り、今後、両機関の協力関係を更に深める活動が活発化していくことを期待しています。

ラオス首相府共同セミナー

国際協力部教官

前田 佳行

1 はじめに

2020年1月27日から28日にかけて、ラオス首相府とJICAプロジェクトの共催による共同セミナー（以下、「本セミナー」という。）が開催された。本セミナーのテーマは法制執務及び法教育であり、ラオス首相府との共同セミナーは初の試みとなった¹。

ラオスでは、法案の起草を各省庁やその他の政府機関で行い、その草案を司法省法制局で審査した後、首相府法律審査局でも政治的及び法的観点から法案審査がなされることになる。しかしながら、現状、法案の起草能力及び審査能力のいずれも十分なものとはいえず、2019年10月には、ラオス首相府からJICA現地プロジェクトに対し、①党²の決議内容を適切な法律にする方法が確立されていない、②公務員が適切に法を執行しない、③法律と下位法令の整合性がとれていない、④法律の執行状況を適切に評価する方法が確立されていないなど、現在抱える課題に関する支援要請があった。そこで、これらの課題のうち、②に対し、公務員の適切な法執行を下支えする国民の法意識向上に関する日本の制度（法教育）の紹介、③に対し、法律と下位法令の整合性を含む法令相互の整合性担保に関する日本の制度や、日本による諸外国に対する法令の整合性確保に関する支援内容の紹介を目的として、本セミナーが企画された³。

なお、本セミナーにおいては、議長はラオス首相府のブンクート・サンソムサック大臣が務められ、また、ケート・ケティサック元司法省副大臣、ダヴォン・ワーンヴィチット元国会法務委員会委員長、ケッサナ・ポンマチャン司法省国際協力局長が講演を行ったほか、法整備・法制執務に関わる多くの関係者が出席されており、ラオス側の関心の高さがうかがわれた。

また、日本側からは、法務総合研究所の山崎耕史総務企画部長と当職（前田）がスピーカーとして参加し、それぞれテーマに沿った講演を行った。

2 プログラムの内容

(1) 1月27日午前のプログラム

本セミナーの冒頭では、ブンクート大臣からオープニングリマークスが述べられ、本セミナーの大きな目的は法令制定能力の向上であり、より具体的には、ラオス人民にとって良い法令、原則に基づいた法令、きちんと実施できる法令の制定により法の支配に資

¹ ラオス首相府は、現在実施されている「法の支配発展促進プロジェクト」（プロジェクト期間は2018年7月～2023年7月）を含め、今までにJICAが実施してきた法整備支援プロジェクトのカウンターパートには入っていない。

² ラオス人民革命党。

³ 当時のチーフアドバイザーである伊藤淳元専門家が対応した。

することを目的とするものであることが確認された。

そして、JICAラオス事務所の米山芳春所長からセミナー開催の祝辞が述べられ、集合写真が撮影された。



集合写真

その後、ケート元司法省副大臣から、ラオスにおける法令の整合性に関する講演が行われた。講演の内容は、ラオスにおける①法令制定の一般知識、②憲法の制定・改正、③法律の制定・改正など多岐に及ぶものであり、ケート元副大臣は、法令の改善のためには、各法令を憲法や経済、社会の状況に沿ったものとする、党の政策に関して十分に理解する、パブリックコメントや他省庁との調整を行う、言葉を意識し、その意味をはっきりさせる、税・投資など様々なことを把握する、といったことが重要であることなど、長年の経験に基づく意見を述べられた。

また、この講演の中では、ラオスでは言葉遣いに規則性がなく、起草者がそれぞれの意思・経験で言葉を用いるため、法案の言葉遣いに矛盾がある場合を想定した規則を作らなければならない、それによって法の適用が明確になり、外国語に訳すことも可能となる旨の提言もなされた。この点に関しては、ブンケート大臣も、講演終了後にコメントとして、国際条約やそれに基づく法律の制定について触れ、外国の法律を翻訳したり、ラオスの法律を外国語に翻訳する際には、その意味が正しいのかを常に検討する必要がある、国際的な法制定の手続について学ぶ機会が必要である旨述べていた。

続いて、山崎部長から「日本における立法手続と立法における留意点」をテーマとする講演が行われた。

この講演では、日本における基本的な立法手続に関する説明がなされた上、立法における留意点として、政策合理性（立法目的・手段の合理性・妥当性・実効性など）、法的整合性（縦と横の関係、内容・形式の整合性など）、確立された立法技術が挙げられ、具体例を用いた説明が行われた。また、正確で矛盾のない立法のためには、各府省（の職員等）がその所管する法令に習熟すること、必ず全府省に照会・協議をしてコメントを求めること、「ことば」に厳しくなることが重要であることなど、法令の整合性確保のためのポイ

ントが説明されたほか、法は国の利益を実現し、国民の幸せを増進するものであるとする日本の過去の学者の言葉の紹介がなされた。

講演後には、ラオス側出席者から、政令の制定手続に関し、ラオスと日本を比較した視点からの質問が出るなど、講演内容に対する関心の高さがうかがわれた。



ケート元副大臣の講演



山崎部長の講演

(右側壇上はブンケート首相府大臣。以下の講演に関する写真において同じ。)

(2) 1月27日午後のプログラム

午後のプログラムの冒頭では、当職（前田）が、「各国における法制執務に関する日本の法整備支援」と題し、ベトナム、インドネシア及びミャンマーにおける法制執務に関する国際協力部の法整備支援の実情とその内容についての紹介を行った。

その際には、どの国でも法制執務に関する問題を考えるに当たって特に興味を持たれるのは、法令データベースの作成や省庁間の調整等であるが、それらの方策やシステムは基本法制の整備や法理論の確立が前提としてなされなければ十分に機能しないと考えられること、法制執務に関しても、当然ながらそれぞれの国でその国に合った体制作り

をすることが肝要であることなどについても触れつつ、上記各国を対象とする本邦研修の内容等に関する説明を行った。

その後、ダヴォン元国会法務委員会委員長による講演が行われ、法の支配の実現のためには法の適正な執行が欠かせないこと、ラオスの問題点として公務員の法遵守意識が高くないことや、法の支配の実現のために法の効力を強化しなければならないこと、法の支配の意味は国家が意味のある法律を制定することであり、国民は法律が国民の利益を守るために作られたものであることを十分に理解しなければならないことなど、数々の提言が出された。

また、その後の質疑応答では、ラオス首相府及び司法省の職員から、法律実施の検査や評価をどのように行うべきか、日本でも立法計画に沿った立法がなされることあるかといった質問や、下位法令の検査方法に関するハンドブックを作成する予定なので日本の知見を提供してほしいといった要望などが出された。



当職（前田）の講演



ダヴォン元国会法務委員会委員長の講演

(3) 1月28日午前のプログラム

2日目となる1月28日のプログラムの冒頭では、当職（前田）から「日本の法教育」に関するプレゼンを行った。

このプレゼンでは、日本でも裁判員制度の導入や選挙年齢及び成人年齢の引き下げなどの社会制度の変化により法教育の重要性に対する意識がさらに高まっていること、法は権力によって強制されるものではなく、日常生活の中で機能するべきものであり、「自由で公正な社会の担い手として必要なものの考え方」を身につけるために法教育が必要となることなど、日本において議論されている法教育の核心について説明するとともに、年齢に応じた法教育が実践されている事例について紹介していった。

プレゼン終了後には、ブンクート大臣から、ラオスでも村民を対象に一般的な法教育を行うことがあるが、その対象は子供ではなく社会人レベルであるというコメントがあったほか、セミナー参加者から、小学校における法教育の位置付けや法教育のカリキュラムに関する質問が出るなど、関心が寄せられた。

その後、ケッサナ局長から、ラオスにおける法の支配に関する講演が行われた。

この講演の中では、ラオスにおける法の支配の意味がどのようなものか考える必要があることや、ラオスの法律を外国語にも翻訳できるように言葉の問題を解決していく必要があることなどについて触れられた上で、法律の原則を理解し、外国の専門家と意見交換や勉強会をすることで、ラオスにおける「法の支配」をどのように実現するか学ぶ必要があることについても強調して述べられていた。

一方で、この講演後、ブンクート大臣は、「法の支配」の構成は8個あるとして、「国民のための国家」「平等な社会」「人権の保護」「法律が一番上にあること」「条約に応じた法律を作ること」などを挙げつつも、「党の指導の下の国家」「党の指導に基づき国家が施政を行う」「(国民や公務員は)憲法や法律を信用しなければならないこと」も挙げてコメントをしており、国家体制の違いもあることから「法の支配」に関する共通認識を得ることの難しさが感じられた。



ケッサナ局長の講演



セミナー会場の様子

その後の質疑応答では、首相府法制局副局長から、今後次期 J I C A プロジェクト等において、首相府も対象にして法制執務に関するプロジェクトを実施する予定はないかとの質疑もなされた。

これに対しては、伊藤元専門家から、現状そのような予定はないとしつつも、法制執務を課題とするセミナーを今回と同様の形で開催することは可能と考えられること、それ以上にプロジェクト活動に組み込むことを考えるには、要望を挙げてもらい、検討の上、別途プロジェクトとして取り上げられることを要することなどといった回答がなされた。

3 所感等

冒頭でも述べたが、今回の首相府共同セミナーは、J I C A による法整備支援プロジェクトとしてはラオス首相府との初めての共同活動であり、1日半の短い時間ではあったが、ラオス側参加者の関心も高く、充実したプログラムが実施されており、本セミナー自体は十分に成功したものと考えられる。

しかしながら、本セミナーの中でも随所で述べられていた「法の支配」の意義については、国家体制や法制度の違う日本とラオスの間でどの程度共通認識が得られているのか不明確なところもある。

また、本セミナーが、法制執務や法教育といったテーマに関するラオス側のニーズにどの程度資することができたかについても、現状不明確であり、本セミナーの内容がどのように現場等にフィードバックされるのか、何らかの形で法制執務の改善等に生かされていくのかについては、今後の動向も見守っていく必要がある。

さらに、首相府職員からは、今後首相府をカウンターパートに加えたプロジェクトを実施できないかという質疑も出るなど、今後も法制執務等に関して継続した知見の提供を求められることも予測される。プロジェクト活動として行うかどうかはともかく、法令の整合性確保は法の支配の発展促進に不可欠なものといえることからすれば、可能な範囲で今回のような共同セミナーを実施していく必要性も認められる。

いずれにしろプロジェクトとしては、今後も首相府関係者とも継続的に相談の機会を持ちつつ、そのニーズを正確につかんだ上、必要に応じて本セミナーのような共同活動を行うことを目標としていきたい。

Seminar on development skill of making and reviewing legislative
On 27-28 January 2020, at Crown Plaza Hotel

| Time | Details | Person in Charge |
|----------------------------------|---|--|
| Day 1, on 27 January 2020 | | |
| 8:00-8:30 | Registration (Lanexang Meeting Hall 2 nd floor) | Legislation Department (Prime Minister Office) |
| 8:30-8:40 | Explanation the purpose of the seminar | - DG of Legislation Department (PMO) - Mr. Atsushi ITO, Expert of JICA project |
| 8:40-9:00 | Opening Remark (Chairperson) | - Mr. Bounkert SUNGSOMSACK Minister of Prime Minister Office (PMO) - Mr. Yoshiharu Yoneyama President of JICA Laos Office |
| 9:00-9:05 | Group Photo | All Participants |
| 9:05-10:20 | Topic 1: Drafting and reviewing consistency legislative system in Laos | Prof. Ket KIETTISAK Former vice minister of MOJ of Laos |
| 10:20-10:30 | Coffee Break | All Participants |
| 10:45-11:55 | Topic 2: Drafting and reviewing consistency legislative system in Japan | Mr. Koshi Yamasaki Vice president of Research and Training Institute of MOJ of JAPAN (RTI) |
| 12:00-13:15 | Lunch | All Participants |
| 13:15-14:50 | Topic 3: Sharing experience on supporting legislative duty for the developing country | Mr. Yoshiyuki Maeda Professor of International Cooperation Department of RTI of MOJ of Japan (ICD) |
| 14:50-15:00 | Coffee Break | All Participants |
| 15:00-16:00 | Topic 4: Law enforcement system in Laos | Prof. Davone VANGVICHITH Former chairman of National Assembly's law Committee |
| 16:00-16:20 | Discussion Q & A | All Participants |
| 16:20-16:30 | Closing Remark (Day 1) | Chairman Committee |

| Day 2, on 28 January 2020 | | |
|----------------------------------|--|---|
| 8:30-9:15 | Topic 5: Law dissemination and education system in Japan | Mr. Yoshiyuki Maeda Professor of ICD |
| 9:15-10:00 | Topic 6: Rule of Law in Laos | Mr. Ketsana PHOMMACHANH Director of International Cooperation of MOJ |
| 10:00-10:10 | Coffee Break | All Participants |
| 10:15-11:45 | Opinion Exchange, Q & A | All Participants |
| 11:45-11:50 | Closing Speech from Japanese side | - Mr. Koshi Yamasaki Vice president of RTI |
| 11:50-12:00 | Closing Remark | - Mr. Bounkert SUNGSOMSACK Minister of Prime Minister Office (PMO) |

【国際研修】

第 1 回スリランカ本邦研修

(刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官

高 梨 未 央

1 目的及び研修の背景事情

(1) スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）は、2009年の内戦終結以降、平和の構築と社会の再建に努力を続けており、そのなかの重要課題の一つとして裁判所の機能改善、特に刑事司法の機能強化が挙げられる。

スリランカの刑事司法自体はそれほど脆弱なものではなく、いずれの関係機関も相当程度の能力を備えているものの、古い時代に英国から継受した複雑な刑事訴訟手続と実務慣行、訴訟当事者の保守的な態度、立証活動の非効率など、多くの細かな実務上の要因が積み重なって極めて深刻な手続の遅延を招いている状況にある。

これらの点の改善は、武力紛争中の重大犯罪の適切な処理という観点からも非常に重要である。

(2) そこで、今回の国別研修では、基礎的な刑事司法実務の改善に焦点を当て、テーマを「刑事訴訟の遅延解消」に絞ることとし、研修参加者については検察官・裁判官を中心に据え、これに重大犯罪の捜査に不可欠な鑑識活動の専門家も若干名加えて、2回の本邦研修を企画することとした。

本研修はその第1回目となるものである。

2 研修日程

令和2（2020）年1月26日（日）から同年2月8日（土）まで（移動日を含む。）の14日間。

詳細は別添1研修日程表を参照されたい。

3 場 所

法務省法務総合研究所赤れんが棟ほか

4 研修参加者

法務長官官房刑事担当訟務長官ほか10名（別添2参加者名簿のとおり）

5 研修総括（本研修プログラム）

(1) 研修内容について

研修プログラムは、日本の刑事司法の実情と、円滑且つ迅速な捜査・公判の遂行のために現場において留意されていることを紹介することを主眼に置いて構成した。

具体的には、東京地方検察庁の凶悪事件を取扱う本部係検事による講義、東京地方検察庁サイバー担当の講義及び見学、科学警察研究所の見学、刑事裁判の傍聴といった各分野の現場を直接体感できるようなプログラムを多く取り入れ、刑事手続きの詳細にわたる部分については国際協力部教官が補う形式で研修を進めた。

英米法系のバックグラウンドを持つスリランカでは、主に大陸法系を基礎とする日本と比較して刑事司法制度が大きく異なっており、検事が捜査に関わることもないが、刑事事件の捜査という点では共通する部分も多分にあり、研修参加者から積極的に質問等がなされていた。

また、日本の刑事司法の昨今の関心事項を紹介する意味合いも兼ねて、児童から正確な供述を得る手法、司法面接について、立命館大学仲真紀子教授による講義を実施したところ、司法面接の手法はまだスリランカでは浸透していないとのことで、研修参加者からは講義に高い関心を示すとともに、グループワークにも積極的に参加していた。

(2) 研修参加者発表について

研修参加者らが所属する各機関につき、現在のスリランカの訴訟遅延の原因や、司法における各機関の役割に関する発表が行われた。

人員不足がどの機関にも共通する問題点として存在しており、また、捜査・公判いずれの段階においても、法（又は前例、慣例）を硬直的に適用することが遅延の大きな原因になっているという印象を受けた。

(3) 総括

研修全体を通して研修参加者と講師との間で活発な議論がなされ、スリランカの現状や問題点についても研修参加者から積極的な発言があった。

また、発言は特定の研修参加者に偏ることなく発せられており、受講態度は非常に良好であった。

研修参加者のアンケート結果及び研修における研修参加者の態度を総合的に見れば、研修参加者は本研修内容について満足していることがうかがわれる。

本件国別研修は来年度までの2年間の枠組みであるが、スリランカの刑事司法の状況を改善するには、今後も（国別研修という形態を採用するかはおくとして）継続的な支援が必要と思われる。

本研修は、令和2年度に実施される第2回本邦研修とセットとなるよう、まずは基礎的な部分に重点を置いて実施したところ、新型コロナウイルス流行の拡大により令和2年度の研修予定は未確定な部分も多いが、より充実した研修となるよう担当者一同今後も努力して参りたい。

第1回スリランカ本邦研修(刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)日程

| 日付 | 曜日 | 午前 | 午後 |
|--------|----|---|--|
| 1 / 26 | 日 | 入国 | |
| 1 / 27 | 月 | 10:00 12:00 JICAオリエンテーション | 12:00 12:40 ICDオリエンテーション TIC |
| 1 / 28 | 火 | 10:00 12:30 凶悪犯罪の初動捜査 - 初動捜査にあたっての留意点 - 東京地方検察庁 中畑知之検事 赤れんが | 12:45 16:30 所長主催意見交換会 法曹会館 凶悪犯罪の初動捜査(続) ICD教官 赤れんが |
| 1 / 29 | 水 | 10:00 11:30 科学的証拠について - 確たる証拠を求めて - ICD教官 TIC | 14:30 16:45 科学警察研究所訪問 - 専門家は何をしているか - 千葉県柏市・警察庁科学警察研究所 |
| 1 / 30 | 木 | 10:00 12:15 検察における科学捜査(DF捜査について) - 検察官が知っておくべきこと - 東京地方検察庁 原島一郎検事, 吉田正宏情報解析官 東京地検DFセンター | 14:30 17:00 研修参加者発表及び討議(続) 「スリランカにおける刑事手続遅延の現状と対策」 研修参加者 TIC |
| 1 / 31 | 金 | 10:00 12:15 効果的な証人尋問(主尋問) - 証人に聞くべきこと・聞いてはいけないこと - ICD教官 TIC | 13:30 17:00 効果的な証人尋問(反対尋問・再主尋問) - 信用性の弾劾と回復 - ICD教官 TIC |
| 2 / 1 | 土 | | |
| 2 / 2 | 日 | | |
| 2 / 3 | 月 | 10:00 12:30 参考人事情聴取と裏付証拠・弾劾証拠 - 公判を見据えた参考人供述の位置づけと評価 - ICD教官 TIC | 14:00 17:00 被疑者取調べと裏付証拠・弾劾証拠 - 公判を見据えた被疑者供述の位置づけと評価 - ICD教官 TIC |
| 2 / 4 | 火 | 10:00 12:30 効率的な訴訟運営 - 訴訟の迅速化に向けた裁判所の取組 - UNAFEI細川教官 TIC | 13:30 17:00 検察官の裁量 - 裁量権の効果的・効率的な行使 - ICD教官 TIC |
| 2 / 5 | 水 | 10:00 12:00 主張立証の組み立て - 否認事件における公判検察官の技術 - ICD教官 赤れんが | 13:30 15:00 裁判傍聴 東京地方裁判所 |
| 2 / 6 | 木 | 10:00 12:00 脆弱な証人に対する事情聴取 - 対象者を傷つけずに供述を得る方法 - ICD教官 TIC | 15:30 16:00 裁判傍聴振り返り 赤れんが |
| 2 / 7 | 金 | 10:00 11:00 研修の振り返りと今後取り組むべき事項についての討論 TIC | 16:00 17:00 意見交換 赤れんが |
| 2 / 8 | 土 | 11:00 11:30 評価会 TIC | |
| | | 出国 | |

第1回スリランカ本邦研修

| | |
|----|--|
| 1 | ヘッティゲ デシルバ バルニカ |
| | Ms. HETTIGE DE SILVA Varunika Deputy Solicitor General, Criminal Unit, Attorney General's Department 法務長官官房刑事担当訟務長官 |
| 2 | スワンドウルゴダ ナディー |
| | Ms. SUWANDURUGODA Nadee Senior State Counsel, Attorney General's Department 法務長官官房上級検事 |
| 3 | プンチヘワ ウパラーワンナ |
| | Ms. PUNCHIHEWA Uppalawanna State Counsel, Criminal Division - Supreme Court Unit, Attorney General's Department 法務長官官房最高裁判所担当検事 |
| 4 | ウェリカラ ガヤニー |
| | Ms. WELIKALA Gayani Assistant Secretary, Legal Division, Ministry of Justice, Human Rights and Legal Reforms 司法, 人権・法制改革省法務課次官補 |
| 5 | クルップ ルワナディニ |
| | Ms. KURUPPU Ruwanadini Assistant Secretary, Legal Division, Ministry of Justice, Human Rights and Legal Reforms 司法, 人権・法制改革省法務課次官補 |
| 6 | モハマド イルサーディーン モハマド ヤコブ |
| | Mr. MOHAMED IRSADEN Mohamed Yacub Judge, High Court Batticaloa, Judicial Service Commission パッティカロア高等裁判所判事 |
| 7 | ラーマナーダン カンナン |
| | Mr. RAMANATHAN Kannan Judge, High Court Vavuniya, Judicial Service Commission バブニヤ高等裁判所判事 |
| 8 | スーセイダース デニス |
| | Mr. SOOSAITHAS Denis Judge, High Court Batticaloa, Judicial Service Commission パッティカロア高等裁判所判事 |
| 9 | カルタラコララ ニローシャナ |
| | Mr. KALUTARAKORALA Niroshana Legal Officer, Legal Division, Sri Lanka Police スリランカ警察法務課法務官 |
| 10 | モホマド ニサール ルーフル |
| | Mr. MOHOMED NISAR Ruhul Consultant Judicial Medical Officer, Health, Institute of Forensic Medicine and Toxicology 法医病理・毒物研究所司法・医務官 |
| 11 | カルナラトネ チャミラ |
| | Ms. KARUNARATHNE Chamila Deputy Director-Secretariat for Coordinating Reconciliation Mechanisms (SCRM) 国民和解メカニズム調整事務局副課長 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 高梨 未央(TAKANASHI, Mio)

国際専門官 / Administrative Officer 吉田 有里(YOSHIDA, Yuri)

インドネシア法整備支援第13回本邦研修

国際協力部教官

下道良太

第1 はじめに

2020年1月27日から同年2月7日にかけて¹、インドネシアの裁判官を日本に招き、裁判官を対象とする知的財産法に関する研修を行う講師を養成することを目的として、講師に必要な知見を提供することなどを内容とする「インドネシア法整備支援第13回本邦研修」（以下「本研修」という。）を実施した。本稿では本研修の内容について紹介する。

第2 本研修の背景

インドネシアでは、2015年12月から5年間の予定で、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）、法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を実施機関として、知財保護制度の強化及び知財法令を中心とする法的整合性を確保するための手続整備を目的とするJICAの「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されており、JICAから長期派遣専門家が現地に派遣されている²。国際協力部は、現地セミナーに参加したり、本邦研修を企画、運営するなどして、本プロジェクトを支援している。

最高裁は、本プロジェクトにおいて、知財に係る事件処理の予見性の向上を目指し、長期派遣専門家と協力して、裁判官に対して知財法に関する研修を行う講師の養成、商標法のガイドブック（条文、主文例、裁判例等を紹介する執務参考資料）の作成、知財事件の判決集³の作成などの活動を行っている。この活動の一環として、2018年2月及び2019年1月に上記の講師の養成を目的とする本邦研修が実施されたところ、これらの研修の参加者が実際にインドネシアにおいて裁判官を対象とする研修の講師を務めており、講師養成を目的とする活動は一定の成果を上げている。もっとも、上記の本邦研修においては、著作権法に関しては余り時間を割いておらず⁴、インドネシア側からは本邦研修において著作権法を扱ってほしいとの要望が出されていた。また、2019年7月から8月にかけて商標法に特化した本邦研修が実施されたところ⁵、同研修で得た知見も踏まえて商標法ガイドブックの作成作業が進められている上、インドネシアの知財関連訴訟では商標の事件が大きな割合を占めていることも考慮すれば、次の本邦研修においても日本側から商標法の知見を提供する必要性は高かった。

そこで、本研修では、上記のとおり過去の本邦研修では扱われる機会の乏しかった著作権法をメインテーマに据え、同法について、裁判官を対象とする研修に携わる講師として

¹ 移動日を含まない。

² 元国際協力部教官である検事2名（うち1名は前職が裁判官）及び特許庁職員1名が派遣されている。

³ 2018年11月に第1集が完成し、現在第2集の作成が進められている。

⁴ 2018年2月に実施された第7回本邦研修において、林いづみ弁護士が半日間の講義を行ったのみであった。

⁵ この本邦研修の内容については、ICD NEWS81号141頁以降の拙稿を参照されたい。

必要な知見を提供することを目的とした。また、インドネシアの知財実務において大きな比重を占めている商標法についても、同様に講師として必要な知見の提供を目的とするとともに、ガイドブックの作成に生かせるような情報の共有を目指すこととした。

以上に加えて、インドネシアの裁判実務において、先例⁶との整合性が裁判官の間でどのように意識されているかについて把握することが今後のプロジェクトの活動において有意義であると思われるから、インドネシアの裁判実務において先例が果たしている役割について把握するとともに、日本の裁判実務において先例が有する意義について説明するプログラムも設けた。

本研修の参加者は、インドネシアの司法研修所、高等裁判所及び地方裁判所⁷所属の裁判官並びに最高裁のアシスタント（裁判官）である。司法研修所については、2019年11月に教育研修部長が交代したところ、本研修には新任の部長であるバンバン・ヘリー・ムルヨノ氏が参加され、インドネシアにおける研修の実情等について紹介していただいた。研修参加者については、別添1の研修参加者名簿を参照されたい。また、同年10月に現地に赴任した細井直彰長期派遣専門家も本研修に帯同した。

本研修の日程については、別添2の日程表を参照されたい。

第3 研修の内容

1 講義，発表，意見交換

(1) 講義「日本の知的財産制度の概要」では、当職が、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法等の日本における知財法の概要や、知財が侵害された場合の救済方法や手続の概要、知財事件の特別な管轄、知財事件の統計などについて講義を行った。研修参加者からは、インドネシアの制度との異同について質問やコメントが出された。

(2) 発表・意見交換「インドネシアにおける著作権関連事件の状況」及び「インドネシアにおける先例拘束性について」では、インドネシアにおける著作権制度及び先例の位置付けという二つのテーマについて、研修参加者の代表がそれぞれの現状につき発表を行った後、東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授⁸をモデレーターとして、日本とインドネシアの制度の異同等について意見交換を行った。

ア スリティ・ヘスティ・アスティティ氏が著作権制度についての発表を担当した。おおむね日本の著作権制度と共通する部分が多かったが、インドネシアに特徴的なものとして、「公表」及び「複製」並びにこれらを許諾することが財産権の主たる内容と考えられており、この二つの行為が日本の著作権法では各支分権の内容として規定されている侵害行為をカバーしている点、国民的な文化資産については国が著作権を有

⁶ ここでいう「先例」とは、同種事案について先行して出されている裁判所の判断を想定している。

⁷ インドネシアでは、営業秘密と種苗法を除く知財に関する民事事件の第一審は、特別法廷である「商事裁判所」で扱われ、これは中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン及びマカッサルの各地方裁判所に設けられており、本研修にはこれらの全ての裁判所から裁判官が参加した。これら以外の地方裁判所においても、知財に関する刑事事件は扱われている。

⁸ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

するとされている点、私的使用の目的で複製できる著作物の数量が1部と具体的に限定されている点⁹、商事裁判所では著作権に係る事件は受理から90日以内に判決をすることが求められている点などが特徴的であった。著作権に関する事件の判決も紹介され、著作権管理団体の原告適格が肯定された事件と否定された事件、「放送権」が著作隣接権として認められた事件、著作権に基づく請求と商標権に基づく請求を併合している訴えが「訴え不明瞭」との理由で却下された事件などが扱われた。

発表後の意見交換では、インターネットにおいて無断で著作物を配信する行為がいかなる侵害に当たるか（日本では一支分権の内容である「公衆送信」に該当、インドネシアでは財産権の一内容である「複製」に該当）、著作権侵害行為が親告罪か否か（日本ではTPP交渉の経緯から一部が非親告罪に、インドネシアではかつて非親告罪であったが現在は親告罪に¹⁰）、著作権と他の知財権（意匠権、商標権等）との関係、権利制限につきフェアユースのような一般的な規定を設けるべきか詳細な個別規定を設けるべきかといった点について議論がされた。

イ マルスーディン・ナインゴラン氏が先例の位置付けについての発表を担当した。インドネシアでは、先例の位置付けについて定める法令はないが、2008年に「判例による法の形成についての指針」が定められ¹¹、「重要判決（画期的判断）」及び「判例」が定義されたが、いずれも法的安定性を確保するという目的を有している。「重要判決」であるための基準として、①確定判決であること、②新しい法の発見であること、③変化する社会の問題点に込んでいること、④法発展の方向性を反映していること、⑤初めて下される判断でまだこれに従う他の裁判官がいないこと、⑥その後繰り返し継続して参照され確信されるようになると他の裁判官が従うようになることが挙げられた。他方、「判例」であるための基準としては、上記の①ないし④に加えて、⑦継続的に繰り返し他の裁判官が従っていることが挙げられた¹²。また、インドネシアの裁判官の間で判例は「法源」の一つと理解されており、同種の事件での法規範として判断理由に掲げられるとのことであった¹³。その他、相反する二つの最高裁判決がある場合にいずれに従うかについての基準¹⁴、一定の学説¹⁵も「法源」とされていること、「永久的判例（確定的判例）」は印刷媒体や最高裁のウェブサイトで公開されていること、新しい判断を示した判決の内容が立法化された例¹⁶などが説明された。

意見交換では、日本において判例によって法規範が形成された例（パブリシティ権

⁹ インドネシア著作権法（2014年法律第28号）46条(1)

¹⁰ インドネシア著作権法120条

¹¹ 最高裁とEUが協力して作成したとのことである。

¹² そうすると、①ないし④を満たすある事項についての初めての判断が「重要判決」であり、これに対し他の裁判官が繰り返し追従するようになると「判例」に昇華すると整理できそうであるが、この点については確認していない。

¹³ もっとも、後に述べるとおり法規範としての果たす機能の程度は高くないようである。

¹⁴ 公正の原則、法的安定性の原則及び有用性の原則に従って判断するとのことである。

¹⁵ 著名な法学者の見解で教科書に掲載されている学説等が例として挙げられた。

¹⁶ 悪意によって登録されたことが明らかな商標に対する登録無効の訴えは期間制限に服さないこと、商標の類否の判断基準、商品の類否の判断基準

等)、英米法と大陸法における判例の位置付けの違い、インドネシアでは最高裁判官の会議で法令の解釈の統一が図られているのに対し日本では最高裁判例の変更は最高裁判官全員によって構成される大法廷で行われること、学者の意見がどのように判決に反映されるか（日本では意見書として提出されるが判決に直接引用されることは少ない、インドネシアでは「法源」の一つ）といった点について議論がされた。



【研修参加者による発表の様子】

(3) 講義「著作権法の概要」では、桜坂法律事務所の林いづみ弁護士¹⁷が、日本の著作権法の基本的な仕組み、著作権侵害訴訟のポイント、民事・刑事・水際救済措置とその他の実務などについて講義を行った後、インターネット上の著作権侵害をテーマに事例検討を行った。

講義では、研修参加者から、著作者人格権の一身専属性（相続、譲渡がされないこと）、映画の著作権と脚本の著作権との関係、椅子のデザイン等の三次元のを著作権で保護することの可否、権利制限規定としての「引用」が認められる基準¹⁸、インターネット上の著作権侵害への措置として当該ウェブサイトをブロックすることの当否¹⁹、仮処分制度の利用頻度などについて、質問ないしコメントが出された。

事例検討では、研修参加者から活発な意見が述べられ、類似性について判断する設問では研修参加者の間で意見が分かれたが、いずれの意見についても説得的な理由が述べられていた。

(4) 意見交換「商標法の論点」では、細井長期派遣専門家が、本プロジェクトで作成している商標法のガイドブックの概要について紹介し、どのような内容を盛り込むべきか、

¹⁷ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

¹⁸ インドネシア著作権法においても、権利制限規定として引用が定められている（44条(1)）。

¹⁹ インドネシア著作権法では、インターネット上の著作権侵害について、情報通信技術分野の所管大臣が当該ウェブサイトをブロックする措置について定めている（55条、56条）。

どのような資料として位置付けるべきかなどといった点について、研修参加者との間で意見交換を行った。研修参加者からは、一定の解釈が確立していない部分については議論の状況を紹介するべきであること、何らかの拘束力を持つものではなく一定の指針として活用すべきであること、商標権の種類・内容、商標権の侵害となる行為、類否等の判断手法、損害額の算定方法等を盛り込んでほしいこと、管轄や訴訟費用等の手続的な事項も掲載すべきであることなどの意見が出された。また、ガイドブックの資料としての位置付けについては、インドネシアではこの種の執務参考資料は、最高裁長官の決定を得ることによって一般的に裁判官に用いられる資料になるとの情報が提供された。

その後、テーマを商標に限定せず、それまでの講義等を踏まえて疑問に思っている点について質問を受け付けた。研修参加者からは、日本の民事訴訟制度に対して関心が集中し、日本における訴訟の審理期間について定める規定の有無、一つの訴訟で複数の法律に基づく請求を併合することの可否²⁰、複数の請求が併合された場合の裁判所の判断方法（判断の順序、全ての請求につき判断する必要があるか等）、著作権侵害における訴訟物の个数（各支分権ごとに請求権が発生するのか）などについて質問が出された。

加えて、当日午後に実施される東京地方裁判所の法廷傍聴の予習として、日本の民事訴訟における法廷の配置について説明した。

- (5) 講義「著作権法の論点」では、慶應義塾大学大学院法務研究科の小泉直樹教授が、二次創作及びパロディをテーマとして、日本の現状、著作権や著作者人格権との関係、関連する判例、実務の対応や立法的検討などについて講義を行った。研修参加者からは、インドネシアでもパロディ自体は見られるが権利者がパロディに対して権利主張をすることはまれであること、政治的風刺を目的とするパロディは許容されるべきと考えられていることといった実情が紹介された。また、講義で紹介されたパロディに関する日本の最高裁判決であるモンタージュ事件²¹の結論について意見が述べられ、他人の著作物を利用することが引用として許容される数値的な基準、米国の「風と共に去りぬ」に関する著作権侵害事件が仮に日本で問題となった場合にどのような判断になるかなどについて質問が出された。

続いて、講義・意見交換「著作権法の講義の準備・手法」では、小泉教授が、日本の大学や米国のロースクールにおける著作権法の講義手法を紹介し、両手法のメリット及びデメリットについて説明した後、実際に事例を用いて事例検討方式による講義を実践しながら、日本とインドネシアの講義形式の異同等について意見交換を行った。研修参加者からは、インドネシアの司法研修所の研修では理論に関する講義が占める割合は3割ないし4割であり残りの主要な部分は事例検討であること、eラーニングにも力を入れていること、本研修の講義で学んだ濾過テストや二段階テストといった実務的な手法は著作権法の講義に取り入れるべきであることなどの意見が述べられた。

²⁰ 前記の発表で紹介された裁判例のとおり、インドネシアでは、異なる法律（著作権法と意匠法など）に基づく請求を併合した訴えを提起すると、「訴えが不明瞭」との理由で却下されるようである。

²¹ 最高裁 1980 年 3 月 28 日第三小法廷判決

また、小泉教授が講義で用意した事例についても、著作物性に焦点を当てた事例は研修に用いるものとして適切であること、間接侵害を論点とする事例はいろいろなアレンジを加えられるので使い勝手が良いことなど好意的な意見が述べられた。



【小泉教授による講義の様子】

(6) 講義「日本の裁判における先例の意義」では、当職が、日本における先例の位置付け、判決中の「主論」と「傍論」の区別、先例の公開方法や調査方法、先例を参照する際の注意点などについて、自らの裁判官としての経験も踏まえて講義を行った。研修参加者からは、上級審が下級審の判決を取り消した場合の同判決の帰趨、最高裁判所民事判例集・刑事判例集のアップデートの間隔、再審の回数制限の有無などについて質問が出された。

(7) 発表・意見交換「研修の振り返り等」では、研修参加者を代表してスリティ・ヘスティ・アスティティ氏が、日本とインドネシアの法令や制度の共通点及び相違点について紹介する形式で、本研修を振り返る内容の発表を行った後、本研修でテーマとなっている事項全般について意見交換を行った。

同氏の発表は、その時点での研修内容につき簡潔に要点を絞ってまとめたものであり、内容もおおむね講義等を適切に理解したものであって、研修に対して熱心に取り組んでいることがうかがわれた。

意見交換では、多岐にわたる事項について議論がされたが、その中では、インドネシアでは判例が「法源」とされているが、コモンローの国々における判例の位置付けとは異なり、飽くまで判決を説得的なものにするための裏付けとして用いられているにすぎないこと²²、インドネシアでは学説も「法源」の一つであり、法規範を形成する根

²² 後の総括質疑の際にも、研修参加者からは、インドネシアにおいては、判例が後の裁判官の判断に対して与える影響力は日本よりも弱いのではないかという趣旨の意見が出された。

抛となり得るが、どの学説を選択するかは各裁判官の裁量に委ねられていること、インドネシアでは民事訴訟の一般的な規定で審理開始時に調停を促す義務が定められているが、「特別法」に当たる各知財法においてはそのような義務が定められていないため、結局知財事件では審理開始後の調停は行われていないことなどが印象的であった。また、インドネシアの著作権法では応用美術も著作物として保護される旨が明記されていることから²³、意匠法による保護との重複について問題提起したが、明確な回答を得ることはできなかった。

- (8) 講義「商標法の概要」では、ユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士²⁴が、商標の類否判断を中心に日本の商標法の概要について講義を行った。商標の類否判断については、実際の訴訟で問題となった多数の事例が用意され、研修参加者の意見を聴いた後に講師が解説を行った。研修参加者は、各事例について積極的に自らの意見を述べていた。また、飯村弁護士の解説は豊富な実務経験を踏まえた大変示唆に富むものであり、研修参加者は熱心に聞き入っていた。

研修参加者からは、商標の類否判断につき言語の専門家や当該分野の事業の専門家の意見を聴くことがあるか、問題となっている商標が商品に付されている位置によって考慮すべき要素が左右されるか、訴訟における商標法に基づく請求と不正競争防止法に基づく請求の使い分けなどについて質問が出された。

- (9) 講義「日本の著作権関連事件の主要な判例・裁判例について」では、知的財産高等裁判所の國分隆文判事²⁵が、著作物性、複製・翻案の定義、職務著作の要件である「法人等の業務に従事する者」(著作権法15条1項)の意義、侵害行為の主体といった著作権の論点ごとに、ポイントとなる最高裁判例を紹介した後、これがその後の下級審判決に与えた影響について解説した。

本研修では、主たるテーマとして著作権を扱ったが、いわば「サブテーマ」として先例の意義についても取り上げ、これらについてそれぞれ講義等を重ねた後、最後に國分判事が両テーマを融合した内容の講義を行うという構成をとっていた。したがって、この講義は本研修の集大成的な意味を持つものであったところ、研修参加者からは大変好評であった。研修参加者は、下級審判決中に現れた最高裁判決の解釈手法について、賛成の意見を述べることもあれば疑問を呈することもあった。研修参加者は、下級審判決の推移を検討することで、日本の最高裁判決が「事実上の拘束力」を有することの意義が明確となり、かつ、判例の射程を意識しつつ当該事件に固有の事情を考慮する必要があることが分かったとの感想を述べていた。

²³ インドネシア著作権法40条(1)g

²⁴ 元知的財産高等裁判所所長であり、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

²⁵ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員(当時)、現東京地方裁判所判事



【國分判事による講義の様子】

2 訪問

- (1) 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）を訪問し、次の内容の説明をしていただいた。

まず、同協会総務本部国際担当の渡辺聡氏が、同協会の業務内容の概要について説明を行った。前記の発表内容にあったとおり、インドネシアでは著作権管理団体の原告適格が争点となった最高裁判決が出ていることから、研修参加者は権利者と同協会との間の権利関係について関心を有しており、この点について質問が出された。また、音楽の利用状況を把握する方法、ライセンス契約の締結に応じない業者に対する措置、徴収したライセンス料を権利者に分配する方法などについても質問が出された。

次に、同協会企画部の江頭あがさ主査が、同協会の業務と密接な関連性を有するカラオケに関する二つの判決（いわゆる「カラオケ法理」を採用した最高裁判決²⁶とカラオケリース業者の契約締結確認義務違反を理由とする差止請求を認めた地裁判決²⁷）について説明を行った。研修参加者からは、これらの判決がカラオケ装置の利用者に与えた影響について質問が出されたほか、間接的な侵害行為に対する損害額の算定方法、強制執行の方法、刑事処罰まで求めるかどうかといった実務的な問題について質問が出された。

- (2) 経済産業省を訪問し、同省製造産業局模倣品対策室の宮川数正室長補佐に模倣品問題・海賊版問題の現状と同室の業務内容について、同省商務情報政策局コンテンツ産業課の田中信明課長補佐に海賊版対策に関する取組状況について、それぞれ説明をしていただいた。研修参加者からは、インドネシアにおいて非純正の自動車部品が堂々と売られて

²⁶ 最高裁 1988 年 3 月 15 日第三小法廷判決

²⁷ 大阪地裁 2003 年 2 月 13 日判決

いる理由は何か、販売開始から時間が経過して模倣品が発見されることはあるかといった内容の質問が出された。

- (3) 東京地方裁判所を訪問し、著作権侵害事件の判決言渡し及び商標権侵害事件の第1回口頭弁論を傍聴した後、同裁判所民事第40部（知的財産権専門部）の裁判官に次の内容の説明をしていただいた。

まず、同部の佐藤達文部総括判事が、同裁判所知的財産権部の概要、知財事件の特別な管轄等について説明を行った。研修参加者からは、裁判所調査官が裁判官の判断に与える影響の程度、裁判所調査官や専門委員の期日における立会いの有無、裁判所が訴訟前の当事者間の交渉状況を把握する必要性、知財事件における証拠の種類や提出方法などについて質問が出された。

次に、同部の三井大有裁判官が、複製及び翻案について最高裁判例の考え方を紹介した後²⁸、実際の事例（シャツのイラストが著作権侵害に当たるかが争点）を用いて、様々なバリエーションのイラストがそれぞれ複製に当たるか、翻案に当たるか、非侵害であるかについて、事例検討を行い、研修参加者は積極的に自らの意見を述べていた。研修参加者からは、原著作物から色だけを変えた場合にそれが二次的著作物と認められることはあるか、著作権侵害の判断手法である濾過テストと二段階テストが生まれた経緯、著作物における類似性と商標における類似性の判断方法の違いなどについて質問が出された。

上記の各説明の後、同部の裁判官室、書記官室及び裁判所調査官室を見学した。

- (4) 警視庁を訪問し、同庁生活安全部生活経済課の木島秀樹警部に、商標法違反事件及び著作権法違反事件の検挙状況、日本で保護されている知財権の内容、日本における知財に関する刑事事件の主な類型、同事件の捜査の手順・方法、同事件の処分状況、同事件に関する捜査の問題点などについて説明をしていただいた。この訪問は、本研修の中では唯一刑事手続に特化したプログラムであったところ、研修参加者は知財に関する刑事手続についても高い関心を有していたようであり、サイバーパトロールの技能を向上させるための研修、サイバーパトロールで侵害品を見分ける方法、電磁的証拠の押収方法、インターネットサービスプロバイダから情報を得るための令状の要否、令状を請求するに当たって提出する資料、捜査の時間的制限、権利者に対して処罰意思を確認する必要性、税関に保管してある侵害品の押収方法などについて多数の質問が出された。

3 総括質疑・意見交換・評価会

研修最終日に行われた総括質疑・意見交換・評価会では、インドネシアと日本の著作権制度については、権利の規定の仕方に異なる部分はあるが、著作権がカバーする範囲自体には余り差異がないのではないかということが確認された。また、先例の位置付けについて、研修参加者からは、日本の裁判官は判例に従おうとする意識が強く、このことが判決内容のばらつきの少なさに帰結しているのではないか、反対にインドネシアの

²⁸ 江差追分事件（最高裁2001年6月28日第一小法廷判決）の判断手法が紹介された。

裁判官はそのような意識が低いので、裁判官の間で判断にばらつきが出てしまうのではないかとの意見が出された。

本研修のプログラムについては、双方向形式を意識したものが多かったこと、各講義において事例が多数用いられていたこと、初日に日本の知財制度の概要についての説明があり導入の役割を果たしたこと、刑事手続も取り上げられていたこと²⁹、様々な職種やバックグラウンドを有する講師の話の聞いたこと、先例の意義について学ぶ機会があったことなどについて好意的な意見が出された。また、バンバン・ヘリー・ムルヨノ司法研修所教育研修部長は、本研修の参加者の中から今後インドネシアでの研修の講師をお願いする予定であると述べた。他方で、権利の譲渡やライセンスについての講義、電磁的証拠についての講義、検察官を講師とする講義を設けてもらいたかった、訪問先ではもっと施設を見学したかったなどの要望も出されたので、今後の本邦研修を企画するに当たってはこれらをできるだけ反映したい。

第4 おわりに

本研修では、裁判官を対象とする知財法に関する研修を担当する講師を養成することを目的としていたところ、著作権法や商標法などの法令の内容や知財に係る制度について日本側の知見を提供することにより、研修参加者において講師に必要な知見の向上を達成することはできたものと思われる。他方で、効果的な研修を行うには、法令や制度の知識のみならず、講義手法の向上や教材の充実も不可欠である。本研修では、小泉教授に著作権法の講義の手法等について講義を行っていただいたが、今後の本邦研修においても、研修の効果に直結するアウトプットの部分に着目したものとどのようなプログラムが考えられるか、引き続き検討したい。今後、本研修の参加者の中から一人でも多くの方がインドネシアにおいて研修の講師を担当することを期待している³⁰。

商標法ガイドブックの作成との関係では、掲載すべき内容やガイドブック自体の位置付けについて、実務の現場にいる裁判官から意見を聴くことができたのは大変有意義であったといえる。今後の本邦研修においても、プロジェクトの活動内容について研修参加者に意見を聴く機会を設けたい。

先例の位置付けについては、インドネシアにおいて「重要判決」や「判例」を定義する指針が作成されて先例が制度化されているにもかかわらず、裁判官の間では先例に従う意識が乏しいことが分かり、このことが裁判官の判断内容にばらつきが生ずる一因になっているのではないかとの意見が研修参加者から出された。このことは、知財に係る事件処理の予見性の向上を目的の一つとする本プロジェクトの活動内容に少なからず関係する問題であり、今後の本邦研修においても扱う意義のあるテーマといえよう。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れてい

²⁹ 本研修には、知財に関しては刑事事件のみ担当している裁判官も参加していた。

³⁰ 本研修の後、3月にバンダ・アチエで実施されたショートコース（短期間のセミナー）では、本研修に参加したアイナル・マーディア氏が著作権法の講師を担当されたそうである。

ただいた各機関の担当者の方々，研修監理員を務めていただいた呼子紀子氏及びクスワン・ワヒユウ・ムリアント氏，その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に，心よりお礼を申し上げたい。

インドネシア法整備支援第13回本邦研修 研修参加者名簿

| | |
|----|--|
| 1 | バンバン・ヘリー・ムルヨノ |
| | Mr. Bambang Hery Mulyono 司法研修所教育研修部長 |
| 2 | パハラ・シマンジュンタク |
| | Mr. Pahala Simanjuntak 司法研修所教官, 高等裁判所判事 |
| 3 | エリタ・ラス・ギンティン |
| | Ms. Elyta Ras Ginting 司法研修所教官, 高等裁判所判事 |
| 4 | マルスーディン・ナインゴラン |
| | Mr. Marsudin Nainggolan 法務司法研究開発所研究員, 高等裁判所判事 |
| 5 | ニルワナ・ディルハムザ・パナンラン |
| | Ms. Nirwana Dirhamzah Pananrang マカッサル高等裁判所判事 |
| 6 | アイナル・マーディア |
| | Ms. Ainal Mardhiah パンダアチエ地方裁判所長 |
| 7 | アルベルトウス・ウサダ |
| | Mr. Albertus Usada 中央ジャワ高等裁判所長 |
| 8 | カーミン・トハリ |
| | Mr. Khamim Thohari ジャヤブラ地方裁判所長 |
| 9 | ファーレン・マルパウン |
| | Mr. Fahren Marpaung メダン地方裁判所判事 |
| 10 | アグン・スヘンドロ |
| | Mr. Agung Suhendro 中央ジャカルタ地方裁判所判事 |
| 11 | イ・マデ・スバギア・アスタワ |
| | Mr. I Made Subagia Astawa スラバヤ地方裁判所判事 |
| 12 | バンバン・ヌルチャヨノ |
| | Mr. Bambang Nurcahyono マカッサル地方裁判所判事 |
| 13 | トゥティ・ハルヤティ・アブドゥシャマッド |
| | Ms. Tuty Haryati Abdushamad 中央ジャカルタ地方裁判所判事 |
| 14 | アンドレアス・プルワンティオ・スティアディ |
| | Mr. Andreas Purwantyo Setiadi スマラン地方裁判所副所長 |
| 15 | スリティ・ヘスティ・アスティティ |
| | Ms. Sriti Hesti Astiti 判事, 最高裁判所副長官補佐 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 下道良太 (SHITAMICHI, Ryota)
国際専門官 / Administrative Staff 今村佳織 (IMAMURA, Kaori)

インドネシア法整備支援第13回本邦研修日程表

【担当教官:下道良太 担当専門官:今村佳織】

| 月 | 曜 | | | | |
|--------|---|-------------------------------|-----------------|------------------------------|------------|
| 1 | 日 | 入国 | | | |
| 1 / | 月 | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 14:30 |
| 27 | | JICAブリーフィング | JICA東京(TIC) | ICDオリエンテーション | 15:00 |
| | | | | | 17:00 |
| | | | | | TIC |
| | | | | | 国際協力部・下道教官 |
| 1 | 火 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 |
| 28 | | 【発表・意見交換】インドネシアにおける著作権関連事件の状況 | TIC | 【発表・意見交換】インドネシアにおける先例拘束性について | TIC |
| | | 研修参加者, 東京大学・玉井克哉教授(モデレーター) | | 研修参加者, 玉井教授(モデレーター) | |
| 1 | 水 | 10:00 | 12:30 | 14:30 | 16:30 |
| 29 | | 【訪問】日本音楽著作権協会(JASRAC) | | 【訪問】経済産業省 | |
| 1 | 木 | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 17:00 |
| 30 | | 【講義】著作権法の概要 | 法務総合研究所長主催意見交換会 | 【講義】著作権法の概要 | |
| | | 桜坂法律事務所・林いづみ弁護士 | 法務省赤れんが棟 | 林弁護士 | 赤れんが棟 |
| 1 | 金 | 9:30 | 11:30 | 13:45 | 16:30 |
| 31 | | 【意見交換】商標法の論点 | TIC | 【訪問】東京地方裁判所 | |
| | | 研修参加者, 長期派遣専門家, 国際協力部教官 | | | |
| 2 | 土 | | | | |
| 2 | 日 | | | | |
| 2 | 月 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 |
| 3 | | 【講義】著作権法の論点 | TIC | 【講義・意見交換】著作権法の講義の準備・手法 | TIC |
| | | 慶應義塾大学大学院・小泉直樹教授 | | 小泉教授 | |
| 2 | 火 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 |
| 4 | | 【講義】日本の裁判における先例の意義 | TIC | 【発表・意見交換】研修の振り返り等 | TIC |
| | | 国際協力部・下道教官 | | 研修参加者, 長期派遣専門家, 国際協力部教官 | |
| 2 | 水 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 |
| 5 | | 【講義】商標法の概要 | TIC | 【講義】商標法の概要 | TIC |
| | | ユアサハラ法律特許事務所・飯村敏明弁護士 | | 飯村弁護士 | |
| 2 | 木 | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 17:00 |
| 6 | | 【訪問】警視庁 | | 【講義】日本の著作権関連事件の主要な判例・裁判例について | |
| | | | | 知的財産高等裁判所・國分隆文判事 | 赤れんが棟 |
| 2 | 金 | 9:30 | 11:15 | 11:15 | 11:30 |
| 7 | | 総括質疑・意見交換・評価会 | TIC | 修了式 | TIC |
| 2 | 土 | 出国 | | | |
| 8 | | | | | |

【研修等実施履歴】

2020年2月から同年4月までの間に、当部が実施した研修等は下記のとおりです。
研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

(1) 第65回ベトナム法整備支援研修

日 時 2020年2月23日（日）から同年3月7日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 法令等の整合性確保に向けた契約，担保制度，ADRの制度整備と運用改善

担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり，国際専門官 本間基之

(2) ラオス法の支配発展促進プロジェクト「民法典」第5回本邦研修

日 時 2020年2月27日（木）から同年3月7日（土）まで¹

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 新民法典条文解説書作成支援

担 当 国際協力部教官 前田佳行，国際専門官 執行優里

(3) ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第18回本邦研修

日 時 2020年3月1日（日）から同月5日（木）まで²

場 所 JICA東京

テーマ 知的財産に係る裁判及び関連制度とその実務

担 当 国際協力部教官 村田邦行，下道良太，国際専門官 吉田有里

2 共同研究

令和元年度東ティモール共同法制研究

日 時 2020年2月15日（土）から同月24日（月）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 不動産登記法制及び司法制度について

担 当 国際協力部教官 大西宏道，鈴木一子，国際専門官 田島裕幸

¹ 本研修期間は、当初、2020年2月27日（木）から同年3月13日（金）までを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、研修期間を短縮して実施しました。

² 本研修期間は、当初、2020年3月1日（日）から同月14日（土）までを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、研修期間を短縮して実施しました。

3 シンポジウム

第21回法整備支援連絡会

日 時 2020年2月14日(金)

場 所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

関西会場：JICA関西「ブリーフィングルーム」

(各会場をTV会議システムで接続)

テーマ Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之, 小谷ゆかり, 国際専門官 豊田安史, 執行優里

国際専門官の世界

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

国際専門官 本間基之

1 はじめに

“国際専門官”という肩書きを聞くとどのような仕事をしている人を想像されますか？

私が国際専門官になる前、国際専門官とは、英語がペラペラ、英語で仕事をこなし、取り扱う資料の8割は外国語、世界中を飛び回っている、海外の会議に出席してスマートに立ち振る舞い、夜は華やかなパーティーに参加して世界中の人々と談笑、というようなグローバルで華やかなイメージを抱いていました。

しかしながら、国際専門官になるまで、具体的にどのような仕事をしているのかはよく分かりませんでした。そこで、今回の「専門官の眼」では、国際協力部の仕事に従事する国際専門官にフォーカスを当て、法整備支援を陰ながら支えている国際専門官の知られざる一面を御紹介したいと思います¹。

ICD NEWSを毎号読んでいただいている方も、今回初めてICD NEWSを読まれる方も、国際専門官という存在は知っているけど本当は何者なの？という方も、実はあまり知られていない国際専門官の世界を覗いていただけますと幸いに存じます。

2 国際事務部門

まず初めに、国際専門官が所属する組織と私の経歴について簡単に御紹介します。

国際専門官は、法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門に所属しております。この国際事務部門には、検察庁、法務局、矯正施設、出入国在留管理庁などの法務省の各庁出身者が在籍しており、庶務担当、企画担当、経理担当、研修第一担当及び研修第二担当の5つの担当で構成されております。今回フォーカスを当てる国際協力部の仕事に従事する国際専門官は、研修第二担当に所属しております。

私は、2019年4月に国際事務部門に配属となり、研修第二担当の国際専門官として国際協力部の仕事に従事して参りました。それ以前の私の経歴を簡単に御紹介いたしますと、東京地方検察庁で検察事務官として10年間勤務しておりました。その間、国際分野に興味があった私は、異動希望に国際分野の部署を3年間書き続けたり、検察庁が実施している外国語研修を受けさせていただいたり、独学で英語の勉強をしたりしていました（残念ながら勉強の効果はほとんど見られませんでした）。それまでのわずかながらの努力の甲斐もあってか、昨年度、念願の国際事務部門に異動になり、国際専門官として今に至ります。

¹ 既刊のICD NEWS「専門官の眼」では、国際専門官の一日の流れや個々の国際専門官の体験談が綴られておりますので、よろしければそちらもご覧ください。

3 いまさら聞けない？法整備支援とは

次に、国際協力部と法整備支援について御説明いたします。

国際協力部は、法務省が国際協力の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等の関係機関と協力して、アジア諸国に対する“法整備支援活動”を行っております。

いやいや、法整備支援活動ってなに？という疑問を抱く方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ICD NEWSを読まれている方からすれば、「フッ、何をいまさら」と思うかもしれませんが、案外、法整備支援ってなに？と思っている方が多いのもまた事実でございます。恥ずかしながら私も国際専門官になる前は法整備支援について全く知りませんでした。そこで、簡単ではございますが、法整備支援とは何なのかについて御説明したいと思います。

先ほど、アジア諸国に対して法整備支援活動を行っているとお伝えしましたが、このアジア諸国というのは、いわゆる開発途上国のことです。開発途上国では、法律の整備やその運用が不十分であるという問題が生じています。そういった国々に対して、法律（法令）を作るサポートであったり、法律の運用を改善するサポートを行っております。これらのサポートのことを法整備支援と呼んでいます。

法整備支援の具体的な内容としましては、①基本法令の起草支援、②制定された法令が適正に運用・執行されるための制度の整備支援、③法律家等の人材育成支援の3つを基本的な柱とし、これらの支援を実現するために、国際協力部は関係機関と協力して、支援対象国に対して、日本国内での研修の実施、現地セミナーへの講師の派遣、現地へのアドバイザー型専門家の派遣等を行っております。

法整備支援は、これらの支援活動を通じて、「人・力による支配」ではなく、「法の支配」の確立を目指しております。

以上が、法整備支援についての説明になります。簡単ではございますが、法整備支援についてイメージしていただけたでしょうか。

4 国際専門官の世界

それでは、法整備支援に携わる国際専門官について、その業務内容を通して御説明したいと思います。

(1) サブとロジ

この“サブ”、“ロジ”という言葉聞いたことはありますか？

私は聞いたことがありませんでした。知りませんでした。はい、何も知らずに国際専門官になりました。

サブというのは、サブスタンス（Substance）の略で、各種研修等のカリキュラムやプログラムの実質的な内容、またはそれに関連した業務のことを言います。

ロジというのは、ロジスティックス（Logistics）の略で、サブを実施するために必要な、会場、車両、通訳等の各種手配などの周辺業務のことを言います。

国際協力部には、教官²と呼ばれる方が所属しており、教官がサブ面を担当し、国際専門官はロジ面を担当しております。・・・あれ、国際専門官ってなんか地味じゃね？と思われたそこのあなた。はい、悲しいかな非常に地味なお仕事でございます。仕事はほとんどデスクワーク、書類作成や関係機関との連絡調整に明け暮れております。華やかなパーティーはどこへ行ったのでしょうか。しかし、ロジ面はとても大事なお仕事です。格好良く言えば後方支援です。教官が表舞台で活躍するためには、専門官の存在は欠かせないのです。専門官は陰ながら努力し、見えないところで汗水垂らして、時には胃をキリキリとさせながら、身を粉にして働いているのです。そんな陰ながら支えている国際専門官のおかげで、国際協力部は今日も法整備支援を行えるのです。

少し大げさに書いてしまいましたが、そんな国際専門官にも、もちろん魅力的な部分があります。国際専門官の業務を大きく分けると、研修、海外出張、シンポジウム、ICD NEWSの4つに分けることができますので、それぞれの魅力をお伝えしながら、実際の業務を簡単に御説明いたします。

(2) 研修

上記3の後半に、法整備支援を実現するため日本国内での研修を実施していると記載しましたが、この研修のことを我々は“本邦研修³”、“共同研究⁴”などと呼んでおり、支援対象国の立法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）を日本に招いて、実際に日本の社会や組織に身を置いて、知識や技術を学んでもらうための研修として実施しています。

研修のカリキュラム等サブ面は教官が考えますが、我々国際専門官はこの研修が円滑に実施できるように関係機関と協力して、研修会場の確保、研修参加者の移動手段の確保、通訳人の確保、講義資料の翻訳等の準備をします。そのほか、日本に来る研修参加者に日本の文化や歴史に触れていただくための土日の活動プランを考えたりもします。そして、これらの研修準備は、研修開始の約3か月前から始めます。時間をかけて念入りに準備し、充実した研修を実施することがより良い法整備支援につながるのです。

もちろん、準備だけでなく、研修実施期間中も専門官は大忙しです。研修会場の設営、講師の方や通訳人の対応、講義風景の写真撮影、研修参加者の対応をします。一つの研修で来日する研修参加者は15名から多いときは25名くらいになります。日本が初めての方も多いため、移動等不慣れな場面は専門官が誘導、案内をします。外国人の対応は、文化の違いから日本人の感覚と違う面が多々ありますので慣れるまで大変ですが、そこがまた面白い面でもあります。研修を担当する専門官の一番の魅力は、なんと言っても研修参加者との交流です。研修参加者とコミュニケーションを取ると、考え方や価値観、文化の違いを肌で感じることができ、自分の世界を広げてくれます。また、仲良くなって連絡先を交換し、研修後も連絡を取り合ったり、彼らの国へ出張

² 令和2年度の国際協力部には裁判官、検察官、民事局出身の方が教官として所属しています。

³ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催する国際研修

⁴ 法務省法務総合研究所国際協力部が主催する国際研修

に行くことがあれば、再会を祝したりします。ちなみに研修参加者とは、英語、現地語、Google 翻訳を駆使してコミュニケーションを取ります。また、研修期間中の専門官は研修を円滑に実施するため、常に二手、三手先を読みながら行動します。格好良いですね。こうした専門官の活躍により、円滑な研修を実施することができています。

(3) 海外出張

グローバルな響きですね。国際専門官の魅力の一つと言えば、やはり海外出張です。専門官は年に何回か海外出張をする機会があり、行き先は主に法整備支援対象国のある東南アジアや中央アジアです。昨年度、私は韓国とウズベキスタンの2か国に出張する機会をいただいたのですが、韓国へは第20回日韓パートナーシップ共同研究⁵の実施運営のため、ウズベキスタンへはウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との協力覚書締結式⁶に出席するため出張しました。他の専門官は、インドネシア、ネパール、ラオス、スリランカ、東ティモール等へ出張し、それぞれ貴重な経験をするとともに現地の美味しいごはんを堪能していました。もちろん遊びに行っているわけではなく、海外出張中は現地調査や現地セミナーの実施、共同研究の実施運営、現地関係者と協議を重ねて関係性のさらなる強化を図る等、専門官は研修と同様に海外でも仕事に打ち込みます。その合間に、たまたま現地の方のご厚意により観光名所と呼ばれる場所へ案内していただいたり、たまたま現地の方のご厚意により美味しいお店を教えていただいたりするだけです。また、海外出張に行く際は、海外出張手続、フライトの予約、ホテルや車両の手配、訪問先との調整等事前準備は大変ですが、やはり海外出張は貴重な経験です。百聞は一見に如かずと言うだけあって、実際に現地を視察するのとならないのでは、法整備支援活動にも大きな差が生まれます。専門官もその一端を担っていますので、現地の状況を把握することが不可欠なのです。海外出張の機会が得られた際は、その辺を意識しながら仕事に打ち込み、現地の特徴や文化を楽しみましょう。

(4) シンポジウム

国際協力部には、二大シンポジウムがあります。

“法整備支援へのいざない⁷”と“法整備支援連絡会⁸”です。

平たく言うと、法整備支援へのいざないは法整備支援初心者向けの公開シンポジウ

⁵ 日本及び韓国の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、研究の成果を各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として実施する国際協力部の活動の一つであり、日本で実施する日本セッションと韓国で実施する韓国セッションの2つのセッションで構成されています。ICD NEWS 81号に本共同研究についての詳細が掲載されておりますので、よろしければ併せてご覧ください。

⁶ 司法分野での人材育成のための相互支援の増大を目指し、これまでの友好・協力関係を更に発展させるものとして、2019年7月25日にウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で司法分野における協力覚書(Memorandum of Cooperation)を締結しました。

⁷ 若い世代(学生、司法修習生、若手法曹・研究者)に法整備支援を知ってもらい、法整備支援の担い手、理解者を増やすことを目的にした公開シンポジウム。

⁸ 法整備支援に携わる関係者間の情報交換・支援の在り方に関する意見交換の場として開催する公開シンポジウム。

ム、法整備支援連絡会は中上級者向けの公開シンポジウムです。いずれも100人以上の規模で実施しております。その数を聞いただけでも想像がつくと思いますが、準備は非常に大変です。設営業者等を手配するのではなく、すべて教官と専門官において準備をします。もちろん一般業務や研修等と並行して準備、実施をするので、この時期は教官も専門官も大忙しです。時には終電ギリギリまで残業することもあります。その努力の甲斐あってか、突然のトラブルに見舞われながらも、毎回素晴らしいシンポジウムを開催することができております。無事に終了した後のビールがひとしお美味しいことは言うまでもありません。

いずれのシンポジウムも、開催する際は広報活動をしておりますので、興味がありましたら、是非一度、シンポジウムへお越しください。

(5) ICD NEWS

今お手元にありますこのICD NEWSですが、実はこれ、専門官が編集作業をしております。製本の過程は業者をお願いしておりますが、掲載する原稿の編集作業や印刷業者との調整等は専門官において行っております。もし、活字を見ると興奮する、本の編集作業に興味があるなどの方ですと、面白い業務だと思います。逆に、活字を見ると蕁麻疹が出る・・・というような方ですと、この編集作業は苦痛かもしれません（笑）。ちなみに私は後者なので、歯を食いしばりながら今号の編集作業をしております。

(6) まとめ

国際専門官の業務を4つ挙げさせていただきました。要は、これらの業務を円滑に実施、運営するためにロジ面を整えるというのが国際専門官の主な仕事になります。また、国際専門官をするにあたって大切なのは、スケジュール管理、コミュニケーション能力、柔軟な対応と笑顔です。特別な能力は必要ありません。あえて言うなら英語ができれば怖いものなしです。

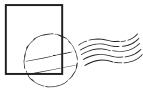
5 おわりに

いかがでしたでしょうか。知られざる国際専門官の世界を垣間見ることはできましたでしょうか。あまり表に出てくる職業ではありませんので、一見すると地味でつまらなそうな仕事に思えるかもしれませんが、しかし、実はこれが本当に面白い仕事ばかりです。本稿ではお伝えしきれなかった魅力がまだまだあります。私自身、検察事務官をしているときには得られなかった貴重な経験を重ねることができました。初めて経験する業務や体感する異文化など、言葉では言い表せない苦労や感動があります。国際専門官になってたったの1年ですが、この1年で自分の世界は間違いなく広がったと感じております。この仕事に出会えて本当に良かったと思っております。

今回の「専門官の眼」を読んで、少しでも国際専門官という仕事に興味を湧いたあなた。もともと国際分野に興味があるあなた。興味はあるけど英語ができないから自信がないと悩んでいるあなた。国際事務部門はそんなあなたをいつでもお待ちしております。英語が

できなくても大丈夫です。私も「挨拶＋一言フレーズ」レベルですが無事に国際専門官をしております。一緒に勉強していきましょう。もし、少しでも興味が湧いたのならその瞬間がチャンスです。何かを始めるのに必要なものは少しの好奇心ぐらいです。

この国際という舞台で、あなたの世界、広げてみませんか？



各国プロジェクトオフィスから

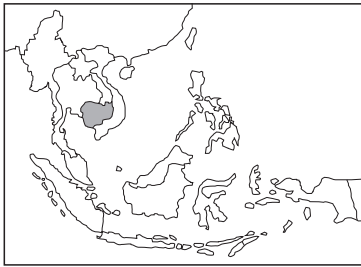


ベトナム政府の公式発表によれば、本年4月29日現在、新型コロナウイルスの国内の累計陽性患者数は271名（うち221名は既に回復）、死者はゼロです。統計に対する評価は様々あり得ますが、本年3月以降、同ウイルス感染が世界的に急速に拡大し続けている中でこの数字は、ベトナム政府の対応が成功例の一つであることを示していると言ってよいと思われます。

ベトナムの対応が成功した理由の一つに、ベトナム政府が初期段階から厳格な管理を行ってきたことがあるのは確かです。ベトナムでは、もともと、SARSのときの苦い経験があるためか、本年1月末の時点で早々に中国からの入国者を制限したり、2月初頭から全国の学校を休校措置とするなど、当初から国内での感染拡大に対してかなり強い警戒感を示していました。また、その後も、罰則付きで、公衆でのマスクの着用を義務付けたり、外出禁止の指示を出したり、感染者等を隔離したり、感染者が出たエリアを容赦なく封鎖をするなど、次々と厳しい封じ込め対策を実施してきました。

このような対応ができたのも、ベトナムが社会主義国家だからと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。その体制ゆえに、トップダウンで物事を迅速に決定しやすいのは確かでしょう。しかし、他の社会主義諸国が同様の成果を収めているのかというと、必ずしもそうではないようにも見受けられます。驚いたのは、イギリスのある会社を実施した調査によれば、ベトナム国民の93%が国のコロナ対策に満足している（国民の満足度世界第1位！）という点です。国による補償も、一律の給付というものはなく、一人当たり月額約8,400円の休業補償（最大3か月）は、月額約3万円と言われる平均賃金額に照らしても、決して高額ではありません。そのような状況では、当然、日々の生活も大変で、我慢を強いられることの方が遥かに多いはずなのですが、それでも多くの国民が国の対応に満足しているというのです。この現象をどう見ればよいでしょうか。それは、このような未曾有の緊急事態において、何が大切であり、どうすべきであるのかということ、他ならぬ国民一人一人が自分のこととして考え、行動しているからであるように思われてなりません。ベトナムの成功のカギを握っていたのは、その体制もさることながら、実は、たとえ窮屈な状態であっても、我慢しなければならないときであることを理解し、誰かに文句を言うこともなく、淡々と自制することができる、そんなベトナムの人々の心の在りようにあったのではないかと思います。依然として新型コロナウイルスが猛威を振るっている渦中において、そんな人々からなるベトナムという国の芯の強さを感じさせられた次第でした。

（ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介）



4月6日のJICA本部での審議の結果、カンボジアも避難一時帰国の対象国となり、4月10日までの間に、カンボジア赴任中の当プロジェクトの全専門家が一時帰国しました。篠田陽一郎専門家は3月31日に離任し、後任の内藤裕二郎専門家は3月23日にカンボジアに派遣される予定だったものの、派遣は当面の間延期となっています。一時帰国した専門家も、5月末現在、いつ再赴任できるのか目途が立っていません。

避難一時帰国が決まったのは、日本で緊急事態宣言が発令される直前でした。新型コロナウイルス感染症の日本国内での蔓延防止のため、帰国の翌日から14日間は指定場所での待機が必要で、待機宿泊先や成田空港から同宿泊先までの移動手段を確保するにも、緊急事態宣言発令の影響を見越して、ホテルやタクシー会社からは、「場合によっては直前のキャンセルがあり得る」などと言われてしまい、なかなか確定しませんでした。

日本で緊急事態宣言が発令された当日、カンボジアでは、フンセン首相の記者会見があり、4月13日から16日までのクメール正月の祝日を延期することが発表されました。この時期、多くのカンボジア人が田舎に帰るので、人の移動によって感染が拡大するのを防ぐためのようです。

カンボジアでは、4月12日から1か月以上の間、新規感染者を出すことなく、感染者数は122名に止まっていますが、その後3名の感染者が出て、5月末時点で感染者数は125名です。新規感染者がこれ以上出ることなく、早期に収束することを祈るばかりです。

司法省長官は、専門家が一時帰国した後も、WG会合の実施に強い意欲を示しており、内藤専門家を含めた全専門家が、オンライン会議システムを利用して日本とカンボジアをつなぎ、ミーティングやWG会合を実施しています。

世界的に、新型コロナウイルス感染拡大が一刻も早く終息し、今までどおりの活動ができることを願ってやみません。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



この度、2020年4月23日をもって長期専門家としての任務を終えました。コロナウイルスの影響により、3月末日をもって日本に帰国し、その後は日本で業務を行った上での任期満了となりました。

慌ただしい帰国となりましたが、コロナウイルスの影響によりラオス国内も大きな影響を受ける中にも関わらず、プロジェクトスタッフを始め皆さんの親切な対応に心温まる感動を覚えながらの帰国となりました。

思えば、赴任した2年前、ぼっと出てきた私に対するラオスのカウンターパートの皆さんの温かな接し方に驚き、ラオスの方々とプロジェクトがこれまで築いてきた厚い信頼関係を感じずにはいられませんでした。そして、そのプロジェクトに対する信頼は、2年経ち離任を迎える段階になっても変わりませんでした。

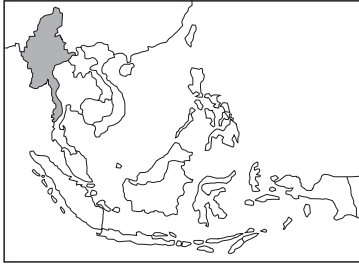
私自身の果たした役割を思えば心許ないものですが、長い間、関係者の方々が果たしてきた大きな成果に改めて尊敬の念を覚えます。

現在、プロジェクトの活動は様々影響を受けておりますが、事態が収束し、またこれまでのような活動に戻れることを願ってやみません。

私自身も今後もまた何らかの形で法整備支援に関わることができればと思っております。

最後になりますが、在任中は、多くの方々にプロジェクト活動にご協力いただきました。全ての方に心より感謝申し上げますとともに、今後もプロジェクトに対するご支援とご協力を宜しくお願い申し上げます。

(元ラオス長期派遣専門家(弁護士) 佐竹 亮)



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ミャンマー法整備支援プロジェクトは4月12日までに専門家4名全員が避難一時帰国せざるを得なくなりました。ミャンマーでは医療設備に不安があることが主な理由です。

一方で社会的な行動規制は日本より厳しい措置が国内での感染拡大前からとられており、飲食店の営業制限、公共交通機関の制限などが実施されたほか、4月10日から約1週間続くミャンマー正月中は、都市部の管区政府により外出禁止令が出され、多くの市民が従っていました。既に感染者が発見されているホテルや病院もロックダウンが行われており、ミャンマー政府の対応は諸外国の措置を参考にした素早いものと言えると思います。

何より、国境の入国制限は厳しく、特に空路では、ヤンゴン国際空港の航空機の離発着が原則禁止となるなど、強力な措置がとられました。5月10日には唯一の日本直行便もしばらく運休するようです。

このような状況ですので、日本及びミャンマーの感染拡大が完全に収まらない限り、日本からミャンマーへの入国は拒否される状況が続くと予想されます。一刻も早く日本の感染拡大が終息することを願ってやみません。今後の活動が相当停滞してしまうことは避けられないと思いますが、幸い、我々プロジェクトには優秀なナショナルスタッフが3名おり、今後、再赴任ができない間も、彼らとメールやテレビ会議を通じて、リモートで活動することになります。現在、プロジェクト内や、カウンターパートとの間で、複数のテレビ会議システムを試しながら、手探りで活動の新しい形を作っています。

世界的な非常事態ですが、決して悲観することなく明るく前向きに活動を維持していきますので、引き続き皆さまのご指導を賜りますようお願いいたします。

皆さまのご健康をお祈りいたします。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



インドネシアでは、既に数千人のコロナウイルス感染者が出ており、コロナウイルス問題への対策として、外国人の入国制限、ジャカルタや複数の州での行動制限等の措置が講じられています。

インドネシア在住の日本人の多くが帰国しており、我々専門家に対してもJICAインドネシア事務所より一時帰国の指示が出され、当プロジェクトの専門家は家族とともに全員帰国しました。

当職の子供が通っているジャカルタ日本人学校は、コロナウイルス問題で、6月まで授業は行われない予定です。4月現在、インドネシアに残っている生徒数は150名程度（総生徒数約1000人）

とのことです。日本人学校で、コロナウイルス問題を受けて先生方を帰国させるべきか議論がなされたときに、先生方が、涙ながらに「残っている子供たちも沢山いるのに、私たちが帰るわけにはいきません。」と言っていたと友人から聞きました。当職はジャカルタ日本人学校の卒業生なのですが、これを聞いて母校にとっても誇らしい気持ちになりました。

コロナウイルス問題に対して、色々なところで責任をもって戦っている方々がいます。当職も今できることをしっかりやったいこうと思います。

この問題が一体いつまで続くのか、全く分からない状況ですが、早急に終息することを祈っております。

皆様もくれぐれもご自愛ください。

引き続きどうぞよろしくお願い致します。

(インドネシア長期派遣専門家 廣田 桂)

－編集後記－

I C D NEWS 83号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、三村量一弁護士より「ミャンマーと私のかかわり－法整備支援の経験から－」と題して御寄稿いただきました。ミャンマーにおける知的財産法制度整備の歴史的背景と共に、先生がこれまで携わってこられたミャンマーにおける知的財産法整備の支援について御紹介いただいております。省庁の垣根を超えた法整備支援活動の実情から、様々な視点での議論を通じて法案作成作業の段階から司法での権利実現を見据えた法整備支援の重要性について気付かされました。

寄稿では、ミャンマー法整備支援プロジェクト長期専門家の小松様より「コロナ危機下の法整備支援のあり方について」と題して、新型コロナウイルスによる世界的パンデミックの影響を受けている中、法整備支援事業としてどのような活動ができ、また、すべきであるかについて御紹介いただいております。このような危機的状況だからこそ、自分が何をすべきか、何ができるのか、様々な気付きの視点を得ることができる内容となっておりますので、是非ご覧ください。

「外国法制・実務」では、ベトナム、ラオス、中国及びウズベキスタンにおける法制度等について、各国の長期派遣専門家から御紹介いただいております。また、ウズベキスタンの記事は、昨年度発刊しましたI C D NEWS英語版に御寄稿いただいたネマトフ・ジュラベック氏の「ウズベキスタンにおける新しい行政法改革」の日本語版になります。各国の法律や支援活動を巡る実状を知ることができる貴重な記事ですので、是非ご覧ください。

「活動報告」では、第21回法整備支援連絡会、カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結、ラオス首相府とJICAプロジェクトの共催による共同セミナー、第1回スリランカ本邦研修及びインドネシア法整備支援第13回本邦研修について御紹介しています。

法整備支援連絡会では「Access to Justiceの向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」と題して、国内外の法整備支援関係者を迎え、活発な議論が交わされた様子がお分かりいただけたと思います。

「専門官の眼」では、知られざる国際専門官の世界をテーマに、国際専門官の業務内容やその魅力をお伝えできればと思い寄稿させていただきました。拙稿を読んでもいただき、将来、国際協力の現場を志す仲間が増えてくれると幸いに存じます。

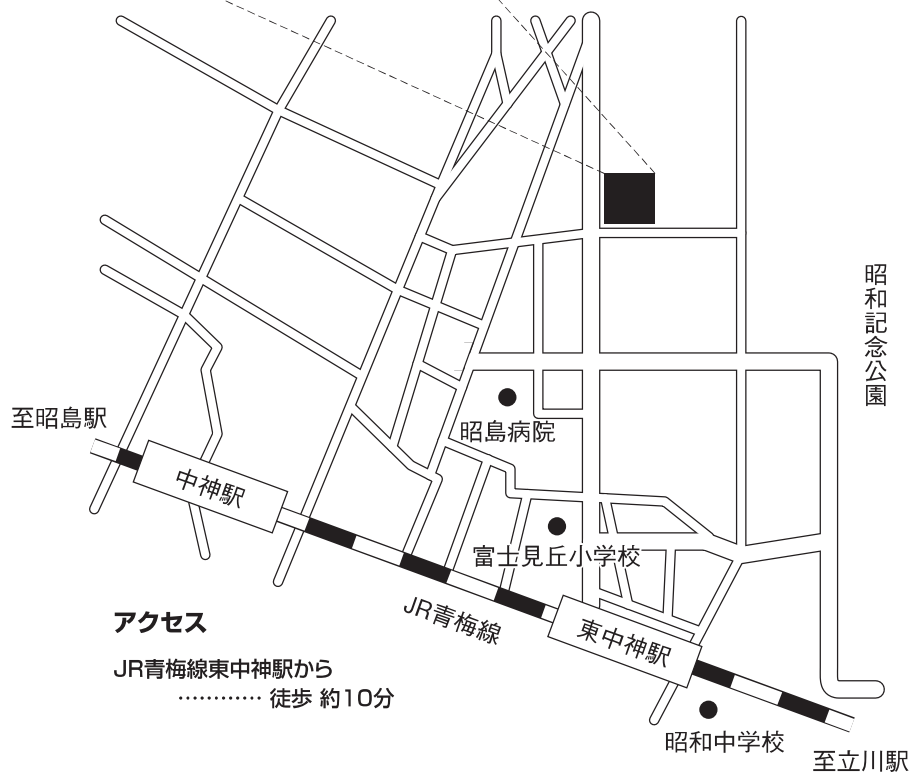
最後になりましたが、御多用の折、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

国際専門官 本間 基之



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2020年6月

